

# 菅浦の湖岸集落景観 保存活用計画報告書



平成 26 年 3 月 滋賀県長浜市



惣の焼印

## 序 文

長浜市は、伊吹山系の山々と碧く美しい琵琶湖に囲まれた自然豊かなまちです。緑の山々や野鳥が集う湖岸風景、複雑に入り組んだ湖岸線が特徴的な奥琵琶湖など優れた景観を有しています。

また、歴史も古く縄文時代には人の生活した足跡を見ることができます。琵琶湖岸に面した山々に築かれた史跡古保利古墳群、戦国時代を代表する史跡小谷城跡、羽柴秀吉の長浜城跡、信仰の島である竹生島の国宝宝厳寺唐門、国宝都久夫須麻神社本殿、向源寺の国宝十一面観音立像に代表される地域の人々の信仰によって守られてきた観音像など多くの歴史遺産があります。

この度、保存活用計画を立案しました西浅井町菅浦の集落は、重要文化財「菅浦文書」に代表される歴史の深い地域です。

菅浦は、奥琵琶湖の葛籠尾崎の先端近くに位置し、山並みと琵琶湖に囲まれた自然豊かな景観を有する地域です。菅浦の人々は、古くから山並みと琵琶湖に面した地域の特性を活かし、様々な生業によって生活をしてきました。

この菅浦の人々によって形成され伝えられてきた美しい文化的景観を地域で守り、次世代へと継承されることを願うものであります。

本計画をまとめるにあたり、長浜市文化的景観保存活用委員会委員の皆様を始め地域の方々、関係者のご協力に深く感謝申し上げます。

平成26年3月

長浜市教育委員会 教育長 北川 貢造

---

# 目次

---

## 第Ⅰ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

### 第1章 位置と環境

- 1. 地理的環境..... I-1
- 2. 歴史的環境..... I-3

### 第2章 「菅浦の集落景観」の特性

- 1. 自然特性..... I-8
- 2. 歴史的特性..... I-31
- 3. 集落景観..... I-89
- 4. 生活と景観..... I-133
- 5. 生業が作り出す景観..... I-151

### 第3章 文化的景観の特性と価値

- 1. 文化的景観の特性..... I-175
- 2. 文化的景観の本質的価値..... I-177

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

### 第1章 保存範囲の特定

- 1. 計画の目的..... II-1
- 2. 検討体制と経緯..... II-2
- 3. 位置の特定..... II-4
- 4. 範囲の特定..... II-5

### 第2章 基本方針

- 1. 保存管理に関する基本方針..... II-7
- 2. 整備活用に関する基本方針..... II-9
- 3. 運営体制に関する基本方針..... II-11

### 第3章 保存管理

- 1. 土地利用の方針..... II-12
- 2. 行為規制の方針..... II-13
- 3. 現状変更等の取り扱い基準..... II-21
- 4. 文化的景観における重要な構成要素..... II-23

### 第4章 整備活用

- 1. 全体に共通する考え方..... II-47
- 2. 整備・活用の具体的な手法..... II-47

### 第5章 運営管理及び連携体制

- 1. 地域住民..... II-49
- 2. 行政..... II-50
- 3. 学識者・NPO等団体など..... II-50

## 例 言

1. 本書は、滋賀県長浜市西浅井町菅浦に所在する景観を対象に実施策定した保存調査報告書、保存計画書である。
2. 事業は、長浜市教育委員会が主体となり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて国庫補助事業の適用を受け、文化的景観保護推進事業（菅浦の文化的景観保護推進事業）において実施した。
3. 保存調査及び保存計画の検討は長浜市教育委員会が設置した「長浜市文化的景観保存活用委員会」（委員長 金田章裕 人間文化研究機構 機構長）主体となり実施した。
4. 内容については、委員会における検討内容を反映しているが、執筆に関しては、委員による記名原稿となっている。また、調査内容により委員以外の執筆者による項目がある。なお、執筆者の一覧は巻末に記した。
5. 本書の編集は、長浜市教育委員会文化財保護センターが担当し、(株)新洲に業務委託した。
6. 本書に使用した写真の大部分は本事業中で新たに撮影したものであるが、撮影者や所有者がある場合は、各写真の下に（）書きで明記した。
7. 本書の刊行にあたり、多くの関係機関にご指導、ご協力を賜った。また、調査や資料提供に対し、ご協力をいただきました地域住民の方々に対し深謝申し上げる次第です。



西の四足門（四方門）

# 第 I 部

## 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査



スガの春祭り（幣祭り）

## 第1章 位置と環境

### 1. 地理的環境

菅浦地区は、滋賀県北部に位置し、大浦地区からは南へ半島状に5kmほど張り出した葛籠尾崎に向かう4kmほどの途上にある。滋賀県北部の地形は、福井県との県境部に野坂山地がほぼ東西に走っているが、近畿三角地帯の頂点部にあたるこの地域は、比較的新しい南北性の断層によって、地塊は南北の横ずれの動きだけでなく、地塊がブロック化されて垂直的にもブロック単位の傾動的な動きがあったものと思われる。そのため、湖岸線はブロック単位の複雑な沈降と隆起によるリアス式の様相を呈しているものと考えられる。そのリアス式半島状の一つが、菅浦地区が存する葛籠尾崎の山並みである。半島状の葛籠尾崎と西側対岸の海津大崎に挟まって大浦湾が南南西に開口しており、湾内奥へ行くに従い幅が狭まっている。この地域一体は、奥琵琶湖と呼称され、湖岸線は屈曲に富み、山並みから平地を経ずして湖に入る。奥琵琶湖の中でも、葛籠尾崎は北湖のほぼ中央にある竹生島を支えるかのように突出している半島であり、地形は特に険しく急な斜面は深い湖底にまで達しており、わずかに狭小な谷に平地を形成しているにすぎない。菅浦はこの葛籠尾半島の先端近くに営まれた集落である。

このことに関してさらに付け加えると、琵琶湖北湖は北北東の伸長方向を持ち、その長軸距離は40kmにもなる。南南西に開口する大浦湾の方向性と合致している。奥琵琶湖はとりわけ、盆地形の中にあって周囲の山並みが風を遮っているため、普段は鏡のような湖面を呈しているが、盆地形であるが故に特有の季節変化に伴う風が吹き、時に強風による白波が立つこともある。特に、夏から秋季にかけての台風は、台風の進路が琵琶湖北湖の伸長方向に沿うようなことがあると、気圧による湖面水位が上昇した中で、遮るものがない強風と大きな波が発生することは容易に想像できる。大浦湾（及び南向きに形成された菅浦地区集落）は、その矢面に立つことになり、先ほど述べた大浦湾の地形や急激に深さを増す特殊な湖底地形によってさらに風や波が収斂・増幅されることは間違いないであろう。おそらく、菅浦地区の平地では、浸水や波が打ち寄せることによる被害が度々あったと伝えられている。

また、断層によって葛籠尾崎や海津大崎などの半島状に琵琶湖に突出した湖岸は小さ

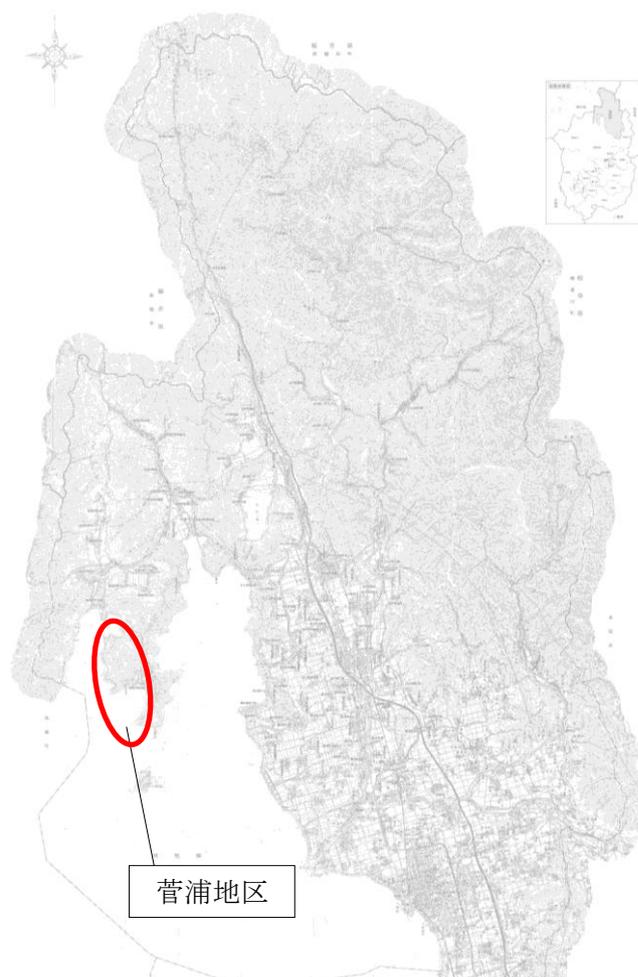


図 1-1-1 菅浦の位置

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

な谷川周辺を除くと平地が少なく、湖岸まで山塊が迫っていることが多い。菅浦地区も同様に、北西から南東に走る小さな谷川によって形成された扇状地形上（崖錘性堆積）と湖岸に沿うわずかな平地に集落がこぢんまりと形成されている。

滋賀県北部地域における地質は、広く分布している美濃・丹波帯の中・古生層および先に述べた野坂山地に分布する中生代の花崗岩類である。

この地域の中・古生層の岩石種は、輝緑凝灰岩や泥岩類、砂岩、石灰岩、チャートなどがあげられるが、半島状の葛籠尾崎においては、砂岩やチャートが広く分布し、砂岩層には、時に石灰岩のレンズ状の層を挟んでいる。しかし、産出するこれらの多くが、強い熱変成を受けており、砂岩・チャート・石灰岩 のすべてにおいてホルンフェルス化している。岩石をハンマーで叩くと金属音を発し、表面が風化している岩石でも破断面は、表皮を除いて新鮮な色合いを呈している。破断面は、非常に緻密で再結晶した小さな鉱物で構成されている。ホルンフェルス化した熱源については、調査域内に産出される岩石露頭は発見できなかったが、かつて、熱変成鉱物である磁鉄鉱を採鉱した鉱山跡があったことや半島東部の月出地先には石榴石が産すること、また、大浦や西隣の海津大崎先端部、葛籠尾崎の南に浮かぶ竹生島に花崗岩が産することから、野坂山地に分布する花崗岩体から派生する小岩体や支脈がこの地域にも及んでいるのではないかと思われる。

砂岩（熱変成）は、菅浦地区集落をはじめ、半島部の中部から北部にかけて分布している。また半島部南部はチャート（熱変成）が分布している。これらは、熱変成を受けてホルンフェルス化しているため、堆積時の層理的な構造よりも、熱変成後の断層等による構造的な動きによる小岩塊化が見られる。断層部では、一部粘土化し、鋭角的な小岩片層による断層破碎帯が存することがあるが、多くの場合は、10センチメートルから2メートルほどのいくつかの平面を有する方形の岩塊となっていることが多い。



図 1-1-2 菅浦の鳥瞰写真

## 2. 歴史的環境

## (1) 菅浦の古代

菅浦の地域に初めて人間が住み始めたのは縄文時代のことである。葛籠尾崎先端から東の琵琶湖の湖底に位置する葛籠尾崎湖底遺跡からは縄文時代早期の深鉢が出土している。

日指・諸河に面する奥出湾には縄文時代の諸川湖底A遺跡がある。この遺跡からはかつて鹿角製銚が引き上げられておりここにも縄文人の足跡が見られる。弥生時代では菅浦集落背後の山腹に菅浦遺跡がある。菅浦で古墳時代の遺跡については知られないが、周辺では塩津に前方後円墳1基円墳3基からなる県指定史跡塩津丸山古墳群が、葛籠尾崎の東対岸の西野山丘陵には前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳など130基が連綿と築かれた史跡古保利古墳群が、また西野山丘陵の南端には県指定史跡若宮山古墳（前方後円墳）が位置するが、これらの古墳は湖上交通を強く意識して築かれている。

菅浦の諸河には、奥出湾に面する北斜面に11世紀後半の瓦窯跡である滋賀県指定史跡諸川瓦窯跡がある。短期間の操業ではあるが近隣での寺院跡の存在が想定される。

奈良時代、菅浦は、万葉集に「高島の阿波の水門を漕ぎ過ぎて塩津菅浦今か漕ぐらむ」と詠まれた湖上交通の湊であった。また、菅浦と共に詠まれた「塩津」は琵琶湖から北陸へ通じる重要な港で、藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱にもその名が見える。

奥琵琶湖塩津湾に流入する塩津川の河口に塩津港遺跡が位置する。近年の調査で神社の遺構が

表 1-1-1 菅浦周辺の遺跡

	遺跡名	所在地	種類	時代
1	葛籠尾崎湖底遺跡	西浅井町菅浦・湖北町尾上他	散布地	縄文～平安
2	寺ヶ浦遺跡	高月町片山	製鉄跡	その他
3	鉄穴遺跡	西浅井町菅浦・高月町片山	その他	その他
4	菅浦遺跡	西浅井町菅浦	集落跡	弥生
5	向山遺跡	高月町片山	集落跡	中世・近世
6	白山遺跡	西浅井町菅浦	寺院跡	白鳳
7	諸川湖底A遺跡	西浅井町菅浦	散婦地	縄文
8	諸川瓦窯跡	西浅井町菅浦	窯跡	白鳳
9	片山湖底遺跡	高月町片山	散布地	湖底
10	大浦C遺跡	西浅井町大浦	集落跡	平安
11	小山A遺跡	西浅井町小山	製鉄跡	その他
12	小山B遺跡	西浅井町小山	製鉄跡	その他
13	黒山C遺跡	西浅井町黒山	墓跡	その他
14	大浦B遺跡	西浅井町大浦	寺院跡	その他
15	黒山B遺跡	西浅井町黒山	製鉄跡	その他
16	大浦E遺跡	西浅井町大浦	その他	その他
17	ひくれ谷遺跡	西浅井町小山	製鉄跡	その他
18	黒山A遺跡	西浅井町黒山	製鉄跡	その他
19	黒山E遺跡	西浅井町黒山	その他	その他
20	金谷遺跡	西浅井町黒山	墓跡	その他
21	黒山D遺跡	西浅井町黒山	その他	その他
22	殿村D遺跡	西浅井町庄	集落跡	室町
23	庄B遺跡	西浅井町庄	集落跡	その他
24	庄A遺跡	西浅井町庄	集落跡	その他
25	殿村B遺跡	西浅井町庄	集落跡	その他
26	殿村C遺跡	西浅井町庄	集落跡	その他
27	殿村A遺跡	西浅井町庄	集落跡	その他
28	大浦A遺跡	西浅井町庄	製鉄跡	その他
29	岩熊城遺跡	西浅井町岩熊	城跡	その他
30	岩熊B遺跡	西浅井町岩熊	集落跡	弥生・古墳
31	塩津港遺跡	西浅井町塩津	湊・神社跡	平安～室町
32	塩津浜城遺跡	西浅井町塩津	城跡	中世

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

確認された。神社は塩津大川の河口に建てられ 11 世紀中頃から 12 世紀末までの約 130 年間営まれた。約 50m 四方を堀で囲み南正面には鳥居が、境内には本殿、拝殿等が確認された。本殿は 11 世紀中頃に建てられ、12 世紀前半に建て替えられている。また、遺構に伴って神像や起請文木簡、祓えに使用した弊串等が出土している。特に、起請文木簡は大量に出土しており年号や内容から塩津港が北陸から琵琶湖を使い大津を経て都に物資を輸送する重要な港であったことがうかがわれる。

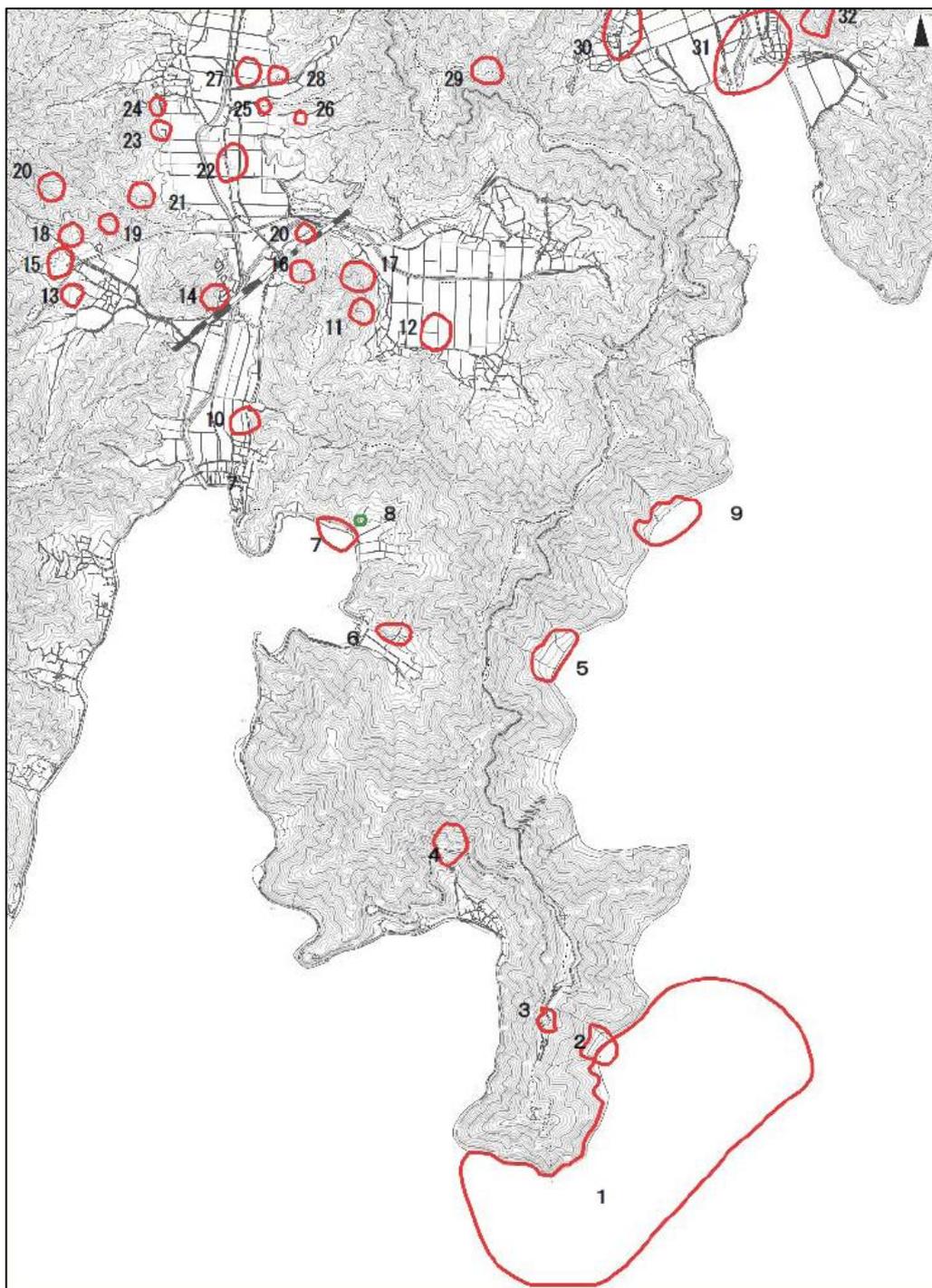


図 1-1-3 菅浦周辺の遺跡の分布図

## (2) 淳仁天皇の伝説

菅浦には淳仁天皇の伝説がある。淳仁天皇は、天武天皇の皇子・舎人親王の第7皇子で大炊王と呼ばれていたが、天平宝字2年(758年)藤原仲麻呂(恵美押勝)に擁立され孝謙天皇から讓位を受け即位した。しかし、天平宝字8年(764年)9月、藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱により廢帝され淡路国に流されその地で亡くなったとされている。ところが菅浦には、淳仁天皇は淡路国ではなく菅浦に流されたという伝説がある。須賀神社に淳仁天皇が祭神として祭られており、神社の背後には淳仁天皇の墓と伝えられる墳墓がある。なぜ、菅浦にこのような伝説があるのかは不明であるが、この伝説が菅浦の文化的景観に重要な意味を持つことからここに記しておく。

## (3) 大浦荘と菅浦

大浦荘は長久二年(1041年)円満院領の荘園として立荘され、菅浦もこの大浦荘に含まれていた。しかし、大浦荘の雑掌が菅浦を山門延暦寺旦那院の末寺であった竹生島に寄進したことから、菅浦は竹生島領となった。

菅浦の住民が天皇に飲食物を献納する供御人になったのは天智天皇の頃という伝説がある。しかしこれには根拠はなく、漁労と舟運を生業とする菅浦の人々が供御人になったのは十二世紀半ばと考えられる。舟運、漁労を生業としながら日指・諸河の田畑を耕作していた。

永仁三年(1295年)菅浦は日指・諸河の田畑を菅浦の所領と主張し、稲の刈り取りを強行し大浦と争いとなった。日指・諸河をめぐる大浦との長い戦いの発端である。これ以降、日指・諸河をめぐる約百五十年間幾度となく衝突と訴訟を繰り返した。

建武二年(1335年)八月、菅浦の全住人七十二戸が供御人になるよう申請している。朝廷に納める供御として鯉三十四匹、麦を各戸二升づつ、大豆は漁師五戸を除いた六十七戸が各戸二升づつ、このほか枇杷二駄納入することが約束されている。注目されるのが、全住民七十五戸に対し漁師は五戸しかいなかったということである。また、麦、大豆、枇杷を栽培していたことが知られる。この頃の生業は廻船、交易、農業、漁業で、農業では米、麦、豆、粟をはじめ茶や柑子(蜜柑の一種)などが農産物であった。

寛正二年(1461年)菅浦と大浦荘の間で大きな争いが起こり大浦荘は幕府に菅浦の罪状を訴えました。大浦と菅浦は荘園領主の日野家で審理があり罪状について湯起請で決めることになった。地頭の松平益親の前で行われた湯起請は菅浦側は老母が、大浦荘は若者が熱湯に手を入れた。大浦荘の若者は少しはれた程度であったが、老母は火傷がひどく大浦が勝訴した。

荘園領主の日野勝光は立腹し菅浦を松平益親に攻めさせた。松平益親を大将に、塩津の地頭熊谷上野介をはじめ周辺の村々が加勢し、数万の軍勢が陸と湖から菅浦を包囲した。菅浦側は老若百四十人~百五十人で、枕を並べて討ち死にする覚悟でいた。この時、熊谷上野介の仲介で菅浦は降参し道清入道と清順入道が松平益親の前に出て降参し菅浦は滅亡から免れた。命を捨てて村を救った道清入道と清順入道の潔い態度に、熊谷上野介は敬服し松平益親に助命の口添えをし、両人は許された。この経験を教訓として書き残している。それには少々不足があっても「堪忍」の大切さを説き末代までこれを手本に堪忍するよう説いている。

### (4) 戦国期の菅浦

その後、菅浦は大浦荘と和解し比較的平穏に暮らしであった。戦国時代に入り、浅井氏が湖北を支配するようになると、戦のための舟や年貢の徴収がされ、また菅浦の自治について干渉するようになった。それまで菅浦の自治のために行ってきた裁判権や警察権を、浅井氏が奪い支配を強めていった。これは菅浦の自治の根幹であった裁判権と守護不入の原則の放棄で、浅井氏が滅亡した以後もその権利は復活しなかった。

菅浦では、延徳元年(1489年)には油桐が栽培されており、その後盛んに栽培されている。油桐の実からは灯りなどに使用する油が取れ、菅浦の重要な産業で多くの収入をもたらした。また、浅井氏への貢納も米の他、桐油の実でされている。

小谷城落城の時、浅井長政の子万菊丸が菅浦に逃れたという伝説がある。長政より万菊丸を託された家臣の一人中嶋左近の子孫に伝わる伝説で「万菊丸は中嶋左近と小川伝四郎と乳母の三人に寄り添い守られ小谷城を脱出し、山中を北上し、一夜を礼信寺(小谷上山田町)にかくれ、折を見て密かに菅浦安相寺にて休み、夜、船にて琵琶湖上より下坂浜(平方町)の葦原にひそんでいたが、万一信長に捕らえられてはと再び菅浦に船でもどり安相寺に隠れることになる。信長の死後、万菊丸は出家して福田寺(米原市)にて住職覚芸の養子となり、第十二世正芸の名で法灯を継がせることになる。」(中嶋左近氏「浅井長政・次男万菊丸と中嶋左近」から抜粋)

この伝説を裏付ける資料は確認されていないが、菅浦に同様の伝承が残っている。

### (5) 近世の菅浦

浅井氏滅亡後、石田三成等の支配を経て江戸時代には本多氏の膳所藩領となった。慶長七年(1602年)の検地では田畠七十一町六反五畝二十二歩、この内、畠が六十六町一反九畝十五歩で田は五町四反六畝七歩である。田は日指・諸河と集落内にあり山に畠地が開かれ油桐が多く栽培されていた。慶長元年(1596年)に尾上村が持つ葛籠尾崎の山と菅浦の漁場を交換しており畠地の拡大がなされている。もう一つの重要な生業である廻船、交易も盛んに行われていた。これに対し漁業は建武二年頃と変わらずそれほどの変化はないと考えられる。尾上村の山と菅浦の漁場の交換はそれを示唆している。

戦国期に大きな収入をもたらした油桐は、江戸時代に入ってもさらに発展し主産業となっていたが江戸時代の後半になると、桐油は菜種油に取って代われその生産は徐々に落ちていった。菅浦の人々は油桐に代わる物として養蚕や桑の葉、タバコの生産等に転化していった。

明治八年(1875年)の菅浦の産物は糸、茶、麻、薪、魚漁で、明治十二年(一八七九)菅浦の職業は、薪売り二十二名、材木売り四名、石売り三名、果実売り一名と記録されている。

### (6) 近代の菅浦

近代に入り菅浦の生業はいっそう多様となる。畠は油桐からハッサクや梅・桑に替わり、ハッサクは船で塩津港へ出荷し、桑の葉は湖北の養蚕農家に販売していた。また、竹をハサ竹として出荷した。後にこの竹で剣道の胴や竹刀を生産する人もいた。薪は近江八幡の瓦屋などに出荷したが、鬼瓦を製作し近江八幡に出荷する人もいた。剣道の胴や鬼瓦の製作は専門的な知

識と高度な技術を要する。また、昭和30年代に入ると㈱ヤンマーが湖北の集落に家庭工場を設置した。昭和35年5月菅浦にも各家庭に20ほどの小さな工場が設置され、現在も10ほどの家庭工場が稼働している。

### (7) 菅浦の生業の特徴

今まで見てきたように、菅浦は山を生産の場とし畠として開墾してきた。その時代々に合った物を生産し、それを琵琶湖に面した有利な地形を最大限に利用し、生産・収穫から直ぐに船で各港に輸送することができた。生産と船運を生業とし、積極的に経済活動をしてきた集落である。

### (8) おわりに

菅浦は、平安時代に大浦荘から自立し、以後日指・諸川の田畠の領有をめぐる大浦との争いや村落の滅亡の危機、浅井氏による支配、江戸時代の膳所藩支配、葛籠尾山の領有をめぐる延勝寺村との山論など、幾多の困難を乗り越えてきた。菅浦の人々は村落の成立以来、誇り高い自立の精神を受け継ぎ今に伝えている。

こうした永い歴史的な風土と人々の生活やなりわいによって培われ、菅浦はその形を変えつつも独特の風景を造り出し今に伝えている。

## 第 2 章 集落景観の特性

### 1. 自然特性

#### (1) 植生

図 2-1-1 は 1982 年発行の環境省植生図「竹生島」(1/50,000)である。この図からは、湖岸沿いの大部分の森林がクスギ-コナラ群集となり菅浦での最高標高となる 470m 程の山頂付近になるとクリ-ミズナラ群集がみられたことがわかる。また、低標高域の尾根や山頂を中心に、ヤマツツジ-アカマツ群集が分布した。スギ・ヒノキ・サワラ植林は、集落周辺に小規模にあるほか、高標高域周辺にまとまってあった。その他、小規模ではあるが、イノデ-タブノキ群集、ハンノキ群落、ケヤキ-チャボガヤ群集、竹林、ススキ群団、ササ草原、伐採跡地もみられた。北部の湖岸沿いには 2 箇所のまとまった水田がみられ、集落付近に小規模な畑地があった。

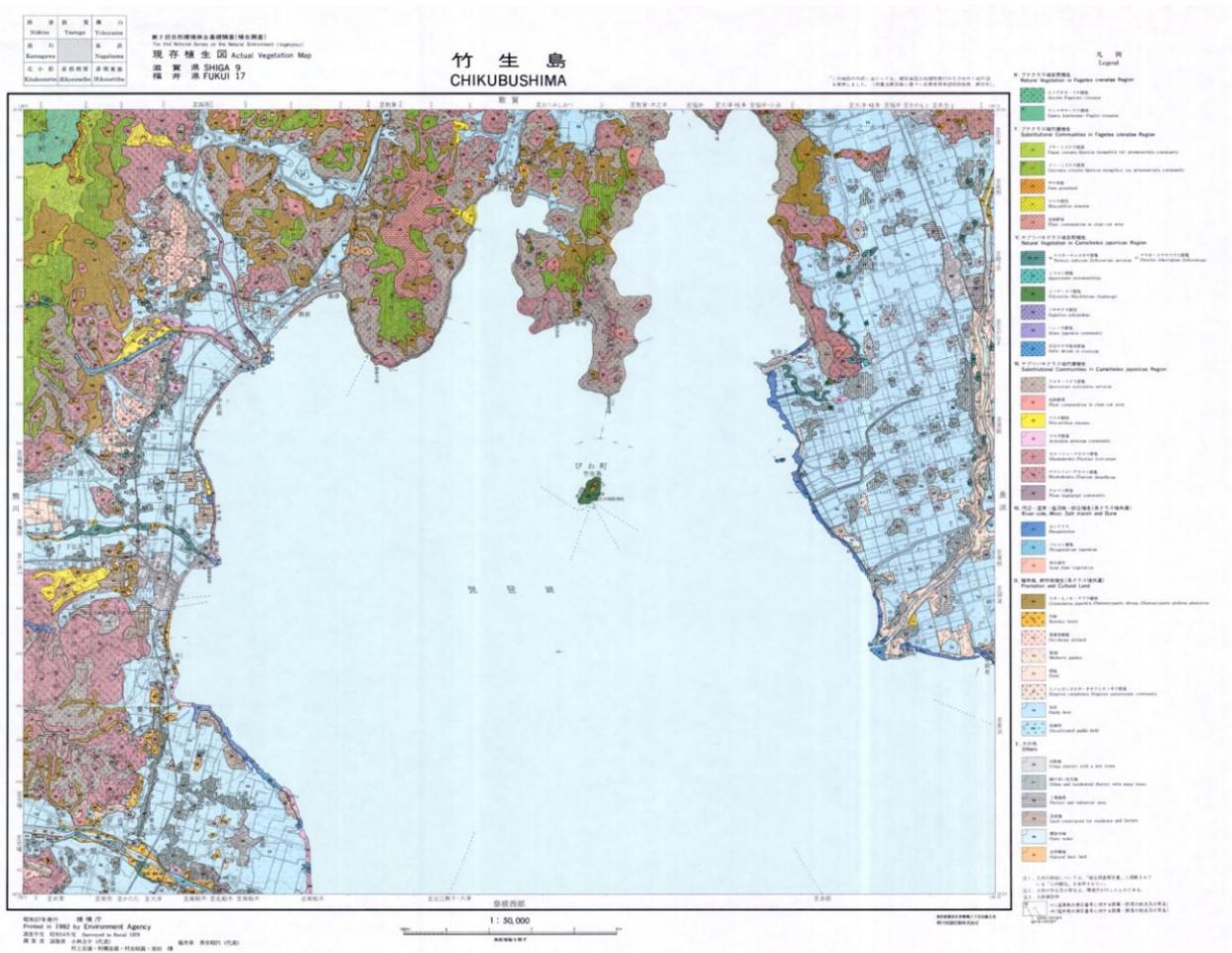


図 2-1-1 環境省植生図「竹生島」(1/50,000, 1982 年)

図 2-1-2 に示す 2009 年発行の環境省植生図「竹生島」(1/25,000) をみると、菅浦の森林の大部分は、ユキグニミツバツツジ-コナラ群集で覆われていたことがわかる。また、山頂や尾根沿いにユキグニミツバツツジ-アカマツ群集がみられ、スギ・ヒノキ・サワラ植林もある程度まとまった面積で点在した。その他、クリ-ミズナラ群集、イノデ-タブノキ群集、ケヤキ群落、クヌギ植林、竹林、果樹園、ススキ群落、伐採跡地も小規模でみられた。北部の湖岸沿いには、2 箇所のまとまった水田がみられ、集落周辺や湖岸には果樹園や畑地および放棄された耕作地が点在した。

1982 年の植生図と比較すると、小規模ながらも、タブノキやケヤキが優占する森林は 2009 年にも分布していた。一方、スギ・ヒノキ・サワラ植林、竹林の面積が増加し、クリ-ミズナラ群集およびアカマツやコナラ、クヌギが優占する里山二次林の面積が減少していた。このような背景として、薪として周期的に伐採され利用されていたクヌギやコナラが燃料として使われなくなったこと、竹材などとして利用されていた竹林が利用されず放置林として面積が拡大したことなどがあげられる。アカマツ林では用材などとしての利用のほか、マツタケの採取も行われていたが、松枯れに多くのアカマツが枯死した。また、人工林化を推進する行政政策などによってスギ・ヒノキを中心とする植林が個人、集落単位で進められ、面積が増えていった。しかしながら、間伐などの手入れは不十分で、管理放棄された林分も多い。また小規模ながら、耕作放棄地も目立つようになった。

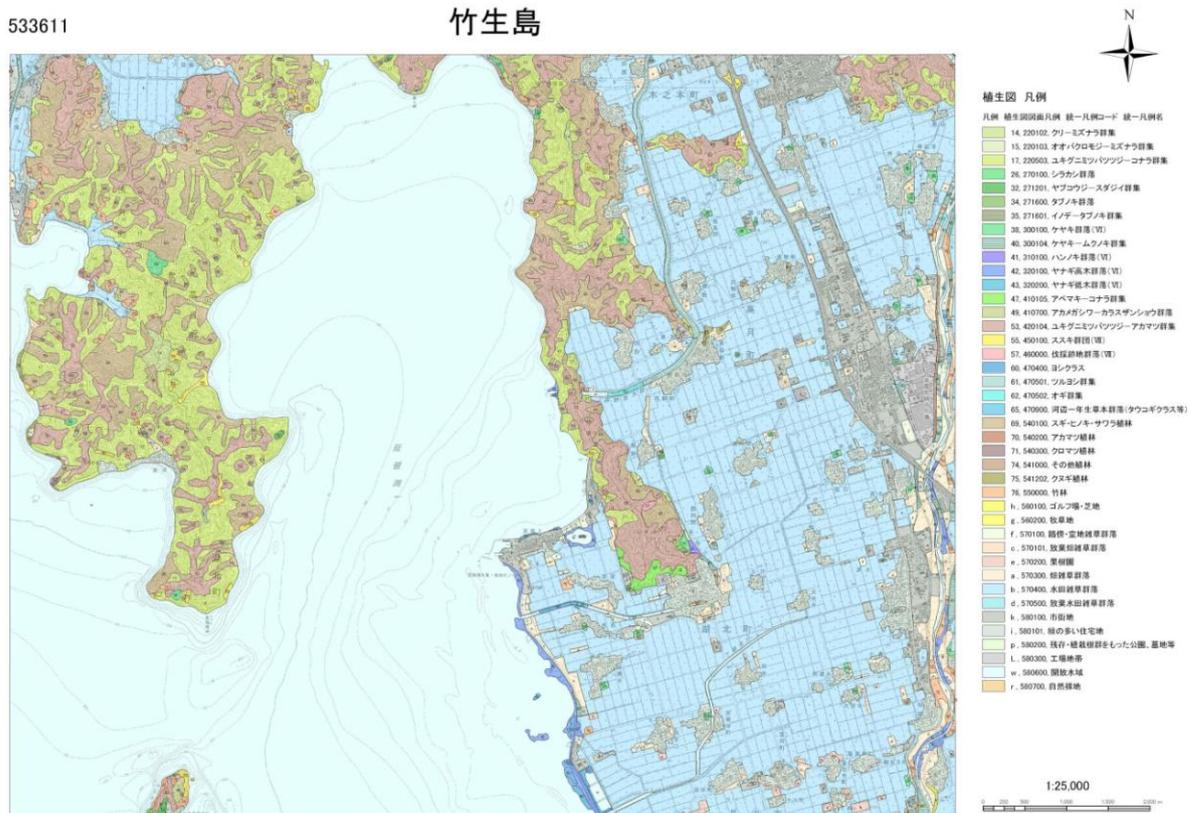


図 2-1-2 環境省植生図「竹生島」(1/25,000, 2009 年)

写真 1、2 は今日の菅浦の湖岸から山頂までの植生を示す。中腹から山頂にかけての大部分はコナラ、クヌギが優占する里山二次林で覆われ、断片的にアカマツ林がみられる。写真 3 は松枯れによって多くアカマツが枯死し、その後にコナラなどが優占する落葉広葉樹に変化している湖岸の森林である。写真 4 も湖岸周辺の森林の様子を示し、比較的まとまった面積でのスギ・ヒノキ植林が広がっていることがわかる。写真 5 に示す集落周辺の植生をみると、コナラ、クヌギが優占する里山二次林、スギ・ヒノキ植林、竹林がモザイク状に分布していることがわかる。また、集落内の耕作地周辺などには小規模な果樹園が点在している（写真 6）。集落からのアプローチが容易な湖岸の一部には、薪炭利用後に萌芽して大きくなった小規模なクヌギ林が残っている（写真 7）。そして、集落内で見られる薪の束、林内の道沿いに積まれた薪の様子（写真 8）からは、細々と続く生活の中での薪利用がうかがえる。湖岸道路の周辺には、まとまった面積での水田（写真 9）や、湖岸にそって小規模に耕作される水田（写真 10）があり、稲作が継続して行われている。

今日、菅浦ではスギ・ヒノキ・サワラ植林、竹林の面積がさらに拡大し、アカマツ林の面積が大きく減少している。また、里山としての燃料や用材、食料などとの利用、管理はほとんど行われなくなっている。さらに、比較的温暖な気候であることからミカンやハッサクなどの柑橘類やウメ、ビワ、カキ、サクランボなどの果樹も栽培され、一部は現金収入にもなったが、多くは管理放棄されるようになった。しかし、湖、湖岸、森林が連続し、平野部から山頂部までの距離が短く、湖岸は比較的温暖ながらも冬季の積雪量の差が大きい。変化にとんだ地形がまとまった景観を形成する菅浦の自然環境は、多様な植生哺乳類などの野生生物にとっても重要な生息環境、あるいは移動のための回廊として重要な役割を果たすものである。



図 2-1-3 写真 1 今日の菅浦の植生（春）



図 2-1-4 写真 2 今日の菅浦の植生（夏）



図 2-1-5 写真 3 松枯れ後の湖岸の森林



図 2-1-6 写真 4 植林が進む湖岸の森林



図 2-1-7 写真 5 集落周辺の森林植生



図 2-1-8 写真 6 集落周辺の果樹園



図 2-1-9 写真 7 湖岸沿いのクヌギ林



図 2-1-10 写真 8 道沿いに積まれた薪



図 2-1-11 写真 9 まとまった面積での水田



図 2-1-12 写真 10 湖岸の小規模な水田

(執筆者：深町加津枝)

## (2) 菅浦の主要な野生生物と生活との関わり

### 1) 生活や生業と関わりの深い植物・キノコ

菅浦では、1980年代頃までは里山の森林資源が多様かつ積極的に利用されていた。クヌギ、コナラなど広葉樹は薪・柴として、アカマツやスギは主に松材、スギ材として利用された。これらは、自家用として利用されただけでなく、他の地域に販売し、現金収入となった。また、実山椒や竹材を長浜の他の地域や近江八幡などに販売することもあった。乾燥した松葉、

スギ葉は、焚き付けに使い、林内の下草は耕作地の有機肥料として利用された。

集落周辺のコナラ林、アカマツ林、伐採跡地、耕作地周辺などは、山菜やキノコの採集の場として利用されてきた。山菜としては、主にワラビ、ゼンマイ、フキ（フキノトウも含む）を採取した。このうちワラビは権現さん（集落から徒歩 30～40 分ほどの位置）周辺の谷筋などで多く採取した。また、ゲンノショウコ、ドクダミは薬草として利用した。エノキの葉は湯搔いて、リョウブの葉はご飯と一緒に炊いて食べた。秋にはマツタケを採取し、金比羅さんなどの行事の際には、マツタケの炊き込みご飯を食べる習慣もあった。マツタケがよく取れるアカマツ林では入札も行われた。生業でコナラなどを原木にしたシイタケが栽培されたこともあった。

スダジイやエノキ、クワの実、クリ、ケンポナシ、モミジイチゴ、フユイチゴ、アケビ、ムベなどは子供のおやつとして重要だった。また、イタドリ、シソ（タケノコのやわらかい所の葉に包んで吸う）、シュンランなどの草本植物、ナツメ、ビワ、カキ、ザクロなどの果樹もおやつとなった。松ヤニはガムの代わり噛んだ。

### 2) 動物との関わり～鳥獣被害

菅浦に生息する主な哺乳類は、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、キツネ、カモシカ、ノウサギなどである。

野生生物と地域社会の関係をみると、最近では鳥獣害が発生し、人の生活との軋轢が生じやすい状態になっている。現在、鳥獣害駆除の対象となるのは、アオサギ、ハクビシン、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシである。

ツキノワグマが 2010 年前後より港などに姿を現すようになった。ニホンジカも 2010 年前後より急増し、作物に深刻な被害が出ている。鹿肉は、半解凍したものやタタキにして食べることもある。ニホンザルによる被害も 2010 年前後から顕著になり、農作物への加害やシカによる林業被害が発生し、それに対抗するための駆除も行われるようになった。

イノシシの被害は昭和 50 年ごろから多くなったため、地域住民が交代でイノシシの番をするようになった。それ以前も猪垣や猪落としなどによって獣害対策が行われてきた歴史がある。それほど深刻な被害はなく時々誰かが獲ってきたイノシシの肉を地域で分け合ったが、最近では食害だけではなく、石垣を砕くなど、被害が深刻になっている。

鳥類としてはアオサギ、カラスの仲間（ハシブトカラス・ハシボソカラス・ワタリカラス）、トビによる作物などの被害が問題となっており、駆除対象となっている。

一方、ノウサギは多すぎて駆除対象となった時もあったが、最近になり姿があまりみなくなった。移入種としては 2005 年頃からハクビシンがみられるようになり、生態系や人の生活への影響を注目していく必要がある。

(執筆者：深町加津枝)

### (3) 鳥類

琵琶湖の中でも自然湖岸の残る貴重な地域である葛籠尾崎は、鳥類の生息地としても非常に重要な地域である。

葛籠尾崎の鳥類の特徴を明らかにするために、冬季の水鳥調査と春季の渡り鳥調査、文献や地元有識者への聞き取り調査を行った。明らかになった葛籠尾崎での記録種は39科127種におよぶ。これは県内の総記録種のうちの38%にあたる。

葛籠尾崎は入り組んだ湾が多く存在するため、湖北特有の季節風が強い冬には周辺の水鳥たちの絶好の避難場所になっている。また、湖岸に突き出た岬は数多くの渡り鳥（主に山野の鳥）たちが中継地として利用することも知られている。湖岸近くまで森林が迫るため湖岸で山野の鳥が見られることも大きな特徴となっている。

#### 1) 葛籠尾崎で代表される鳥種

##### ①豊富なカモ類

2012年1月10日に行った調査で、21種1,321羽を確認した。特にカモ類は14種を占める。カモ類の特徴として特に魚食性のカモ類（アイサ類：ミコアイサ、カワアイサ、ウミアイサ）が数多く生息することが確認されている。（カワアイサ61羽、琵琶湖全体数の13%に相当）

これは水が澄んでいること、湧水等が多く冬季の魚類相が豊かであるためだと推測される。

##### ②海ワシ類の生息

2012年1月の調査で、オオワシ2羽、オジロワシ4羽が確認された。琵琶湖内では葛籠尾崎でのみ生息が確認されている。自然湖岸が残り、餌となる魚類が豊富に産するため越冬していると推測される。

##### ③渡り鳥の中継地

2012年5月6月の調査で、36種を記録している。その中でメボソムシクイは、高山帯で繁殖する種で葛籠尾崎では繁殖しておらず、確実に移動個体である。そのほかの種については移動途中か、繁殖個体かどうかという把握は難しい。

表 2-1-1 葛籠尾崎における記録種（鳥類）

No	科	種	学名	冬季 湖上調査	春季 渡り調査	文献・ 聞き取りなど
1	キジ	ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>		○	
2	カモ	ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>			○
3		コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>			○
4		オシドリ	<i>Aix galericulata</i>			○
5		オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>	○		
6		ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>	○		
7		ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	○		
8		アメリカヒドリ	<i>Anas americana</i>			○
9		マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	○		
10		カルガモ	<i>Anas poecilorhyncha</i>	○		
11		ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>			
12		オナガガモ	<i>Anas acuta</i>	○		
13		トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	○		
14		コガモ	<i>Anas crecca</i>	○		○

第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

15		ホシハジロ	Aythya ferina	○		
16		キンクロハジロ	Aythya fuligula	○		
17		スズガモ	Aythya marila			○
18		ビロードキンクロ	Melanitta fusca			○
19		ホオジロガモ	Bucephala clangula	○		
20		ミコアイサ	Mergellus albellus	○		
21		カワアイサ	Mergus merganser	○		
22		ウミアイサ	Mergus serrator	○		
23		コウライアイサ	Mergus squamatus			○
24	カイツブリ	カイツブリ	Tachybaptus ruficollis	○		
25		アカエリカイツブリ	Podiceps griseogen			○
26		カンムリカイツブリ	Podiceps cristatus	○		
27		ハジロカイツブリ	Podiceps nigricollis	○		
28	ハト	キジバト	Streptopelia orientalis		○	
29		アオバト	Treron sieboldii		○	
30	アビ	オオハム	Gavia arctica			
31	コウノトリ	コウノトリ	Ciconia boyciana			○
32	ウ	ヒメウ	Phalacrocorax pelagicus			○
33		カワウ	Phalacrocorax carbo	○		
34		ウミウ	Phalacrocorax capillatus			○
35	サギ	ゴイサギ	Nycticorax nycticorax			○
36		アオサギ	Ardea cinerea	○		
37		ダイサギ	Ardea alba			
38		チュウサギ	Egretta intermedia			
39		コサギ	Egretta garzetta			
40	クイナ	オオバン	Fulica atra	○		
41	カッコウ	ジュウイチ	Cuculus fugax			○
42		ホトギス	Cuculus poliocephalus		○	
43		ツツドリ	Cuculus saturatus		○	
44	アマツバメ	ハリオアマツバメ	Hirundapus caudacutus			○
45		アマツバメ	Apus pacificus			○
46	チドリ	イカルチドリ	Charadrius placidus			○
47	シギ	チュウシャクシギ	Numenius phaeopus			○
48	カモメ	ユリカモメ	Larus ridibundus	○		
49		ウミネコ	Larus crassirostris			○
50		カモメ	Larus canus	○		
51		セグロカモメ	Larus argentatus			○
52	ミサゴ	ミサゴ	Pandion haliaetus			○
53	タカ	ハチクマ	Pernis ptilorhyncus			○
54		トビ	Milvus lineatus	○	○	
55		オジロワシ	Haliaeetus albicilla	○		
56		オオワシ	Haliaeetus pelagicus	○		
57		ツミ	Accipiter gularis		○	
58		ハイタカ	Accipiter nisus			○
59		オオタカ	Accipiter gentilis			○
60		サシバ	Butastur indicus			○
61		ノスリ	Buteo buteo			○
62		イヌワシ	Aquila chrysaetos			○
63		クマタカ	Spizaetus nipalensis			○
64	フクロウ	フクロウ	Strix uralensis			○
65	カワセミ	カワセミ	Alcedo atthis			○
66	キツツキ	コゲラ	Dendrocopos kizuki		○	
67		アカゲラ	Dendrocopos major			○
68		アオゲラ	Picus awokera		○	
69	ハヤブサ	ハヤブサ	Falco peregrinus			○
70	サンショウクイ	サンショウクイ	Pericrocotus divaricatus		○	
71	サンコウチョウ	サンコウチョウ	Terpsiphone atrocaudata			○
72	モズ	モズ	Lanius bucephalus			○
73	カラス	カケス	Garrulus glandarius		○	
74		ミヤマガラス	Corvus frugilegus			○
75		ハシボソガラス	Corvus corone	○		
76		ハシブトガラス	Corvus macrorhynchos	○	○	
77	シジュウカラ	コガラ	Parus montanus			○

78		ヤマガラ	Parus varius		○	
79		ヒガラ	Parus ater		○	
80		シジュウカラ	Parus major		○	
81	ツバメ	ショウドウツバメ	Riparia riparia			○
82		ツバメ	Hirundo rustica		○	
83		コシアカツバメ	Hirundo daurica			○
84		イワツバメ	Delichon dasypus			○
85	ヒヨドリ	ヒヨドリ	Ixos amaurotis		○	
86	ウグイス	ウグイス	Cettia diphone		○	
87		ヤブサメ	Urosphena squameiceps		○	
88	エナガ	エナガ	Aegithalos caudatus		○	
89	ムシクイ	オオムシクイ	Phylloscopus examinandus			○
90		メボソムシクイ	Phylloscopus xanthodryas		○	
91		エゾムシクイ	Phylloscopus borealoides			○
92		センダイムシクイ	Phylloscopus coronatus		○	
93	メジロ	メジロ	Zosterops japonicus		○	
94	ヨシキリ	オオヨシキリ	Acrocephalus orientalis			○
95	ミソサザイ	ミソサザイ	Troglodytes troglodytes			○
96	ムクドリ	ムクドリ	Sturnus cineraceus			○
97	ヒタキ	トラツグミ	Zoothera dauma		○	
98		クロツグミ	Turdus cardis		○	
99		マミチャジナイ	Turdus obscurus			○
100		シロハラ	Turdus pallidus			○
101		ツグミ	Turdus naumanni			○
102		ルリビタキ	Tarsiger cyanurus			○
103		ジョウビタキ	Phoenicurus aureus			○
104		イソヒヨドリ	Monticola solitarius			○
105		エゾビタキ	Muscicapa griseisticta			○
106		コサメビタキ	Muscicapa dauurica		○	
107		キビタキ	Ficedula narcissina		○	
108		ムギマキ	Ficedula mugimaki			○
109		オオルリ	Cyanoptila cyanomelana		○	
110	スズメ	スズメ	Passer montanus		○	
111	セキレイ	キセキレイ	Motacilla cinerea		○	
112		ハクセキレイ	Motacilla lugens		○	
113		セグロセキレイ	Motacilla grandis		○	
114		ビンズイ	Anthus hodgsoni			○
115	アトリ	アトリ	Fringilla montifringilla			○
116		カワラヒワ	Carduelis sinica		○	
117		マヒワ	Carduelis spinus			○
118		ベニマシコ	Uragus sibiricus			○
119		オオマシコ	Carpodacus roseus			○
120		ウソ	Pyrrhula pyrrhula			○
121		シメ	Coccothraustes coccothraustes			○
122		イカル	Eophona personata		○	
123	ホオジロ	ホオジロ	Emberiza cioides		○	
124		カシラダカ	Emberiza rustica			○
125		ミヤマホオジロ	Emberiza elegans			○
126		アオジ	Emberiza spodocephala		○	○
127		クロジ	Emberiza variabilis			○

(執筆: 植田潤)

### (4) 魚類

当地区には河川らしい河川がみられないため、魚類はすべて琵琶湖のものである。今回の調査において、漁業者からの聞き取り調査、魷の漁獲物調査、および現地における採集調査等で確認された魚類は 40 種類余である。これらの中には、実物を確認できなかったタナゴ類やヨシノボリ類、ニゴイ類などのように 1 種類として扱ったものの中には複数種を含む可能性がある分類群も含まれている。したがって実際の種数は 50 種・亜種を超えるものと考えられる。

聞き取り調査では、特に各魚種の方言、漁法ならびに食（料理法）などに重点をおいて調査した。また、国内でも琵琶湖だけにしか生息していない、所謂固有種（亜種も含む）については、それぞれの種ごとの当地区における産卵場を可能な限り把握するよう努め、それらを地図に示した。以下に、各魚種ごとに和名（標準和名）、種名、方言、漁法、料理法、その他の順に調査結果を記す。和名と学名は『山溪カラー名鑑 日本の淡水魚』（川那部ほか、2001）に従った。本文中の「民俗調査報告書」とあるのは、『びわ湖の漁撈生活・琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 1』（滋賀県教育委員会編、1978）の引用であることを示している。

#### スナヤツメ *Lethenteron reissneri*

【方言】ヤツメウナギ

【漁法】本種は冬期にチュービキアミ（沖曳網：底曳網の一種）で混獲されることがある程度で数はきわめて少ない。

【料理】ほとんど利用されていない。

#### アユ *Plecoglossus altivelis*

【方言】コアユ（未成魚・成魚）、ヒウオ・ヒオ（仔魚：体の透き通ったもの）、アオンジョ（成魚）、コツキ（成魚）など。“アオンジョ”は、深味から岸辺の浅所へやってくるアユ未成魚のこと。浅いところに居ついているアユは背が茶色く見えるが、このアユは背中が青く見えるのでこの名があると言う。アオンジョは岸辺に寄って来てもまたすぐ深所へと移動するため獲りにくい。これをオイスダ網で獲るには、沖へ行こうとする群れを追棒を操って断ち切り、すばやくサデ網に追い込まなければならない。“コツキ”は岸辺浅所で石の表面をつついて（＝藻類を摂っている）アユのこと。このアユは岸辺に居ついているためか人影に敏感で、逃げ足が速く、追ってもかたまらないため獲りにくいと言う。当地のダイハチの浜でよく見かける。

【漁法】オイスダアミ（追い叉手網：漁期は 4 月中旬～5 月末。サデ網に使う網の材料は、時代を追って綿糸から絹糸、そして現在では化学繊維のテグス（アミラン糸・ナイロン糸）へと変遷してきた。いずれの網もカシュを塗って使っている。オイスダアミに使う追棒の先端には、通常カラスの羽を使っているが、黒色の羅紗布は音がするので使うこともある。菅浦では、昔はオイスダ組が 4 組あったが、現在は 1 組（メンバー 4 名）になっている。オキスクイアミ（沖掬い網：漁期は 6～7 月。タデワキで多く獲れると言う）、アユゴイト（鮎小糸：刺網の一種である。夕方から午前 2 時ころに水深約 50m のところに仕掛ける）、エリ（魷：冬期にはヒオを、春～夏にはコアユを主対象とする）。

【料理】①煮つけ（醤油炊きした煮物：コノミ（サンショウの若芽）を入れて醤油で炊く。浅く

炊いたものが美味しいと言う。煮つけでは、番茶や梅干をいれて炊くこともある。“アメ炊き”は商売用であり、地元の人には通常、アメを入れずに醤油（時にタマリ醤油）、砂糖などを入れて煮つける。アメを入れると冷めた時に硬くなるためとされる。アユゴイトで獲れたアユは、オキスクイで獲れたものより味が良い。すなわち、コイト網に掛かっているときに食べていたものを排出するせいか、炊き汁が濁らず美味になると言う。②アユ飯（鮎飯：3月頃獲れる骨の軟らかい若アユを、一度焼き串にしておき、炊飯時に串を外して米とともに炊く。炊き上がったら飯に混ぜ込む。醤油を少しいれ、薄味にすると言う。以前、番小屋で、オイサデ網で獲れたアユにセリを入れて炊いたことがあったが、これはアツアツでたいへん美味だったと言う）。③釜揚げ（アユの塩茹でしたものをポン酢などで食べる）。④焼き串（竹製の平たい串（平串）1本に10尾位を刺して焼き、生姜醤油で食べる）。⑤天ぷら。⑥その他：アユの腹わたを取り、頭と尾を落として氷を入れた塩水で洗ってから、ドロズで食べる。

【その他】アユの“ツタイ”：沖から接岸したアユが岸边伝いに移動する状況を“ツタイ”と言う。アユが岸边を連なって遊泳する様子を“ツトウトル”などと言う。ツタイをするアユはおとなしいので獲りやすいと言う。

#### ワカサギ *Hypomesus nipponensis*

【方言】ワカサギ

【漁法】チュービキアミ（沖曳網：底曳網の一種）。エリ（魼：最近ではワカサギがこの漁法であまり獲れなくなったと言う）。

【料理】①から揚げ、②煮付け（煮物）、③天ぷら、④南蛮漬け、⑤フライなど。天ぷらにするのが一番美味しいと言う。

【その他】本種はもともと琵琶湖にはいない国内からの移殖種（国内外来種）である。当地において本種は10年ほど前からトン単位でエリに入り、アユが入らなくて困ったことがある。最近、本種は減っていると言う。当地ではワカサギを主対象に漁をしている者はいない。

#### ビワマス *Oncorhynchus masou subsp.*

【方言】マス。（琵琶湖周辺では産卵期のビワマスを一様に“アメノウオ”と称するが、当地ではそう呼んでいない。）

【漁法】マスゴイト（マス小糸：ナガゴイトと呼ばれる丈の長い刺網（長小糸網）で、夏季に水深70mあたりの中層に仕掛ける（“チューバエ”と呼ばれる）のが一般的である。漁場は海津大崎から竹生島の間であると言う）。ナガシバリ（流し鉤：沖合の水深20～30mのところに、イサダ（イサザ：死魚）をエサとして宙づりにして仕掛ける）。

【料理】①塩焼き、②つけ焼き、③ツクリ（刺身）など。④シオマス（塩鱒）にして保存することもある。梅雨時期から夏が旬とされる。なお、菅浦では“マスメシ”にすることは一般的でないと言う。

【その他】本種は環境省レッドリスト（2013年版）で準絶滅危惧に指定されている。

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

---

### アマゴ *Oncorhynchus masou ishikawae*

かつて春先にオイサデアミ（追い又は網）でとれたことがあると言う。

### ニジマス *Oncorhynchus mykiss*、英名：Rainbow trout

稀に獲れることはある。味はよくないと言う。

### ウナギ *Anguilla japonica*

【方言】ウナギ、ボク、カネキチ（体色がネズミ色のもの）、ビリ（小指くらいの太さのもの）、モタレ、モタレウナギなど。“ボク”は体が太く大きなもので、ボクタ（木太）のように太いところからこのように呼ばれると言う。“カネキチ”は、皮がゴムのようにかたくて不味。これは川尻に多くみられ、居ついているウナギであると言う。逆に岩場のウナギは頭が小さく、腹部が白または黄色で太短く美味しいとされる。“ビリ”は獲れても逃がすと言う。“モタレウナギ”は風やシオ（潮）の流れ具合によって湖内の瀬や岸边などに寄ったもの。獲れる場所の深さは季節によって異なり、大きなものはいない。モタレにあたるとハリコ漁で一度にたくさん獲れることがあると言う。

【漁法】釣り・ハリコ漁（所謂ハエナワ。夕方に仕掛け、早朝まだあたりが暗いうちに漁獲する。明るくなると本種は岩の中などに潜り込んで獲りにくくなるためである。ハリコは漁獲するのに3籠で30-40分かかる。深所では大型のものが獲れると言う。夏季には泥地のところで多く獲れる。エサとしてコアユ、テナガエビ（小型のもの）、ドジョウ、タニシ、アメリカザリガニの手（ハサミ）を除去したものなどを使う。1籠に80~140本の針をつけたもの（200本程度つける人もいる）を幾つか使う。現在、当地でハリコ漁をやっているのは2人である。かつては大浦のウロ、塩津のウロのヒラチ、ヒラコに多かったと言う（民俗調査報告書）。タケツツ（竹筒：ツツハメ、エツツ、ネツツ、タケツツとも言う。漁期は5~10月。“ネツツ”では1週間程度おいてから筒を上げると言う（民俗調査報告書）。菅浦港内で漁をする人もいる）。

【料理】①カバヤキ（蒲焼）、②ジュンジュ（“ボク”を白焼きして（または生で）、ネギ、ゴボウ、エノキダケ、シメジなどと炊き合わせたもの。菅浦では一般的ではないと言う。民宿では料理として出している）食、③シラヤキ（白焼き：わさび醤油で食べる。あるいは、サンショ（粉）を振りかけて食べる）。

【その他】本種は環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅危惧IB類に指定されている。

### フナ類 *Carassius* sp.

フナ類にはニゴロ（ニゴロブナ）、マブナ、ヘリブナ、ガンゾーなどがあると言う。

ニゴロブナ *Carassius auratus grandoculis*

【方言】ニゴロ、ニゴロブナ、イオ、テリブナ（“ヒデリブナ”とも呼ばれる：）、アメ（“アメブナ”とも呼ばれる）

【漁法】エリ（魷：漁期は5～6月）、コイトアミ（小糸網：漁期は5～6月。三枚仕立ての刺網。本漁法で一番多く獲れると言う）、フナモジ（鮒もじ：漁期は5～6月末）、チュービキアミ（沖曳網：獲れる量は少ない）。

【料理】①フナズシ（鮒寿司）、②コマブシ（刺身：魚肉の薄切りしたものに塩ゆでしたフナの卵をまぶしたもの）、③味噌汁、④味噌煮（ニゴロブナの小さなものを頭部を落とし、腹腸をとり、骨きりをして味噌で煮つける）、⑤煮付け（醤油、砂糖、酒などで炊いたもの）、⑥ドンガネナマス（ドンガレ、ドンガネ、ドガレ、ドウガレとも言われる。10 cm位の小さな鮒の鱗をとり、3枚におろして皮付きのまま縦に細く切り、ネギを入れたドロズ（酢味噌）に漬け込み、混ぜ込んで漬けておく。ネギは3～4cm長さに切る。ネギはドロズにかける場合と混ぜる場合の二通りある。ニゴロの骨はヒワラより柔らかいので都合がよい。日持ちする（3～4日）。2～4月の料理である。なお、この料理はニゴロブナ以外に、ハスやカマツカなどでも行われると言う）。

【その他】“テリブナ”は、獲れた時にすぐ卵を出してしまうので、肛門に杉葉をつめて卵の放出を防ぎ、フナズシや煮つけにするとする。料理する時は杉葉の除去を忘れないことが肝要とされる。なお、菅浦港内にはニゴロブナがギンブナと共に周年住み着いている。“コマブシ”は祭りのころによくする料理のひとつである。本種も含めたフナ類とコイの当地における産卵場を図2-1-3に示した。ニゴロブナは環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅危惧IB類に指定されている。

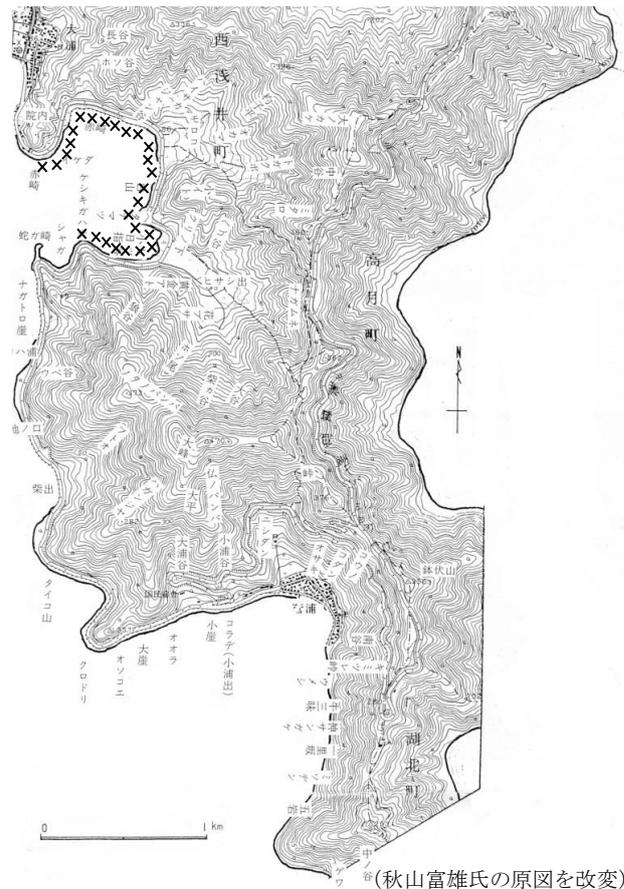
ゲンゴロウブナ *Carassius cuvieri*

【方言】マブナ

【漁法】エリ（魷）、コイトアミ（小糸網：三枚仕立ての網（三な網という）で漁期は5～6月）

【料理】①コマブシ（子まぶし）、②煮つけ（筒切りにして煮つけにする）、③フナズシ

【その他】本種はニゴロブナと比べて骨が硬いとされる。かつては大型のもの（2～3Kg）が獲れたが今日では大型魚はめったに獲れないと言う。今回の調査で、夏季に菅浦集落前の急深になったところに遊泳しているのが確認された。本種は環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅危惧IB類に指定されている。



（秋山富雄氏の原図を改変）

図 2-1-13 フナ類、コイの産卵場

ギンブナ *Carassius* sp.

【方言】 ヒワラ

【漁法】 エリ（魷）、コイトアミ（小糸網：三枚仕立ての網（三枚網）で漁期は5～6月）。

【料理】 ①オツクリ（お造り：刺身様に切り身を薄く切ったもの）、②煮つけなど。料理法は、他のフナ類とほぼ同様であると言う。

【その他】 ヒワラはニゴロブナと比べて骨が硬いと言う。ただし、菅浦辺りではあまり獲れない。以前、2kgほどもある大きなヒワラが獲れたことがあると言う。

コイ *Cyprinus carpio*

【方言】 コイ

【漁法】 エリ（魷）、もんどり、コイトアミ（小糸網：漁期は9～12月末。大浦から今津近辺が漁場（民俗調査報告書））。コイタツベ（鯉たつべ：漁期は5～9月（盛期は5～6月）（民俗調査報告書））。

【料理】 ①アライ（洗い：ドロズ（酢味噌）で食べる（民俗調査報告書）、②煮つけ（民俗調査報告書）。なお、本種とフナ類の産卵場を図2-1-3に示した。なお、琵琶湖のコイ野生型（在来型）は環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅の危機に瀕している地域個体群に指定されている。

オイカワ *Zacco platypus*

【方言】 ハヨ、オイカワ（ハヨの婚姻色を現したオスで、“チンマ”とも呼ばれる）

【漁法】 コイトアミ（小糸網：漁期は6～9月（民俗調査報告書）、ナゲアミ（投げ網：“ハヨ網”とも呼ばれる。漁期は6～8月（民俗調査報告書））。かつては子どもたちが遊びとして“ハチヅケ”を行っていたと言う（民俗調査報告書）。

【料理】 ①煮つけ（醤油、砂糖、みりんを炊く。酒をいれることもあると言う（民俗調査報告書）、②ハヤズシ（民俗調査報告書）、③焼魚（生姜醤油で食べるが、現在はあまり行われていない）。

【その他】 菅浦地先の湖岸部や港内に生息している。今回の調査では、夏季に港の入港部付近の浅い砂利底で産卵しているのが観察された。

カワムツ *Nipponocypris temminckii*

本種は、かつて集落内に川があった時にはたくさんいたが、現在はいない。サンミの中の池にいたが、琵琶湖の中にはいない。味はまずいとされる。

ハス *Opsariichthys uncirostris uncirostris*

【方言】ハス

【漁法】ナゲアミ（投げ網：別称“ハス網”。漁期は6～8月末（民俗調査報告書）。ダイハチ付近がナゲアミの好漁場となる。）、ヒクゴイト（漁期は6～8月末。水深3～4尋のところ。昼は“たたき（タタキゴイト）”をやる（民俗調査報告書）。エリ（魷：ただし、魷で獲れる量はごくわずかであると言う）、コイトアミ（小糸網：漁期は6～8月）、トアミ（投網：漁期は6～8月）。フナモジで混獲されることがある（民俗調査報告書）、毛バリの投げ釣り（漁期は6～8月。30年位前には大人も子供もこの釣りをしていたと言う）。

【料理】①煮つけ、②塩焼き、③ハス寿司（ナレ寿司の一種。3週間くらい漬ければ食べられるようになる。小型のハス（15-20cmのハスで“コバス”と呼ばれる）を、サンショウの葉をはさんで漬けたら美味しかったと言う）、④ドンガネナマス（鱗を取り薄く輪切りにし、ドロズにネギを入れて食べる。

ニゴロブナやカマツカでも行われると言う）。なお、概して雄（オバス）の方が雌（メバス）より美味しい。また、冬季に獲れるハスは脂がのってうまいと言う。

【その他】今回の調査において夏季に菅浦港の左右の浜で本種の産卵が確認された。本種の産卵場を図2-1-4に示した。本種は環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅危惧II類に指定されている。

モツゴ *Pseudorasbora parva*

【方言】イシモロコ

【漁法】エビタツベで時々獲れると言う。

タナゴ類 *Acheilognathidae*

【方言】ボテ、ベッタ

【漁法】ハチツケ（漁期は夏。エサはコンカ（米ぬか）、味噌など。かつてはこの漁法で大量に獲れたと言う（民俗調査報告書）。釣り（昔は子どもがご飯粒をエサにして釣ったと言う）。現在は行われていない。

【料理】①煮つけ（ボテは、頭は除去せず腹わたを手でつまんで取ってから甘辛く炊く。番茶や

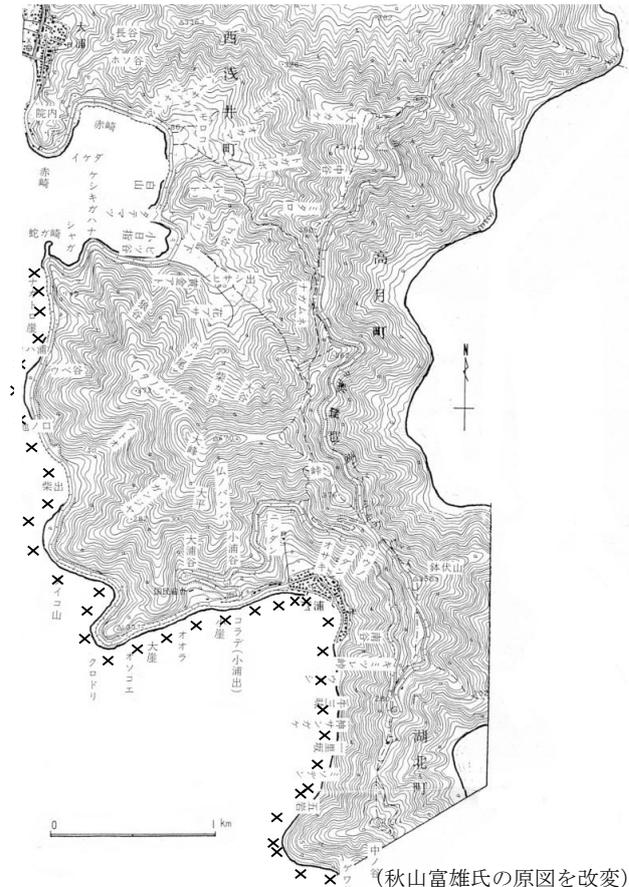


図2-1-14 蓮の産卵場

梅干をいれて炊くこともあると言う。冬期にショウレンボウ（干した色の青いズイキを水にもどしたもの）といっしょに炊いたこともあると言う。②串焼き（塩焼き（民俗調査報告書））。

ビワヒガイ *Sarcocheilichthys variegatus microoculus*

【方言】ヒガイ、マルクチヒガイ（吻先が丸みを帯びたもの）。吻先のとがったヒガイもいるが名称はない。大きさはは 10 cm位と言う。

【漁法】チュウビキアミ（沖曳網：ホンモロコを対象とするこの漁法で混獲される。漁期は 12 月～3 月（民俗調査報告書））、ヒガイモジ（漁期は 12 月～1 月。エサは割シジミ。今は行われていない（民俗調査報告書））、コイトアミ（小糸網：昭和 30 年ごろまで磯（彦根市）の人がやってきてヒガイ専門に獲っていたという）、モンドリ（割竹で作られたもの。エサに割シジミ（シジミをつぶしたもの）を入れて獲っていた）。現在、菅浦ではヒガイのみを対象とした漁法は行われていない。

【料理】①白焼き（焼いたものを醤油につけて食べる（民俗調査報告書））、②塩焼き、③唐揚げ（背開きにして唐揚げにしたものをアンカケにする。あるいは唐揚げにアマダレをつけて食べる）。

【その他】いずれのヒガイも岩場にいると言う。“マルクチヒガイ”は大きさが 20 cm を超えるものがある。美味しい。かつては、シバデンザキの岩場付近で獲れたと言う。木之本町山梨子の神社沖、水深 25～30m のところで底曳網で獲れる。

アブラヒガイ *Sarcocheilichthys biwaensis*

漁法や料理法は上記のビワヒガイ類とほぼ同じ。最近、本種は滅多に獲れないと言う。本種は環境省レッドリスト（2013 年版）で絶滅危惧 IA 類に指定されている。

ホンモロコ *Gnathopogon caerulescens*

【方言】モロコ

【漁法】モロコビキ（沖曳網のうちホンモロコを主対象とするもの。昭和 25～26 年以降はイサダとモロコを捕る網は同じ仕立てになっている。それ以前はモロコ用のものはチュービキまたはモロコアミ、イサダ用のものはイサダビキと呼んでいたと言う。漁場は竹生島周辺や多景島の水深 30～60 尋のところ（民俗調査報告書））、コイトアミ（小糸網：漁期は 10～3 月）。

【料理】①つけ焼き（“かけやき”とも言う（民俗調査報告書））、②白焼き（串焼きなどにしたものをドロズや生姜醤油で食べる）、③

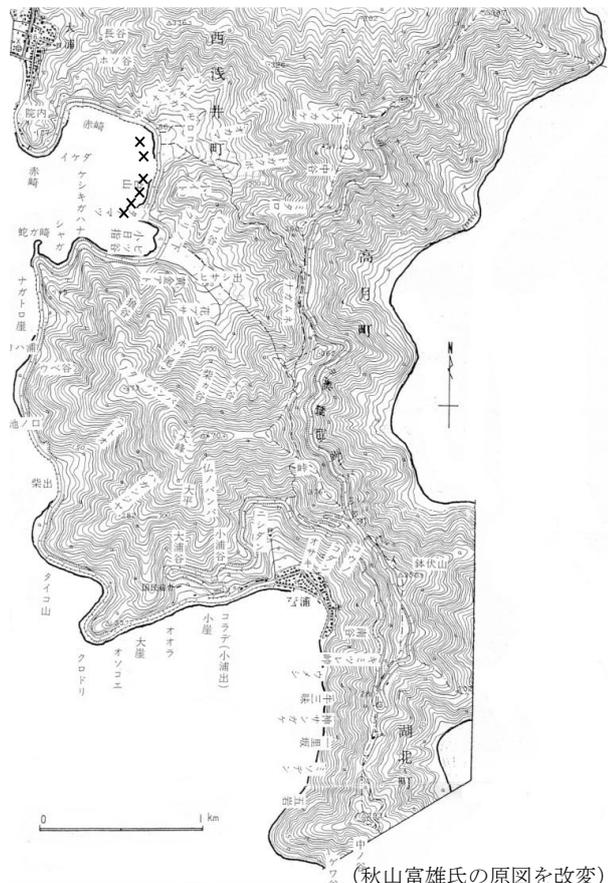


図 2-1-15 ホンモロコの産卵場

煮つけ（醤油、砂糖、みりん、酒などを入れて煮る）。

【その他】モロコは冬になると徐々に深みに入る。10～11月にはカイコウ（深くなったところ）に集まるので、昔はそうした場所でたくさん獲れた。12月以降は沖に出る。かつて春先に（産卵のため）大浦地先に群れで接岸することがあった。現在ではモロコが少なくなったのでほとんど獲れない。当地周辺における本種の産卵場を図 2-1-15 に示した。本種は環境省レッドリスト（2013年版）で絶滅危惧 IA 類に指定されている。

デメモロコ *Squalidus japonicus japonicus*

【方言】スゴズ、スゴ、ヒラスゴ、コスゴ（体長 3～5cm 未成魚）、ホテスゴ（体長 10cm 位の未成魚）

【漁法】スゴズビキ（沖曳網の一種で、戦時中は絹製の網を使っていた（民俗調査報告書）。漁期は 11～12 月。漁場は塩津湾や早崎内湖の沖合いの水深 30～40m のところ。多いときには 200Kg/日ほど獲れた。20 年ほど前には菅浦で 6～7 人が行っていたが、今は獲れなくなったので操業していない、コイトアミ（小糸網：かつては 10 月ころに操業していた）。

【料理】①焼き串、②煮つけ、③佃煮（小さなもの（コスゴ）を使う）。

【その他】スゴモロコの仲間（ゴンボとヒラスゴ）では、本種の方が柔らかくて美味しく売り値も高いと言う。なお、コスゴがいる付近にはホテスゴの群れがおり、かつてホテスゴがたくさん獲れたことがあったと言う。本種は環境省レッドリスト（2013 年版）で絶滅危惧 II 類に指定されている。

スゴモロコ *Squalidus chankaensis biwae*

【方言】スゴズ、スゴ、ゴンボ・ゴンボスゴ

【漁法】スゴズビキ（底曳網の一種）、コイトアミなどで獲れる。

【料理】料理法はデメモロコに準じる。ヒラスゴ（デメモロコ）に比べて骨が硬く、不味と言う。

【その他】本種はデメモロコと違って周年浅場にいると言う。脂がのっていないので美味しくない。値も安いので獲らないと言う。本種は環境省レッドリスト（2013 年版）で HV 絶滅危惧 II 類に指定されている。

カマツカ *Pseudogobio esocinus esocinus*

【方言】ウマヅラ

【漁法】チュービキアミ（沖曳網）で混獲される。

【料理】①刺身、②煮つけ。ただし、不味で滅多に食べないと言う。

【その他】塩津湾の入口部のイワグサレ（岩腐れ）みたいなところに多くみられると言う。

ゼゼラ *Biwia zezera*

【方言】チョウチンコ

【漁法】チュービキアミ（沖曳網：漁期は 10～11 月）

【料理】：①煮つけ

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

---

【その他】水深 30m より浅いところに生息している。炊いたとき、頭がすぐに取りれてしまうと言う。

ウグイ *Tribolodon hakonensis*

【方言】ウグイ（成魚、未成魚）、ヤナギバエ（全長 15 cm 程度までの未成魚）

【漁法】ナガゴイト（長小糸網：刺網の一種で、チューバエの流し網にすると言う。漁期は 12～3 月。沖合にて操業（民俗調査報告書）、モロコのチュービキにて混獲される（民俗調査報告書）。エリ（魷）にも入ると言う。

【料理】①煮つけ（主にヤナギバエを使う。醤油、砂糖、みりん、酒などを入れて炊く）。ただし、菅浦ではあまり食べないと言う。

ニゴイ類 *Hemibarbus* sp.

ニゴイ類にはニゴイ *Hemibarbus barbuis* とコウライニゴイ *Hemibarbus labeo* の 2 種がいるが、当地において、この 2 種は区別はされていない。

【方言】ミゴ

【漁法】エリ（魷：春から夏にかけての操業期間中ずっと獲れるが、フジの花が咲くころに多く漁獲されると言う）。

【料理】①刺身（薄く骨きりし、ドロズで食べる。秋から冬が美味と言う）、②煮つけ（旨くないと言う）。なお、産卵期（4～5 月）のものは不味とされる。

【その他】今回の調査において菅浦集落前の浜で生息が確認された。

ワタカ *Ischikauia steenacheri*

【方言】ワタカ

【漁法】コイトアミ（小糸網：刺網の一種）。マス釣り（ビワマス釣り）で獲れることがあると言う。

【料理】利用されない。

【その他】本種は獲れても捨てていた。かつて本種はたくさんいたが、現在ではほとんど見かけなくなったと言う。なお、昔は堅田からワタカ釣り専門にやる人が釣りに来ていたと言う。本種は環境省レッドリスト（2013 年版）で絶滅危惧 IA 類に指定されている。

ハクレン *Hypophthalmichthys molitrix*

【方言】ハクレン

【漁法】エリ（魷）で獲れることがある。

【料理】本種は小骨が多く、味もまずいので食用にしないと言う。

【その他】中国原産の外来種。

ソウギョ *Ctenopharyngodon idellus*

【方言】：ソウギョ

【漁法】以前、エリ（魷）で獲れたことがある。

【料理】利用されない。

【その他】中国原産の外来種。タイコ山地先（シバデノサキ～クロドリ）、ウメシからサトサカ（里坂）の辺で10数尾が群れをなして内湾に浮かんでいることがあると言う。

アオウオ *Mylopharyngodon piceus*

中国原産の外来種。大きなのを見たことがあると言う。利用されないと言う。

ドジョウ *Misgurnus anguillicaudatus*

田んぼにいる。特に利用されないと言う。

スジシマドジョウ類 *Cobitis* sp.

【方言】シマドジョウ

【漁法】インナイ（院内）のエリ（魷）で獲れたことがある。

【料理】利用されないと言う。

メダカ *Oryzias latipes*

40年くらい前には東ノ川にいた。利用されないと言う。

ギギ *Pelteobagrus nudiceps*

【方言】ギンギ、ギギ、アオタギンギ（5～7月に獲れるもの）

【漁法】ハリコ漁（漁場は底が岩場の狭いところ。エサはエビ、タミミズ（タイド）（民俗調査報告書）、ギンギモジ（漁期は5～8月（民俗調査報告書））、釣り（昔は岸辺の石垣の間に釣り鉤を入れて獲っていたと言う）。

【料理】①煮つけ（民俗調査報告書）、②ギンギ味噌（味噌炊き：ギギを背開きにして味噌で炊く）、③ギンギ汁（味噌汁）

【その他】昔はたくさん生息しており、もんどりでたくさん獲れた。雌がもんどりに入ると雄がいっぱい入ったと言う。コイトアミで獲る時には、破れて使えなくなったような古い網を使って本種を獲っていた。なお、かつて病人や産婦の見舞いとして、籠にギギ（あるいは鶏卵）を入れて持って行った。ギギを食べるとお乳の出がよくなると言う。現在では本種がほとんど見られないと言う。

ビワコオオナマズ *Silurus biwaensis*

【方言】オオナマズ、オーナマズ

【漁法】モンドリ、コイトアミ（小糸網）。特に漁の対象とはされず混獲される。6～7月の梅雨時期に多く獲れると言う。

【料理】①醤油炊き（滅多に食べないが、冬季（12～2月）に食べることがある。夏季には肉がくさいと言う）。

【その他】本種は琵琶湖固有種で、かつ在来種の中で最大になる魚である。聞き取り調査によれば、本種の産卵期は7～8月で、菅浦周辺の湖岸部（コブノソ、港、キミツレ、タテイワ（立岩：葛籠尾崎地先）、ジャガサキ（蛇ガ崎）、小日指など）で産卵する。また、8月ころ竹生島の小島やベンテン浜（弁天浜）で産卵する。一間くらい（約1.8m）の大きさのものを見たことがあると言う。なお、当地周辺には数少ない本種の産卵場が何か所か認められるので、その詳細を図2-1-16に示した。

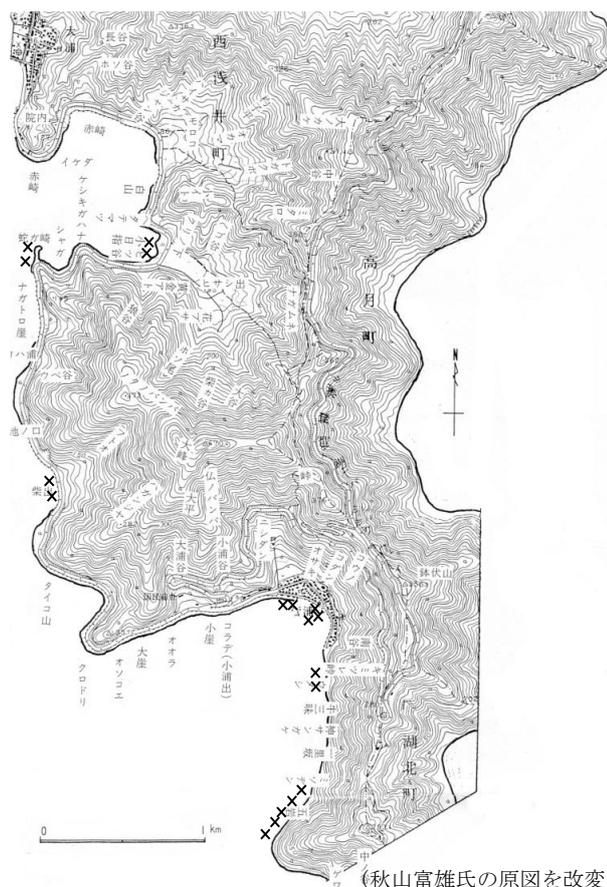


図 2-1-16 ビワコオオナマズの産卵場

イワトコナマズ *Silurus lithophilus*

【方言】イワトコ

【漁法】ナマズビキ（水深10-20mのところを狙う漁法。漁期は12月～2月。昭和30～40年ころ、多い時には1回で30～40キロとれたと言う。イワトコナマズは、寒くなると泥地に行き、泥の中にもぐる。漁場はシバデンサキの向いのところ。本漁法は、現在は行われていない）、ハエナワ（ハリコ漁：岸辺の岩場、あるいは岩場と泥場の境目の水深20m位のところで操業される。エサとしてアユ、カジカを使う）、イソミ（磯見：ナマズをヤスで突く漁法。漁期は6～7月。午後8時から午前4時ころに行う（民俗調査報告書））、イサダビキ（沖曳網の一種で漁期は10～12月）やモロコチュービキ（漁期は12～3月）でも混獲される（民俗調査報告書）、コイトアミ（小糸網）。

【料理】①カバヤキ（民俗調査報告書）、②スキヤキ（民俗調査報告書）、③ツクリ（刺身）（民俗調査報告書）。刺身はドロズで食べるとおいしいと言う、④煮つけ（煮つけは冷めると美味しくないと）。なお、夏のナマズは身がくさくて不味だが、ツクリは美味しいと言う。

【その他】本種は岩場にのみ生息する琵琶湖淀川水系の固有種。本種の産卵場は、当地地先の南谷、カサナビ（葛籠尾崎地先）、シバデ（柴出）ノサキ、村の地先2か所、ミソデン、オクデ、ミソデン（明谷）、カナサビなどであると言う（図2-1-17）。体の黄色い、あるいは白いナマズはベンテンナマズと呼び、獲れても逃がしていると言う。なお、本種は環境省レッドリスト（2013年

版) で準絶滅危惧に指定されている。

オオクチバス *Micropterus salmoides*

【方言】ブラックバス

【漁法】エリ (魷) や釣りで混獲される。

【料理】①フライ、②刺身。ただし、通常は食べないと言う。

【その他】北米原産。魷によく入る。今回の調査においても菅浦港内にも多数すみついているのが確認された。

ブルーギル

【方言】ブルーギル

【漁法】【料理】ブラックバスとほぼ同様。

【その他】北米原産。今回の調査において菅浦港内にも多数すみついているのが確認された。

カムルチー *Channa argus*

【方言】タイワン、タイワンドジョウ

【漁法】コイトアミ (網) で獲れることがある。獲れるのは主に7~8月。

【料理】獲れても食べないと言う。

【その他】中国・朝鮮半島原産。本種はかつて港内にたくさんいたが、現在はほとんど見かけないと言う。

イサザ *Gymnogobius isaza*

【方言】イサダ

【漁法】イサダビキ (沖曳網の一種: 漁期は8~3月で、その盛期は11~12月。水深70m前後のところを曳く。午前2時ころでかけ、夜明け頃から合わせて5回くらい網を曳く。漁場は竹生島西~多景島沖、あるいは竹生島~高島沖)、産卵期前の2~3月にはエリ (魷) でも獲れると言う。

【料理】①佃煮 (飴炊き (民俗調査報告書))、②煮つけ (醤油炊き)、③イサダ豆 (イサダと大豆を醤油と一緒に煮付けたもの)、④ドントコ汁 (鍋にイサザを入れ、味付けし豆腐、ネギを入れすき焼きのようにしたもの。あるいは、イサダ、豆腐、ネギをたっぷりいれ入れて薄口醤油で煮たもの)、⑤天ぷら、⑤唐揚げなど。なお、2~3月に魷で獲れるものは骨が硬くおいしくないと言う。

【その他】イサダには1年魚と2年魚がいる。エリに入る時期は体が黒くなる (婚姻色) と言う。当地での産卵期は3月下旬~4月下旬。イサダが接岸してくるとユリカモメが岸辺に寄ってくる

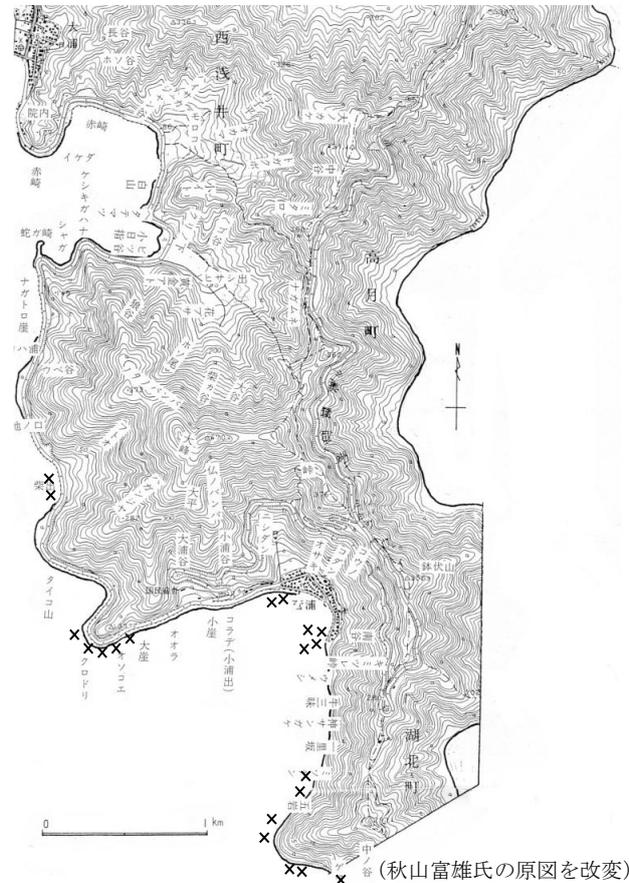


図 2-1-17 イワトコナマズの産卵場

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

のでわかるという。10～1月に本種はマス釣り(ナガシヅリ)のエサに使われるという。当地一帯の礫性湖岸は、本種の格好の産卵場となっている(図2-1-18)。本種は環境省レッドリスト(2013年版)で絶滅危惧IA類に指定されている。

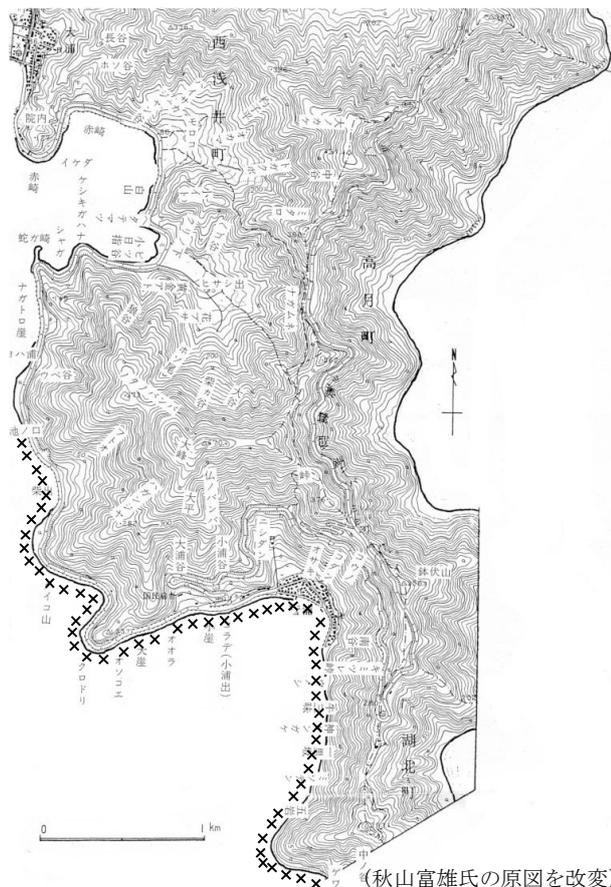
ヨシノボリ類 *Rhinogobius* sp.

【方言】イシビ(未成魚～成魚)、ゴリ(仔魚)

【漁法】ゴリ曳(漁期は夏季)。菅浦のゴリ曳漁業者は一人で、漁場は彦根の方であるという。

【料理】①サンショ煮(佃煮)。ただし、当地では食用にされることは少ないという。

【その他】イシビは子供が採る程度の魚である。今回の調査において当地地先の浜辺にも多数生息しているのが確認された。



(秋山富雄氏の原因を改変)

図2-1-18 イサダの産卵場

ウキゴリ *Gymnogobius urotaenia*

【方言】名前は付けられていない。

【漁法】エビタツベに入ることがあるという。

ヌマチチブ *Tridentiger brevispinis*

【方言】ヌマチチブ

【漁法】エビタツベにたくさん入ると言う。

【料理】不味なので食用にしないという。

【その他】本種は、従来琵琶湖にはいなかった国内外来種。今回の調査において菅浦周辺の礫底に多数生息しているのが確認された。

ドンコ *Odontobutis obscura obscura*

【方言】ドロボー

【漁法】本種を対象とする漁法はない。

【料理】食用にはめったにしない。

【その他】昔は夏に港のコンクリート壁、石の下などにいたという。色はカジカよりも白っぽい。大きさは15cm程度であるという。

ウツセミカジカ *Cottus reinii*

【方言】カジカ、ドロソボ

【漁法】イサダビキ（沖曳網の一種で漁期：8～3月）、エリ（魷：漁期：12～8月上旬）などで混獲される。

【料理】①唐揚げ、②吸い物など。ただし、通常は食べない。

【その他】ナマズ釣り（イワトコナマズ釣り）のエサにする。生きたまま尾柄部に針をひっかけて使うと言う。本種は環境省レッドリスト（2013年版）でカジカ小卵型として絶滅危惧 IB 類に指定されている。

甲殻類（エビ・カニ類）

モクズガニ：*Eriocheir japonica*

エリ（魷）、あるいは沖曳網（底曳網）で獲れたことがある。

スジエビ *Palaemon paucidens*

【方言】コエビ

【漁法】エビタツベ（昭和35年ころから行われ出した漁法（民俗調査報告書）。餌として練り団子（魚粉2：コンカ（米ぬか）3：小麦粉5の割合で練ったもの）を使っている。漁期は5・6～9月。一人の漁師でタツベを1,000個ほど扱っている）、沖曳網（2月ころに今津沖の水深90m付近で操業）。

【料理】①煮つけ（コエビと大根を味噌で炊いたもので、大根が美味しい。なお、使うコエビは底曳網で獲れたものの方が殻が柔らかいのでよいと言う）、②エビ豆（エビと大豆を炊き合わせたもの）。

【その他】タツベで漁獲されたコエビは活かしておき、海釣りの餌用として販売される。水温の高い夏季はすぐ死ぬため、水深20mの水温の低いところに活けてある。また沖合で獲れるエビは柔らかいが、岸に来るエビは髭（額角）が硬くて食べられないと言う（島田均さん談）。

テナガエビ *Macrobrachium nipponense*

【方言】テナガ

【漁法】エビタツベ（漁期は夏から秋（10～12月末））

【料理】①塩茹で、②甘煮、③天ぷらなど。ただし、漁獲物はほとんどすべて販売に回すため、家庭ではあまり食べないと言う。

ドブガイ *Anodonta woodiana*、マルドブガイ *Anodonta calipygos*、メンカラスガイ *Cristaria plicata clessini*

【方言】ダブガイ

【漁法】カイビキアミ（貝曳網；ダブガイ用桁網のこと。ドロチ（泥地）で操業する）（民俗調査

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

---

報告書)

【料理】①醤油焼き（サザエのように醤油を入れて焼いて食べる。つまり、焼いて殻が開いたら醤油を入れて食すると言う）

タテボシガイ *Unio biwae*

【方言】タテボシ

【漁法】カイビキアミ（貝曳網）

【料理】①味噌汁の具にしたり、②酢味噌和えにして食べると言う。

ササノハガイ *Lanceolaria oxyrhyncha*

【方言】ササノハガイ

漁法、料理法はタテボシとほぼ同様であると言う。

セタシジミ *Corbicula sandai*、マシジミ *Corbicula leana*

【方言】ジジミ

【漁法】カイビキアミ（貝曳網：漁期は12月～3月末。水深3～4尋のキシガタに多かった（民俗調査報告書））

【料理】シジミ汁（味噌汁）、②バター焼き（大きなものをむき身にして用いる）

【その他】砂地に多くすむ（民俗調査報告書）。

本稿をまとめるにあたっては、次の方々へたいへんお世話をおかけした。ここに記してお礼申し上げます。

磯崎和仁（西浅井漁業組合組合長）、加藤誠（長浜市文化的景観保存活用委員会委員）、島田均（長浜市文化的景観保存活用委員会委員）、高橋 茂（西浅井漁業組合理事）、竹田忠雄（西浅井漁業組合理事）、中嶋達也（長浜市文化的景観保存活用委員会委員）

（執筆者：前畑政善）

## 2. 歴史的特性

### (1) 古代の菅浦

琵琶湖の北部、奥琵琶湖と呼称される一帯は屈曲に富む地形で、菅浦が位置する葛籠尾崎島は、山々が琵琶湖に迫った地形で平坦地は少なく、わずかに日指・諸河及び菅浦集落でゆるやかな地形を見ることができる。半島に東側では通称向山、半島先端近くで狭小な平坦地があるにすぎない。

菅浦を含む葛籠尾半島で最も早く人間の足跡を知ることができるのは、葛籠尾崎の先端付近の湖底に広がる葛籠尾崎湖底遺跡である。特筆すべき遺跡であるため詳細は別項に譲り概要を述べる。葛籠尾崎湖底遺跡は、琵琶湖の北部の葛籠尾崎沖 10～700m、葛籠尾崎の湖岸に添って北へ数キロの範囲、水深 10～70m の湖底に位置している。大正 13 年末に湖北町尾上の漁師によって数個の縄文・弥生土器を引き上げたことからその存在が明らかとなった。現在までに縄文時代早期・前期・中期・後期・晩期、弥生時代中期・後期、古墳時代、奈良時代、平安時代の各期の土器や縄文時代の鹿角製品が引き上げられている。土器は完形品が多く、また風化がほとんど見られず数千年、数百年の時を経てきたとは思えないほど良く原形を留めている。また、この遺跡の特徴として、一般的に遺跡から出土する土器は土の中に埋もれているが、葛籠尾崎湖底遺跡の土器は土中に埋没せず露出した状態で沈んでいる。これは、葛籠尾崎周辺に、河川が無く、土砂が堆積しなかったため、土器等が沈められた(あるいは沈んだ)当時のままの状態状態で現在まで残ったためと考えられる。長期間に渡り、同じ位置にあったため、湖水に含まれる鉄分が表面に厚く付着(湖生鉄)した土器も見られる。

葛籠尾崎湖底遺跡が、どのようにして形成されたかについては、湖岸遺跡からの「遺物流出説」、祭祀(さいし)により土器を沈めた「祭祀説」、船が沈没・転覆したため積荷の土器が沈んだとする「船舶の沈没説」、葛籠尾崎の地滑りによる「遺跡の沈下説」等があるが、残念ながら、どれも推定の域を出ていない。

最も古い土器は縄文時代早期前半の押型文土器である。この土器は、縄文時代早期前半には当地域で人間が活動していたことを示す資料である。

縄文時代の遺跡として日指・諸河に面する奥出湾に縄文時代の諸川湖底 A 遺跡がある。奥出湾は最深部の水深が 11.5m と比較的浅く諸川湖底 A 遺跡は諸河の湖岸付近に位置する。かつて鹿角製銚が引き上げられておりここにも縄文人の足跡が見られる。<sup>1 2</sup>

続く弥生時代の遺跡では、菅浦集落背後の山腹に弥生時代の集落遺跡である菅浦遺跡があり、水田より石斧が出土している。

諸河では 11 後半の滋賀県指定史跡諸川瓦窯跡がある。瓦窯跡は北斜面の湖岸近くに位置する。ゆるやかな斜面に造られており、全長 40.2m 中央最大幅 1.04m 天井高は推定 0.7～0.8m である。焚口の標高は 87.20m、現存の窯尻の標高は 88.7m 比高差約 1.50m、傾斜角度は約 18 度であった。燃焼部の状況から長期間の操業が行われたとは考えがたいと報告されている。瓦窯埋土内・灰原、周辺からは平瓦・丸瓦、隅切瓦 493 片が出土している。また、焚口床面、灰原からは土師器の皿が瓦片に混じって出土している。土師器の皿から 11 世紀後半の短い時期に操業した瓦窯であることがわかる。報告書ではこの地域に複数の瓦窯の存在が想定されており日指しの白山遺跡もその候補の一つに挙げられている。

また、遺跡周辺からは奈良時代前半を中心とする須恵器、土師器類が出土しており、この時代にも人が暮らしたことが知られる。

古代においてわずかではあるが人の営みの痕跡が見られる。

### 1) 葛籠尾崎湖底遺跡

#### ①はじめに

現在、滋賀県内には約 3,000 の遺跡がある。このうち琵琶湖の水面下の湖底に位置する遺跡は約 90 前後である。琵琶湖の水位は常に変動しており、湖岸に位置する遺跡は水位の上昇あるいは低下により時として水没したり陸化したりする。現在、琵琶湖の基準水位標高 84.371m 以下の琵琶湖湖底に位置する遺跡を湖底遺跡として研究されてきた<sup>34</sup>。



図 2-2-1 葛籠尾崎湖底遺跡遠景

これらの湖底遺跡のほとんどが水深 3 m 以内で、最も低い所の遺構は津田江湖底遺跡の標高 81m である。これらの遺跡は、本来陸上の遺跡が何らかの原因で水位が上昇したことにより琵琶湖の湖底に水没したものと考えられる。しかし、水位の上昇では理解されない湖底遺跡が葛籠尾崎湖底遺跡である。

葛籠尾崎湖底遺跡は、琵琶湖の北、奥琵琶湖に突き出たようにある岬の先端から東沖水深 10m から 70m 琵琶湖湖底に位置する遺跡である。この遺跡は、大正 13 年末、湖北町尾上の一漁師がイサザの底引き漁で数個の縄文・弥生土器を引き上げたことからその存在が明らかとなった。現在までに発見された土器は、縄文時代早期・前期・中期・後期・晩期、弥生時代中期・後期、古墳時代、奈良時代、平安時代の各期のものである。この他、縄文時代の鹿角製品も引き上げられている。

この遺跡が発見されて以来研究がなされているがその成因の解明には至っていない。本稿では、これまでの研究をふまえ新たな視点から葛籠尾崎湖底遺跡を考察する。

#### ②葛籠尾崎湖底遺跡の研究史

葛籠尾崎湖底遺跡は、1928年4月滋賀県史跡調査報告第一冊「有史以前の近江」（滋賀県保勝会発行）<sup>5</sup>で島田貞彦氏によって初めて紹介された。この中で遺跡の成立について、「一、湖岸の遺跡地より押し流された場合。二、事故の為に落下された場合。三、潮流等の関係にて一ヶ所に集合する場合。四、遺跡地付近に地層の変化ありし場合。」の4つの仮説を提示し「このなかにてやや肯定すべきものは一と四であろう。三はこれらの場合によって必然的に生じ得べき現象と認められる。」とその後の研究の方向を示唆した。

この遺跡の謎の解明に本格的に取り組んだのは、湖北町尾上出身の考古学者で元京都教育大学学長の故小江慶雄氏であった。葛籠尾崎からはじめて土器が発見されたとき、小江氏はまだ旧制中学の学生であった。九州帝国大学（現在の九州大学）で考古学を学び岡山師範学校、京都学芸大学（現在の京都教育大学）で教鞭を取り多くの考古学者を育てるとともに、各地の遺跡の発掘調査をおこない考古学者として第一線で活躍した。葛籠尾崎湖底遺跡についても研究を行い、1950年に「琵琶湖底先史土器序説」<sup>6</sup>を発表、引き上げられた多くの土器についての分析を試みた。1959年、琵琶湖総合科学調査団の考古学担当者として参加葛籠尾崎湖底遺跡を調査した。1975年に「琵琶湖水底の謎」を発表した。この著書は氏が長年の調査研究をまとめたもので、あらゆる角度から葛籠尾崎湖底遺跡の成因を検討した。



図 2-2-2 葛籠尾崎湖底遺跡 近景

小江氏は成因について環境変化説と環境不変説に分けさらにいくつかの説に分けている。環境不変説ではア、地盤沈降説イ、水面上昇説ウ、地盤沈下と水面上昇の複合説、環境不変説ではア、水上住居説イ、奉賛ないし遺棄説ウ、二次的堆積説に細分化された。小江氏はこれらを検討した上で伊香郡西浅井町大字菅浦に伝わる、乾元元年（1302）作の古図「竹生島図」に着目した。この図に葛籠尾崎が描かれており、岬の南端の湖岸に及び山上に数軒の建物が見られる。現在の葛籠尾崎の南端は切り立った断崖絶壁となっており、集落を形成するような平地は見出せないことから岬南端の湖岸にあった遺跡が波の侵食と「湖面の上昇の間歇的な生起現象」によって流出したという<sup>7 8</sup>「湖岸遺跡流出説」をもっとも妥当とし、その時期を「竹生島図」の作成された乾元元年以降とした。また、葛籠尾崎東側の土山で須恵器片2片を発見し「寺ヶ浦」の小学名から寺院跡の可能性を示唆した。<sup>9</sup>

1985年丸山竜平氏は、葛籠尾崎湖底遺跡を地質学調査、潜水調査、葛籠尾崎の東側通称「堂山」付近の発掘調査を行い、島田貞彦氏の提唱した説、小江氏の説を検討した上で、引き上げられた土器の中で祭祀説を予測した。1986年には「純考古学的な遺物と遺跡の全面的な検討」を提唱された。その上で引き上げられた土器の機種構成や弥生時代中期の壺の腹部下に穿孔があることから、風葬・水葬を想定し引き上げられた甕・壺は幼児や小児の埋葬具、あるいは祭祀具として用いられたと想定した。<sup>10</sup>1989年に滋賀大学教授小笠原好彦氏は「葛籠尾崎湖底遺跡考」で、小江氏の「湖岸遺跡流出説」の成立には水位の上昇と波浪により葛籠尾崎にあったが洗われ球形の土器が琵琶湖に没し急峻な斜面を転落して湖底にもたらされた可能性は高いとしながらも、この説には解決すべき課題として「その一つには、葛籠尾崎湖底遺跡の土器が、長期間の波浪作用に洗われて湖底にもたらされたと見るには、土器にローリングに

よる摩滅の痕跡が見られないこと、二つには形をとどめた土器のほか土器破片や石器が採集されており、これらの土器片や石器が湖底に転落した理由、三つには葛籠尾崎にあった各時代の遺跡に、特に高い比率で完全土器、完形土器が依存した理由<sup>11</sup>をあげている。小笠原氏は、琵琶湖に吹く風とそれによる波浪により対岸に帰れなくなった縄文人が一時的・短期間に葛籠尾崎東側の州浜に碇泊したと想定した。これが恒常的な営みとなり「仮設的な住居あるいはデポ的な貯蔵設置が州浜の一部に設置されることになったことを想定することが可能である。」<sup>12</sup>とした。その利用は比較的波の穏やかな春から秋にかけて展開したと考え、「葛籠尾崎に恒常的集落を営みうる居住条件に恵まれなかったことから、このような一時的な漁労による避難港又は碇泊港と物資交換のためのベースキャンプ的な特殊な利用形態が行われることになった」<sup>13</sup>と推測した。この特殊な利用形態は「活動が開始される春、あるいは土器製作が製作された時期など、それまで保管された土器が年ごとに、あるいは数年ごとの新旧交代されることになったであろう」<sup>14</sup>とし、交換の際居住していた州浜が狭いため土器を湖中に投棄したと結論づけた。しかし、葛籠尾崎の先端から東側の州浜は狭くまた傾斜が急で居住するだけの空間はない。葛籠尾崎の先端は崖で切り立っており人が住める平坦部はないが、東側の羽道谷・小坂谷・寺ヶ浦には平地がある。寺ヶ浦では近年までここに桑畑があり作業小屋が設けられていた。少なくとも羽道谷・小坂谷・寺ヶ浦である

一定期間、人が暮らすことは可能であるが土器の投棄場所を葛籠尾崎の沖合に求める必要があったのだろうか。1988年、秋田裕毅氏は近年の調査から岬にある遺跡が地滑りにより湖中に落下したという「地滑り説」を唱えた。<sup>15</sup>また、秋田氏は1997年「びわ湖 湖底遺跡の謎」で塩津湾はもともと陸地であったが元暦二年の地震で陥没し、葛籠尾崎にあった遺跡が「元暦二年、直下



図 2-2-3 葛籠尾崎湖底遺跡須恵器

型地震に見舞われた時、葛籠尾崎半島先端付近の土地が、大規模なブロック・グライド（地塊すべり）をおこし、そのまま湖底谷に沈んでいった。」<sup>16</sup>とした。完形の土器が採集されることについては、湖底谷の湖流によって表面の土が流されたために土器が露出したとし、斜面の土器は葛籠尾崎に取り残された遺跡から波に洗われて水中に没したとした。<sup>17</sup>林博通氏は2000年5月に葛籠尾崎先端から東岸の寺ヶ浦を分布調査し奈良～平安期の須恵器片を採取した。また、「原始的住居を構える」ことの可能性を示唆した。<sup>18</sup>

### ③基礎研究

葛籠尾崎の地形は険しく、急な斜面は深い湖底にまで達しており、わずかにいくつかの狭小な谷が扇状地を形成しているにすぎない。（図 2-2-1）これら谷は岬の先端から東側に鯉谷、羽道谷、小坂谷、池ヶ谷、小家谷と呼ばれる。小家谷は寺ヶ浦とも言いその北側の尾根は土山（堂

山) と呼ばれる。

葛籠尾崎沖の水面下の地形は、東側は急斜面である。これに比べ葛籠尾崎先端から南沖は尾根状になっているため傾斜は緩やかである。先端付近は水深約50m付近までは岩場であるが、東側は水深30m付近で砂地となる。葛籠尾崎東沖にはV字谷が南北にあり、葛籠尾崎先端南沖で急激に深くなり最深部は水深70mに達する。V字谷付近の湖底は砂地または泥土である。

#### ④採取された遺物の検討

これまでに葛籠尾崎湖底遺跡から出土した遺物のほとんどがイサザの底引き漁により偶然引き上げられたもので、その出土位置や出土状況の詳細はわからない。しかし、底引き漁の位置により大まかな遺物の分布は捉えることが出来る。

イサザ漁は、その網を入れる位置により葛籠尾崎の先端から北へ「大崎



図 2-2-4 遺物写真

出」「通い道」「土山すじ」の三区域に分かれる。しかしこの三区域はそれぞれ重複している。

漁は尾上沖で葛籠尾崎より西に約1000m、水深約35mにアンカーを打ちここから葛籠尾崎へ約200mの所に船を泊めて、葛籠尾崎の東岸から約30mの所に幅10mの網を入れる。網は沈みながら船に引っ張られ水深約30mの湖底に達し、ここから数十mほど湖底を引く。この時土器等の遺物が網に入る。漁師により網を引く位置や角度は異なっているが、その永年の経験から土器の引き上げた位置を知ることが出来る。また、湖成鉄の付着状況によって湖底での遺物の状態を知ることが出来る。なお、葛籠尾崎地先で最も深い湖底(水深80m)付近は網が引っかかるため入れないことから遺物は引き上げられていないという。

遺物の引き上げられた個々の土器の位置関係について、小江氏が発見者より聞き取りを行っている。小江氏は、不時発見ではあるが、漁師の永年の経験による位置の正確さから、およその発見位置を図示した。<sup>19</sup>

以前(昭和61年頃)、郷土史家で湖北町文化財専門委員であった故竹本正一氏に、葛籠尾崎湖底遺跡資料室に展示されている遺物の採取地点の聞き取り調査をお願いしたことがある。この聞き取り調査の遺物のほとんどは、小江氏が聞き取り調査をした以降に採取されたものである。聞き取りされた遺物は142点で、この内葛籠尾崎湖底遺跡で採取された遺物は133点、尾上遺跡(余呉川河口)が9点である。葛籠尾崎湖底遺跡で採取された遺物の内採取地点がわかるものが53点である。内訳は使用痕のある鹿角製品1点、磨製石斧1点、縄文土器15点、弥生土器19点、土師器4点、須恵器4点、土師器皿8点、灰釉陶器碗1点である。この聞き取り調査をもとに遺物の分布状況の復元を試みる。聞き取りでは採取地点

を「葛籠尾崎」「寺ヶ浦」「堂山」の三区域に分けている。「葛籠尾崎」は葛籠尾崎先端から東側でイサザ漁の「大崎出」付近である。「寺ヶ浦」は寺ヶ浦沖で「通い道」を含む、「堂山」は「土山すじ」である。ただし、「大崎出」「通い道」「土山すじ」の三区域は重複しており大まかなではあるが採取位置からその範囲は推定することは可能である。

「葛籠尾崎」は34点で最も多くその内訳は、鹿角製品1点、磨製石斧1点、縄文土器は注口土器他11点、弥生土器13点、土師器4点、須恵器2点、灰釉陶器碗1点、「寺ヶ浦」は縄文土器1点、「堂山」は18点で、縄文土器2点、弥生土器6点、須恵器2点、土師器皿8点である。「葛籠尾崎」が最も多く磨製石斧や鹿角製品が含まれている。「寺ヶ浦」は1点のみであるが、これは「葛籠尾崎」「堂山」が重複されているためと考えられる。「堂山」は土師器の皿が集中して採取されている。ただし、後に述べるが葛籠尾崎先端でも土師器の皿が37点確認されている。これらの採集範囲に小江氏の分布図を重ね合わせると、葛籠尾崎湖底遺跡の範囲を推定することができる。

このように遺物は葛籠尾崎の水面下の東斜面から湖底にかけて分布している。

これらの遺物のほとんどに湖成鉄が付着しており、湖底での大まかな位置や傾き等湖底での状況を知ることが出来る。

### ①葛籠尾崎湖底の遺物の状況

葛籠尾崎の地形は険しく特に先端は断崖絶壁となっており、乾元元年（1302）作の「竹生島図」に記載されている僧坊の跡は見られず、また建てられるような平地はない。尾根は琵琶湖に入っても竹生島に向かってつづいている。この付近の地形は斜面で岩場である。遺物は湖底の尾根の東側斜面で発見された。確認された遺物は42点でそのほとんどが土師器の皿であるが、その外、弥生土器の甕、壺、縄文土器の深鉢、土師器の壺が見られた。分布の傾向は、先端の尾根から北に行くにしたがって遺物は減少する。

遺物の湖底での状態は、岩場に口縁部を上にしたものや底部を上にしたもの、斜めの状態のもの、岩場の間で口縁部まで土に埋まっているなどさまざまであるが、すべて湖成鉄が付着している。土師器の皿は1点を除いて完形品である。弥生土器、縄文土器は完形品がなく、最も良好な弥生土器の壺は頸部から底部までである。土器の割れた断面にも湖成鉄が付着しており、かなり古い段階での破損と考えられる。このことは、以前に当調査地域で潜水中偶然発見され引き上げられた縄文土器にも見られる。この縄文土器は湖成鉄が厚く付着しており、この土器の湖底にある年月の長さを感じさせられる。



図 2-2-5 葛籠尾崎湖底遺跡遺物

採取された遺物や分布調査

から葛籠尾崎湖底遺跡の遺物の状況は、湖底で土中に完全に埋没することなく、さまざまな

状態で位置している。それが岩場の場合は埋没していないが、砂地の場合は半分ないし3分の2が地中の埋もれていることが知られる。

## ②遺跡の性格

遺跡の性格については地形や出土位置、各時期の検討が必要である。

ここでは紙面の都合で検討をしないが、遺物が葛籠尾崎先端から東側斜面から湖底谷に分布すること、東斜面の平地の遺跡の有無、遺物の詳細な分析、例えば縄文時代の小型の注口土器、弥生時代の祭祀に使用されたと考えられるミニチュアの壺や穿孔された壺の検討、自然条件、周辺遺跡等を各時期にわたって研究することが遺跡の解明につながると考える。

## 【注釈】

- <sup>1</sup> : 諸川遺跡発掘調査報告書 西浅井町教育委員会 1984年
- <sup>2</sup> : 滋賀県遺跡目録(第2輯) 滋賀県教育委員会 昭和41年3月31日
- <sup>3</sup> : 林博通「琵琶湖湖底遺跡研究序論」 西田先生還暦記念論集(真陽社 2001年)
- <sup>4</sup> : 島田貞彦 滋賀県史跡調査報告第一冊「有史以前の近江」(滋賀県保勝会 1928年)
- <sup>5</sup> : 小江慶雄「琵琶湖底先史土器序説」(学而堂 1950年)
- <sup>6</sup> : 小江慶雄「水中考古学研究」(京都教育大学考古学研究会 1967年)
- <sup>7</sup> : 小江慶雄「琵琶湖水底の謎」1979年 講談社)
- <sup>8</sup> : 注5史料
- <sup>9</sup> : 注7史料
- <sup>10</sup> : 丸山竜平 「葛籠尾崎湖底遺跡の考古学的検討覚書」(滋賀考古学論叢第3集 1986年)
- <sup>11</sup> : 注10史料
- <sup>12</sup> : 注10史料
- <sup>13</sup> : 注10史料
- <sup>14</sup> : 小笠原義彦「葛籠尾崎湖底遺跡考」(滋賀史学会史誌第7号 1989年)
- <sup>15</sup> : 秋田裕毅「謎の湖底遺跡を探る」(滋賀県立近江風土記の丘資料館秋季特別展 1988年)
- <sup>16</sup> : 注15史料
- <sup>17</sup> : 秋田裕毅 「びわ湖 湖底遺跡の謎」(創元社 1997年)
- <sup>18</sup> : 小江慶雄「琵琶湖底先史土器序説」第12回版

## (2) 中世の菅浦

### 1) 「菅浦」の地勢

琵琶湖の北部は、屈曲に富む湖岸をもち、東から西にかけて塩津湾・大浦湾・海津湾などの湾入部を形成している。大浦湾口にあつて南方の竹生島と相対する半島の尖端部が葛籠尾崎で、この西側の菅浦湾とも名づくべき小湾頭の狭小な平地と段丘に立地するのが菅浦である。

菅浦背後の標高 470m におよぶ日計山系が冬の季節風の進入を防ぐため、南面する山地斜面は冬も湖北特有の雪が少なく、古くから枇杷が育ち、明治以降はミカンの栽培も行われ豊かな山林にも恵まれた。

しかし一方で、山地が直接湖水に接するため集落近くには水田らしい水田はない。大浦と菅浦の中間の海岸沿いに多少の田地が開けており、この地を日指・諸河という。田地の狭小に悩む菅浦の人々は、集落から遠いこの水田へ往復の船を利用して出作りし、その田地の所属をめぐる大浦との間に激しい争いを展開した。この闘いを支えたのが村落共同体であり、交通不便な寒村で「陸の孤島」とまでいわれた菅浦の中世は、この「菅浦惣」の自治によって輝かしい歴史を刻んだ。その足跡を今に伝えるのがいわゆる『菅浦文書』や『菅浦家文書』に代表される史料群であり、また、中世という時代の面影を今にとどめながら美しい風景を保っているその文化的景観である。



図 2-2-6 菅浦集落の遠景 山の上から

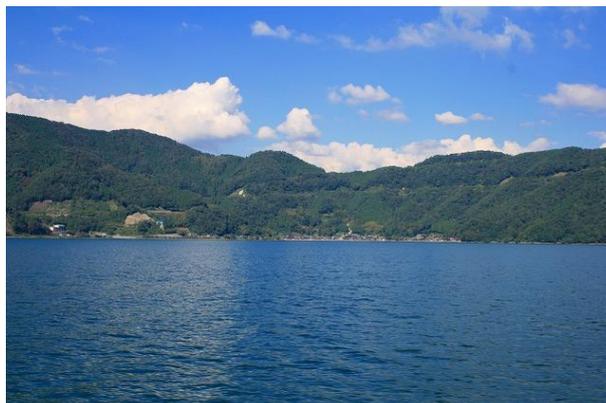


図 2-2-7 菅浦集落の遠景 琵琶湖側から

### 2) 領有の変遷

菅浦に人々が集住しはじめたのはいつ頃からなのか、必ずしも明確でないが、『万葉集』巻九小弁の歌に「高島の足利のみなとを榜（こ）ぎ過ぎて、塩津菅浦今は榜がなむ」と詠まれていることからすれば、古くは湖上交通の要衝として塩津と並び称された要湊であったようだ。

湖の舟運や漁業に携わった人々が浦や浜に定着する過程として考えやすいのが、この地が、古代近江国の贄人たちの停泊地の一つだったことである。延喜 11 年（911）、六箇国日次御贄の制が定められ、近江国はその貢進国の 1 つとなったが、それを契機に、内膳司に贄物を送る贄人の集団が菅浦にも住みつき、天皇家に諸産物を貢納する後の供御人としての道を歩みはじめたと考えることができる。

しかし、背後の山地が水際にまで迫るこの地には田畠がほとんどなく、人々は舟で岬を越えて耕作に行かねばならなかった。彼らが耕作地として求めたのが、隣接する大浦に近い日指・諸河の地であった。以来、この地の領有をめぐる、長くて激しい闘いの歴史を歩むこととなる。

菅浦の領有関係を物語る最初は、長久2年（1041）、日指・諸河の地を含む大浦荘が園城寺円満院領として立券されたことにともなう事例であろう（「太政官符」、637号ニ）。この時、竹生嶋を崇敬する大浦荘の雑掌が菅浦の地を竹生嶋に寄進した。竹生嶋は山門延暦寺檀那院の末寺であったため、菅浦は、山門檀那院を本所とし竹生嶋を領家とする荘園制的な領有関係に組み込まれることになるが、一方で、菅浦の人々は、関渡津泊を自由に通行しうる権利を天皇の名において特権とし保証される供御人としての道をも選択した。平安時代末でも、菅浦は港として知られており、彼らは御厨子所に属して近江国の日次供御の一部を負担、内蔵頭が御厨子所別当を兼ねたので内蔵寮にも所属する形となった。

菅浦の住民が、供御人になったのは「天智天皇御宇」であるという言い伝えがあるが信憑性はない。ただし、承久の変後の貞応2年（1223）11月日付で諸方の狼藉を停止し供御役を懈怠なく勤めるようにとの御厨子所目代下文が「菅浦供御人等」宛に出されており（717号）、これ以前に、湖上の往反自由の特権を保証され廻船や漁撈に従事する禁裡供御人としての活動は存在したと推定できる。嘉元3年（1305）2月、大浦と争う菅浦は、訴訟を有利に導くため、後述する係争地の日指・諸河の田畠半分を山門のものとし、かつ従来からの日吉八王子に加えて二宮権現の神役を勤仕すると誓約し、菅浦は檀那院領である上に八王子社・二宮権現の神人となった（同年2月12日付「菅浦村人等借錢請文案」、741号）。一方、その翌月には日指・諸河から供御を納めた10人の名字を注進、この地が内蔵寮領であることを確認している（「日指・諸河供御備進百姓交名注進案」、129号）。この10人は「昔より」「供御を備へたる百姓」とわざわざ記されており、いうところの本供御人（本在家）であり、その各々には脇住（脇在家）と称された家が2～3宇付属していたと考えられている。

建武元年（1334）11月9日、菅浦の供御人藤二郎が平方浦で襲撃され、船・積荷が差し押さえられるという事件が勃発した（「竹生嶋雑掌道秀訴状并具書案」、750号ほか）。襲ったのは国目代や国司の代官と称する者たちで、そのなかに阿古法師など大浦の者も入っていたという。同月12月22日にも同様の襲撃があり、やはり菅浦供御人の平四郎の船・積荷が差し押さえられている。差し押さえの理由は、嘉元3年に菅浦が借りた日吉十禅師権現彼岸所上分物150貫文を返却しないのみならず、その催促にきた使者隣三郎・下人虎王を菅浦の住民成願・平三郎等が殺し借書を奪ったことにあり、借用時の契約では、菅浦供御人が所持する荷物は見つけ次第に質物として没収するというものであった。これに対して菅浦は、翌年正月、借用の事実はなく借用状も偽作であると抗議する申状を作成したが（「菅浦供御人等申状案」、286号ほか）、その冒頭で「当浦（菅浦）は、高倉天皇のときに始めて供御人を置かれて以来、片時も相違なく廻船を以て渡世し、なんの煩いもなかった」と書かれている。菅浦供御人は高倉天皇の時代（1168～79）に存在していたとするこの主張にはあまり無理を感じないが、150貫文の借用も催促使殺害も事実だし、荷物等の質物としての差し押さえも根拠のあることで、菅浦の反論は言い逃れとしかいえない。

それでも菅浦は、内蔵寮と新たな契約を結んで足場の回復をはかる。建武2年8月、堅田に

よる漁撈妨害を朝廷に訴えるとともに、菅浦の在家に住む5字の漁人を含む72字の人々全てが供御人としての身分を保証されるように求め、内蔵寮、ひいては天皇に対し負担する供御役の内容を確定、これまで通り湖上での漁や廻船の渡世を煩いなくなしうることを認められた（「菅浦庄供御人等供御役誓約状」、398号）。このときに定められた菅浦供御人の貢進義務は、例年の鯉30喉・麦1石4斗4升（駄賃を含む）・枇杷2駄・大豆1石3斗4升というもので、その内実は、麦は72字が均分負担（1字2升宛）、大豆は漁人を除く67字（2升宛）、鯉は5字の漁人だけ人別6喉と推定される。この内実をみてもわかるように、内蔵寮に納める供御としての負担物は、各戸が負担する宮座役としての公事的な性格のものともみることでき、菅浦は平等な構成員による惣共同体の基礎をここにつくりだしたといえる。そのなかで、かつての本供御人・脇住などの身分的格差は消滅の途をたどったにちがいない。その意味でも、この建武2年8月の契約は、菅浦の歴史に一つの時期を画したものといえよう。

菅浦の場合、以上のような神人や供御人としての人の支配と山門檀那院や竹生嶋による土地の支配とが複雑にからみあい、その領有関係は甚だしく重複錯綜しているが、南北朝時代以後は守護代目賀田左衛門入道浄西の雑掌と梶井宮門跡の抗争に代表されるように守護勢力と山門との対立が目立つ。さらに室町時代になると、菅浦は大浦と共に公卿の裏松家を領主と仰ぐに至った。文安3年（1446）6月日付の「内蔵寮雑掌申状案」（114号）には「日差・諸河者、為菅浦之内、致供御役、山門・裏松家、三方令知行之条明鏡也」との一文がみえているが、この「三方知行」という言葉こそ、菅浦に対する領有関係の複雑さを物語ったものである。戦国時代にかけても、その領有関係の動揺は絶えなかったが、おおまかにみれば大永・享禄年代には守護京極氏、天文・永禄年代には戦国大名浅井氏の支配下に入り、元亀以後は、織田信長の領有するところとなった。その間における菅浦の複雑な領有関係については、それぞれの事項にそって詳細を明らかにすることとし、以下では、中世という時代に菅浦という場所を表舞台に登場せしめた大浦との抗争、その背景に存在した強力な自治組織「菅浦惣」の問題を解き明かしていきたい。



図 2-2-8 大浦荘（大浦の現況）

### 3) 菅浦の自立と抗争

大浦から菅浦に至る湖岸沿い道路の左側、比較的ゆるやかな斜面にひろがる2ヶ所の耕地面が、ほぼ中世を通じて相論の対象となった日指・諸河である。

長久2年（1041）12月13日、園城寺長吏明尊の申請をうけて大浦荘は円満院領として立券することが認可されたが、そのときの「太政官符」では（637号ニ）、大浦荘の四至を「東限鳥坂、南限山田峯并海、西限神楊谷尾、北限往並并土生離岡」と定めている。この南塚「山田峯」に関しては、菅浦の北方に「山田」の地名があり、山田峯をこの「山田」の南の峯とすれば、菅浦はそのはじめから大浦の庄外ということになるが、大浦の主張は、日指・諸河の田畠が時貞名・友里名など25名の百姓名に結ばれていたとすることなど（寛正4年9月2日付「大浦下庄訴状案」、633号）、菅浦を荘内の1名とみており、日指・諸河は大浦荘内とする考え方は中世を通じてかわらない。

文永11年（1274）11月、菅浦の住民が大浦山口に入るのを拒否されており、『菅浦文書』によるかぎり、菅浦と大浦の抗争は、この菅浦供御人宛の「蔵人所下文」を最初とする（715号）。この下文を偽作文書とする見方もあるが、2年後の建治2年12月、菅浦住民は、入山時に作毛を損じたり材木を伐ったりするようなことはせず、また懈怠なく山手を払うという条件で入山が許可されて紛争は解決しており（「大浦庄中司某下知状」、74号）、弘安5年（1282）にも菅浦の百姓が改めて大浦庄の野山に入ることが許可されていることから（同年6月1日付「能継奉書」、139号）、事実と見るのが妥当だろう。なお後者の弘安5年の奉書では、菅浦百姓について「他所のうち候とも、菅浦ハかりをハ御免候了」としており、菅浦が大浦荘外の集落であるとの認識が示されているのも興味深い。



図 2-2-9 日指・諸河

永仁3年（1295）9月20日、日指・諸河の田地4町8段のうち定使給の3段を除く4町5段に関して、22石5斗の田地に対する年貢と畠地所当として8貫文の燈油代銭を納めることを条件に、日指・諸河の田畠が山門檀那院から菅浦住民に宛て行われた（同日付「菅浦庄官宛行状」、76号）。この田畠について、檀那院は関東御家人の俊賢を公文に補任、定使も任命し、使を下して実検しようとしていたらしいが、交渉の末、いったん7貫文と決めた畠地所当を8貫文とし、公文と定使の屋敷のために若干の給分を当てることで折り合ったらしく、実検は百姓の嘆願どおりに延期されている（永仁3年8月11日付「某下知状」、77号）。

この一件は、元来は大浦庄内であった日指・諸河の田畠耕作権を、菅浦が檀那院や日吉神社らの勢力を背景に確保しようとする動きにほかならないが、それを行動で示そうとしたものか、菅浦の公文俊賢が人勢を引率して刈田狼藉を強行し、大浦の百姓を殺害、同年12月23日に大浦庄雑掌は本家円満院を通じて菅浦の襲撃事件を六波羅・院の法廷に訴えた（同日付「六波羅探題御教書案并高階広元奉書案」、726号）。なお、この事件の翌年4月7日、菅浦は、奪い取った日指・諸河の耕地を29番に編成し各番に2人宛の作人を割当てている。まさに、大浦庄時代の耕作関係を破棄し、菅浦住民のための耕地を確保したことを内外ともに知らしめる処置であったといえよう。

日指・諸河の地をめぐる菅浦と大浦との騒擾は、この後、守護代をも巻き込みながら激しい展開をみせるが、双方の訴訟について、正安年間にかけて幾度となく問答が行われたが解決しなかった。

正安4年（1302）6月5日、院宣が発せられ、官使左史生紀業弘を現地に下して堺を実検させることとなった。8月17日、業弘が大浦・菅浦立会いのもと、両者に絵図を作成させ、それに基づいて現地調査が実施された。論点は、長久2年の太政官符が記す大浦庄立庄時の四至がどの範囲をさしているかにあり、21日には赤崎浜に両方を召し対決させた。とくに「南限山田峯并海」の「海」がどこをさすのが問題となったが、日指諸河に関しては、南限の山田峯の西尾のうち、赤崎に達する南尾よりは南にあるとすれば大浦庄外となり、山を以って堺とした場合は大浦庄に属すると認めるのが妥当ということになるが、結果的にその議論は水掛け論に終わり、双方の主張が絵図にされただけにとどまった。

なお、「乾元々年八月十八日」の裏書をもつ、かの有名な「菅浦与大浦下庄堺絵図」の作成

を、この現地調査に関わるものとする見方があるが、これは適切でない。乾元々年（1302）は11月21日に改元されて嘉元元年となり、年号が改元日と合わないことなどをも含めて、いわゆるこの「菅浦絵図」の成立については後述したい。

現地調査が行われた翌年の嘉元2年と推定されているが、官使紀業弘の提出した日指・諸河の一件を文殿の明法家に検討させた結果だろうか、後宇多院は、文殿勘文に基き、「近江国菅浦と同国大浦庄堺相論事、両方の証文分明ならず、また承元以後の検注帳の坪付を守って御進止あるべし」（年月日未詳「菅浦庄訴状案」、751号）とする院宣を下した。長久の官符は証拠として採用されず、しかも承元の検注とは、日指・諸河は元来、大浦に属していたとするものであったらしい。菅浦にとってはきわめて不利な裁定であった。

翌嘉元3年（1305）2月、菅浦は日指・諸河の田畠半分を山門に寄進している（「日指・諸河百姓等請文案」、71号）。これは敗訴により失いかけた同地の領有を山門の力を得て挽回しようという目論見があつてのことかと思われるが、8月5日、勢いにのつた大浦勢数百人が海路陸路の二手に別れて菅浦に侵入、神人等の家門に乱入し神物以下の資財を奪い取り打擲蹂躪、神人藤二郎已下の刃傷におよんだ。

これに対し菅浦は、「日吉八王子宮兼二宮神人等謹言上」にはじまる申状を作成（「菅浦庄日吉社神人等訴状案」、635号）、「住人等亦神人也、供御人也、重役無双、（中略）凡そ神人刃傷は罪科他に異なり重科一に非ず」と喝破して山門に訴えた。「神人」や「供御人」の特権が訴訟にいかに関与したか、このあたりからも伺うことができる。8月12日、疵ついた藤二郎の傷を浅井郡守護代が実検（「浅井郡守護代請取状案」、742号ほか）、菅浦は取り押さえた大浦の船の櫓3張を証拠物件として提出、山門からは宮仕・公人が菅浦に下った。

ところが、9月7日、大浦が再度菅浦を攻撃、公人・宮仕に打擲・刃傷を加え、疵を実検した守護代の報告を受けた檀那院は騒然となった。12月20日、檀那院政所集會に集まった山僧は「公人刃傷の事に依りて、公家・武家・官人、罪科せらるるは先例なり、（中略）大浦庄に於いては、見合に随い破却せらるべし」との決議を院につきつけ、山門嗾訴もいとわぬ強硬な姿勢をみせた（「檀那院政所集會事書」、744号）。檀那院の要求にもとづき、まもなく官使が派遣されたようだが、菅浦側の主張は認められず、延慶2年（1309）7月、檀那院があらためて供僧等申状を提出、圓満院が陳状を提出しない以上、もとのように日指諸河は菅浦の進退にされたいと申し入れるとともに領有復活をはかっているが、日指・諸河は大浦庄の領内と裁定した伏見上皇院宣が下され（「某供僧等重申状断簡并伏見上皇院宣案」、745号）、菅浦の、嘉元・延慶の2度にわたる敗訴となった（「暦応



図 2-2-10 菅浦から竹生島を眺望

3年5月日付「檀那院衆徒等申状案」、627号)。日指・諸河をめぐる堺相論は、事実上の菅浦支配を認めたまま、再び停滞したものの、一方でこれが25年後の建武・暦応の相論の導火線ともなった。

#### 4) 南北朝内乱と菅浦

建武元年(1344)2月、大浦の沙汰人・百姓が日指・諸河に乱入、菅浦は「当嶋進止神領也」とする竹生嶋を通じて雑訴決断所に訴え、5月には大浦の乱暴を停止し菅浦の日指・諸河沙汰付を命じる決断所牒が出されたが、下地の受取に向かった菅浦の雑掌に対して大浦側は武装抵抗してこれを拒否、事件は改めて朝廷で審理されることとなった。そして10月、竹生嶋は再び決断所に訴えを起し、菅浦は新たな証拠文書として「乾元々年八月日」付の紀業弘注進状および同じ年記を有する官使注進絵図を官に提出した(「竹生嶋雑掌道秀訴状并具書案」、750号)。菅浦の証拠文書に関する巧みな操作に加え、この訴陳の過程で大浦が陳状を送進しないということもあり、結果、建武元年12月13日、雑訴決断所が下した建武元年12月の決定を正式に認め(「雑訴決断所牒」、692号)、「大浦下庄」の敗訴を宣言した後醍醐天皇綸旨が下った(「後醍醐天皇綸旨」、693号)。この段階で初めて「大浦下庄」の表記が用いられたことも注目されるが、特記すべきは初めて菅浦に有利な裁許が下されたことであろう。大浦の長久官符を逆手にとった菅浦の勝利であった。

しかし建武新政府が倒壊、室町幕府の成立という政治状況の大きな変化のなかで、この裁許は、北朝新政権によって撤回されるどころとなる。

暦応2年(1339)7月19日より北朝光厳院の院庁文殿で再開された審理の結果、翌年3月20日、文殿の注進により日指・諸河は圓滿院領と認める光厳上皇の院宣が出され大浦側が勝訴した(「光厳院院宣」、637号イ)。しかし、この裁定を不服とした菅浦は、日指・諸河は菅浦の所属とすべき理由をあげた長文の檀那院衆徒等申状(627号)をもって異議を唱え判決に抗議した。「庭中申状」とあることからこの訴えが直訴であったことが判るが(「光厳院々宣案」、140号)、「菅浦与大浦下庄絵図」、いわゆる「菅浦絵図」の主張に合致するのが、暦応3年5月の庭中申状であったとする考え方がある。

申状の主張とは、長久官符にみえる南堺は「山田峯」とするところにあり、その位置は菅浦・大浦とも合意しているところで、これに従えば、日指・諸河は大浦の南堺である「山田峯」の南であるから、当然、菅浦領内であるというのである。実際、絵図の真ん中に引かれた「菅浦与大浦下庄」堺の朱線は「山田峯」から西に向かって延び、大浦と菅浦を明瞭に分断することで長久官符に言う「山田峯」およびその南堺を強調しており、絵図の下半分は竹生嶋の神威を強調するかのようによくそれを大きく詳細に描いている。

暦応の争論次第は、大浦下庄との係争経過を詳細に記した暦応3年5月日付「檀那院衆徒等申状案」(627号)から窺えるが、論点の核心は日指・諸河の帰属問題にあった。「両方証文絵図以下を召し出され」の文言から、菅浦・大浦下庄の双方から絵図が証拠として提出されていたことが判明するが、このときに菅浦から出された絵図が現存する「菅浦絵図」とする意見が存在する。この絵図の成立については、他に乾元元年(1302)＝正安4年、延慶2年(1309)や、本稿が採った文安3年(1446)説などがあり未だ定まっていない。



图 2-2-11 「菅浦与大浦下庄堺絵図」(いわゆる「菅浦絵図」)

日指・諸河をめぐる以上の相論について、暦応3年9月6日に、院庁が檀那院の本所である梶井宮に越訴を勧めるということがあったようだが（「光厳院繪旨案」、778号ニ）、それがどのように経過し決着をみたのかは不明である。だが、日指・諸河の田畠を菅浦が事実上占有したことには変りなさそうで、その一証左が、暦応5年（1342）3月11日に、「日差・諸河田地注文」が作成されていることだろう（326号）。日指・諸河については検注帳・年貢納帳などの台帳が9冊残されているが、この田地注文は、その最初のものである。

注文が記す日指・諸河の田地は4町5反半34歩、その名請人数は72名、永仁4年（1296）の29番58人の作人と比べると14人増加しているが、当時の在家数と思われる名請人数72名は、建武2年の供御人72宇と一致している。ここにも、菅浦住民の日指・諸河に対する事実的支配、つまり占有が強化されていたことを伺い知ることができるが、一方で、供御人として家屋敷を構成しうる在家72宇が、親子兄弟等の血縁家族を中心とした同族団相互間の格差をもちながらも、独立した存在として認められていたことをも意味し、かつて本在家に付属した脇住という形で従属していた人々が供御人としても独立した居住形態をもつに至ったことを物語っている。14世紀中期に至って、72宇の在家に住む菅浦の全住人が浦の自治を支える体制がここに確立したと見ることも許されよう。

貞和元年（1345）、菅浦の最長老で代表的な人物であった成願等が、「違勅」の行為ありとして大浦から訴えられた。7月には成願等の行為を追及する最初の武家御教書が発令されているが、この「違勅」の行為とは、暦応3年の大浦側勝訴に決した日指・諸河の耕地での暴行行為で、それは菅浦側の反発の一端であったと推定される。菅浦雑掌は、要求に従って成願等の引渡しに同意、引き換えに大浦庄が押領した赤崎谷尾神楊の間の一浦の在家の返還を要求したが、在家の返還は実現せず、菅浦も成願等の引渡しを実行しなかった（貞和2年3月22日付「菅浦雑掌顕性請文案」、4号）。

時間ばかりが経過していった。貞和5年（1349）に至り、近江国守護方の義祐・長経が成願等「違勅」事件を調査（同年5月21日付「近江守護佐々木氏注進状案」、87号）、日指・諸河は長久の官符によって菅浦領内であることは明らかで、成願等の行為は違勅にあたらぬとする判断を下した。7月10日、大浦が多勢で日指・諸河に行き作物を刈り取り、菅浦は、この報復として大浦庄内に押寄せて庄家に乱入・掠奪し、百姓を多数打取るという行動に出た。当然、大浦庄雑掌は菅浦の連日におよぶ横暴を近江国守護所に訴えたが（7月17日付「大浦庄雑掌注進状案」、767号）、守護は大浦の提訴を認めず、菅浦に理があるものと朝廷に報告している（同年7月28日付「近江守護佐々木氏頼注進状案」、762号）。翌観応元年（1350）6月15日、大浦側が多勢を率いて菅浦領内に侵入し、粟以下の作物を5町余り刈取り、菅浦住民を打擲するという事件が起こっているが、6月20日、近江国守護代は、菅浦の注進に基き大浦の暴行人の召出を大浦庄預所に要求している（同日付「近江守護乱暴人召文案」、147号）。ただし成願以下、違勅の者は釈放せず拘置していることを付け加えているが、その召進は取りやめられたようで（「近江守護佐々木氏頼注進状案」、763号）、成願等「違勅」事件を契機として守護・守護代の現地代官を味方に付けた菅浦の勝利といわざるをえない。こうした過程を通じて、菅浦の日指・諸河に対する権利は着実に前進していったのである。

この間、貞和2年（1346）9月には菅浦住民等置文が作成された（「菅浦庄惣村置文」、180号）。菅浦文書に初めて村落共同体として中世の自治を象徴する「そう（惣）」の語が現れる史料である。注目すべきは、この菅浦惣が、日指・諸河の田島について、1・2年を限っての作職売買は認めるが永代売りは禁止し、この決定にそむくものは「そう（惣）の志ゆんし（出仕）をととめらるへく候」、つまり惣の会合への出席を停止するというを12人の署名により「ところおきふミ（「所置文」）」として定めたことである。

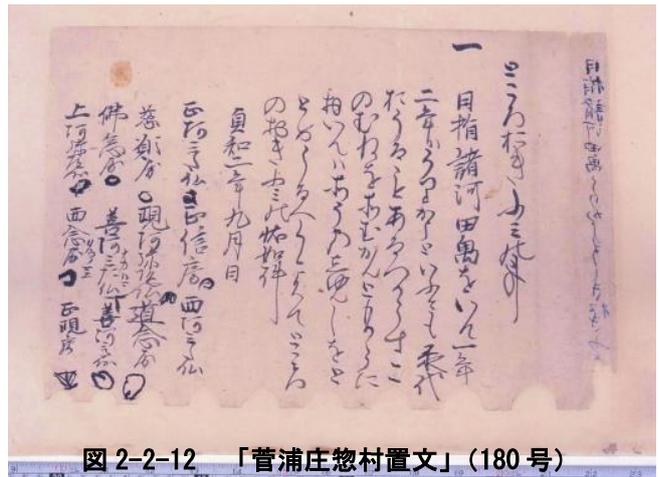


図2-2-12 「菅浦庄惣村置文」(180号)

現存する正式の菅浦惣置文の最初とされるこの貞和置文は、菅浦の人々に「ところ（所）おきふみ」と呼ばれている。「在所」ともいわれる菅浦の在家が集中する「所」は、大浦から「悪党」と名指しされた百姓が逃げ込むことができる空間であり、そこにアジールとしての機能をもっていた「無縁」の場が想定されているのも魅力的である。

あたかもこの時期、「大門」が史料に現れてくるが、この「大門」の内を「所」と呼んだのであろう。それは「木戸」を持ち、菅浦の西に位置し、大浦を意識した場所に建てられた象徴的な存在でもあった。この「所」の「在所」は東・西村に分かれていたと考えられる。集落の山際には阿弥陀寺・安相寺・祇樹庵・長福寺・慶幸庵などが並び、東村と西村はそれぞれの舟入場をもち、水路は在家を縫うように東方に流れている。そして西村の湖岸から須賀神社へ向かうところに西門、東村の集落が途切れるところに東門があり、西・東二つの集落には72軒の人々が在家を営み、多くは船を持ち、主として廻船・交易・漁撈などの生業に従事していた。

貞和の置文に連署した12名の人々は、全て時宗の法名である阿弥号や房号をもっており、乙名クラスの荘民はほとんど入道なりして、法号を有するのが普通となっている状況を物語っているが、彼らが主導する菅浦内部では縁座制が適用されなかったという指摘もある。いずれにせよ、強靱な自立性に貫かれた菅浦惣という村落共同体としての自治の体制は、ここに実質的に確立したとみるべきであろうが、日指・諸河をめぐる大浦との抗争も構造的な変化を迎え、新たな段階に入っていた。

室町幕府を創設した足利尊氏と直義兄弟が、それぞれの派閥を背景に争った内紛（観応の擾乱）は、観応2年（1351）7月、直義が北国に没落し、翌年正月に降伏、2月に毒殺されることによって決着をみたが、この対立は、日指・諸河をめぐる菅浦・大浦の訴訟にも影響を及ぼしていた。近江守護氏頼は直義党で、直義は檀那院を支配する梶井宮門跡に接近、一方の大浦側は、大浦下荘下司職を日吉八王子の神領として菅浦百姓と対抗した。こうしたなかで同年9月梶井宮が菅浦の預所を改替、廊房僧都を任命したが（同年9月23日付「梶井宮承胤法親王令旨案」、238号）、菅浦は「先預所（前加賀守某）下知」と号して命令をきかず（9月23日付「梶井宮承胤親王令旨案」、46号）、両者の間が紛糾した。そして翌年の4月、

菅浦が本堂御油料所として院務一円御進止地であるにかかわらず課役の催促を叙用しないということで2日に宮仕3人を差し下したところ、6日、菅浦住民が彼らを打擲、「下尅上之至、常篇を絶つ」と評される事件が発生してしまった（「政所集会事書」、22号）。菅浦の地下沙汰人の仲介により、紛争は和談に向き始めているが（正平7年4月9日付「菅浦庄代官契状」、136号）、この菅浦庄代官請文が「正平七年」という南朝年号を使用していたことから、日吉社が、今回の菅浦の行為は凶徒（南朝方）に與力する陰謀であると主張（「政所集会事書」、22号）、檀那院自体を非難するとともに、14日には、日吉社政所が湖上を往反する菅浦の船を妨害するとともに、菅浦の開田（伊香郡西庄村内）大所の田畠への出作を禁止するという圧力をかけており、事は解決をみていない。

文和2年（1353）、守護方の伊香郡使西野又五郎入道が兵糧米譴責を名目として、菅浦に再三にわたって入部しようとしたが（「檀那院集会事書案」、93号）、菅浦はこの動きを利用し、却って西野を菅浦に引入れて山門の圧力に対抗しようとした。山門は当然のことながら、これを守護方の乱暴狼藉として激しく抗議したが、西野の行動は守護代であった伊香郡奉行目賀田左衛門入道浄貳西の意に任せた行動であつたらしく、その背景には、近江北郡の寺社本所領を兵糧料所とする守護の目論見があつたようだ。

この前年の観応3年（1352）7月24日、幕府は、近江・美濃・尾張3国の本所領の半分を兵糧料所とし、一作に限って守護方に預けること（半済）を決定、翌8月21日には、伊勢・志摩・伊賀・河内・和泉の5国を追加して半済令を適用した。いうまでもなく半済とは本所と守護が下地を折半するに等しく、寺社本所勢は決定的に劣勢な立場に追い込まれていく。同月25日、幕府は、守護勢力による奔放な兵糧料所化にともなう乱妨の取り締まりを命じているが（「足利義詮御判御教書」、771号イ）、近江国の梶井宮門跡領だけでも「違乱」が行われている所は19ヶ所にもものぼり、そのうちに菅浦も含まれている（「梶井宮門跡領違乱所々注文」、771号ハ）。9月13日、守護佐々木道誉の次子左衛門尉高秀が請文を提出し（「佐々木高秀請文」、771号ロ）、守護には半済の意図はないことを表明しているが、事実はまったく逆であつた。以後、菅浦と大浦との争いも、その主導権が守護の手に掌握されていくことになる。

永和5年（1379）、菅浦住民の嘆願により、日指・諸河が大浦庄内であることを確認した上で、この地が「還補」されることとなつた（同年2月16日付「定成奉某宛行状」、2号、同年3月26日付「沙弥某打渡状」、5号）。ここに菅浦は、年貢20貫文と春地子（春成）・秋地子（秋成）各10貫文を収めることで、日指・諸河を耕作し続けることができるようになったのである。6月29日には、「日差・諸河下地」に関する守護代目賀田幸忠の宛行状が発給、名を捨てて実を取つたともいふべき菅浦の妥協により、大浦との相論は決着をみることとなつた。以後、菅浦をめぐる紛争は、史料の上からしばらく姿を消す。南北朝の動乱は、この地域でも終わったのである。

### 5) 文安相論と菅浦絵図

文安2年（1445）2月、菅浦と大浦双方の入会地となつていた大浦山を、大浦側が一方的に山留めして菅浦の者の立入りを禁じた（文安2年7月7日付「菅浦百姓等申状案」、11

2号ほか)。菅浦もこの報復として日指・諸河への大浦側の立入りを禁止、6月7日には、この禁を犯した大浦の者から草刈鎌7挺を奪いとったが、その報復措置に大浦も菅浦の船をおさえた。翌7月2日、10艘の船に乗りこんで山に入ろうとした菅浦若衆を大浦庄側が待伏せて追い出し、両者の抗争は一気に激化した。

4日には、海津東浜・今津・堅田・八木浜（びわ町）などを味方にたのんだ大浦勢が菅浦を攻撃、菅浦も西野・柳野勢の加勢を得てこれに応戦、「大門」の木戸に火をかけられ家2軒を焼かれたが、大明神前の合戦に勝って大浦勢を退けた菅浦は、10日、その余勢をかって、八木の公文、安養寺・河辺北南・西野・柳野・塩津・春浦・海津西浜の諸勢を引率して大浦に押し寄せ放火、戦いを優勢に進めた。

湖北一帯をまきこんだこの抗争は、当然のことながら京都での訴訟に発展、菅浦が檀那院と内蔵寮（山科家）に事態を訴えたのに対し、大浦も、相国寺常德院を通じて本所日野家に働きかけた。翌年4月8日、日指の田打ちに出た大浦勢に対して菅浦も大勢を動員、山田峯で激しい攻防戦が行われるなど、大規模な合戦が勃発したが、この事件がきっかけとなったのか、同月20日、山門檀那院雑掌良兼は、菅浦の詳細な証文目録を作成している（「檀那院雑掌良兼菅浦証文目録」、280号）。この目録については、京都に委ねられた訴訟の過程で菅浦側から提出された証文一覧と考えられており、文末の「已上十一通 此外堺絵図在之」にみえる境絵図こそ、あの有名な「菅浦絵図」だとする指摘があり、ここではそれに従っておきたい。

問題は、現存絵図の描写から、どういったメッセージを読み取るかにあるだろう。菅浦が、絵図に大きく且つ詳細に描かれている竹生嶋の神領であることはいまでもないことだが、竹生嶋と同様の筆づかいで峯堂の存在を描いていることも見逃せない。その竹生嶋の庇護の下、廻船業等に生業の重きを置く菅浦の存立基盤ともいべき湖上権の範囲を明示し、かつ日指・諸河という可耕地を自らの帰属権地であるとの主張を盛り込むこと、それが今回の訴訟に必要な不可欠とされていたのである。いかえれば、それは菅浦惣庄の生存権・生活条件を地理的・空間的に明示するものでなければならず、その意味では、この絵図は「近江国菅浦与大浦下荘堺絵図」ではなく「近江国菅浦惣庄絵図」と称すべきで、その作成年代は、湖上権の範囲と日指・諸河を菅浦の帰属権地

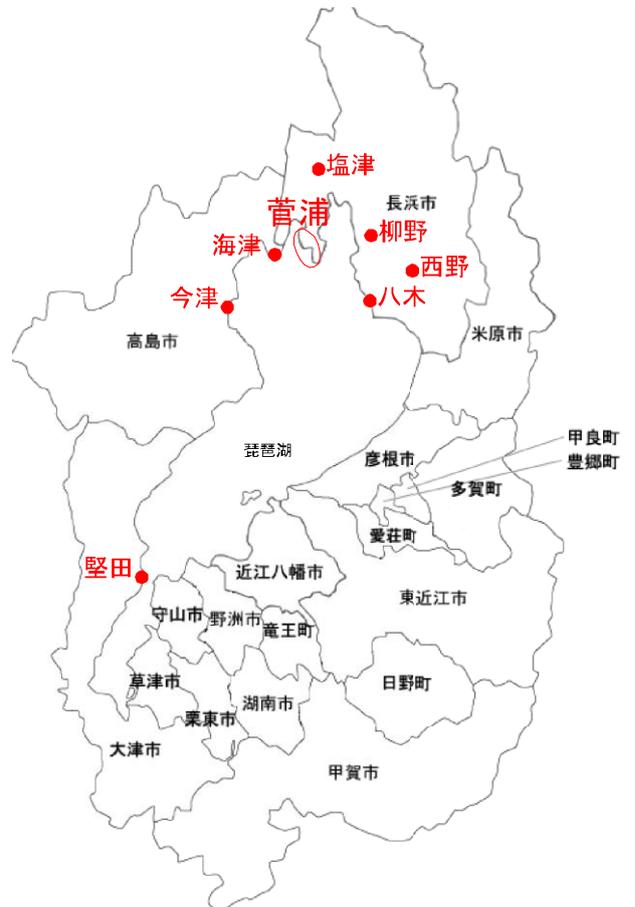


図 2-2-13 菅浦の近在図（地名：海津・今津・堅田・八木・西野・柳野・塩津・春浦ほか）

とする、この二つを確定することが出来た文安年間に入ってでなければならぬというのである。領主竹生嶋、山門檀那院の庇護の下、菅浦惣庄が主体的に関わった絵図という考え方が根底にあるが、この是非については今後の研究に待ちたい。

この後も菅浦・大浦の抗争は止むことなく果てしなく続かかみえたが、菅浦の老衆清九郎（清検校、道清）の工作や山門花王院・内蔵寮目代山科家の訴えが効を奏したのか、12月21日、室町幕府は、日指・諸河を菅浦に帰属させることを通達した奉行人奉書を発給、大浦荘代官松平益親もこれを施行し、裁定はここに確定した。菅浦が勝訴したのである。

「七八十の老共も弓矢を取、女性達も水をくミ、たてをかつく」ほどの激戦を経験した結果の勝利であったが、それはまた、2カ年におよぶこの訴訟で費用200貫文、地下兵糧米50石、酒直50貫文を消費し、5・6年も困窮生活を送らなければならないという困難をとまなうものでもあった。それだけに、今回の一件は、菅浦のすべての人々に永く記憶されるべき意味を持っていたといつてよい。おそらく山門・京都の工作に粉骨奔走した清九郎の発議かと推定されるが、文安6年（1449）2月13日、菅浦惣庄はこのときの記録を越後公という僧の執筆で書き残した。これが「ひさし・もろかわのをきかき（置書）なり」との端裏書をもつ「菅浦惣庄合戦注記」である（628号）。

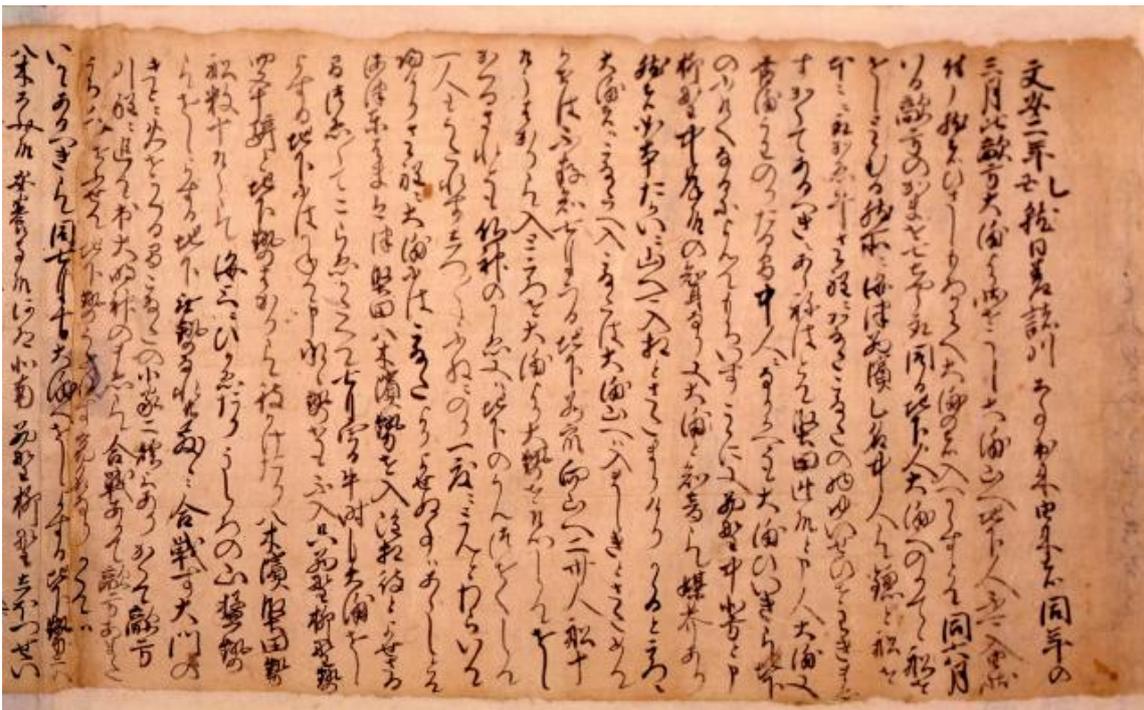


図 2-2-14 「菅浦惣庄合戦注記」(628号)

文安の訴訟に敗れた大浦は、復讐の機会を狙っていたにちがいない。寛正2年(1461)、その絶好の機会が到来した(「菅浦・大浦両庄騒動記」、323号ほか)。7月3日、船10隻あまりで山入りしようとした菅浦の若者を、大浦が多勢をもって撃退、菅浦の報復を恐れた大浦は、翌日、上荘・海津東浜・今津・堅田・八木浜の応援を得て菅浦に先制攻撃をかけた。これに対し菅浦は、西野・柳野の加勢を得て応戦、大門辺りの家屋2軒を焼かれたが、大明神前で多数の者を打取り、戦いに勝利した。7日に山科家と山門花王院に事件を報告した菅浦は、10日、八木公文・安養寺殿・河道北南・西野・柳野・塩津・はるの浦・海津西浜の応援を得て大浦を三方から攻撃、24日には商いの雑物を持って大浦荘内山田に赴いた菅浦の者が、盗みを働いたとの理由で何者かに殺害、盗まれた雑物も見当たらず、生口(証人)もない理不尽に憤慨した菅浦の者はこれを大浦の仕業とし、29日に山田に押し寄せ、4・5人を殺して放火、馬・牛も焼殺し、鍋・釜を破壊するなど散々の狼藉を働いた。

事件は、双方の領主である裏松家が理非を裁くこととなり、法廷で両者が対決することとなったが、菅浦の被害者には老母がいるだけで上洛することもかなわず、代官松平益親の前で湯起請が行われた。しかし、大浦側の証人は若者で大した火傷にならず、菅浦の年老いた老母の手は動作が遅くて大きく傷つき、菅浦の負けと決し「盗人」の汚名を被ることとなった。怒った裏松家は松平益親に菅浦退治を命令、菅浦は10度にもおよぶ詫び状を出して嘆願したが全て却下、これを絶好の機会ととらえた大浦は、近隣諸郷にも連絡をとり、菅浦を亡所にする計画を立てたという。

10月13日、松平益親を大将とした大軍が、海と山から菅浦を完全に包囲した。このとき松平が召集した軍勢は、塩津の熊谷上野守、今西の熊谷・山本・浅見・日野牧・朽木・海津東西・八木浜の地方勢と三河から召し寄せた軍勢で、大浦自身も近隣の援護を得ていたといい、菅浦に壊滅的な打撃を与えんとする大浦の強硬な姿が見えてくる。一方、「盗人」の汚名をきせられた菅浦が頼るは自力のみ、「老若百四五十人にて、城をかため、只一すち二枕をならへ」、討死を覚悟した菅浦は、在所を「大手」「からめて」を備えた「要害」の「城」として固め、雲霞の如き数万の来襲を待ちうけた。

ところが攻撃の直前、塩津の熊谷上野守の口入があり、折衝の結果、山田夜討の下手人とされた者に、道清すなわち清九郎と正信が付添って松平益親に降参、清九郎と正信は、この時代の慣習に従い顔を見るだけで処刑されず、松平も軍を引き、事件は終焉した(「菅浦・大浦両庄騒動記」)。菅浦は滅亡の一步手前で救われたのである。大浦の目論見はまた外れた。

騒擾が終わった直後の11月3日、おそらく道清によって記録されたと思われるが、菅浦惣は、「末世末代までこれを手本ニしてかんにん候へく候」という痛切な教訓を含む覚書を作成した。事件の経過はもちろん、末代までこの事件を手本にすべきと申し置いたこうした記録は全国的にみてもきわめて稀で、固い自治的な団結の証ともいふべき貴重な記録といふべきであろう。日指・諸河の耕地をめぐる争いが、ここに完全に解決したとは思えないが、残された史料からみるかぎり、以後、菅浦と大浦は争うことはなかった。

大浦との抗争は、文永11年(1274)から数えて187年、日指・諸河の領有をめぐる争いは166年が経過していた。

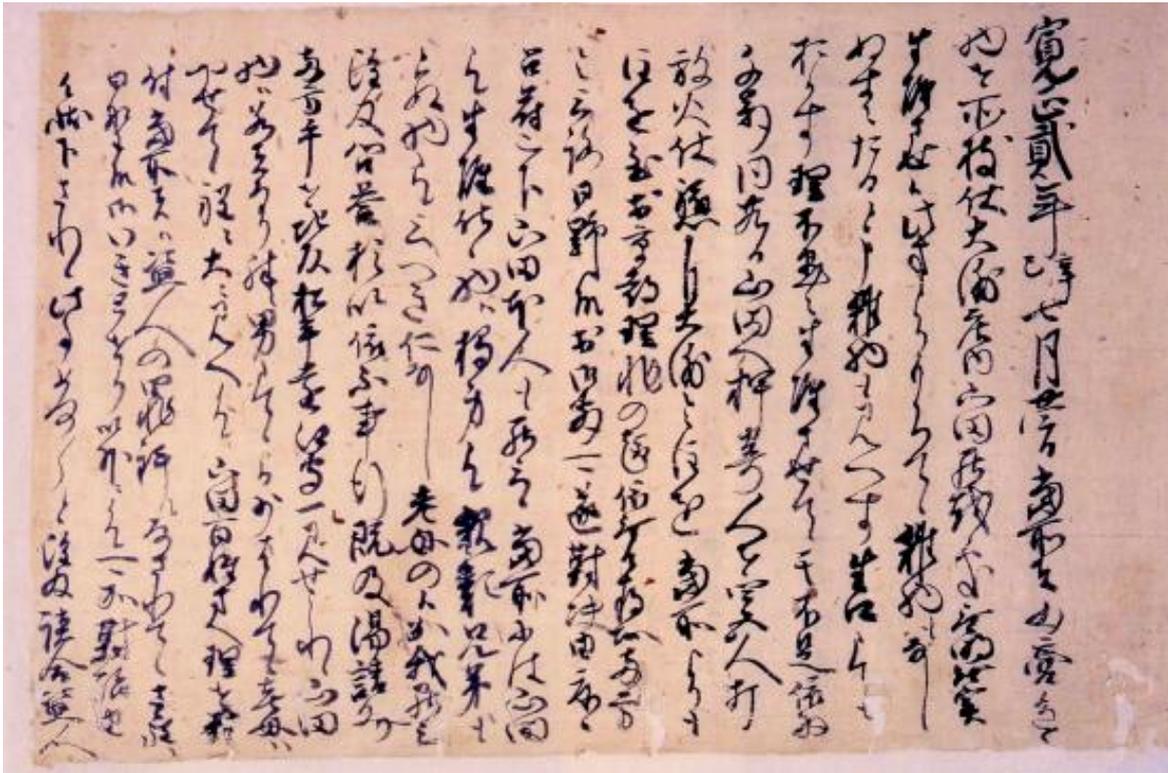


図 2-2-15 「菅浦・大浦両庄騒動記」(323号)

## 6) 菅浦惣と置文

菅浦の中世を語るうえで見落とせないのは、今まで述べきたった大浦との200年近い抗争ともう一つ、強靱な自治意識に貫かれた菅浦惣とそれを支えた宿老衆の組織機構である。

永仁4年(1296)4月7日、菅浦は、日指・諸河の耕地を29番に編成し、各番に2人宛の作人を割当てた(同年同月7日付「赤碕田地水入日記」、728号)。この耕地面積が「均分」であったかどうかは意見の分れるところであるが、それまでの大浦庄時代の関係を破棄し、菅浦の作人に耕地を分割配分したことが、菅浦の「惣」自治を築く基礎となったことは否定できない。

正安4年(1302)7月3日、日指・諸河の領有をめぐる紛争処理費用に関する紛失状が、菅浦の有力者9人の連署で作成されており(「菅浦庄中置文[紛失状]」、334号)、文書の文面から、その費用が各家1軒あたり1貫文を負担させていたことが判明する。この時期が、菅浦惣の形成に関する最初の画期と考えられよう。時代は少し下るが、暦応5年(1342)3月11日付の田地注文は、日指・諸河4町5反半34分の田地が72人に配分されたことを記しているが(「日差・諸河田地注文」、326号)、これも永仁4年の田地分割配分や正安4年の1軒別1貫文の費用負担の延長線上にある処置といえよう。なお、この田地注文に記載された72人の名請人数は、菅浦の全住人に供御人としての特権を保証した建武2年8月日付「菅浦庄供御人等供御役誓約状」(398号)にみる72宇の在家数と一致する。菅浦の場合、その惣の結合は、一般的にみられる村の神を祀った鎮守の宮座を核にして形成されたものでは

なく、天皇に奉仕する供御人という住民の座を結ぶことにより、惣結合をつくりあげたもので、ここでは住民全戸が負担する供御人役は、宮座の座役としての意味を果たしており、住人の全てが菅浦の自治を支える体制、言い換えれば平等な構成員による惣共同体がここに確立したとみることができる。

中世の自治を象徴する「惣」の実態を知るうえで貴重な史料とされるのが置文とか定書・掟と称される一連の文書である。貞和2年（1346）9月、日指・諸河の田畠について、1・2年を限っての売買は認めるが永代売買は禁止した「ところ（所）おきふミ（置文）」が12名の連署によって発せられ、これに背いた者は、「そう（惣）しゆんし（出仕）をとと（止）めらるへく候」、すなわち惣のメンバーの資格を剥奪するという罰則が定められた（「菅浦庄惣村置文」、180号）。現存する菅浦惣置文として最初のものであり、また菅浦文書に「そう（惣）」という言葉がみえる初見の文書でもある。「ところ（所）」とは菅浦住人の在家が集中する「在所」とも言われ、「所より罪過せられ申候へく候」にみえる「所」のように（康暦2年（1380）4月17日付「尼性妙山林寄進状」、699号）、菅浦惣そのものでもあった。

この置文に連署した12名は全て法号で署名しているが、当時、惣のリーダーともいべき宿老クラスの人々は、ほとんどが入道なりして法号を有するのが一般的で、こうした人々が自治の表面に登場してくることこそ、菅浦惣が新たな段階に入ったことを物語っている。

こうした状況に関して、作成年月日未詳の「菅浦惣庄乙名置文」（1260号）が注目される。この置文に連署している「惣庄乙名」8名のうち3名が、先の貞和2年の置文と合致、文和2年（1353）8月5日付「日指・諸河田地注文」（631号）の記載人とは5名、康安元年（1361）12月3日作成の「菅浦庄地下置文」（214号）の署名人8名のうちの3名（あるいは4名）とも合致することから、14世紀半ばから後半にかけての作成と推定されるが、この置文は、日指・諸河などに所在した惣庄田からの年貢加地子の収納期日とその用途について定めたもので、「惣庄乙名」が菅浦惣の財政運営にきわめて重要な役割を果たしていたことが伺える。

文安6年（1449）2月13日に「菅浦惣庄」の署名で記し端裏書に「ひさし・もろかわのをきかき（置書）なり」とある文書は（628号）、既述したように「菅浦惣庄合戦注記」にはほかならないが、後の菅浦の人々に永く記憶されるべき意味を持っていたということから、「村訓」としての置文の性格は否定できない。その意味でも、寛正2年（1461）7月13日に作成された「清介」ほか6名の署名をもつ「菅浦惣庄置文」（227号）が、菅浦文書における2番目の置文とあってよい。

この置文では、以下の事項が規定された。まず、盗人の裁判は犯罪の証拠がある場合に限られることで、たとえ盗人であっても、贓物を返却し、あるいは額の髪を切りとるなど前非を悔いたものに対しては、惣庄として情状を考慮して公平に処置すべきこと、加えて、住民に知らずぬけがけに会合するなど、惣に迷惑をかけてはならないと規定した。地下検断法として注目される本置文は、菅浦惣庄が村落行政やその秩序維持にとってしばしば重大な障害となる盗犯行為について、誤判や誣告の防止はもちろんのこと、当事者間の身勝手な解決行為を否定したもので、大幅な自治的制裁権を含め、惣庄が公正な刑事裁判権を掌握していることを宣言したものと見えよう。その意味では、菅浦惣の地下検断は、単に警察権の行使にとどまらず、刑

事裁判をも含むものであったことがわかる。

「地下法度公事題目事」との外題をもつ文明15年（1483）の置文は（同年8月10日付「菅浦庄地下法度置文」、226号）、正当な理由もなく死罪に処せられたり在所を追放された者の子供の財産相続を認め、寺庵についても住持の不手際で廃されたり他所へ追放されても寺領・仏物を保障すると規定した。引き続いて延徳3年（1491）の置文も（同年9月8日付「菅浦庄地下法度置文」、229号）、村民の財産相続は親の譲り状によって決定するとし、これを惣が保証すると定めている。

中世の荘園制下では血縁の縁坐が重視され、犯罪人の家を壊したり権利・財産を没収したりして、その相続権を認めないのが一般的であるが、この二つの置文は、自検断の原則や縁座制の否定ともいふべき原理を踏まえた菅浦惣が、警察権を超えて家族財産の問題にその統制力を及ぼし、まさに民事的裁判権まで掌握した地下法として注目される。加えて、「先々如此置文色々候へ共、近年余二無情重祥（科）におこなわれ、ふひんの至候間、かさねて地下一庄の儀」に依り制定されたこと、「若背此儀新儀を申さるゝ仁躰候ハゝ、地下として罪祥たるへく候」と述べているが、惣とは、村民が何よりも望んだ家の存続を保証し、そうした保護機能を軸に共同体の結合を強めていくのだろう。そこには、惣がつくりだした市民法ともいふべき新しい法意識のいぶきを感じることができる。

なお、15世紀末～16世紀前半に作成されたと推定されている『近江菅浦棟別掟』（『中世政治社会思想』下収録・校訂、「菅浦惣村掟法」、146号）は、「家役」として賦課される棟別銭について、領主と惣庄とが折衝してランク付けをし、賦課対象から除外するものや従来どおりと決めた記録だが、当時の様々な住民構成が窺える史料として興味深い。除外されているものは、「やもめ」「政所并てう不（ふ）」「うつは物」「おゑ立屋」「堂聖・鉢ひらき」など、どちらかといえば集落内に居住する特殊な階層に属する人々で、他に免税に関する「誓紙」の所有者が入ってくる。従来どおりというのは、「惣並」とされた「後家」、「如先年」とされた「下司・公文」「禰宜・神主・神子・こも敷」「道場」「下司」などで、これに「奉行下人」1人が加わってくる。賦課対象となった家々は負担額が4段階に設定され、「本家」173文、「かせや」85文、「つのや」50文、「むなはしらや」70文に分類される。この格差は、おそらく居住形態に対応するものと考えられており、

「かせや」は「倅家」で貧しい家を表現しており、「本家」とこの「かせや」が屋敷を構えた一般的な住民階層とされている。これに対して、「むなはしらや」は自立した家を構えない隠居や分家を含む住居で、「つのや」は主屋より突き出した部分を意味し同一屋敷内隠居や傍系家族の居住と考えられて

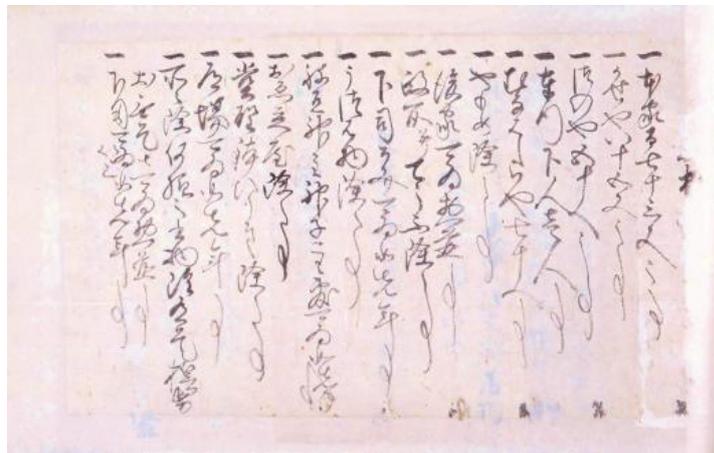


図 2-2-16 「菅浦惣村掟法」(146号)

いる。

一言で「菅浦惣」といっても、その内実は、「本家」や「かせや」の屋敷持層と、屋敷を持たない隠居や傍系家族のような従属的な住民階層を内包しており、重要なことは、それらの全てを惣が把握しており、「所」と言われた集落内の居住を完全に保証していたことである。これが、中世という動乱の時代にあって強靱な自治を営んだ菅浦「惣」の実態であった。

### 7) 乙名・中老・若衆

菅浦惣は、15世紀の後半から16世紀初頭にかけて確立をみたが、その発展を支えたのが、乙名・中老・若衆などと呼ばれた自治組織であった。

嘉元3年(1305)2月12日、日指・諸河をめぐる大浦との訴訟に大変な費用を必要とした菅浦の人々は、山門から「日吉十禅師彼岸上分物」として150貫文もの多額な銭

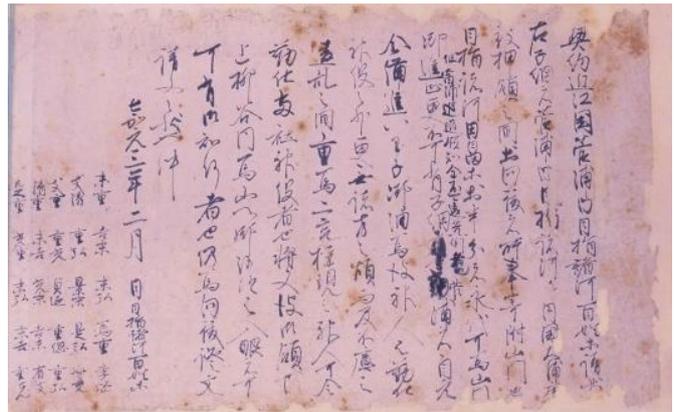


図2-2-17 「日指・諸河百姓等請文案」(71号)

を借錢(「菅浦村人等借錢請文案」、741号)、返済期限は11月、毎月貫別50文の利足を支払い、もし返却を怠った場合、どの場所でも債務に見合う質をとられてもよいと誓約し、「菅浦村人」八郎大夫以下9名が連署し請文を提出した。そのうえ同月、日指・諸河を山門延暦寺に寄進、その田畠半分を山門のものとするほか、日吉十禅師社御油神人のほかに、日吉二宮権現の神人として神役に勤仕することを誓約、菅浦は檀那院領である上に八王子社・二宮権現の神人となった。後宇多上皇の嘉元院宣によって敗訴を言渡された菅浦が、失いかけた日指・諸河の領有を山門の力により挽回しようという目論見があったにちがいないが、このときに作成された契状には「日指・諸河百姓等」25名が連署している(「日指・諸河百姓等請文案」、71号)。この25名こそ、村落自治組織の主導層を形成する核となった人々であった。

翌月、日指・諸河より「供御御備(貢進している)百姓」10名の名字が注進されたが(「日指・諸河供御備進百姓交名注進案」、129号)、契状の25名とは重複しない。菅浦の供御人は、正員などといわれて本在家に住む10名ほどの本供御人と、その各々に2~3字づつ付属する脇在家・脇住などと称された人々によって構成されていたと言われているが、わざわざ「昔自日指諸河備たる供御百姓」と過去の由来を主張する名字注進の10名と契状連署の25名は、こうした本供御人(本在家)と脇住(脇在家)の存在を示唆するものであろうか。

盗人の処罰に関する地下検断法として注目される寛正2年(1461)7月13日作成の置文(227号)は、惣庄が「上廿人乙名、次之中之乙名、又末の若衆」で構成されていることを明瞭に表現した文書としても有名である。年齢別に3つに区分されたその上位に位置する乙名は「廿人乙名」とあるから、原則、定員は20名と考えられるが、この置文では6名が代表して署名略押を加えている。この乙名を補佐する「中之乙名」は東・西の村からそれぞれ2名づつ選ばれて中老とも呼ばれ、若衆は15歳から30歳ぐらいまでの若者で構成されて軍事・

警察などの役割をつとめ、大浦下庄との紛争などでは村の戦闘集団として大いに活躍した。菅浦の自治を支える「乙名二十人制度」は、この時期に確立をみたが、この制度は近世の中老役、さらに現代の長老衆へと継承されている。現代の長老衆も 4 人が選出されているが、それが「ニジューニン」という別名をもっているところに、菅浦における中世「惣」の伝統を読み取るべきだろう。

『菅浦家文書』永正 13 年（1516）3 月 9 日付の畠地売券にみえる「菅浦東中老衆」3 名の署判が（26 号）、「中老」の初見である。この売券は、「中老衆」の「成敗之下地」を持っていたこと、いいかえれば惣有地の存在を示す史料の一つとしても注目されるが、この惣有地の売買・管理に中老衆が深く関与していることについては、同文書に多く現存する土地売券によって確認することができる。天正 10 年（1582）8 月吉日付の畠地売券にも「菅浦東ノ中老雖為先祖（相伝）」との一文がみえ（122 号）、東・西村の中老衆によって共同管理される惣有地の存在の一端を知ることができるが、以降、この中老衆の行動が菅浦惣のなかで顕在化しはじめる。天文 5 年（1536）8 月 24 日、菅浦は中村甚左衛門から 40 貫文を借用、「菅浦東惣庄」の老（乙名）・中老衆と思われる者 6 名が連署（「菅浦東惣庄預り状」、881 号）、同年 9 月 7 日に熊谷甚次郎から 20 貫文を借用した預り状には（882 号）、「老」3 名と「中老」2 名が連署しているが、これなども、乙名と中老の拮抗関係の一端を示しているものといえよう。永禄 5 年（1562）12 月 2 日には、源内の田地売却を「菅浦西中老衆」が署名・略押して保証している（『菅浦家文書』76 号「源内田地売券」）。

「菅浦惣中」が 23 貫 500 文を借錢（相手は不明）した永禄 10 年（1567）12 月 1 日付の「借錢状案」（922 号）には、「菅浦惣中」として「東ノ与五郎別当、浜ノ清内大夫、江尻ノ五郎大夫、西之三郎左近」の 4 名と、「東ノ中老衆 介三郎・清八、西之中老衆 藤四郎・六郎三郎」の東・西村の中老衆 2 名宛の 4 名、計 8 名が連署している。文書は全面が墨で×されていることから、借錢は返済されたとも考えられるが、興味深いのは乙名と推定される前の 4 名が東・西・浜・江尻と各々の居住地点を表示していることと、中老衆は東・西村に 2 名ずつ存在したことである。

後述するが、追放の処罰をうけた源三郎父子等の菅浦復帰問題に関わって、永禄 11 年 12 月 14 日、菅浦惣は「自検断」復活後のことを申し合せた置文を作成したが（「菅浦惣中壁書案」、925 号）、そこには「十六人之長男 東西之中老 廿人」との署名がみえている。16 人の「長男」とは乙名（老＝宿老）のこと、「中老」は中乙名（ナカノオトナ）で東 2 人西 2 人、計 20 人と考えるべきであろう。中老 4 人の署名例は前掲永禄 10 年の「借錢状案」の例でみているが、ここに東・西村の地域代表である中老が乙名廿人のなかに加わったといってもよく、この用法が近世の「忠老」に連なってゆくことも明らかである。

『菅浦家文書』元龜 3 年（1572）2 月 21 日付「菅浦惣中畠地売券」（86 号）には、万一違乱があるときは「菅浦為惣中并東西之役者」して堅く沙汰するとの一文がみえ、「売主菅浦惣中時之役者」として「西藤四郎・与五郎別当・東平五郎」の 3 名が署名・略押している。この署名欄は、「菅浦惣中」を代表する乙名＝「与五郎別当」の左右に「東西之役者」＝東西惣庄の中老＝「西藤四郎」・「東平五郎」が署名したと解すべきであろう。これなどは、乙名と並んで中老が惣有地を管理し、住民の土地の売買を保証するようになっていたことを意味し

ている。乙名による惣庄の運営を補佐してきた中老層が、今や東・西惣（村）の実質的な代表として成長し、伝統的な乙名支配に対し一定の規制力を有するようになったのである。菅浦惣庄と東・西惣という二重構成の村落結合がここに誕生するが、それは中老以下の平百姓層の自立を示すものでもあった。中老衆を中心とする東・西村に分立した地縁的な共同体は、ここに完結した姿をみせるのである。近世、菅浦では集落の共同生活に係わる惣有地全般にわたって、中老役がその維持管理・売買に関与したが、それはほかならぬ中世の中老衆の役割を近世の中老役が受け継いだものにほかならない。その背後にあったのが、16世紀に確立した、東・西に分かれた集落空間構造を母体として形成された地縁共同体としての「菅浦惣」であった。

### 8) 菅浦の西村・東村

『菅浦文書』における「西村」の初見は、暦応4年（1341）閏4月14日付「今西二藤屋敷売券」である（354号）。本文に「にしむらゑうりはたす處実正也」とあり、端裏書に「にしむらのやしきのうりけん」とあるように、売却された屋敷が西村に存在したとすれば、この当時、すでに集落は東村・西村に分かれていたことが想定される。

この屋敷の所在を示した表記が興味深い。「在すかのうらの社のひかしうら、きたハキシをさかう、ミナミハウミをかきる、西ハ大門をかきる、東あい川をかきる也」という一文である。

「大門」については後述に委ねるが、ここで注意しておきたいのは、西村西端に位置するであろうこの屋敷地の東を北から南へ「あい川」という小川が流れていたことである。屋敷地の間を流れる水路については、応永4年（1397）12月12日付「清王太夫屋敷売券」の四至表記にも「東ハ谷河の道を限」とあり（799号）、山の裾野を平行に走る道路と直交する水路の存在は14世紀にまで遡るものと考えられる。

「西村」については、応永30年（1423）2月9日に、祇樹庵妙仲が「惣庄之乙名達」の所望により庵の八王子路の上にあった林を「菅浦之惣庄」へ売却したが（「祇樹庵妙仲林売券」、809号）、この一件を仲介したのが「西村」兵衛という人物であった。この西村が東・西村のそれに当たるかどうかは定かでない。文明15年（1483）12月16日作成の「年貢納帳」は、111筆におよぶ田積・斗代・作人名を記載しているが、その作人のなかに集落内の位置が記された者が多数みうけられる。その所在と員数は、「にし（西）」12名・「ミナミ（南）」9名・「東」1名・「ハマ（浜）」1名であるが、この「にし」が西村に当たるのだろうか。「東」は1名と少ないが、地形的にみて「ミナミ（南）」・「ハマ（浜）」が東村域に属するのかもしれない。

菅浦の東・西村は、どのような基準で区分されたのか。中世の史料にそれを語るものは見つからないが、近世の享和元年（1801）「古来有来通富（留）」に「両村境本堂より西川口江見通し西者西村（中略）、東ハ東村」とあるのが参考になる。「本堂」とは長福寺、「西川口」とは西ノ舟入と考えられている。この東西を区分する地域には「前田」と称する10筆ほど、約4反半ほどの貴重な集落内の田地が散在しており、ちょうど東・西村をわける空間地を形成していたようだ。

菅浦の東・西村が惣庄内の独立した組織として明瞭に姿をみせるのは16世紀以降となるが、永正6年（1509）の『神前棕櫚由緒記』には（724号）、「当所西庄住人左近・兵衛四

郎」とあり、西村は「西庄」とも称されていたが、天文5年（1536）の「菅浦東惣庄預り状」（881号）の文末には「菅浦東惣庄」として6名が連署している。西村・東村ともに16世紀前期には、東・西惣庄として独立した組織となるまでに成長していた事実がうかがえるが、永禄5年（1562）12月2日には西村の住民と考えられる源内という者の田地売却を「菅浦西中老衆」が保証（『菅浦家文書』76号）、永禄10年（1567）12月11日付「菅浦惣中借錢状案」（922号）には「菅浦惣中」として「東ノ与五郎別当、濱ノ清内太夫、江尻ノ五郎大夫、西之三郎左近、」の4名と「東ノ中老衆 介三郎・清八、西之中老衆 藤四郎・六郎三郎」の東・西村の中老衆2名宛の計8名が連署している。前の4名は東・西・浜・江尻と各々の地域に住する乙名と推定され、後の4名は東・西村に2名宛の中老衆が存在したことを示している。趨勢としては、乙名層によって掌握されていた惣機構に対して東西の中老衆が積極的に関与しはじめ、そうした中老衆を核とする東・西村に分立した地縁的な共同体のあり方は、基本的に近世に継承されていく。

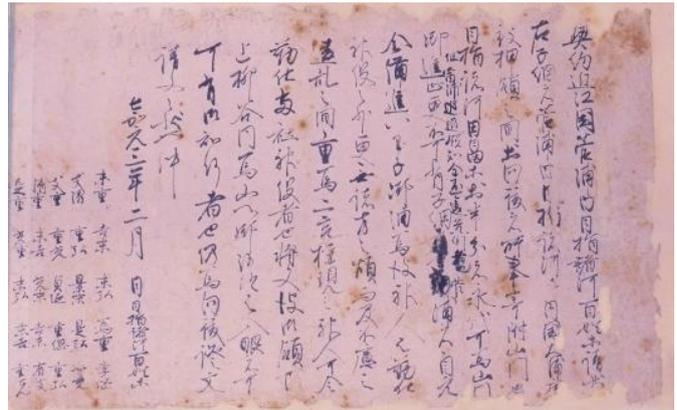


図 2-2-18 「日指・諸河百姓等請文案」(71号)



図 2-2-19 西ノ船入跡

9) 大門・西門・東門

東・西村による居住領域の明確化と軌を一にするものが、東西の四足門の設置と、それぞれの集落の中心的存在としての「道場」の併置である。

現在も、湖岸から須賀神社へ向かう場所に西門、集落の途切れる東端の地に東門が建つが、『菅浦文書』には、東西四足門の設置を示す史料は見当たらない。しかし、その成立が、東・西村という地域共同体の確立と密接な関係をもつと考えられるので、15世紀末から16世紀

にかけて建設された可能性が高いといえよう。それは、菅浦という「所」の象徴的な境界装置でもあった。

菅浦には、この東西門ともう二つの門があったと推定されている。その一つは、「祇樹庵の前の道を10メートルばかり神社の方へ上ったところ」、もう一つは「須賀神社の参道の途中、ちょうど最近できた郷土資料館の前あたり」であるといい、西門とこの二つの門のどちらか、かつて「大門」と呼ばれていた可能性が指摘されている。



図 2-2-20 西門の現況



図 2-2-21 東門の現況

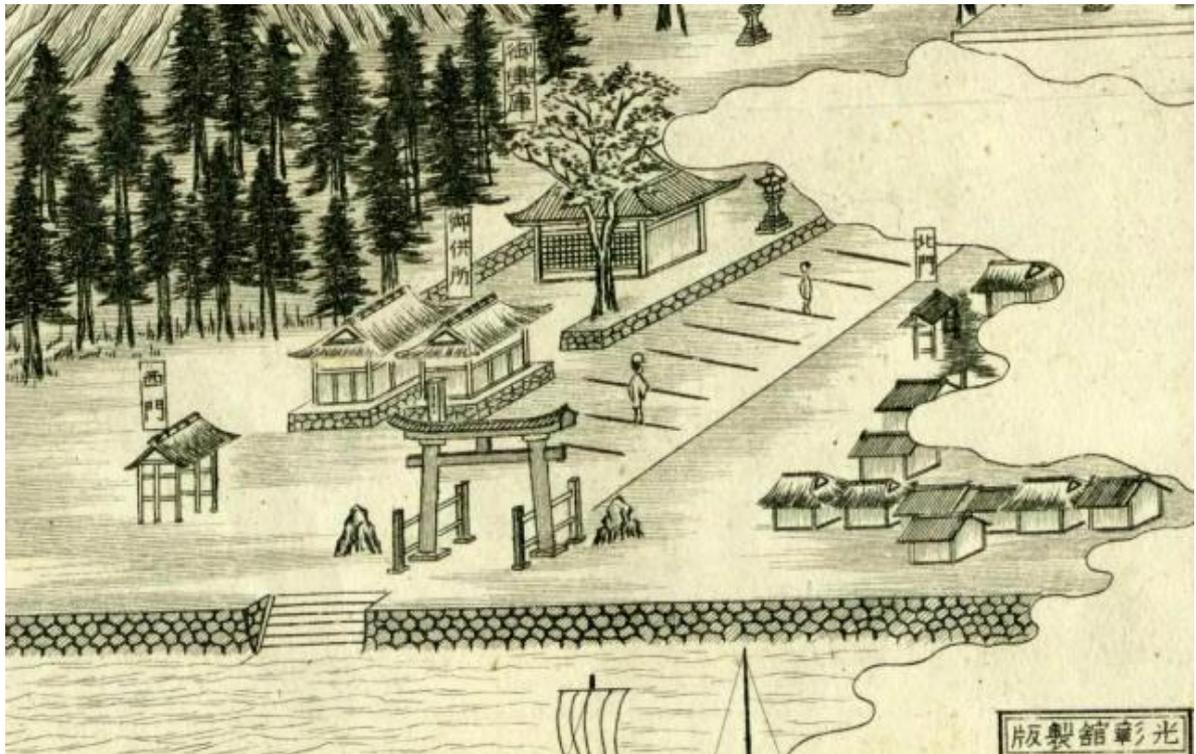


図 2-2-22 「名蹟圖誌近江寶鑑 上巻」 「滋賀県西浅井郡永原村大字菅浦 村社 保良神社之景」  
(滋賀県立図書館蔵)

この「大門」の初見は、西村の存在を示す史料として先に掲げた暦応4年（1341）閏4月14日付の「今西二藤屋敷売券」で（354号）、西村に存在した屋敷と推定されるその四至表記に「西ハ大門をかき」と見えている。他に、15世紀前半にかけての売券類にも「大門」が散見するが、文安6年（1449）の「菅浦惣庄合戦注記」（628号）も大門の位置を考えるうえで興味深い。「うしろの山猛勢にてをしよする、地下無勢なれ共、散々ニ合戦す、大門のきと（木戸）ニ火をかくる間、こなたの小家二煙上あり、かくて敵方引程ニ、追て出、大明神のまゑにて合戦ありて、敵方あまたうち手をふせて、地下勢うたれす高名なり」というのがその一文だが、これからすれば、居住区に近接して大門が存在し、その位置は合戦の行われた「大明神のまゑ」付近であったことが判明する。ここには現在も御輿堂・御供所があり、村落祭祀からみても重要な位置とみるべきで、大門は神社の聖域と深く関わって存在したと推定される。その意味では、東・西村の境界的な装置としての東西の四足門とは性格を異にし、菅浦惣庄の要ともいえるべき神社を象徴する門であったというべきであろう。なお、この大門の位置については、宝徳4年（1452）3月20日付の「四位茶園売券」（345号）の四至に「在所ハ大門ニあり、四位の島の下也」とあり、この四位茶園が八王子山の東側斜面の耕地と考えられることから、大門は、「西村の湖に面する屋敷の西側に近接し、集落西端の広場（馬場と称する）あるいは参道付近に存在した」とも推測されているが、大門についてはこれ以降、史料上に確認できない。

西門と東門に挟まれた菅浦の東西村は、それぞれに舟入場をもち、水路が在家を縫うように東へと延びているが、この集落の東山麓には阿弥陀寺・安相寺・祇樹庵・長福寺・慶幸庵などが建ち並び、西村では居住区に混在する形で庵・坊が存在するなど、特徴的な景観を呈している。かつて10以上の寺・庵・坊があり、その成立も15世紀末から16世紀前半にまで遡るが、現在は阿弥陀寺・安相寺・真蔵院・祇樹院の4つで、阿弥陀寺と祇樹院の背後にはハカワラと呼ばれる詣墓の石碑群が存在している。

菅浦の寺庵で注目されるのは、西村の長福寺と東村の阿弥陀寺が、それぞれの「道場」として集落の中心的役割を果たしたことである。

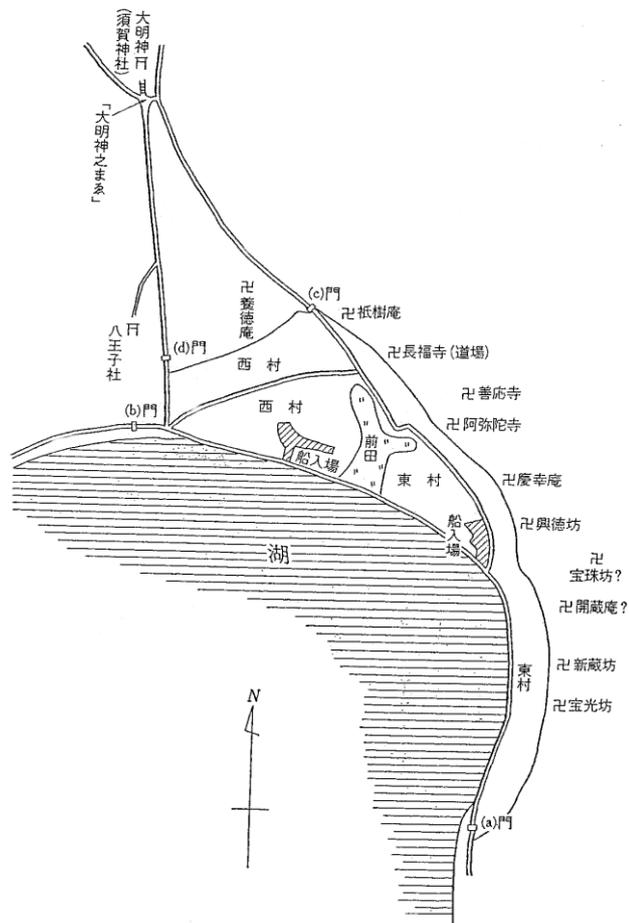


図 2-2-23 「中世菅浦集落景観推定図」  
 (太田氏論文、『史林』70—4、p140)

応永32年（1425）11月、桂岩妙中大姉が田畠・樹木・屋敷など16件を菅浦大明神八王子大堂長福寺に寄進した（「八王子神田寄進帳」、811号）。これが『菅浦文書』にみる長福寺の初出史料だが、「奉寄進 菅浦惣庄 大明神八王子大堂長福寺 則如法経道場」とあることから、寄進の実質は菅浦惣庄に対してなされていることが判明する。加えて、長福寺が「如法経道場」と呼ばれていることから、この時期、すでに惣寺であったとみられ、「西ノ道場」でもあった。この長福寺の場所は現在比定されている跡地として矛盾はないが、近世にかけて、「東ノ道場」としての役割を果たした阿弥陀寺にその惣寺的性格が移行していった。

一方の阿弥陀寺は、『江州浅井郡菅浦阿弥陀寺什物等之記録』によれば、文和2年（1353）に他阿上人託阿が時宗寺院として開基したと伝える。『菅浦文書』にみる阿弥陀寺の初見は文明15年（1483）の「年貢納帳」（477号）だが、長福寺（西村）と阿弥陀寺（東村）という東西道場の併置こそ、東・西村に分立した菅浦の空間構成の特質を象徴したといえよう。中世末にかけての阿弥陀寺は、惣を代表して戦国大名浅井氏と油実商売等の交渉の仲介をしたり、惣庄に資金の融通をしたり、菅浦の惣寺としての地位を確立していき、近世にかけても「菅浦中之惣寺」として宗教行事の中心的役割を果たし、惣の各種の寄合はつねに当寺で行われるなど、その中心的役割は今も維持・継承されている。



長福寺跡



阿弥陀寺

図 2-2-24 長福寺跡と阿弥陀寺現況

### 10) 菅浦惣の衰退

長享2年（1488）9月15日、平六大夫先祖相伝の字細谷所在の1名（1反）と平坂谷の畠1反3畝が、惣庄の手によって2貫200文で新二郎に売渡されたが（『菅浦家文書』10号、「菅浦惣庄名地券」）、この地は菅浦にとっては「惣庄之公領」と認識されていた土地であった。「公領」と表現するところに、菅浦惣庄が地域権力として自立して存在していたことが示唆されているとみることができよう。

惣庄による菅浦内の土地の買い上げは、所見の範囲では応永30年（1423）2月9日に「惣庄之乙名達」の所望により、祇樹庵妙仲が八王子路上の林を1貫文で「菅浦之惣庄」へ売り渡した一件を初見とするが（「祇樹庵妙仲林売券」、809号）、以後、こうした事例は20例近く確認できる。「長福寺」の初見史料でもある応永32年（1425）11月日付の「八

王子神田寄進帳」は（811号）、桂岩妙中大姉が田畠や茶園・立木・屋敷など総数16件を菅浦惣庄の「大明神八王子大堂長福寺」に寄進した一覧の記録だが、菅浦惣は田畠等の耕地を買得するほかにも、道場や庵室に寄進された土地等の用益をも請負っていたことが判明する。文正2年（1467）3月17日には宗友という者が、「惣庄」が要害の地として所望した応徳寺領菅浦山余地畠北畠中路下七町の一部を1結（1貫文）で譲渡（「宗友田地渡状」、244号）、文明2年（1470）10月15日にも、文安・寛正の大浦との争いを指導した清九郎を檀那とする善応寺の住持看房奇仙が、やはり惣庄が「用害」として所望した「江士垣内下段」の畠1所を2貫文で売却している（「善応寺住持奇仙畠地売券」、844号）。応仁・文明の乱中において惣庄も自衛のために対策を講じた結果なのか、売却や寄進のなかにはこうしたケースも含まれていた。

ところで、惣の自立的運営を経済的に保証し共同体としての紐帯ともなっていた惣有地であったが、戦国期にかけて、その売却が目立ち始める。たとえば、長享2年（1488）9月15日、「惣庄之公領」となっていた平六大夫先祖相伝の字細谷所在の1名（1反）と平坂谷の畠1反3畝が、惣庄の手によって2貫200文で新二郎に売渡された（「菅浦惣庄名地券」『菅浦家文書』10号）。また、明応元年（1492）12月25日には、「菅浦惣庄」が小谷にあった如法経庵室の畠を1貫文で「菅浦之島津方」に売却しているが（「慈願坊等畠地売券」、862号）、これなども惣有地売却の早期の例である。

一方、永正期に入ると、菅浦の年貢未進が多発しはじめ、その経済的困窮ぶりが顕在化し始める。たとえば、菅浦には損免を含めて20石の年貢米と10貫文の秋成銭が賦課されているが、永正11年（1514）12月29日、年貢米のうちの1石と秋成銭のうちの1400文の未進が発覚、菅浦惣は当時の領主であった戦国大名浅井氏の代官熊谷直有に借状を提出している（年未詳同日付「直有書状」、982号）。

加えて、この未進が原因なのか、翌年の3月晦日、菅浦惣庄は、一老正阿・二老清検校・三老正阿の連署をもって4石9斗5升の米を借用している（「菅浦惣庄米預り状」、546号）。永正16年（1512）12月17日付「正祐畠地寄進状」（346号）は、正祐が長福寺の上の下地を、恵鹽頓証の菩提のために如法経道場に寄進した、ごく普通の寄進状だが、この土地は正祐が惣庄から買取ったもので、しかも正祐は菅浦外部の人物と推定されている。つまりこの一件は、菅浦外の勢力が惣の所有地売却に関わったことを意味しており、惣による自治が外部勢力に脅かされるような状況が展開していたことを物語っている。永正13年（1516）3月9日、「菅浦東中老衆」の源三衛門ら3名が連署して、彼らが「成敗」していた日指所在の畠地1所が新次郎太夫に永代売却された（「東中老衆畠地売券」『菅浦家文書』26号）。このほかにも、中老衆の土地売券が存在しているが、惣庄の中核に位置した彼らによる惣有地の売却こそ、菅浦惣の共同体的機能を支える経済的基盤が失われていく過程を示しているものといえよう。

債務に苦しめられた菅浦の貢納未進が続くなか、その自治活動は次第に精彩を失っていく。天文3年（1534）12月9日、菅浦惣中は、竹生嶋に対して、近年滞納している切米や彼岸米、油・麦等々を納めるとする契約状を作成した（「菅浦惣中年貢契約状」、1261号）。戦国大名浅井氏の支配が徐々に強化されていくなか、菅浦惣中はそれを回避するため竹生嶋へ

接近したとみるべきだろう。しかし事態は深刻化するばかりであった。天文5年(1536)、8月24日には浅井の家臣中村甚左衛門から40貫文を借用(「菅浦惣惣庄預り状」、881号)、9月7日には熊谷甚次郎から20貫文を借用している(「菅浦惣庄料足預り状」、882号)。支配者からの借錢であった。天文10年(1541)、京極高延と浅井亮政との合戦にあたって菅浦の公事船56艘が徴用、浅井氏の収奪はますます激化していくなか、船の徴用を拒否し強く抗議する菅浦に対して、浅井から厳密に糺明すると沙汰があり、困惑した惣中では、翌年正月21日、浅井の奉行である八木与一左衛門尉を頼んで陳謝、東・西両浜のおとな・中老・若衆6名が連署して浅井に忠誠を誓う契状を提出(「菅浦惣村契状」、261号)、後年、天文16年(1547)11月に、菅浦の代官浅井木工助井伴がこの契状に裏書を加えているが、菅浦の抵抗はここに完全に失敗し、浅井井伴の支配下で以前にもまして隷属を深める結果となってしまった。

永禄11年(1568)、浅井氏の被官となって菅浦を退去していた源三郎父子の「還住」につき、彼らが所有していた家・諸道具などの財産や親子一職の権利をめぐる紛争が勃発した。父子の還住を認めないとする惣に対して、源三郎らの頼みを受けた浅井木工助井伴が調停に入り、その圧力に屈した阿弥陀寺・善応寺が井伴に提出した請文が同年4月8日付の誓約状である(「善応寺・阿弥陀寺連署誓状案」、256号)。請文の内容は、源三郎を還住させるについては「当秋めしなをし」をする、つまり収穫が済んだ後に没収した所有権や耕作権を復活させること、家・諸道具などの財産や親子一職の権利も引渡すこと、但し、神明庵と清応軒に関する権利は渡さない、というものであった。同日、浅井木工助井伴は両寺および菅浦惣中に宛て、上記の処置を確認するための書面を送っている(「浅井井伴下知状」、257号)。

こうした源三郎一件の処置について、おそらく反対する住民が多く、惣の内部に新しい紛争の種を蒔いたことは想像に難くない。惣村内における違背者に対し、居住権を剥奪したり、家屋や家財道具などの財産を没収したりすることは、惣の懲罰として重要な意味を持ち、それが惣(「菅浦惣中」)の秩序形成を保証するものであったことはいうまでもない。源三郎父子の一件とは、こうした菅浦の自治に対する浅井氏の直接的な干渉であった。菅浦惣の自治の歩みは、その終焉にむけて一段と加速するのである。

同じ年の8月18日、この源三郎父子の一件に関して、浅井木工助に誓約状を提出した(「菅浦惣中誓約状案」、923号)。おそらく今回の処置を非難した多くの住民に対する浅井氏の圧力に伴うものと思われるが、浅井に多大の借財を負っている惣としては、その圧力に抗うべくもなかった。誓約状は、惣中の「緩怠」により住民の反抗となってしまったこと、そのために叱責を受けたが木工助の口添えで許されたことに感謝、以後は全てのことを報告し、惣としての糺明を止め命令どおりにすること、源三郎父子を支持した「清徳庵親類之者共」4人に対して報復するようなことはしないことを「惣中」として誓っている。菅浦自治の根幹であった「自検断」(地下裁判権)の明らかな放棄と言わざるをえない。この年の12月14日、菅浦惣中は16人の「長男」(オトナ)と東西の「中老」4人の「廿人」の署名による置文を作成した(「菅浦惣中壁書案」、925号)。この置文の骨子は、「西」の六郎三郎・孫四郎・源三、「東」の衛門二郎の4人が、在所の「置目」に背き浅井の威勢をかりて甚だしく不法な行為をしたことを挙げ、乙名・中老層が共同で惣庄自治を維持していくべきとし、惣の寄合に

は永久に 4 人を出席させないことと、彼らを出席させた者も処罰すること、いわば惣の自治と 4 人の座抜きとの確認にあったが、その冒頭、あえて菅浦が「守護不入、自検断之所」という輝かしい歴史をもっていたことを記しているところに、菅浦惣自治の形骸化の表徴を読み取るべきなのだろうか。

天正元年（1573）、織田信長が浅井氏を滅ぼし、領主権力がより強化される状況が到来するなか、菅浦もその支配下にあつて守護不入・自検断の特権を復活させることはできず、惣の根幹の自治権も一挙に喪失していった。湖北の中世もここに終わったのである。

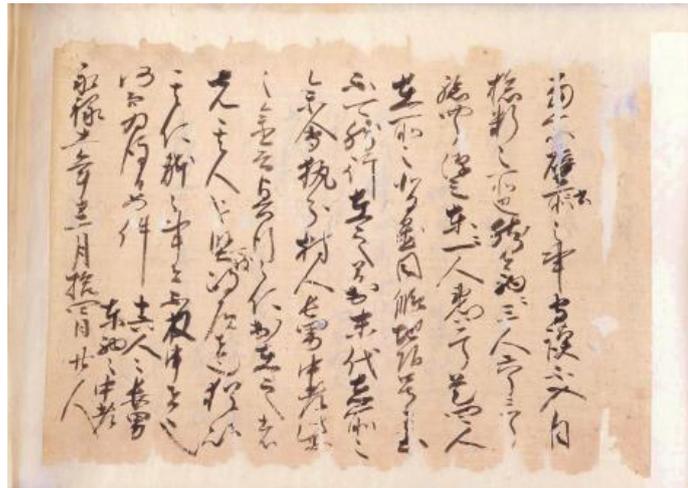


図 2-2-25 「菅浦惣中壁書案」(925号)

(執筆者：吉村亨)

### (3) 近世の菅浦

膨大な先行研究が存在する中世史とは異なり、近世の菅浦に関する研究は少ない<sup>1)</sup>。ここでは、近世の菅浦の特質を、支配、景観、琵琶湖の利用という3点から明らかにする。

#### 1) 近世村落としての菅浦村

##### ① 膳所藩の支配

近世の菅浦は、菅浦村として膳所藩の支配下におかれた。膳所藩の城地は膳所にあったが、<図 2-2-26>のように、膳所藩は近江国内に多くの飛地をもっており、菅浦村はその一つであった。

膳所藩の村には、村役人として庄屋・肝煎・組頭の、いわゆる村方3役がおかれ、村の行政を担った。菅浦村にも、同様に3役がおかれてはいたが、その選出方法は以下のように独特であった。

菅浦村には、中世以来と考えられる東組・西組という2つの地縁組織が存続していた。東・西の組は、史料上には「東村」・「西村」という名称でもあらわれる（以下、東村・西村と表記する）。享和元年（1801）の史料によると、庄屋と肝煎は、東・西両村よりいずれか1名ずつ、組頭は両村から各1名ずつ選任されていた<sup>2)</sup>。

また、膳所藩は、村役人の上部に、各村、または2、3ヶ村ごとに1名ずつ代官をおいた。これは、武士身分のいわゆる士（さむらい）代官ではなく、在地代官であり、菅浦村では嶋津氏（のち、菅浦氏を名乗る）が任命された。

なお、村の人口は、近世を通じて約100戸であり、ほとんど変化がなかった。

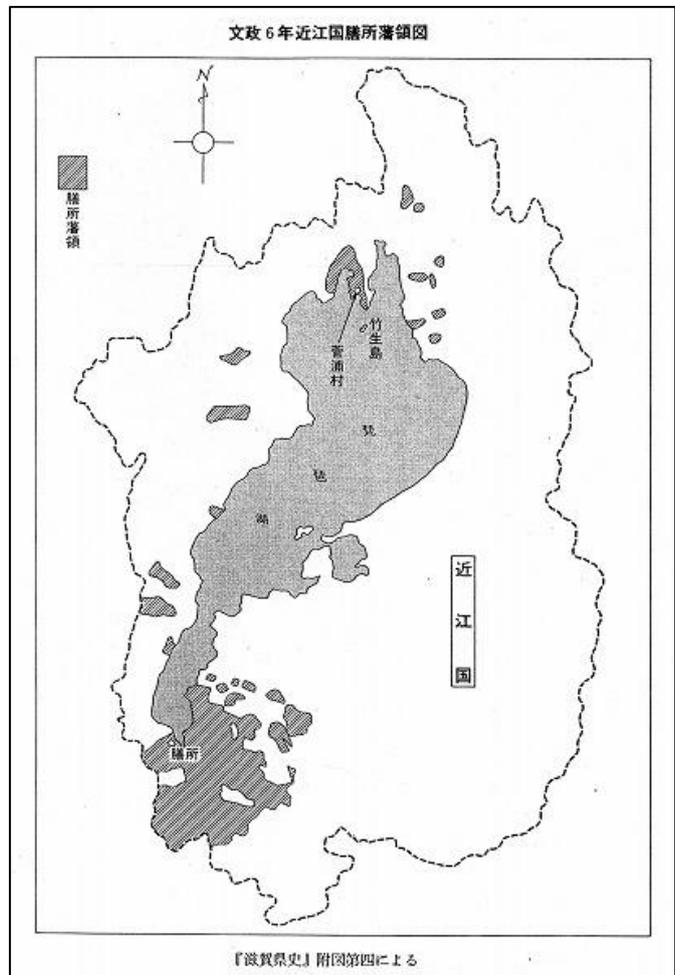


図 2-2-26 文政6年近江国膳所藩領図

## ②東村・西村と中老（忠老）

菅浦村の特質は、代官や村方三役のような領主が設定した役人とともに、東・西の両村に、村政において力をもった中老（忠老）衆が存在していたことである。彼らは中世の「宿老・乙名」の系譜を引いていると考えられる。中老は、両村から同数ずつ就任していた。膳所藩は、こうした中老を、「庄屋・肝煎・組頭とは格別で、他所他村にはなく、菅浦村に限った内証の役人」と認識していた<sup>3</sup>。

菅浦村全体の土地問題などが生じると、中老衆によって解決がはかられていたようであるが、基本的には、東・西各所属村の集落運営の中心であったようである。菅浦村という 1 つの行政村の中に、独自に運営されている 2 つの村が存在したのである。中老衆の持ち回りとなっていた古文書が、東・西両村それぞれに存在しており、このことも、その証左といえる<sup>4</sup>。

ただし、中老の数は、中世と比較すると激減している。寛保 3 年（1743）の史料<sup>5</sup>には、中老は古くは 20 人を数えたが、次第に 10 人に減少し、この時期には村が困窮しているため、3 人にした、と記されている。実際に、その四半世紀前の享保 3 年（1718）には、東・西村各 5 名の計 10 名となっており<sup>6</sup>、その後 1743 年にかけて、さらに減少したようである。

東・西両村には、統合しようとする動きもあった。文政 6 年（1823）の史料に、先年、両村が 1 村になったが、4 年前にまた 2 つの村に立ち分れた。今後はもう 1 村にはならない、という旨が記されている<sup>7</sup>。両村は、統合の難しい、かなり独立性の高い地縁組織であったことがうかがえる。

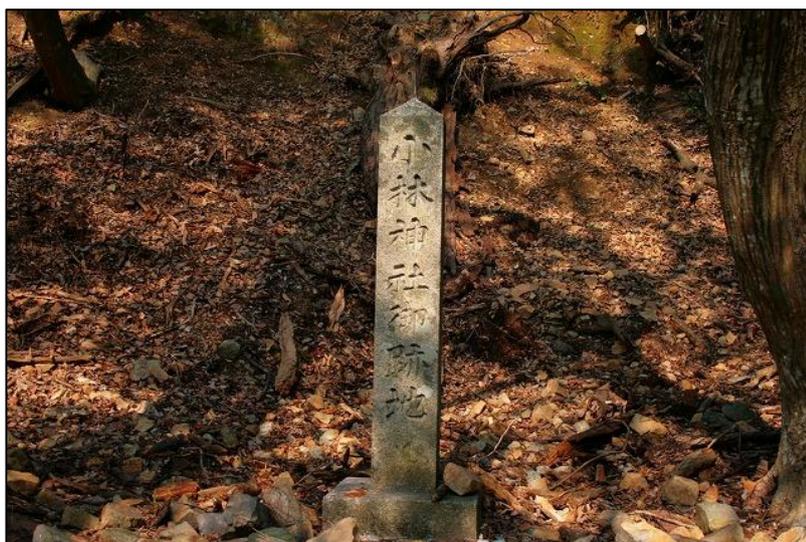


図 2-2-27 小林神社跡地

また、菅浦村の総氏神は赤崎大明神であり、

「村中本役廻り持」ちで神主をつとめることとなっていたが、それとは別に、東村が保良神社、西村が小林神社を祀っていた<sup>8</sup>。明治 42 年（1909）に 3 社が合祀されて須賀神社となり、現在では跡地の石碑<図 2-2-27>によってしのぶほかないが、信仰面からも、東・西両村の自立性が推しはかれよう。

## ③菅浦村の生業

寛保3年(1743)の史料には、男は、昼は山稼ぎで柴木・田畑等の働き、夜は草履・鞋を作り縄をなう、とあり、一方、女は昼は家内事、夜は昼請物(不明)を極める、とある<sup>9</sup>。



図 2-2-28 アブラギリと油実

ここには、中世のよう

に①廻船や漁業など、琵琶湖を利用する生業に関する言及がみられない。生業の比重が中世と近世では変わってしまったようである。

大浦から死守した日差や諸河での耕作は行っているが、実際には村中の飯米の自給率は3割に満たず、7割は他所から麦穀を買い入れていた。また、年貢の3割は「油」でおさめ、残りは銀納していたとあり、貨幣利用が浸透している村落であったことがわかる。

この「油」とは、近世の湖北地方や福井県域で盛んに栽培された「油桐(アブラギリ)」という植物で、実を搾って油として利用する。享禄2年(1529)以後、菅浦百姓の竹生嶋僧坊への油実(油桐の実)納入が目立つとされ、中世後期から栽培が盛んになったと考えられている。近世の「菅浦文書」には、1620年代には登場している。〈図2-2-28〉

菅浦村に残された年貢免定をみると、年貢率の変動により、村高473石のうち年貢分は75石から80石で変遷している。これらは、一部が米で定納され、残りが米の代わりに油実で上納された。〈図2-2-29〉<sup>10</sup>は、正徳3年(1713)から享保20年(1735)までの22年間の年貢のうち、米と油実の量の変遷を示したものである。油実の上納量に変化している年は、膳所藩が年貢率を変えた年である。年貢率に変化しても、米の上納量には変動がなく、一定量が納められたことがわかる。年貢が増減しても、変動するのは油実の量だけなのである。おそらく、米の収穫量が少ない菅浦村の事情を考慮し、村人の食用米として一部を村に残すような年貢徴収の法が採られていたと思われる。なお、年貢として油実を上納した後、残った油実は売られ、菅浦村にとって貴重な収入となった。

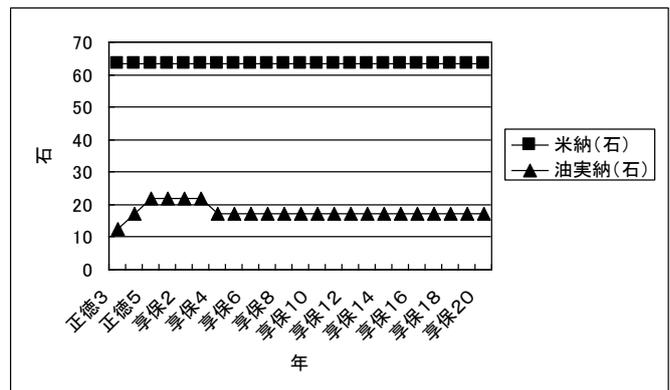


図 2-2-29 米納分と油実納分の変遷

## 2) 近世の景観

### ①村落の景観

近年、江北図書館(長浜市)で発見された「近江国浅井郡菅浦村地券取調総絵図」<図 2-2-30>は、明治初期の菅浦村の様相を示す図である。図内の赤色で示された集落部や、日差・諸河の地に当たる黄色で示された「田」が確認できる。また、集落の周縁部には畑が配されている。これら畑の一部は、村内の阿弥陀寺によって茶園として利用されていた字「白山」である。また、それらの外縁に広がる濃緑色の表記は「山」であり、村域の大部分が山である。



図2-2-30 「近江国浅井郡菅浦村地券取調総絵図」

### ②耕地の景観

中世以来、大浦と壮絶な土地争いを繰り返してきた菅浦は、近世にはその論所となった日差・諸河を自村の耕地として確保していた。菅浦村の人々は、この地へ船で通った。ただし、村内の耕地は、畠地が圧倒的で、上畠 22 町 3 反 5 畝、中畠 32 町 3 反 2 畝 15 歩、下畠 6 町 5 反 2 畝、荒畠 5 町で計 66 町 1 反 9 畝 15 歩であるのに対して、田地は、中田 1 町 7 反 4 畝 7 歩、下田 3 町 7 反 2 畝の計 5 町 4 反 6 畝 7 歩であり、それほど多くはない。

<図 2-2-30>をみると、葛籠尾半島の谷筋の各所に「山畠」が開墾されていることがわかる。近世の菅浦村では、こうした山畑にアブラギリが植えられていた。村内には遅くとも文化 12 年(1815)に油屋の存在が確認されており、絞油作業も村内で行われていたようである<sup>11</sup>。また、菅浦村には、明治 4 年(1871)に牛が 14 頭飼われていた<sup>12</sup>が、牛は急斜面の耕作に適するといわれており、山畑の耕作に重宝されていたと推測される。なお、馬は飼われていない。

現在、菅浦では獣害問題への対策に苦慮しているが、近世の菅浦村も同様であった。村内にはシシガキが築かれており<sup>13</sup>、また、膳所藩に対して、脅し鉄炮の借用を度々願い出ている<sup>14</sup>。

## ③山の景観

現在、葛籠尾半島は、尾根を境に西側は菅浦の領域であるが、東側の北部が片山（長浜市片山）、南部が延勝寺（長浜市延勝寺）の飛び地となっている。片山・延勝寺とも、葛籠尾崎の対岸に集落がある。こうした飛び地支配は近世にもみられ、さらに近世以前に遡るといわれる。船による移動を前提とした飛び地で、漁業権や水上交通権を背景とした湖面の占用権なども関連したことで成立したと考えられている<sup>15</sup>。近世の葛籠尾崎には、農作業のためにやってきた延勝寺の村人が、風波のために帰村できなくなった場合に備えるために、農小屋が建てられていた。

葛籠尾半島の複数村落による利用は、時に争論を惹起した。〈図 2-2-31〉は、安永 7 年（1778）4 月の年紀をもつ「浅井郡延勝寺村と菅浦村山論立合絵図」<sup>16</sup>で、菅浦村と延勝寺村・片山村の 3 ケ村が、葛籠尾半島の境界をめぐる争った際の絵図である。この境界争論は、葛籠尾崎における鉱物採取を契機とするものであった。この地では、享保元年（1716）に延勝寺村が銀と銅の試掘をしており、18 世紀初頭に鉱脈の存在が取りざたされ始めたようである。

安永期の争論は、安永 4 年 8 月に、片山村の太郎兵衛が葛籠尾崎で銅を掘りたいと延勝寺村に申し出たことを発端とする。しかしこの話は、自然と沙汰やみとなった。同年、太郎兵衛が菅浦村領の「うぐい谷」で銅の試掘を行ったとする史料もあり、事実は明らかではないが、その後、延勝寺村がこの地へ赴いた際、山に掘削途中の様相がみられた。延勝寺村はこれに対して、札を建ててその地への侵入を戒めた。ところが、この立札を菅浦村の者が抜き取ったのである。また、同時に、菅浦村は、延勝寺村用の 2 つの農小屋を潰したという。

このように、当初は片山村と延勝寺村との鉱物採取をめぐるいさかいとして始まったのであるが、結果的に菅浦村と延勝寺村との村境を決する山論に転化した。図中の〈A〉の領域が論所であるが、この領域のいずれの場所に境界線が引かれるか、両村の主張が食い違ったのである。このため、争論を取り扱った京都町奉行所役人による実地検分が行われることとなった。ところが、延勝寺村が主張する境界を片山村が聞きつけ、異論を唱えた。延勝寺村が自村領内と主張する図中の〈B〉は、片山村の領地であるというのである。こうして、争論は片山村を巻き込むこととなり、結局、裁許は天明 2 年（1782）12 月になされ、境界が決定された<sup>17</sup>。この時に決定した境界は、現在の境界に引き継がれている。



図 2-2-31 浅井郡延勝寺村と菅浦村山論立合絵図

### 3) 琵琶湖の利用

#### ①近世の水位と水辺

近代以降のように瀬田川に洗堰が存在していない近世では、琵琶湖の水位は変動しやすく、寛保3年(1743)には、「当五月の漫水、八月の渴水、湖上四尺八寸違い候」<sup>18</sup>とあり、満水時と渴水時には、約150cmの水位差があったことがわかる。また、こうした水位差が判断可能な根拠は、「石垣」の「水垢」であるといい、この時期には既に湖岸に石垣が築かれていたことがうかがえる。

#### ②船と船溜

菅浦村の人々の他所への移動は、基本的に船であった。日差や諸河に耕作に行くにも、他村に行くにも、船を用いていた。近世の菅浦村には、<表 2-2-1><sup>19</sup>に示すような船が存在した。このうち、丸船(丸子船)は荷物輸送に用いられ、田地養船は耕作用の運搬や移動に用いられたようである。小艀船については、用途が明らかではないが、他村では、近世後期に荷物輸送に用いられていた<sup>20</sup>。

表2-2-1 菅浦村の船数の変遷

年	総数 (艘)	内訳
寛保3年 (1743)	20	
文政7年 (1824)	31	丸船20艘 (20~35石積) 田地養船11艘
天保2年 (1831)	32	
天保3年 (1832)	31	丸船16艘 小船11艘 田地養船4艘

また、膳所藩士寒川辰清が18世紀前期に著した『近江輿地志略』<sup>21</sup>には、同時期の近隣諸浦の丸子船数が<表2-2-2>のように示される。

表2-2-2 18世紀前期の丸子船数

村名	種類・総数 (艘)	内訳 石数 (石)	数 (艘)
塩津村	丸子船・93	300~420	16
		200~290	30
		100~190	38
		20~45	9
	船・18		
大浦村	丸子船・17	100~170	5
		20~80	12
	船・25		
月出村	丸子船・6	100	1
		140	1
		8~20	4
	船・2		

菅浦村の丸船(丸子船)所持の特徴として、2点が指摘できる。1点目は、船の規模が小さいことである。近隣の大規模浦である塩津浦(長浜市)に400石積の丸子船があり、大浦・月出(ともに長浜市)の両村にも100石積を越える規模の丸子船があることと比較すると、35石積を最大とする菅浦村の船は規模が小さい。

ただし、船数は多い。この点が、2点目の特徴である。塩津浦や大津(大津市)が最盛期に船数100艘を数えることとは比較すべくもないが、大浦村とほぼ同数である。菅浦村は、小回りのきく船で湖上輸送に従事した村であるといえよう。また、近世中期以降、琵琶湖全体では船数が減少の一途をたどるのに対して、安定した船数を維持していたことは注目に値する。

菅浦村が小規模船を安定して所有できた理由は、この村が近世の琵琶湖における舟運秩序

である「艫折（ともおり）廻船」の浦でなかったことによる。近世の琵琶湖の丸子船は、領主御用としての年貢米輸送などにも用いられたが、商人荷物の運搬にも従事した。商人荷物に関しては、艫折廻船仕法による輸送が行われていた。これは、湊に艫（船尾）から着岸した船が、その順番に従って荷物の積み出しを行うことができるというものであった。また、艫折廻船仕法を採用している浦同士は、どこの浦にでも船を入れることができた。これは、裏を返せば、他村からの入り船に、自村の浦からの荷積みを行わせることを拒否できないことを意味する<sup>22</sup>。ただし、琵琶湖の全ての浦がこの仕法下にあったというわけではなく、菅浦村は、この仕法からははずれていた。従って、菅浦村の船持ちは、原則として他村に荷物を運びに赴くことができなかつたが、自村出しの荷物を、全て自村の船で積み出すことが可能であったのである。もっとも、他浦に赴くことは、禁じられていたわけではなく、実際に文政 7 年（1824）には、助四郎が、高島郡貫川村（高島市）小次郎方より坂田郡磯村（米原市）五郎左衛門方へ、商人荷物として小豆と炭を運搬していたことを示す史料が存在する<sup>23</sup>。こうした場合は、「艫折」ではなく、依頼による賃積みであったと考えられる。

艫折廻船の浦ではないことは、前述のように他浦からの入り船がないということの意味するが、菅浦村で石灰の採取が行われるようになった近世後期の天保 15 年（1844）には、「村方出来の品は御年貢油実はいうまでもなく、油・樽木・柴・石などまでいずれに限らず諸浦へ積み送っていた。ところが、7 年前より肥石灰を焼き出したところ、かれこれあって 3 ケ浦（具体的な地名は不明であるが、おそらく大津・堅田浦・八幡浦であろう）の「廻船場」のようになり、石灰のみは 3 ケ浦へ積み出させることとなったが、石灰の産出量が少なくなり、かつ、船持ちも困窮しているので、以後は自分たちで運びたい。」という願書が、菅浦村によって提出されるにいたる<sup>24</sup>。これは、本来ならば艫折廻船浦ではない菅浦村に来るはずのない 3 ケ浦が、石灰を運搬するために菅浦村に入り込み、そのため菅浦村の丸子船が積むべき荷物がなくなっているという苦情である。艫折廻船の浦であった場合、このように他浦からの入り船に荷物を奪われる危険性が常に存在したのであるが、菅浦村は原則として他村からの入り船を認めなかつたため、船数を維持することができたのである。

なお、船は、東・西の集落に各々存在した船溜りに繋留した。＜図 2-2-32＞中の、＜C＞が西の船溜、＜D＞が東の船溜である。これらは石積で護岸がなされていた。

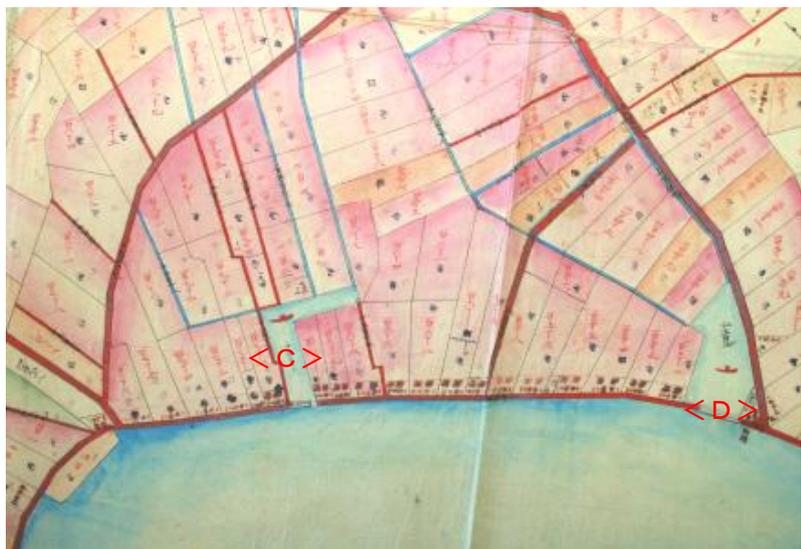


図 2-2-32 船溜まり絵

### ③漁業

中世では堅田と漁場争論を繰り広げている菅浦であるが、近世史料上では、漁業の形跡が確認されない。漁業に係る小物成の上納も確認できない。

近世の菅浦村が漁業を行わなかった理由として、尾上村（長浜市）に次のような伝承が残されている。聖武天皇（在位 724～749 年）と光明皇后が竹生嶋に行幸した際、光明皇后が懐妊し、穢れを避けるために島を離れることとなった。この時、菅浦と尾上から、各 4 名の女船頭が召し出され、任に当たった。この褒美として頂戴した物品の中に、「ただ今の菅浦持ち分の山林を尾上へ下され、湖海を菅浦へ下さる」旨の綸旨があったという。しかし、その後、菅浦と尾上は互いに勝手が悪く、そのため「尾上村持ち分の山林と菅浦持ち分の湖海とを引き替えた」という<sup>25</sup>。これを慶長元年（1596）とする史料の写しが、菅浦にも尾上にもあるが、慶長元年は改元により 5 月から始まるにもかかわらず、これらの史料は慶長元年 2 月の年紀を有しており、年号に疑義がもたれる。もし仮に、この伝承が史実だとすれば、菅浦村は、漁場を利用する権利を近世初頭から手放していたことになる。

### 4) おわりに

以上にみたように、近世の菅浦村は、琵琶湖に係る生業の比重がそれほど小さくなく、畑作などの稼ぎが中心であった。しかし、山畑を生業の主たる場とし、湖にかかわる生業が従であったとしても、油実、もしくはその油を販売できなければ貨幣の調達ができないため、船を使った荷物の積み出しは必須であった。また、詳細は不明であるが、船を使った山の柴木の売買も、貨幣を得るために重要であったと考えられる。湖北地域の柴木や炭は良質であるとされ、例えば、彦根藩領の湖北地域の村々の中には、彦根に炭を上納することが義務化されている村すらあった。物資売買には舟運が不可欠な地形であり、そうした点からも、近世の菅浦村の生活は、琵琶湖と密接な関係を有していたといえよう。

景観に関しては、近世には山畑が一面のアブラギリ畑であったことが想定されるが、近代以降は、養蚕の盛んな時期には桑の木が植えられ、さらに後には、温かい気候を利用したミカンの木が植えられる。時代の要請する商品の価値を的確に見極めて、栽培品種を変えており、それに伴い、景観も大きく変化していると考えられる。

（執筆者：東幸代）

【注釈】

- <sup>1</sup> : 原田敏丸『近世村落の経済と社会』（山川出版社、1983年）が主たる研究である。本稿も多くはこれによった。
- <sup>2</sup> : 享和元（1801）年「古来有来通富」（菅浦文書）。
- <sup>3</sup> : 寛保3年（1743）年「浅井郡菅浦村代官嶋津新次郎と同村百姓共争論松井惣助中山仁内為検分紀明裁許条」（菅浦文書）。
- <sup>4</sup> : 2013年度の現地調査で確認している。
- <sup>5</sup> : 同上。
- <sup>6</sup> : 堀大慈「江州浅井郡菅浦 阿弥陀寺所蔵『日鑑』（上）」（『史窓』37、1980年）。
- <sup>7</sup> : 文政6年（1823）「両村一村に相域候一札之事」（菅浦文書）。
- <sup>8</sup> : 明治4年（1871）「明細帳」（菅浦文書）。
- <sup>9</sup> : 注3史料。
- <sup>10</sup> : 菅浦文書より作成。
- <sup>11</sup> : 文化12年（1815）「油屋一件之留」（菅浦文書）。
- <sup>12</sup> : 注8史料。
- <sup>13</sup> : 寛政5年（1793）「猪垣二付田畑作付内見合帳」（菅浦文書）。
- <sup>14</sup> : 「膳所藩郡方日記」（滋賀県立図書館蔵）。
- <sup>15</sup> : 『高月町史 景観・文化財編 分冊1』（2006年）。
- <sup>16</sup> : 滋賀県立図書館蔵。
- <sup>17</sup> : 片山源五郎家文書687。
- <sup>18</sup> : 注3史料。
- <sup>19</sup> : 菅浦文書より作成。
- <sup>20</sup> : 東幸代「近世における琵琶湖舟運の構造」（『市場史研究』29、2010年）。
- <sup>21</sup> : 1734年刊。
- <sup>22</sup> : 東注20論文。
- <sup>23</sup> : 文政7年（1824）「船主助四郎遭難届」（菅浦文書）。
- <sup>24</sup> : 天保15年（1844）「石灰焼送願書」（菅浦文書）。
- <sup>25</sup> : 尾上区有文書。

#### (4) 菅浦の美術工芸品

菅浦には須賀神社と、宗派をそれぞれ異にする阿弥陀寺、祇樹院、真蔵院、安相寺の4か寺が所在する。ここでは菅浦の社寺に伝わる美術工芸品について紹介する<sup>1)</sup>。

##### 1) 須賀神社の美術工芸品

須賀神社は祭神を淳仁天皇とする。天平宝字3年(759)淳仁天皇が当地に保良宮を営んだ、同8年恵美押勝の乱後同天皇が隠棲したなどの伝説がある。もとは保良神社・菅浦大明神とも称した。

須賀神社の宝物類は現在、菅浦郷土史料館に収蔵されているが、中でも3口の鱧口と1面の銅鏡は中世にさかのぼる基準作例として貴重である。

正応三年銘の鱧口(長浜市指定文化財)は、鼓面径19.6センチメートル、総厚7.9センチメートルの鋳銅製である。姿形の整った鱧口で、肩が厚く、鼓面の甲盛り(表面の盛り上がり)を高くする点や、唇と目の張出しが小さい点など、中世の鱧口に共通する要素がみられる。片面の外区に「粟田重貞 正應三年九月廿二日」の陽鑄銘があり、正応3年(1290)に粟田重貞によって施入されたことが判明する。これは国指定文化財の鱧口に照らし合わせてみると8番目に古く、滋賀県下では西教寺・松尾寺所有の鱧口に次いで3番目に古い作例となる。

正応五年銘の鱧口(長浜市指定文化財)は、鼓面径22.8センチメートル、総厚8.5センチメートルの鋳銅製で、正応三年銘の鱧口に比べると鼓面の甲盛り(表面の盛り上がり)をやや抑え気味にしているため、起伏が穏やかである。片面の外区に「正應五年壬辰貳月十一日」「粟田重弘爲父母敬白」の陰刻銘があることから、正応5年(1292)に、粟田重弘が父母の供養のため奉納したことが判明する。

正応三年銘鱧口の施入者である「粟田重貞」との関連を想起させるが、詳細は不明である。田中克之氏によれば、粟田重弘は嘉元3年(1305)の「日指・諸河百姓等請文」(菅浦文書72号)に登場する「重弘」と同一人物であり、菅浦の有力階層であると推定している<sup>2)</sup>。正応三年銘に次ぐ古さをもつ基準作例であるとともに、菅浦の有力者が奉納した例としても貴重である。

応永庚寅銘の鱧口(長浜市指定文化財)は、鼓面径22.4センチメートル、総厚11.4センチメートルの鋳銅製で、肩厚、総厚ともに厚く、鼓面の甲盛りを高くとった堂々とした姿である。片面の外区に「施入江州浅井郡菅浦大明神鱧口事」「時應永庚寅十月吉日願主妙印敬白」の陰刻銘があることから、応永17年(1410)に妙印によって菅浦大明神の鱧口として施入されたことがわかる。正応年銘の鱧口同様、中世にさかのぼる鱧口として貴重であるばかりか、菅浦大明神の鱧口として施入された旨を記す銘文は歴史資料としても重要である。

また、嘉禎3年(1237)の銘をもつ銅鏡(長浜市指定文化財)は径22.4センチメートルで、薄い円形の銅板に覆輪をめぐらせるのみの簡略な造作である。吊環が2か所設けられていることから、当初から御正体のように吊り下げて使用することを目的として製作されたと考えられる。背面に「嘉禎三年丁酉六月十五日／執行阿闍梨大法師定智」の墨書銘があり、僧の名前を記すことから何らかの宗教的用途があったと考えられる。

古文書類としては、「菅浦文書」(重要文化財)が特に名高い。これは菅浦の区有文書で、鎌倉時代から江戸時代にかけての総数65冊1,279点を誇る古文書群である。内容としては、菅浦が

第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

村掟に基づく自治を行い、有益な領主を自ら選んでいた様子や、隣村である大浦との土地争いをめぐる訴訟合戦・武力衝突の様子が克明に記録されている。中世の惣村の様相が詳細にかつ具体的に知られる文書として極めて貴重な文書群である。

また「菅浦与大浦下庄堺絵図」(重要文化財)は、鎌倉から南北朝時代にかけて寺門円満院領であった大浦と山門檀那院領であった菅浦との境界線争いの際に作成されたもので、菅浦の主張する村域や、竹生島の都久夫須麻神社の景観を淡彩で簡略に描写されている。



図2-2-33 須賀神社の美術工芸品

## 2) 阿弥陀寺の美術工芸品

阿弥陀寺は、時宗遊行派藤沢山清浄光寺の末寺で浄光山と号する。宗祖一遍上人の7世託阿上人の開基で、文和2年(1353)の草創という。中世末期には菅浦の惣寺としての地位を確立し、惣の各種の寄合は常にこの寺で行われた。享和3年(1803)9月の大火で寺宝や旧記を焼失したが、弘化年中(1844～47)に琢道和尚が再建し、明治8年(1875)に長福寺と善徳寺を併合したという<sup>3</sup>。

本尊は、木造阿弥陀如来立像(重要文化財)で、像高98.7センチメートルの三尺像である。旋毛状の螺髪をもつ肉髻相を表し、白毫と玉眼に水晶を嵌入する。衲衣を着け、右肩を覆肩衣で覆い、両手は来迎印を結ぶ。頭体幹部は割矧造で割首とし、内刳を施して、両肩以下に体側材を寄せる。本像は右足柄外側に「巧匠／法眼行快」の墨書銘があり、仏師快慶の高弟である行快ぎょうかいの作であることがわかる。また願文や結縁交名などの像内納入品から、鎌倉時代前期、文暦2年(1235)の作であることがわかる。極めて貴重な基準作例である。

阿弥陀寺にはもう1軀の阿弥陀像が伝わる。像高140.0センチメートル、半丈六の木造阿弥陀如来坐像(長浜市指定文化財)である。肉髻相で螺髪を表し、衲衣を偏袒右肩に着け、両手は来迎印を結ぶ。裳を着けて台座上に結跏趺坐する。カヤ材と思われる針葉樹材による寄木造で、現状素地を著しているが、当初は漆箔像であったと考えられる。仏師・定朝じょうちょうの作風を模したいわゆる定朝じょう様を示す平安時代後期(12世紀)の作で、菅浦ではもっとも古い作例の一つである。本像は、もともと長福寺(二尊堂)に伝わった像とされ、須賀神社の御神体として、また村の氏寺本尊として崇められてきた。

また、木造聖観音坐像(長浜市指定文化財)は、像高95.7センチメートルの等身像で、垂髻を結び、条帛と天衣を着けた通形の菩薩坐像である。現状は左手に持つ蓮華の花弁を右手でつまむ、いわゆる横川形式の印相だが、両腕上膊以下が後補のため当初からの像容かどうかはわからない。裳と腰布を着けるが、腰布が大きく足首付近まで覆うのが特徴で、結跏趺坐する脚部を優雅に見せている。カヤ材と思われる針葉樹材から頭体幹部を彫出する一木造で、脚部材を寄せる。内刳を施して、後頭部に蓋板、背面に背板を矧ぐが、背板内側には蓮華などが戯画風に墨書されていて興味深い。阿弥陀如来坐像と同じく典型的な定朝様を表す平安時代後期(12世紀)の作で、ともに長福寺から施入されたものとされる。

阿弥陀寺にはこれらのほかにも、古様な銅造観音立像や、時宗開祖の一遍智真・他阿真教像、中世の懸仏、絹本著色六字名号曼荼羅、絹本著色釈迦十六善神像などが伝わり、菅浦の仏教文化の中心であったことがうかがわれる。

	
<p>阿弥陀如来立像</p>	<p>阿弥陀如来立像 右足柄外側墨書銘</p>
	
<p>阿弥陀如来坐像</p>	<p>聖観音坐像</p>

図2-2-34 阿弥陀寺の美術工芸品

### 3) 祇樹院の美術工芸品

祇樹院は曹洞宗寺院で、明徳4年（1393）3月、正応寺（長浜市西浅井町余）7世の夢隠による創立で菅浦山と号し、大本山永平寺、中本山正応寺の末寺という<sup>4</sup>。

本尊は本堂中央須弥壇の阿弥陀三尊像で近世の作と考えられる。壇上には釈迦如来坐像や銅造菩薩半跏像、背陣には聖観音立像や頂相彫刻など、多くの彫刻が安置されている。

また釈迦三尊像の絵像も伝わる。絹本着色で、本紙縦104.0cm、横41.3cmの掛幅装である。中尊の釈迦如来坐像は肉身部を金泥彩、着衣部を截金とする。向かって右下の普賢菩薩像は像に乗り、肉身部金泥彩、着衣部は彩色と截金とする。左下の文殊菩薩像は経巻を持って獅子に乗り、肉身部は損傷が激しいため不明だが、着衣部は彩色と截金とする。鎌倉時代（14世紀）の作と考えられる。

本堂外陣西側にも壇を設置して、中央に地蔵菩薩坐像、両脇に阿弥陀如来立像を安置するが、これら3軀の像は長福寺慶香庵から施入された像と伝える。特に中尊地蔵菩薩坐像についてはもと慶香庵の本尊であることが、元禄3年（1690）正月24日の慶香庵再興勸進のために刷られた版木（菅浦郷土史料館収蔵）から知られる。

また右脇（向かって左側）の像は、木造阿弥陀如来立像（長浜市指定文化財）で像高51.6センチメートル。肉髻相を表し、衲衣と覆肩衣、裳を着け、来迎印を結ぶ。ヒノキ材製で、頭部・体部はそれぞれ前後2材の寄木造で差首とし、両体側材を寄せる。肉髻珠・白毫・玉眼に水晶を嵌入する。鎌倉時代（13世紀）の作と考えられる。



図2-2-35 祇樹院の美術工芸品

#### 4) 真蔵院の美術工芸品

真蔵院は真蔵坊とも称する真言宗豊山派寺院である。菅浦山と号して長谷寺を大本山、竹生島宝蔵寺を小本山とする末寺であるという<sup>5)</sup>。

真蔵院には多くの仏画が伝わるが、中でも絹本着色の涅槃図は貴重である。絹本着色で、本紙は縦128.3センチメートル、横95.2センチメートル、三副一舗の掛幅装である。中尊の釈迦像は右腕を枕にして横臥し、肉身は金泥彩、着衣は截金で表される。周囲を会衆や鳥獣が取り囲む。背景として中央やや右寄りに満月、右上方には阿那律に先導される摩耶夫人一行を表し、下方に8本の沙羅双樹と跋提河を描く。鎌倉時代以降に隆盛した図様を示し、南北朝～室町時代前期（14世紀）の作と考えられる。

また、室町時代（15世紀）の弁才天像も伝わる。絹本着色で、本紙縦88.6センチメートル、横40.5センチメートル、一副一舗の掛幅装である。宇賀神を戴き八臂を表す竹生島弁才天像だが、輪郭を墨描する肥瘦線が目立つことから、宋風を強く意識して描かれたものと考えられる。

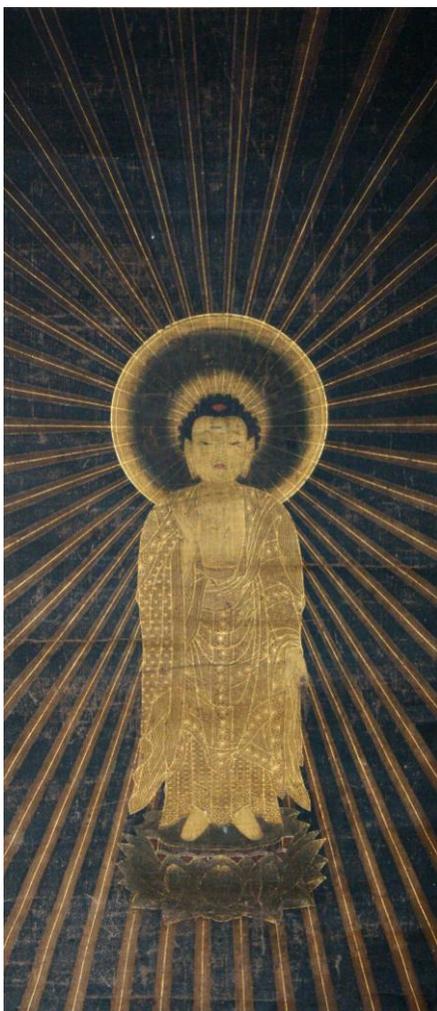


図2-2-36 真蔵院の美術工芸品

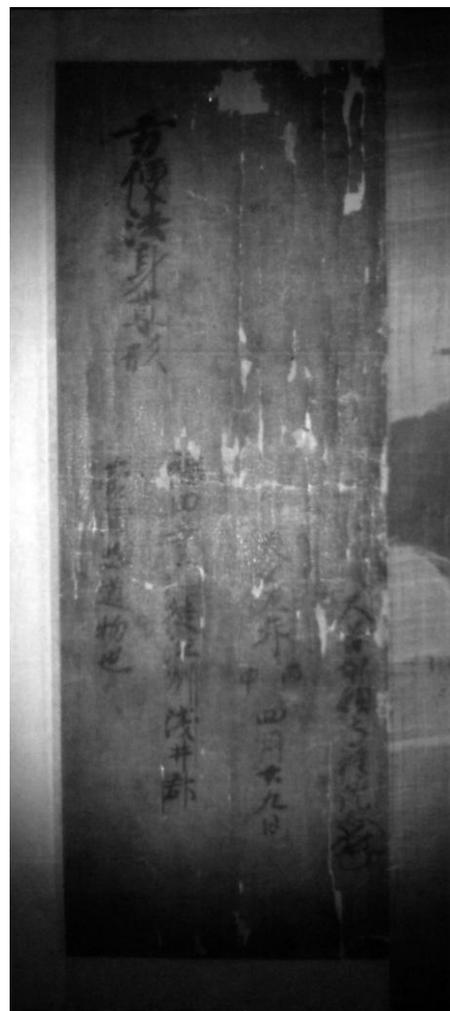
## 5) 安相寺の美術工芸品

安相寺は浄土真宗寺院で、阿弥陀寺に隣接する。菅浦山と号し、文明11年（1479）、蓮如上人の法弟にあたる僧教円の草創という<sup>6</sup>。

安相寺には、天文5年（1536）の裏書をもつ方便法身尊像が伝わる。絹本着色で、本紙縦85.9cm、横37.7cm、一副一鋪の掛幅装である。中尊に阿弥陀如来像を配し、48方向に光明を放つ方便法身尊形を表す。裏書には「大谷本願寺釈証如（花押）／天文五年丙申四月廿九日／方便法身尊形／福田寺門徒江州浅井群／菅浦惣道場也」とあり、天文5年の作であることが知られる。あわせて、菅浦が石山本願寺を率いた本願寺10世証如（1516～53）や織田信長と対抗した長沢御坊福田寺（米原市）と深く関与していた様子がうかがわれ、興味深い。



方便法身尊像



方便法身尊像裏面 墨書銘（赤外線）

図2-2-37 安相寺の美術工芸品

(執筆者：秀平文忠)

【注釈】

---

- <sup>1</sup> : 『西浅井町の仏教美術』(西浅井町教育委員会、2003 年)。
- <sup>2</sup> : 田中克之 『中世の惣村と文書』 117 頁 (山川出版社、1998 年)
- <sup>3</sup> : 『近江伊香郡志』 下巻、430 頁 (弘文堂書店、1983 年)。なお享和 3 年の大火については秋山富男氏 (阿弥陀寺住職) に御教示を得た。
- <sup>4</sup> : 同上。
- <sup>5</sup> : 同上。
- <sup>6</sup> : 同上。

## (5) 菅浦の祭礼行事

### 1) 菅浦春季例祭

菅浦春の祭礼は別名「すがのまつり」ともいう。ここでは平成18年(2006)の調査をもとに報告したい。

春の祭礼の準備は3月25日の打ち合わせ会から始まる。このとき、幣祭りの材料である白扇12本、美濃紙3帖、赤青各7枚の色紙をそろえ、神主組に渡す。これらの材料で3組の幣走(御幣)を作るとその場は一応解散する。



図2-2-38 幣走をつくる

さて祭礼に関する主な準備は本祭りの前日におこなうが、神主組は早朝から水垢離をして潔斎する。水垢離は今ではお風呂に入るが、それまでは敦賀に出向いて海水に入ったという人もいる。現在、神主組は東組、中組、西組の中から九名ずつ、合計27名を出す。大正期の改正までは、金持ちから選ばれた30人がその任にあっていた。

この神主組によって榊を立てられ、氏子総代らによって神輿の飾り付けがおこなわれる。神迎えの行事はこの日の宵宮祭りにおこなわれるが、神迎えがすむと神主は神殿に籠もるのが慣わしである。

神主は3名で、別名、白衣(シロゴロモ)ともいう。1月3日に新神主組が決まったとき、元(須賀社)・中(八王子社)・末(赤崎社)と決められた神主の中で、元の3名がこれにあたる。お籠りは現在では夜10時ぐらいまで籠もっているだけであるが、以前は宮籠りといって1週間ぐらい御供所に籠もっていた。宮見舞いといって家族・血の濃い親類は菓子や寿司を持って行って慰労した。

なお東の御供所にはその年の当番組が入って一杯飲んでいる。組は前述のように東・中・西と3組あって1年ごとに当番が変わる。昔は映画を見たり芝居をしたりしていたが、今では飲むだけになった。

4月3日、いよいよ本祭りの日である。午後2時ごろになると、御供所の中から「ヨイサ、ヨイサ」の掛け声、板を踏み鳴らす音が聞こえてくる。その中を宮司(職業神主)が禰宜とともに入場。まず須賀神社、赤崎社、小林社と順に神輿を祓い、次に東の御供所、西の御供所、最後に参道の見物人たちを祓い清める。祓いがすむと賽銭箱を片付け、倉取りが神輿堂

の中に入って、神輿がすぐに取りれるよう台を轆の先端ぎりぎりまで移動する。そのあいだ神主が登場、神輿に一礼して東の御供所に入るがすぐにはじき出される。

三人の神主がそれぞれ神輿の前に座り、御輿を取りに来るのを待つ。「デヤッシャイマシヨー」という掛け声で皆一斉に飛び出し、神輿を我先にと担ぎ出す。神輿の渡御は最初に御正体、幣走、神主、宮司、神輿の順に進んでいく。最初に神輿を出したものは東の四足門のところまでかいて行く決まりである。残りの二基の神輿は菅浦のほぼ中央に位置する須賀家の前まで移動、三基揃ったところで宮司のお祓いがあり、お神酒、チマキが村の人にも振舞われる。

午後4時ごろ、村を一巡した御輿が御供所の広場に帰ってくる。渡御が終わると神前に所定の神饌が次々と手渡しで捧げられる。捧げる神饌に人の息がかからぬよう口に榊の葉をくわえる。こののち神子による鈴の舞が奉納され、玉串奉奠がおこなわれる。

いよいよ元の神主3人による弊祭であるが、この際、中の3人が審判、末の二人が弊倒しをおこなう。弊祭の方法については、須賀神社は右の足を出し、左手に弊尻を持つ。小林社は左の足を出し、右手で弊尻を持つ。赤崎神社は須賀神社と同様におこなう。そして

- 1回 天下太平
- 2回 五穀成就
- 3回 万民快樂

と口の中で唱えつつ、弊を回し地を掃く所作をおこなう。このあと弊村の神主は小刀を準備し赤崎神社の神主から御幣を受け取る。次に小林神社の正面で弊を分け二本を括る。そして弊を右手に1本、左手に1本持って、弊倒の二人が準備するのを待ち、前に進み、公平に弊を出す。

弊倒はお互いに一礼して切石に片足をかけて前方に倒す。直後、それを持ち去り、激しく御供所の床に叩きつけたりする。弊倒ののち、ムシロに巻かれた人が引き出されたりする余興がある。そののち再び御輿が激しく担ぎ出され、急な参道を駆け上り、神霊を本殿におかえする。宮司、神主の一行が神送りののち、御輿も下りてきて御輿蔵に納められると終了。

翌日は後宴で、祭りの後かたづけをし、元の家で年番が集まってボンタタキをする。ボンタタキは祭りの残りの食物をすべて平らげることである。

なお現在では3基の神輿が揃って出ることとはなくなり、祭りの本日も4月の第1日曜日へ移動した。なおこれに伴って幣振りの御幣作成や御供の準備もその3日前ぐらいに変わってきている。

次に参考のため平成24年(2012)の祭りの様子を箇条書きで紹介しておきたい。

表 2-2-3 菅浦春の祭礼 2012、4/8タイムスケジュール

時刻	内容
13:00	当番組の人たちが集合し、東西の御供所に分かれて集合する。
13:25	昇き子が東西の御供所に分かれて(明神の昇き子は東、それ以外は西)装束つけをする。
13:34	神主が神輿に祝詞を奏上
13:45	ツカイさんの口上。
14:15	ダイ直し

14:32	神輿巡行(村回り) ツカイさんが「デヤツシャイマショー」と御供所から飛び出すと、御供所から一斉に舁き子が駆け出す。舁き子は神輿を神輿堂から担ぎ出し、集落内へ行く。御正体・幣走・持神主・神職・神輿の順に巡行する。公民館、東の川の御供所、東の門の御供所、ヤゲシの前の御旅所(西馬場)を回る。なお東の門の御旅所へは赤崎の神輿と御生体、幣走のみが行く。
15:39	神輿が神輿堂に到着。
15:50	神職が祝詞奏上、お祓い。
15:57	神饌を供える。 神主組と氏子総代が神饌を神輿に供える。簀巻きとよばれる筥にくるまれた人も供えられる。
16:07	祝詞奏上。
16:15	浦安の舞
16:24	玉串奉奠
16:30	神饌を東の御供所に戻す
16:37	幣祭り(へ祭り)
16:45	持神主は神輿の前で幣走を3回回す。明神と赤崎の所作は、右足を出し左手に幣尻を持ち回す。小林は左足を出し、右手に幣尻を持ち回す。回す意味は、1回目が天下泰平、2回目が五穀豊穡、3回目が万民豊楽。
16:55	幣倒し(へタオシ) 明神の持神主が3本の幣走を持ち、一番前に座る神主組二人の間に幣走を公平に倒す。倒すと東西の御供所から一斉に舁き子が飛び出してきて幣走を奪い合う。「ヨイサー」と言いながら御供所の床や入口地面に幣走を叩き付ける。
17:00	神送り ツカイさんの合図で舁き子が一斉に御供所から飛び出し、神輿を担いで須賀神社へ向かう。参道の途中(上の鳥居)で神輿が下ろされると、神職が神輿から神霊を移し須賀神社まで運ぶ。

表 2-2-4 菅浦春の祭礼 2006、4/2タイムスケジュール

時刻	内容
13:45～	モロト衆が二人、賽銭箱を片づける。中で法被に着替える。
13:55～	東西の御供所(ごくしよ) 神主の祝詞 神体は唐櫃の鍵 7度半の伺いをして「デヤツシャマショー」の声
14:05～	本日はお日柄も宜しく ごゆるりとお酒を召し上がりませ モロトが御輿の前の御神酒を御供所に持ってはいる
14:14～	台をかつぎやすいようにする 弊を出す これを台直しという 台取りは所帯を持った慣れたものがする
14:17～	神主が出て 台取りが出て「デヤツシャイマセー」台取りが立って柱に隠れると御輿が出る寸前である
14:20～	我先にかきてが走り込み、神輿をかきだす。 集落の中を渡御し再び神輿を神輿ぐらに納める。
15:50～	幣回しの儀
16:07～	神主祝詞
16:15～	鈴の舞
16:23～	玉串奉奠 若い衆が最後に入る 若い衆御供所入り
16:30～	供物を下げる ごさを片づける
16:35～	撤饌 神主御輿の横に座る再びモロトがビニールシートを張る
17:11～	台持ちが御供所より出される 順次3人が出る

## 2) 御輿のある祭り

御輿（みこし）は神の乗り物である。その歴史は古く、749年（天平勝宝元年）東大寺大仏建立の際、宇佐八幡大神を京都に奉還するにあたり、紫色の輦輿（れんよ）[天子の乗り物]を用いたことがその始りという。平安京の御霊会（ごりょうえ）が盛んになるにつれ、御旅所(注1)への御輿渡御が日中に行われるようになると、風流化して美しく飾られる御輿も現れた。こうして本来、貴人用の輿に神が乗るといった観念が固定化し、神輿が固定化していった。その背景には、神が人の姿をしているという認識が高まったことも見逃せない。

この御輿が成立するまでは、神霊は榊や幣串によると考えられており、平安時代から南北朝時代にかけて数十回に及んだ春日の神木動座は、榊を根から掘り取って神籠（ひもろぎ）(注2)とし、枝に御正体（みしょうたい）の鏡や木綿を結びつけて神木とし、興福寺の大衆が押し立てて京都に向かい公家に強訴を繰り返した。現在でも滋賀県内にはこの榊御輿を祭りに出す村(注3)がある。

(注1)御旅所とは、祭りに際し、祭神が御輿などによって氏子区域を巡って神幸し仮に遷座する場所。

(注2)神籠は、神が宿るところであり、古代には神霊が宿る山・森・老木などの周りに常磐木を植え巡らし玉垣を結って神聖を保ったところ。後では、室内・庭に常磐木を立てこれを神の宿るところとして神籠とよんだ。

(注3)榊御輿を現在出している村は、彦根市宮田町の山田神社の5月3日の祭礼。江戸時代の『近江落穂草』に記載されている神事である。元来すべての神童が榊を持っていたと思われるが、何時の頃からか榊が多く必要なので幣串に変化したといわれる。

## 3) しとぎのある祭り

興味深いのは、長浜市西浅井町内春祭りの湯立の際、大釜の中へ粢（しとぎ）が入れられることである。しとぎは、水に浸して柔らかくした白米を臼で搗いて粉にし、水で練って餅や団子状にしたもの。地方によっては、カラコ、シラコモチ、シロモチ、ヒトミダンゴなどともいう。また洗米をさしてしとぎということもある。

しとぎは、ハレの日の食物として節句や棟上げなどのとき神に供える。目出度い日だけでなく、人が死んだときに供える場合もある。神仏にしとぎを供え、人もそれを生で食べるのが本来であった。すなわち生米を噛んで食べるのと同様の行為である。現在でも御神酒を戴く際、米を肴に噛むという行為、こめかみが見られることがあるが、日本人が米に寄せる信仰が端的に現れている。

しとぎは、その形が作り手によって自由自在に変えられるという利点がある。それは餅がお供えとして作り手の思いのままに整えられるのと共通している。町内に認められるしとぎも、形が同じものはほとんど無いようである。町内月出の日吉神社では、クマザサに載せたしとぎを釜の中に入れ、湯立終了後、子どもたちが食する光景が見られた。

このようにしとぎは、餅が普及する前の供え物の主流であったと思われ、県内では日野町原の野神祭りに供えられる。

菅浦の場合は粽と呼んでいるが、中身はしとぎであり、この地域が餅以前の神饌を伝えていることが判る。



図2-2-39 しとぎをつくる





図 2-2-40 菅浦春の祭礼の様子

(執筆者：中島誠一)

### 3. 集落景観

#### (1) 集落構造

菅浦は琵琶湖北端葛尾崎の南面する狭い扇状地に位置し、中世以来100戸前後の民家、寺社が緊密な集落空間を形成している。

##### 1) 東西の門

自立的な組織と機能を持って中世社会に成立した「惣」の存在形態を具現しているのが、集落の東西端部に配置された、それぞれ幅が1間ほど(約2メートル)の茅(葭)葺きの2つの門である。これらの門は、集落形態が東村・西村と東西に分立する15世紀から16世紀にかけて建設された可能性が高いと推測されている。門扉を備えていないことは、物理的な閉鎖機能というよりも、集落の領域を設定し、集落の内部空間を秩序化するという象徴的な結界装置としての門であることを物語っている。

「四足(しそく)門」と呼ばれているが、構造形式は四脚門ではなく薬医門である。また「四方門」とも呼ばれ、東西端のほか、かつては須賀神社二ノ鳥居付近と集落北端の山道に設けられていたという。それらが集落の領域を区切っていたのである。明治29年(1896)の銅版画「保良神社之景」には西の門(「西門」とともに「北門」が描かれている。「北門」は薬医門の形式で、須賀神社への参道の脇に位置して西面する。現在は失われている2ヶ所の門のいずれかが描出されているのかも知れない(ただし「正門」は四脚門で瓦葺きとして描かれているので、本図の描出内容については検証を要する)。

集落の西端に位置する須賀神社の春季例祭(スガの祭りに際して、供物を調べ、神職や神輿の早子の控え場所となる御供所が東西に同形、同大の建物として並立している。それは菅浦がかつて「前田」と呼ばれた惣有地を境に東西に分立していたことを反映するものである。

##### 2) 集落内の道と屋敷形態

琵琶湖沿岸域に中世の段階で成立した高密度な集落形態は4類型に大別される(東京大学・稲垣研究室『中世都市・集落における居住形態に関する研究』1987年、住宅建築研究所)。菅浦は湖岸に平行な道を主軸として成立した集落として位置づけられる。

集落の基軸を構成する道は、集落西側の内陸部を東西に貫通する道(キタデの道、ナカの道)と湖岸に沿う道(ハマミチ、ソトの道)である。それらは中世後期には存在し、前者は近世初期には「惣道」「大道」と呼ばれていた。スガの祭りの神輿が神輿堂を出、途中4ヶ所の御旅所を経て集落内を巡行する(ムラマワリ)のがこれらの道である。「キタデの道」からは路地が派生し、内陸部のより高密度な空間利用を可能にしている。

これらの道や路地は近世、近代の大幅な改変を経ることなく、中世以来の姿を継承、踏襲するものである。

屋敷地は、「キタデの道」の区域(ほぼ旧西村が含まれる)では道の両側に形成され、「ハマミチ」(西側は旧西村、東側はほぼ旧東村に含まれる)の区域では道の浜側に波風除けの石垣を設けて山側に屋敷地が設けられる。したがって旧西村は「キタデの道」と路地、「ハマミチ」とにより扇形の塊村形態をもち、旧東村は「ハマミチ」に沿う線状の片側町的な形態を

もつ。

「ハマミチ」の区域では、浜側の先にも石垣を積んで狭い平坦地（浜地）を造成して畑地としたり小規模な付属屋が建つ。浜地からは湖岸に降りる階段が所々に設けられている。山側の石垣には屋敷地への入口が開口するが、波を入りにくくするよう湖岸への階段部との開口位置をずらし、また波を防ぐ板を落とすための溝を石垣に刻んでいるところもみられる。近年では車の出入りのために石垣の開口部が拡張されている。

このような道と主屋との関係についてみると、①主屋を敷地後方に引き前面道路との間に前庭を設け、付属屋（土蔵、納屋、便所、ヤンマー家庭工場など）を配置する②主屋が前面道路に接道する、というパターンがみられる。①はとくに「ハマミチ」に沿う屋敷地で一般的であり、②は屋敷地が狭小な場合にみられる。隣接する屋敷地間を区切る閉鎖的な空間装置は設けられない。かつて漁網の防腐用の柿渋を得るために植えられていた屋敷地内の柿が景を添えている。

主屋は①②とも平入りと妻入りが混在する。屋根葺き材は大半が棧瓦葺きであるが、茅（葭）葺き（鉄板仮葺き）のものがわずかながら混在している。元治元年（1864）に普請された「六右衛門」宅（大工は菅浦の平治郎）は瓦葺きであった。梁行4間半、桁行6間2尺で前後に半間の庇がつくという平面規模は大型（6室構成と推測される）のものであった。瓦葺きの初例であるが、菅浦では奥琵琶湖パークウェイが開通した昭和46年前後から茅葺きから瓦葺きへの移行が進んだという。

### 3) 寺院

このような屋敷地の後背部には、扇状地の要にあたるあたりから東側に高い石垣を築いて造成された敷地に寺院と神社が立地する。中世末に旧東村の阿弥陀寺とともに重要な位置を占めていた旧西村の長福寺の跡は公民館の敷地となっている。

これらは慶長期にも同じ位置にあったことが明らかにされている（慶長7年〈1602〉『検地帳』）。

### 4) まとめ

菅浦集落の空間構造については、東京大学稲垣研究室によって1984年から1985年にかけて行われた調査をもとにまとめられた精細な成果（前出、伊東裕久『中世集落の空間構造—惣的結合と住居集合の歴史的展開』1992年、生活史研究所）がある。その後30年を経て、次のような景観上の変容が生起している。

湖岸の東部は護岸工事が施された（昭和41年）。集落中央部に船溜まりが建設（昭和54年）したことに伴い、東西の舟入（東の川、西の川）が埋め立てられた。阿弥陀川に砂防堰堤が築造された（平成21年）。

（執筆者：日向 進）

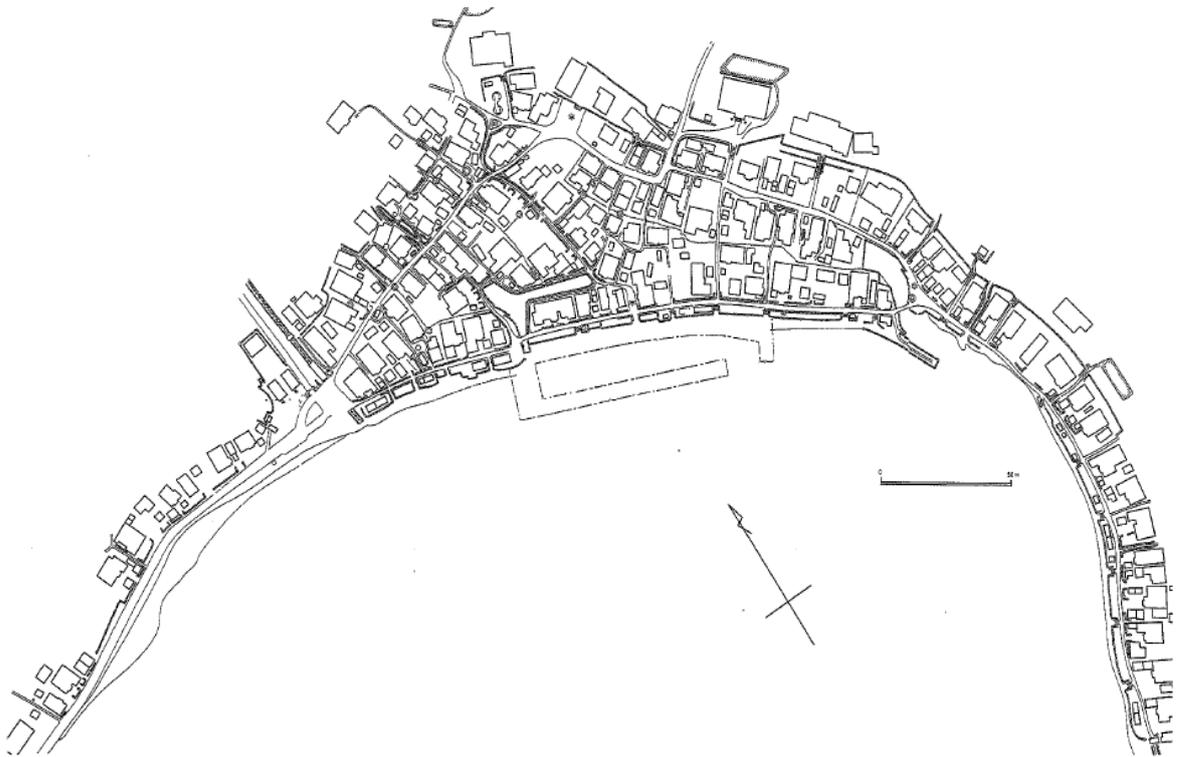


図 2-3-1 集落全体図

## (2) 景観構成要素

### 1) 須賀神社・本殿

須賀神社は、元小林神社、赤崎神社、保良神社の3社を明治42年（1909）に合祀して1社としたものである。前年の11月13日に58人が連署して「位置、保良神社旧境内」「新社号ヲ改ム」こととされた（「証」『神社合祀申請書類』所載、以下同）。小林神社は内場、赤崎神社は奥出にそれぞれ鎮座していた。

社殿は2殿とし、1殿は保良神社（祭神：淳仁天皇）、もう1殿には小林神社（祭神：大山咋神）と赤崎神社（祭神：大山祇命）を祀っている。棧瓦葺きの覆屋<sup>おおいや</sup>のなかに鎮座し南面しているため、東殿（保良神社、向かって右）、西殿（小林神社・赤崎神社、同左）と称している。東殿の吊り灯籠に「東宮御神灯」（「明治四十三年六月吉日／願主大石長左衛門」）とあるので、「東宮」「西宮」とも称されたようである。

覆屋は板敷きで、前面に板敷きの拝所を設けている。東西両殿の軒先はほぼ一線にそろい、螻羽<sup>けらば</sup>（切妻屋根の端部）をほとんど接するように並び建っている。現在の覆屋は両本殿より後世のものであるが、両殿とも風蝕が非常に少ないので、それぞれ建築当初から覆屋のなかにあったと推測される。

東殿は、身舎桁行4尺6寸、梁行3尺7寸。一間社流造り、向拝一間、軒唐破風付きで、柿葺き。覆屋の床上に土台（井桁）を廻す。身舎組物二手先（尾垂木付き）。妻飾りは二手先<sup>ふたてさき</sup>で虹梁太瓶束を持ち送る。床下の柱は円柱になる前まで加工されている。

西殿は、身舎桁行4尺6寸5分、梁行5尺8寸。一間社流造り、向拝一間、軒唐破風・千

鳥破風付きで、檜皮葺き<sup>ひわだ</sup>。覆屋床下の礎石上に立つ。身舎組物二手先（尾垂木付き）。妻飾りは東殿と共通する。向拝頭貫を火灯型虹梁とし、木鼻の彫刻に玉眼を入れている。肘木に笹繰りがある。床下の柱は八角形。

両殿は先述したように、屋根の螭羽をほとんど接して並んでいる。東殿は柿葺き（柿軒付け）なので、このような場合、屋根は台鉋で仕上げることができる。檜皮葺きの西殿が先ず現在の位置に建ち、そして東殿が建てられたと考えられる。両殿の絵様は東殿の方が発達しており、また木鼻彫刻に玉眼が用いられるのは、近江では19世紀前期（文化・文政期）からであることなどを勘案すると、両殿は次のような順で造立され、現在の並立する姿をとつたと推測される。（以上は村田信夫氏のご教示による。）

①現在の西殿が19世紀前期に他所で建築される。

②文化9年（1812）7月に「大明神」の「仮家」が建築される（「中井岡治郎様御役所宛御窺」）。「大明神」は保良神社の称で、「仮家」は覆屋とおもわれる。「仮家」の規模は梁行2間、桁行3間であったから、現在の半分の規模であった。「大明神」の本殿は現在の建物ではなく、前身の建物（後述する元文3年再建の社殿）であったとおもわれる。この工事には組頭として富田村（現・びわ町）の西嶋但馬が名前を連ねている。五村別院の表門（延宝年間）や本堂（享保15年）の大工として知られる家系である。「仮家」という表現から床は張られていなかったのではないかと推測される。

③天保3年閏11月に保良神社（東殿）の再建、遷宮が行われた。保良神社は元文3年（1738）に「霧雨ノ洪水ニ山腹崩壊」したため社殿が崩壊、寄付を募って再建されたが、その社殿は文政8年（1825）12月の雪害によってまた破壊されたという（明治34年「国有森林下戻申請書ニ付、追加願」）。そこでまたまた再建されることになり、天保3年（1832）に遷宮が行われたのであろう。「奉再建菅浦大明神社」とある棟札（郷土資料館蔵）がこのときのものである。大工は地元の平治郎で、金比羅宮などを手がけている。文化元年（1804）の「寺社御改帳」によれば、「大明神社」（保良神社）は「三尺七寸（実測値3尺6寸）、四尺五寸（同4尺6寸）、こけら葺」であったから、再建にあたっては旧規が踏襲されたのであろう。元文3年再建時の棟札も伝存している。

安政3年（1856）正月の年紀がある「御金物仕法書」は神殿の飾り金物についての仕様書、見積書であるが、正面唐戸の仕様（「木作り菊桐御紋」）から東殿の仕様であることが分かる。各所が飾り金具で飾られるまでには20年以上を要したようである。費用は21両で、鋳師は「西郡知内村」（高島郡百瀬村大字知内〈現・高島市〉）の源兵衛であった。

④明治42年（1909）の合祀に伴い、西殿の建物が現地に移され、礎石建ちで造立される。内陣下の根太に「菅浦 上檀」、また縁廻りの細い彫子<sup>きざりこ</sup>に番付の墨書がのこっている。墨書は解体・移築時のものではないかと推測される。移築工事の間、東殿は境内のどこかに移されていたのではないかとと思われる。礎石建てでなく井桁の土台に建っていたとすれば、移動は容易である。礎石建ちの西殿の移築工事が完了し、床張りの覆屋を新造して井桁の土台に建つ東殿を納めたと推測される。

「神社明細帳」に記された東殿、西殿の規模は「桁行」「梁行」が逆転していると思われるが、それぞれ3尺6寸（3尺7寸）・4尺6寸（4尺6寸）と4尺1寸（5尺8寸）・4尺6

寸（4尺6寸）である（注：括弧内は実測値）。西殿の梁行（奥行）寸法が実測値と異なる点が判然としないが、改変の痕跡は認められないので、これが移築された建物とみておきたい。

覆屋は「別紙調書 工作物」に「素屋 桁行四間式尺、梁行参間」と書き上げられている。現状は桁行26尺、梁行18尺であるから、規模は一致する（1間＝6尺）。正面の大虹梁の絵様からみて東西両殿が合祀されたときのものと推測される。

覆屋前の狛犬は昭和9年（1934）、石灯籠は明治34年（1901）に奉納されている。郷土資料館には、天保3年のほかに、以下の大明神宮の造営棟札が収蔵されている。

- ・元和八年（1622）■月廿三日 大明神旧社再造
- ・寛永十四年（1637）二月廿八日 大明神宮造立
- ・延宝二年（1674） 大明神再興
- ・正徳四年（1714）九月吉祥日 宝蔵客殿造立
- ・元文三年（1738）六月廿七日 大明神宮再興
- ・宝暦七年（1757）五月吉日 大明神拝殿造立
- ・天宝三年（1832）閏十一月九日 大明神社再建
- ・安政七年（1860）三月十六日 惣社神門再興

#### 神明社・天満宮

境内の西端に摂社神明宮・天満宮が東向きに建っている。切妻造り、棧瓦葺きの覆屋のなかに鎮座しているが、社殿の背面桁行の柱を覆屋の柱と共有して一体的につくりこまれている。屋根は片流れ、柿葺きで、両殿の間に牛の像が置かれている。

「神社明細帳」には、神明社（祭神：天照大神、他）は「明治四十二年四月八日許可ヲ得テ小林神社境内社日吉神社ヲ移転シ、神明社ニ各祭神ヲ合祀ス」、天満宮（祭神：菅原道真、他）については「元小林神社境内社〔蛭子／大黒〕社ヲ改称、村社須賀神社境内神社トシテ明治四十二年四月八日許可ヲ得テ合併ト共ニ〔蛭子／大黒〕神社社殿ヲ移転シ、各祭神ヲ天満宮ニ合祀ス」と記されている。社殿の規模は、神明社が「桁行壹尺式寸、梁行式尺三寸」、天満宮は「桁行四尺、梁行参尺」で、ひとまわり小さい神明社が「桁行参間、梁行式間」の天満宮の「素屋」（覆屋）に鎮座していた。現在の両社殿は、桁行4尺、梁行2尺3寸であるから、桁行は合祀時の天満宮、梁行は神明社の規模を用いて覆屋と一体的に造立されたとおもわれる。覆屋の規模は合祀時と変わっていない。

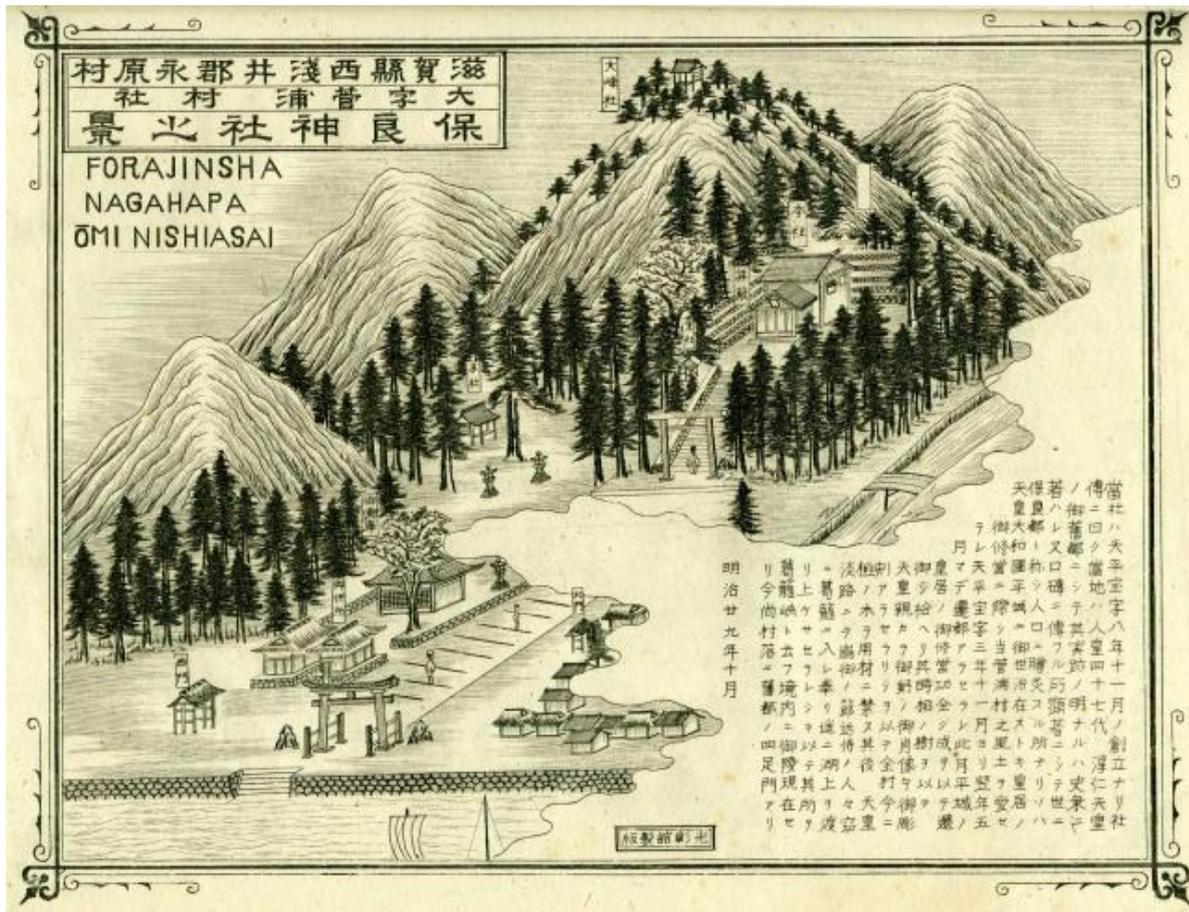


図 2-3-2 「名蹟圖誌近江寶鑑 上巻」 「滋賀県西浅井郡永原村大字菅浦 村社 保良神社之景」  
 (滋賀県立図書館蔵)



図 2-3-3 須賀神社 参道



図 2-3-4 須賀神社本殿周辺



図 2-3-5 須賀神社参道から琵琶湖をのぞむ



図 2-3-6 本殿 (外観)



図 2-3-7 本殿 (内観)



図 2-3-8 西殿

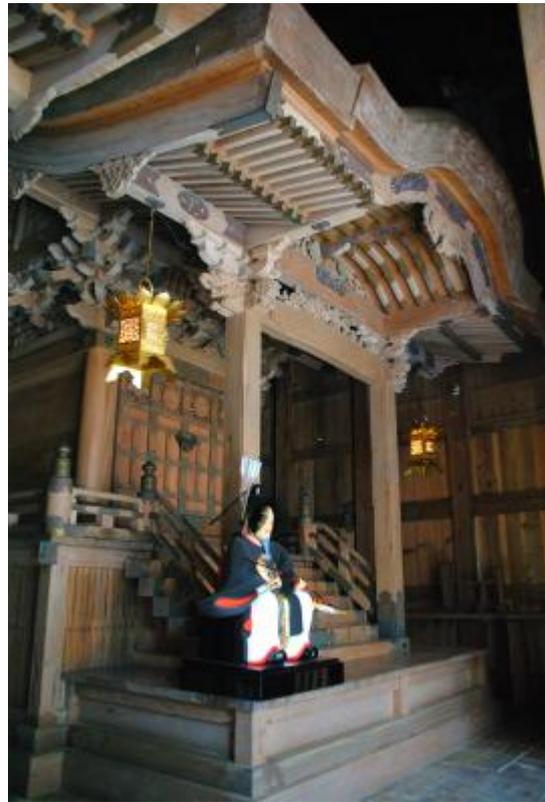


図 2-3-9 東殿



図 2-3-10 両殿の取り合い部

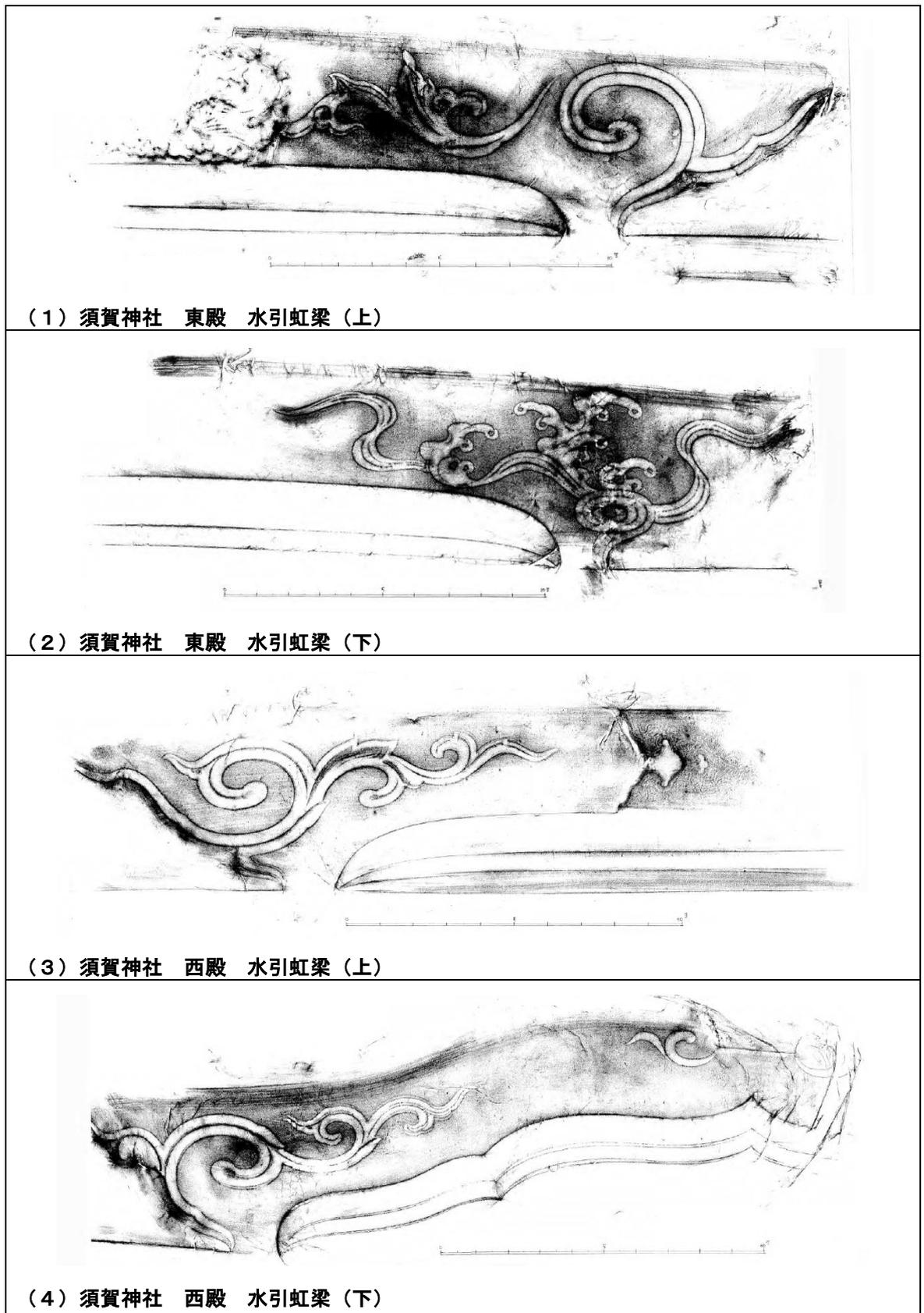


図 2-3-11 虹梁絵様拓影 (1) ~ (4)



図 2-3-12 元和八年（1622）菅浦大明神旧社再造棟札

図 2-3-13 寛永十四年（1637）大明神宮造立棟札

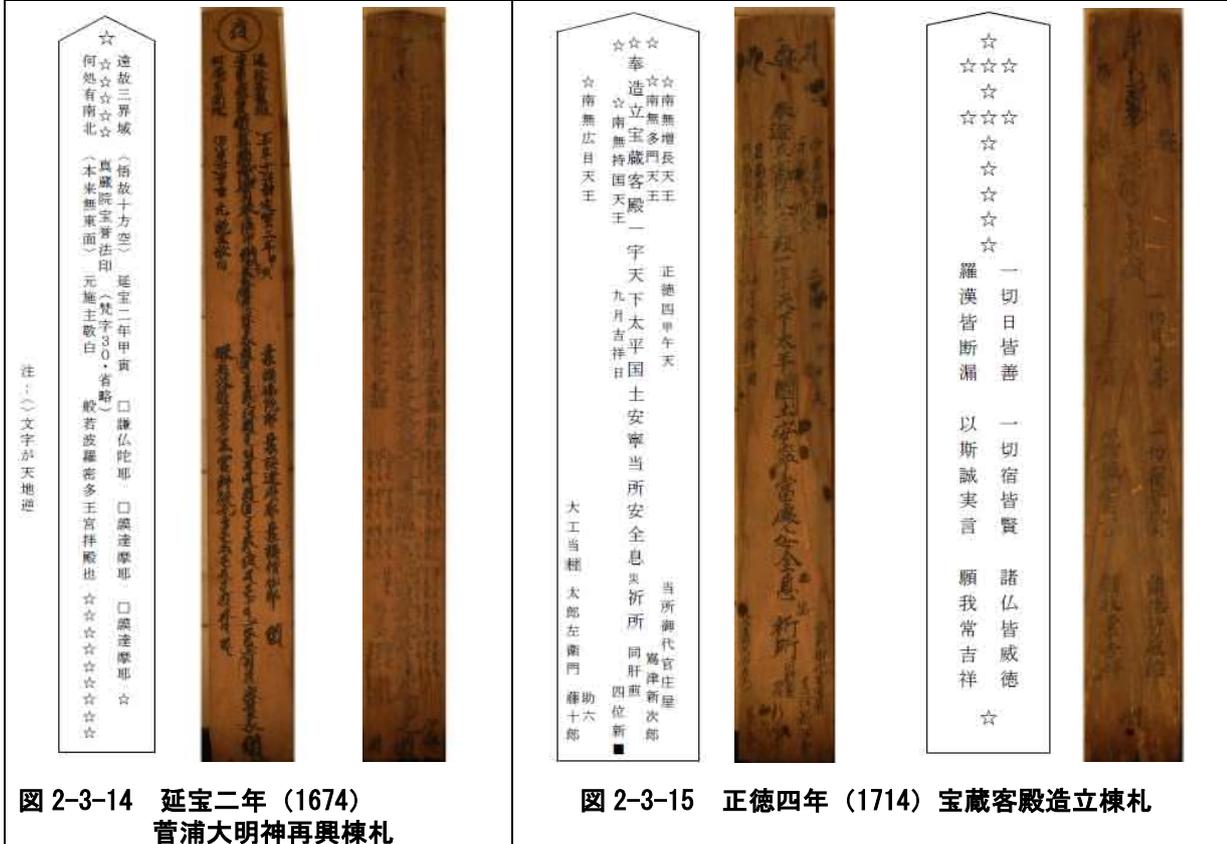


図 2-3-14 延宝二年（1674）菅浦大明神再興棟札

図 2-3-15 正徳四年（1714）宝蔵客殿造立棟札



図 2-3-16 元文三年 (1738) 大明神再興棟札

図 2-3-17 宝暦七年 (1757) 大明神拝殿造立棟札

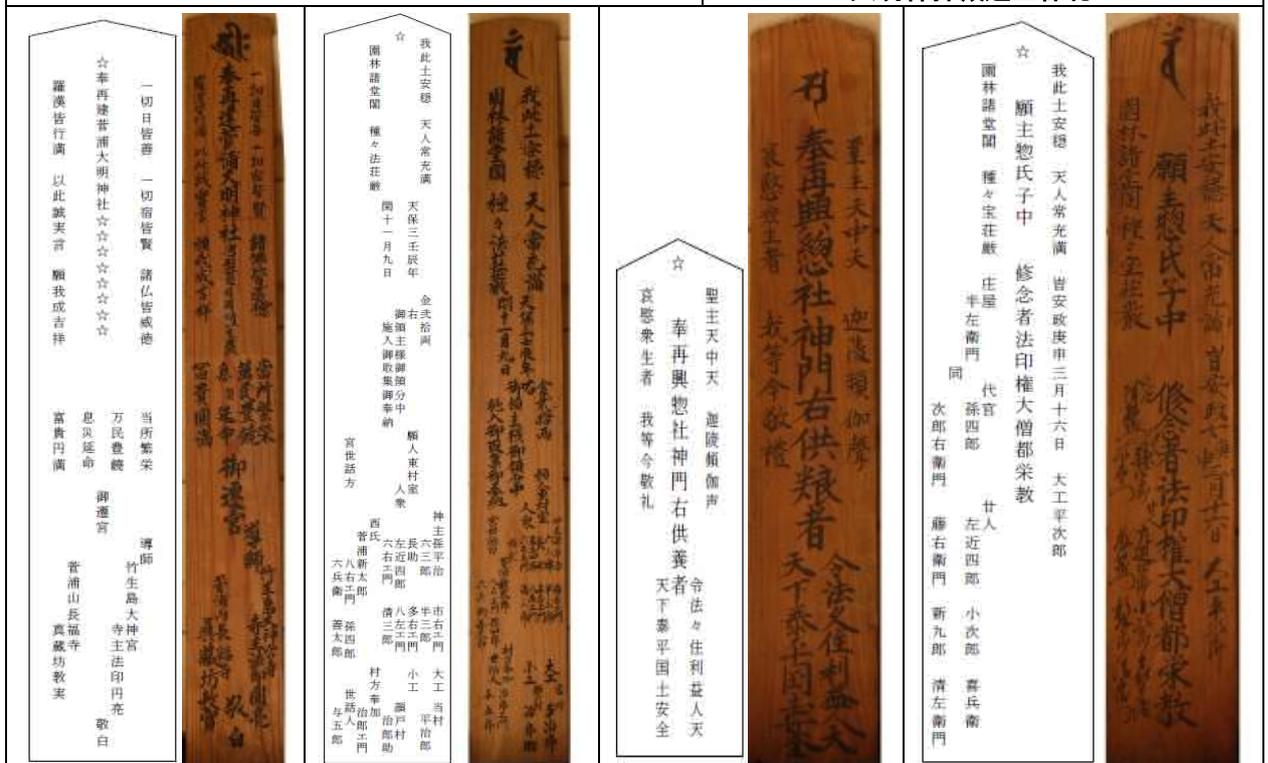


図 2-3-18 天保三年 (1832) 菅浦大明神社再建棟札

図 2-3-19 安政 7 年 (1860) 惣社神門再興棟札

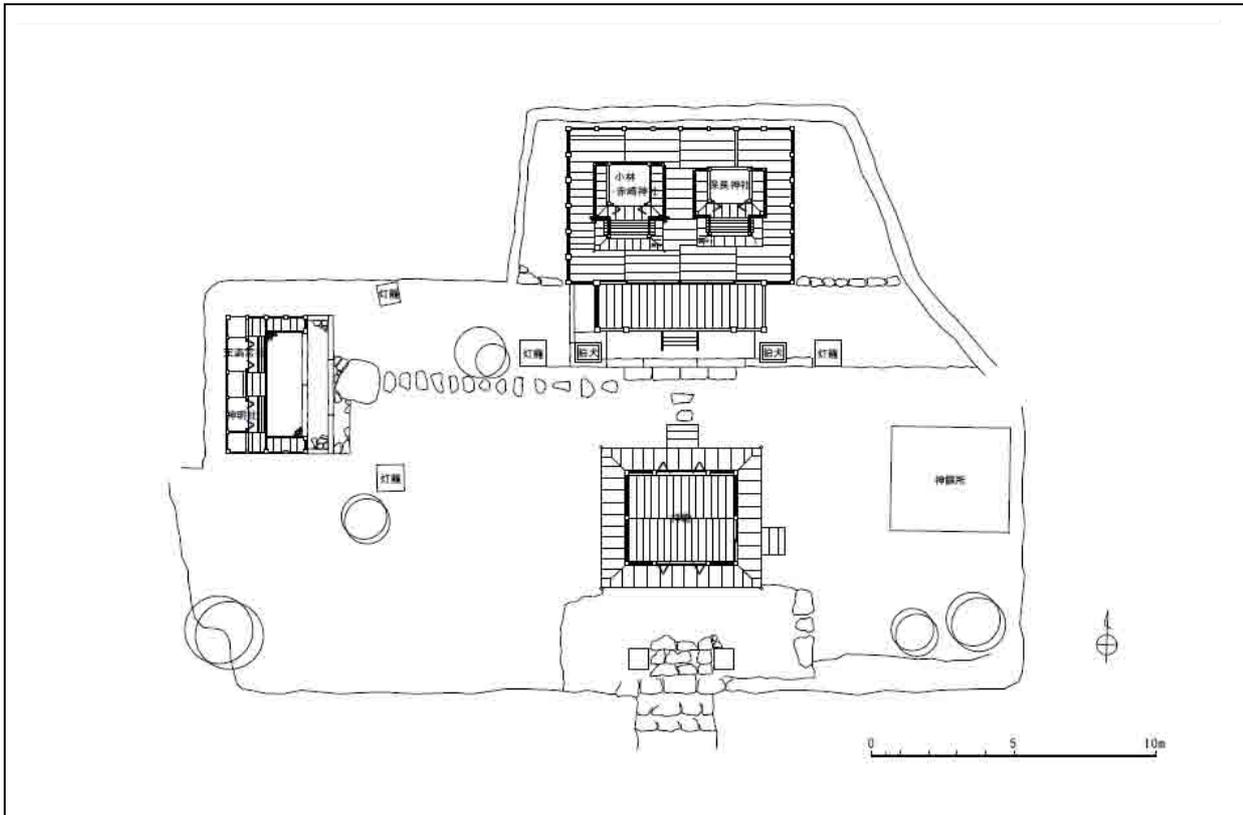


图 2-3-20 境内配置图

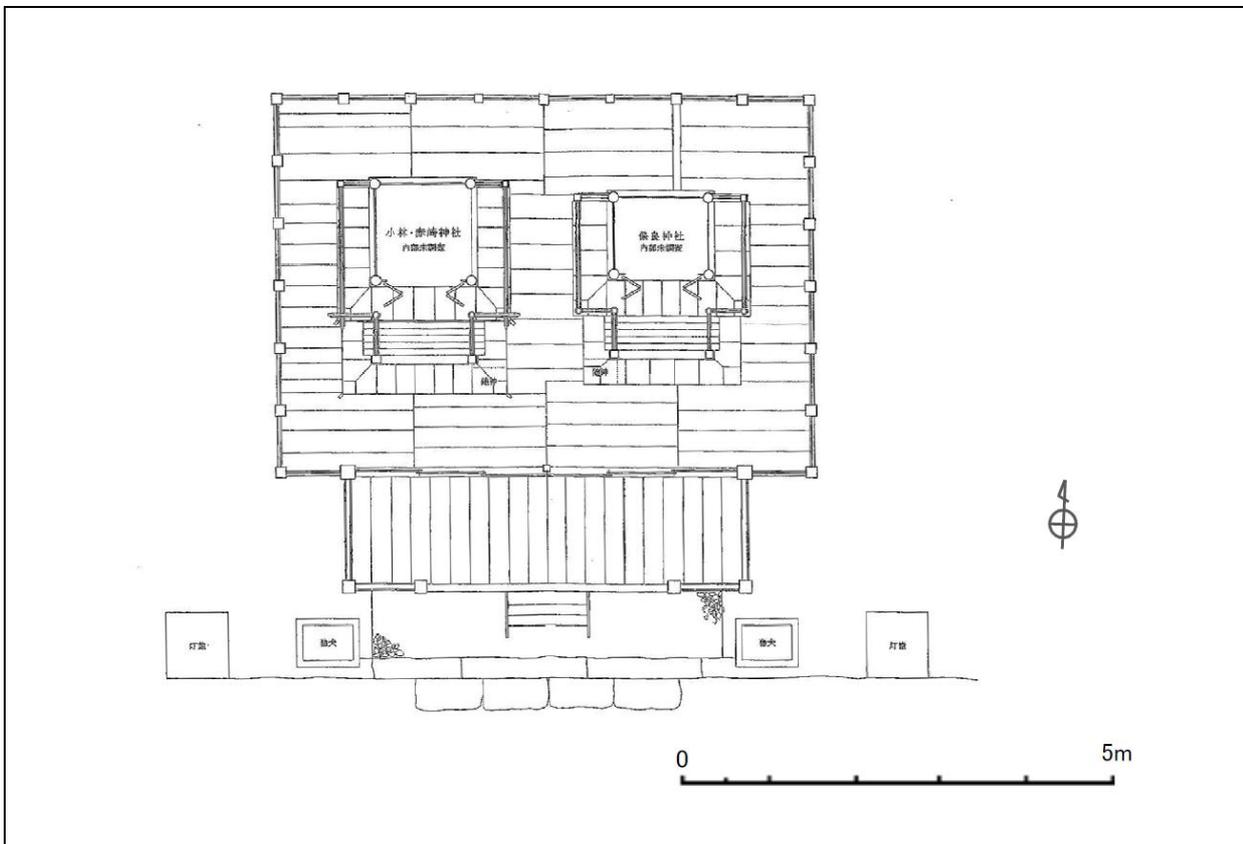


图 2-3-21 本殿平面图

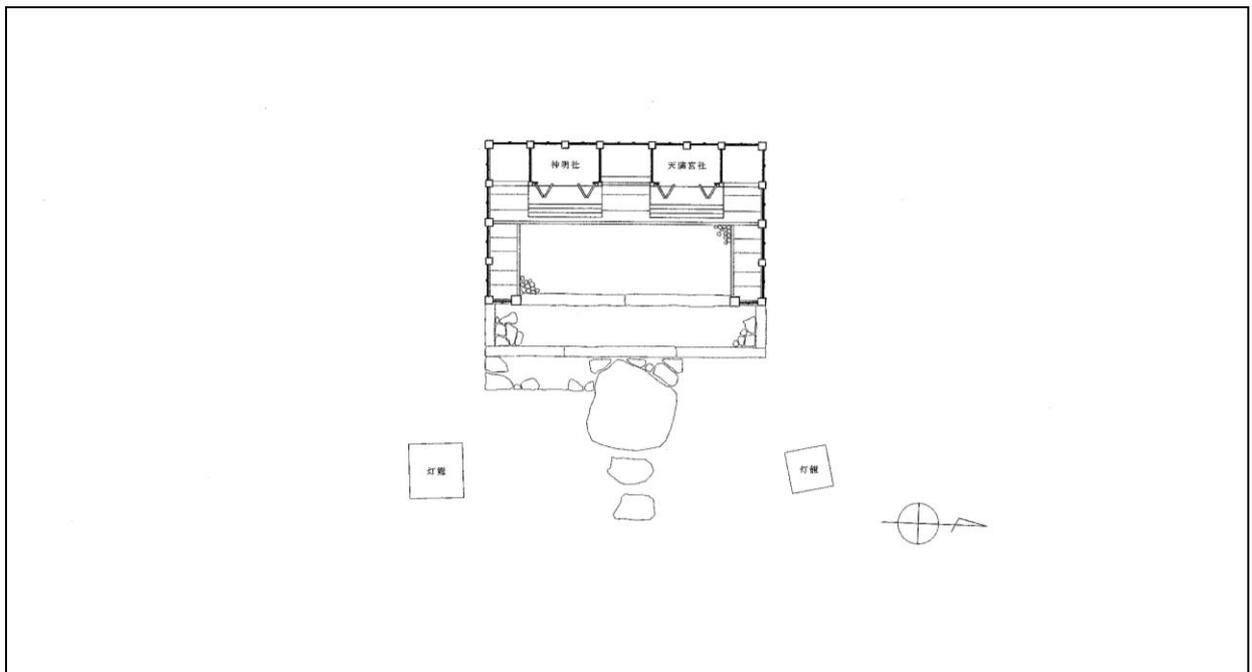


図 2-3-22 摂社平面図

## 2) 須賀神社・拝殿

参道の最後の石段を上がりきったところに、入母屋造り、棧瓦葺きの屋根の妻を正面に向けて建っている。妻飾りは蕪懸魚（鱈付き）と木連格子（狐格子）。

拝殿の前は平たい石を敷き詰めにし、正面側の敷地が狭いので、向かって右と背面側（本殿の前）に拝殿に上がる石段を配している。柱間は梁行三間、桁行二間で、四面に切目縁を廻らす。角柱を立て、舟肘木を置く。梁行柱間の中央を広く（真々6尺3寸）として虹梁でつなぎ、双折戸を建てる。両脇は中央の2分の1として横舞良戸を儉鈍ではめ込む。桁行の柱間は横舞良戸を引き違いに建てる。ただし、向かって左側の後ろ寄りと同じ建て方にみえるが、敷鴨居の溝は1本で儉鈍である。長押上部の小壁は板壁。すべての柱間装置が外され、各柱間に紙四手が下がる写真（撮影時期は不明）がある。

内部の床は板敷き。天井は周囲をごくわずかに折り上げた格天井。長押上部の掲額に「御大典紀念俳句五千集」「大正四年拾月吟声社」と記されている。

建築年代を示す直接的な手がかりはないが、風蝕があまり進んでいないことから、戦前期の建築ではないかと思われる。

石段を上がりきったところに据えられた石灯籠は天保14年（1843）に奉献されている。

本殿に参拝する場合、当社では拝殿下の石階段の手前に設けられた手水舎のところでそれまでの履物を脱いで備え付けの草履に履き替えることになっている。明治44年（1911）に寄進された水鉢には「洗心」と陰刻され、法螺貝の水口が添えられている。



図 2-3-23 須賀神社・拝殿 遠景



図 2-3-24  
須賀神社・拝殿 本殿（右）と拝殿（左）  
奥は摂社（神明宮・天満宮）

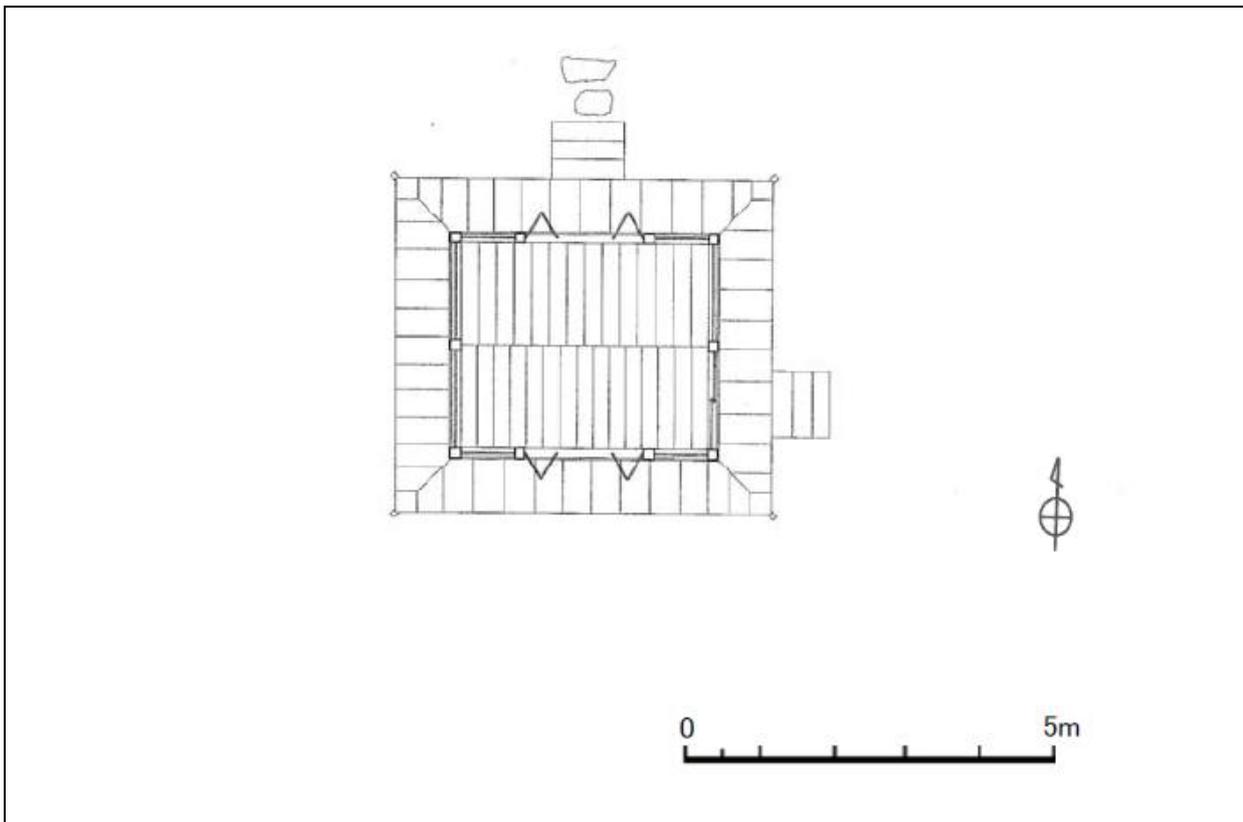


図 2-3-25 須賀神社・拝殿平面図

### 3) 須賀神社・神輿堂

入母屋造り、棧瓦葺きの屋根におおわれて南面する。正面は7尺5寸（真々）の間隔に角柱を立てて3つに区画される。内部は一面の板敷きで、各柱間に、向かって右から須賀神社（保良神社）、小林神社、赤崎神社の神輿が置かれている。正面の各柱は虹梁でつながれ、各柱間には横舞良戸と2段の蔀を嵌める。祭礼のときには最上段の蔀は室内側に吊り上げ、中の蔀と横舞良戸は取り外される。左端に幅の狭い扉口を設けているので対称形にはならない。両側面と背面は半間毎に柱が立つが、外部には中央だけに柱型があらわれる。壁の仕上げは、内部は横板張り、外部は下方は縦板張りとし上方は漆喰を塗る。妻飾りは虹梁に太瓶束を立て、蕪懸魚を飾る。虹梁から上は間隔が粗い木連格子、虹梁を受ける斗拱には皿斗がつき、中央で虹梁を受ける臺股は個性的な形態である。垂木や野地板は新しい。

神輿堂から3メートルほど離れたところに境界石（花崗岩）が横たえられている。（かつては神輿堂の土台の上まで地盤であったが、昇子の背が高くなり出し入れのときに神輿の頂部が虹梁につかえるため土を削り取って地盤が現状のように下げられたとのこと。）

明治29年（1896）10月に製作された「大字菅浦 村社 保良神社之景」（銅版画）に描かれた入母屋造り、瓦葺きで、正面に蔀を装置する「神輿堂」の外観は現状と共通する。ただし「西門」（西四足門）は薬医門でなく四足門（四脚門）として絵がれているので、この図の描出内容については注意を要する。文化元年（1804）8月の「寺社御改帳」（写）には「神輿部屋 はり式間、桁行三間半、家（屋）根かやふき」とあるので、棧瓦葺きになる前は茅葺き（葎葺きか）で、梁行が短かった。

昭和16年に「神社々有財産」には「神輿殿」の名称で「入母屋造、檜材、屋根瓦葺、十坪五合」と記されている。半間毎に立つ柱が梁行は7本、桁行は9本であるが、桁行の西端部は柱間2尺5寸で他より狭いのでこの部分を除くと梁行の柱間3間・桁行の柱間3間半となり、面積は十坪五合と概算される。同時期の「別紙調書 工作物」では「神輿殿 桁行参間参尺・梁行参間」とされている。半間毎に立つ柱は真々柱間3尺なので1間＝6尺とすると3間3尺＝21尺となり、現状の規模と合う。

建築年代を示す資料を欠くが、虹梁の絵様は明治26年の比企田神社観音堂に似ている。明治前期～中期の建築ではないかと推測される。



図 2-3-26 須賀神社・神輿堂写真

#### 4) 御供所

入母屋造りの屋根の妻を琵琶湖側（南）に向けた、同形、同大（実測値で桁行約 9.6メートル、梁行約 4.7メートル）の 2 棟建物が東西に並んでいる。「御供所」と呼ばれる建物で、「スガのまつり」のときに神饌をおさめ、ここから神輿にお供えをし、また東西にわかれた「舁子」（神輿を担ぐ人）が準備、待機する場所として使われる。

享和元年（1801）の『古来有来通富』に「一、西御供所道陸神門共、西ハ西村支配、右同断、東ハ東村支配」とあり、東村、西村が並立していた構造が祭祀空間に反映されていたことを読み取ることができる。

明治後期の『神社合祀申請書類』（以下『合祀書類』と表記する）のなかに添付された、文化元年（1804）8月の「寺社御改帳」を写した略図には、この 2 棟の建物は「東供所」「西供所」と書かれている。また「寺社御改帳」には東西の「供所」について「〈はり行式間半／桁行五間〉、家（屋）根かやふき」と記されている。戸口と床の間の部分を除いて半間毎に立つ柱は真々柱間 3 尺 1 寸 5 分で、6 尺 3 寸 = 1 間（約 1.9メートル）としたとき桁行 5 間・梁行 2 間半となる。現在の御供所の規模は、おそくとも文化元年時のものが踏襲されている。

『合祀書類』の「別紙調書 工作物」に、ともに「桁行五間、梁行式間」の規模をもつ「社務所」「器具舎」が、また昭和 16 年の「神社々有財産 社殿及工作物」には、ともに「平屋造り、杉材、屋根萱葺、十坪」の「社務所」「器具舎」が書き上げられている。梁行が「式間」とされていて、文化元年の「寺社御改帳」、そして現状と半間の食い違いがある。用材については、現在の建物の柱にはクリ（栗）が多用されている。現在の建物には角釘（和釘）が使われている（西御供所で確認）から、『合祀書類』が作成された時期には既存であったはずである（角釘から丸釘（洋釘）にかわっていくのは、若干の地域差はあるが、明治 10 年代半ばから明治 20 年代である）。

つまり、「社務所」「器具舎」は東西の「御供所」のことであり、それぞれ「社務所」「器具舎」という用途をもっていたことを示しているのであろう。明治 27 年（1894）の銅版画「保良神社之景」に描かれている 2 棟の建物は、屋根葺き材以外は現在の東西御供所と同じ形態として描出されている。

2 棟の御供所は石積みの低い基壇に建ち、約 4.2メートルの間隔をおいて東西に並ぶ。屋根は主屋根、庇とも現在は銅板葺きであるが、平成 16 年に葺き替えられるまでは主屋根は葺葺き、庇は棧瓦葺きであった。葺葺きのときの写真をみると、正面の屋根は、近接して建つ西四足門の妻部と同じ竹を 5 筋あらわした意匠であった。大小の妻を見せる葺葺きの屋根が 3 つ連続していたのである。銅板葺きの屋根勾配は緩くなっているため、桁から上の小屋組も取り替えられた。屋根葺き材の変更に先立って昭和 59 年に軸部の補強工事が行われ、貫の取り替えや筋違が入れられた。

正面に庇（現在は銅板葺きであるが、旧は棧瓦葺き）を付して切石を据え、左右に戸袋を設けて 4 本の板戸（雨戸）を建てて、縁側のような玄関とする。背面には、西御供所は東に寄せて、東御供所は西に寄せて、幅約 5 尺の板戸を片引きに建てて出入口とする。外壁は漆喰塗りで腰板（目板打ち）を張る。

正面の縁と室内境は腰障子4本建てとし、10尺の開口部を指鴨居（指物）で固める。内部は梁行（間口）2間半、桁行（奥行）5間の広い一室で、ユカは板敷き。本祭りのときには御供所の板を踏みならすとのことである。

天井（天井高9尺）板を受ける根太を2筋の丸太の大引が受け、さらに大引を1間毎に架けた梁が受ける架構があらわれている。梁尻は外部にあらず。小屋裏にはかつては屋根材の葎をあげていた。北側の戸口脇の壁面に小屋裏への上り下りに梯子として使う横木が打ち付けられている。室内の壁は土壁（中塗り仕上げ）で腰に板を張っている。

東西御供所とも、腰障子を入れてすぐ左手（西）に奥行の浅い（約1尺）板床を設けている。壁は板壁で、床框の下に蹴込板を入れた古風な床構えである。

開口部（窓）は東西御供所とも東面だけにあけるが、西御供所は1間大を2ヶ所とするのに対して、東御供所は半間大と1間大と、東西で異なる。室内側にはそれぞれ半間大の板戸（外側）と障子（内側）を片引きに建て、外部に木格子を嵌める。



図 2-3-27 御供所 遠景は神輿堂

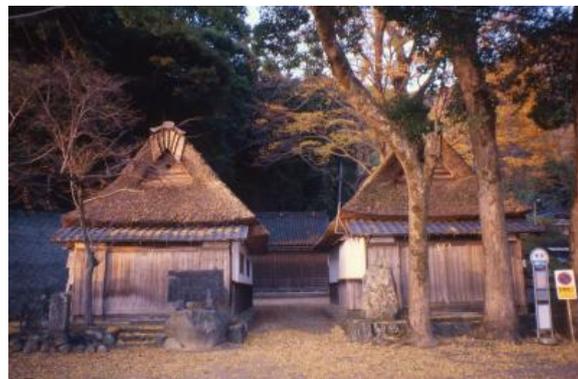


図 2-3-28 御供所  
(屋根が葎葎きであった 1994 年 12 月撮影)

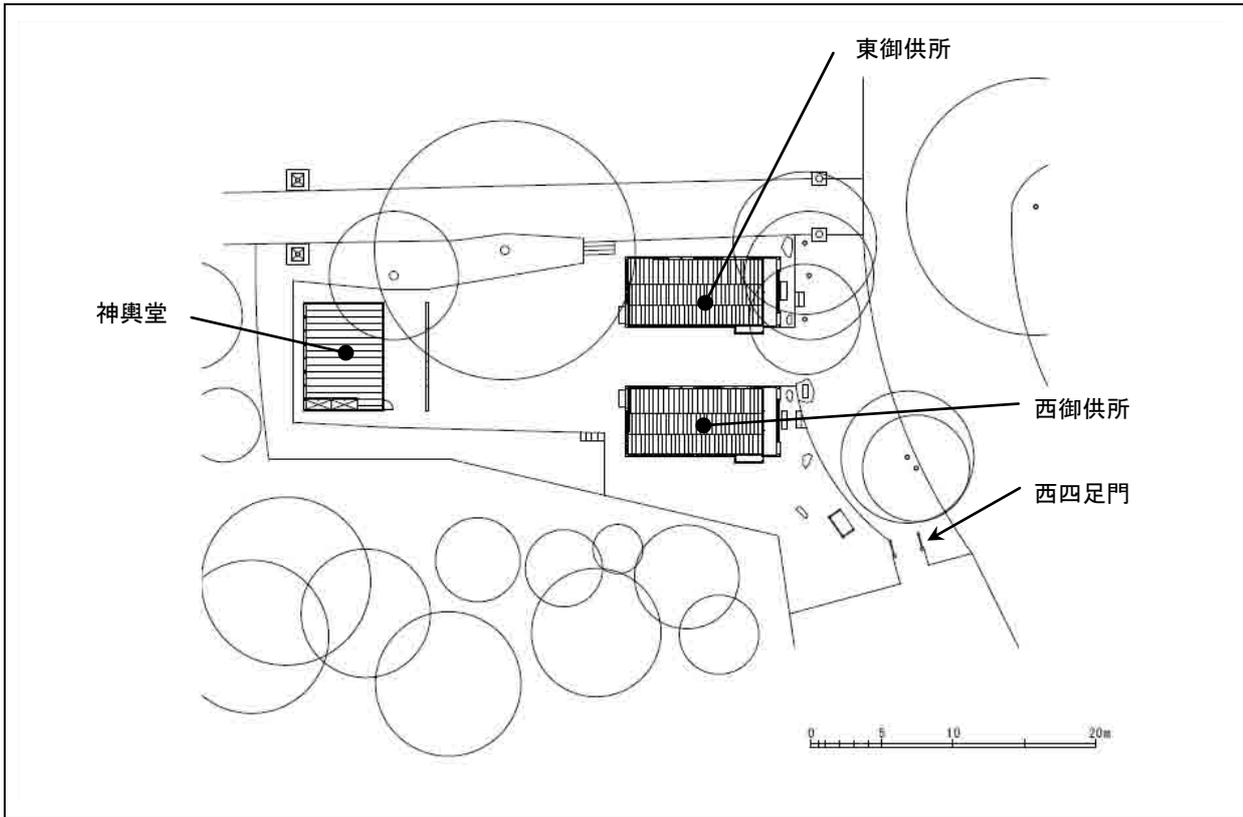


図 2-3-29 御供所まわり配置図

## 5) 真蔵院

真言宗豊山派で、本山は長谷寺（中本山は竹生島）。

大正年間に寺の下で4軒を焼く火事があったが、真蔵院の建物は無事であったという。

正・側面を描いた縮尺10分の1の板絵図がのこっている。式台玄関の現状は差し掛けの屋根が設けられているが、板絵図では入母屋造りとする計画であったと推測される。年紀や製作者は記されていない。金属製の一对の灯籠に「京都願主 近江屋佐兵衛、香具屋太兵衛、近江屋清治郎、近江屋儀兵衛、丹波屋平兵衛、巽とく、井上三吉、伊勢屋ミね」（左）、「京都願主 近江屋佐兵衛、堺屋重助、大津屋与兵衛、富田屋惣七、沢屋利兵衛、升屋藤七、菱屋喜兵衛、京屋小兵衛」（右）の名前と「天保四年（1833）巳八月」の年紀が陰刻されている。

階下を物置とし、その上に主体部を出桁で受けて設けている。物置の深さは主体部の半分ほどしかなく、背後は石垣になっている。傾斜地を削り取って寺地が造成されたのであろう。

切妻造り、棧瓦葺きで、棟を南北にとおし、玄関を南端に設けている。平面形式は、基本的には妻入りの6室後世の民家と変わらない。

柱はすべて角柱で、2間四方の部屋が3室、2列にならび、西の琵琶湖側に幅一間の畳縁（入側）を配している。畳縁の外側には柱が一間毎に立つが、敷居上端は畳から8寸（約25cm）の位置に設定されて大きく開放され、腰障子を建てている。全面開放された開口部から琵琶湖の眺望をほしいままにすることができる。畳縁の先には縁がないので、現在は開口部の外に手すりが仮設されている。

玄関に続く3室は畳敷き（畳の大きさは6尺×3尺）で、最奥の8帖には間口1間半と半間の床が並ぶ。広い方の床は框の下に蹴込板が入る。菅浦神社御供所の床も蹴込板が入る形式であることから、地域的な、あるいは関わった大工の手法なのかも知れない。

各室境は襖で画されるが、最奥の2室は無目敷居（溝のない敷居）で画される。最奥右室の正面に虹梁を架け渡し、天井は格天井、床は板敷きで、中央に護摩壇を置き、正面の東面は間口2間の仏壇、北面は1間半を位牌壇としている。

1984（昭和59）年の調査時には、突出した台所部は踏み込みの土間と板敷きで、板敷きに「フド」と呼ばれる竈土が置かれていた（『中世都市・集落における居住形態に関する研究』東京大学・稲垣研究室、1987年4月、財団法人・新住宅普及会）。

屋根瓦の鳥とり衾ふすまは若狭地方にみられる立浪型とよく似ているが、地元の方の見立てによると「マキノの知内瓦ではないか」とのことである。知内瓦は文政8年（1825）に海津東町の油屋吉兵衛が、また同年冬から知内村の荘兵衛が瓦焼きを始めたと伝えられる。瓦の製造は明治、大正、昭和と続けられ、地場瓦として広く使われたという（『マキノ町誌』）。



図 2-3-30 真蔵院正面



図 2-3-31 真蔵院内観



図 2-3-32 真蔵院外観



図 2-3-33 真蔵院からの眺め

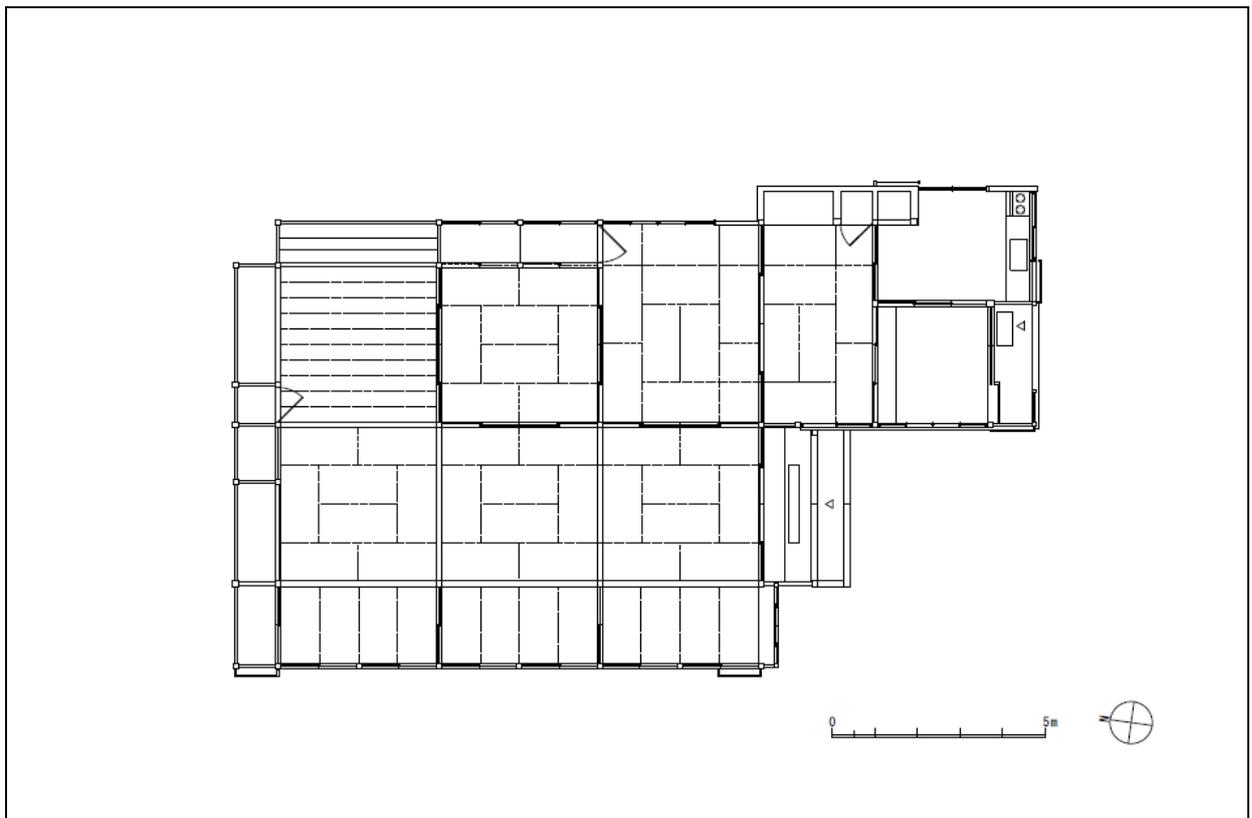


図 2-3-34 真蔵院平面図



図 2-3-35 真蔵院～集落 断面図

## 6) 金比羅宮

切妻造り、平入りで、前側の屋根の流れを長くした棧瓦葺き。(一間社、流造りの形式とい  
うことができるかも知れないが、3級の木階をあがると直接引き違い4枚建ての格子戸とな  
り、浜縁はない。流造りというには要件が略されている。) 妻側は下面がわずかに弧を描くだ  
けで絵様のない梁を架けて、これもわずかな胴張りをみせる太瓶束を立て、破風に蕪懸魚を  
飾るだけと、簡素である。

柱はすべて角柱で、向拝柱は木製の礎盤上に立つ。向拝柱は虹梁形頭貫(水引虹梁)でつ  
なぎ、木鼻は平板な象形。手挟も繰り形を施しただけである。

身舎(しんしゃ、もや)は桁行、梁間とも真々8尺。内部は前方の5尺ほどを板敷き、格  
天井の外陣とし、2尺4寸(約70cm)ほどの高さに檀を設け(下部は物入れ)、上部に虹梁  
を架け渡して外陣と結界している。さらに1尺ほど引き込んで8寸ほどあげて双折れの棧唐  
戸を建てて奥行のごく浅い内陣としている。

この内陣に保管されている棟札に「文政三辰年」「大工当村平治郎」と記されている。建  
築年代を示す指標は限られているが、虹梁の絵様からみて棟札に記す文政3年(1820)  
の建築とみてよいのではないかと思われる。安政5年(1852)の祈禱札ものこっている。

「大工平治郎」は江戸時代後期の菅浦の寺社や民家の大工として名をのこしている。金比  
羅宮のすぐ下の藤川宏雄家はその家系で、江戸時代に流布していた木版刷りの建築書などが  
のこされている。そのうち明治44年(1911)9月の『新築付手間雑用控』には「大工」  
「奥出杉木キリ」「コビキ」「石ヒライ」「石垣積」などと書き上げられていて、父、兄ととも  
に大工仕事をするだけでなく、木挽、石垣積みなど、建築に関わるいろいろな仕事をしてい  
たようである。

なお平治郎が関与したことが分かる菅浦の建物に、次のものがある。

表 2-3-1 平治郎が関与した建物

建物	建立	備考
菅浦大明神	天保3年(1832年)	棟札
高橋清宅	安政4年(1857年)	棟札 現存
惣社神門	安政7年(1860年)	棟札
板絵図(妻入り玄関)	安政7年(1860年)	「菅浦邑大工藤河平治郎作之」 「拾分壺之図」
「六右衛門」宅	元治元年(1864年)	文書



図 2-3-36 金比羅宮 遠景



図 2-3-38 金比羅宮 正面



図 2-3-37 金比羅宮 側面



図 2-3-39 金比羅宮 棟札 (右) と祈禱札 (左)



図 2-3-40 金比羅宮 棟札 (右) と祈禱札 (左)

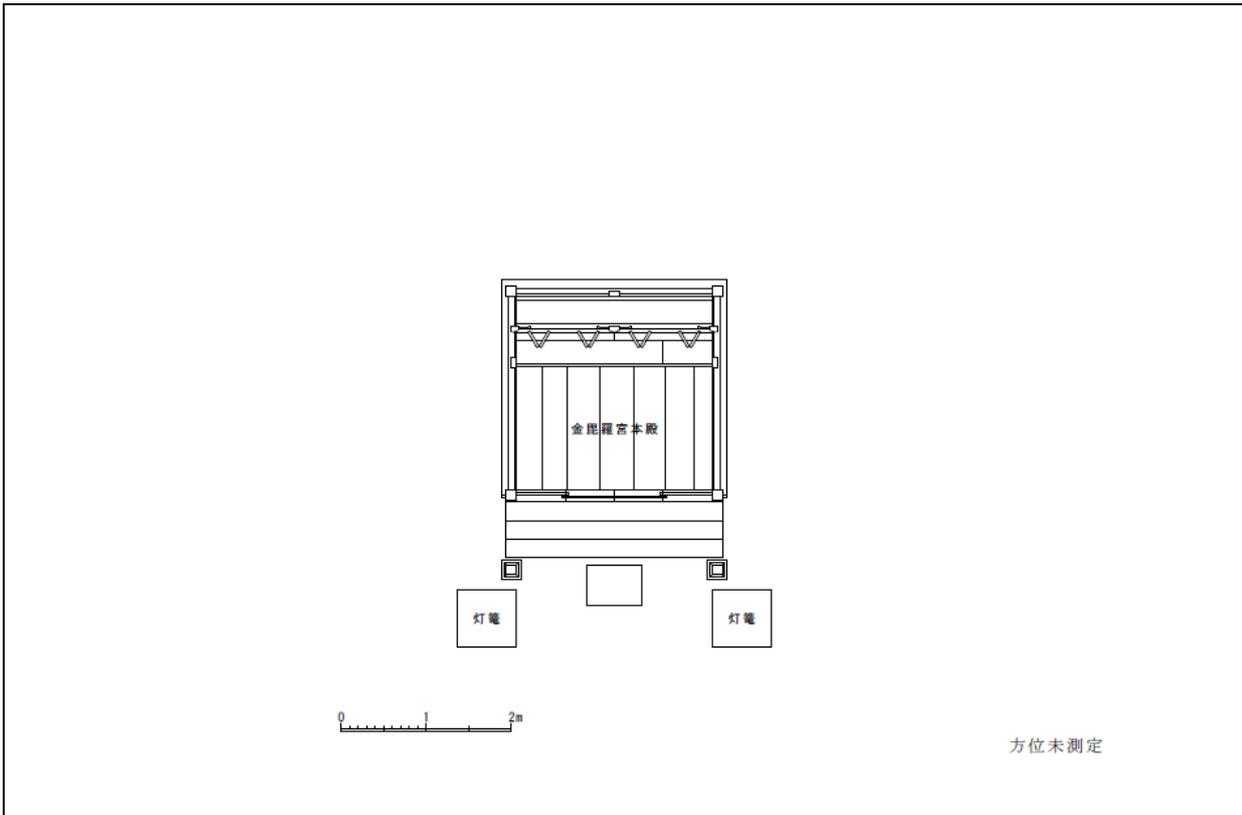


図 2-3-41 金比羅神社平面図

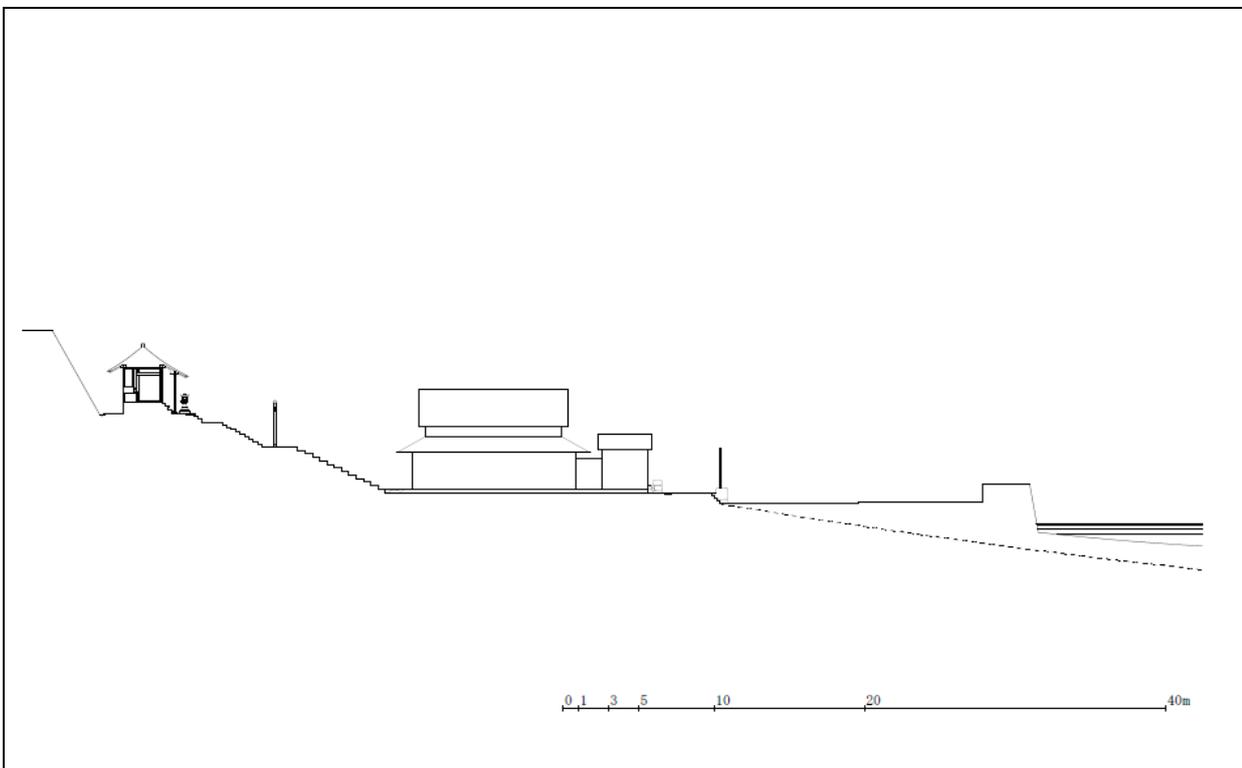


図 2-3-42 断面図（神社から湖岸まで）

## 7) 安相寺

真宗本願寺派。観湖山の山号が示すように、集落のなかほどの山腹に位置している。

昭和27年(1952)に当時の住職・水野信教師によってまとめられた『寺院記録』に次のように記されている。

本寺ハ今ヨリ百何十年カ以前ニ類焼ヲ受ケテ火災ニカカリ、其ノ後竹生島梅本坊ナル古寺建物ヲ買ヒ受ケ庫裡トシ、本堂ハ其ノ後四十年後ニ新築サレシモノナリトイフ(第九世智情師建立)、書院ハ約七十年以前住職智了師ノ私財ヲ以テ新築サレシモノトゾ、土蔵ハ祥(ママナラズ、荒廢又甚シ

今回法案実施セラルハニ当リ、爾来住職ノ所有ナリシ庫裡・書院ヲ寺有トシテ届出ヲナス事トセリ(後略)

昭和貳年八月不肖縁アリテ水野家ヲ相續シ、爾来境内地ノ狹隘ヲ感ジ、畑地ニシテ低地ナル庫裡東南ノ地(智了師買取)ヲ地上ゲシ、石垣ヲ積ミテ宅地ト同面ニシテ擴張ヲナセシナリ、然レトモ地目変換等登記ノ手續ヲ要シ、届出ノ時日切迫セルヲ以テコレヲ別離シ、図面赤ニテ線ヲ引ケル分ダケヲ除外シタルナリ

仍テ赤ノ線ヲ引ケル部分ハ二百五十三番地外ニシテ水野家ノ所有地ナリ

「今ヨリ百何十年カ以前ニ類焼」とあるのは、真蔵院の下から発生した火事による類焼のことで、それは西暦1800年前後のことであったという。

現本堂は「其ノ後四十年後ニ新築」された。『寺院記録』に綴じられた一紙文書(「本堂請負一札之事」)によれば、それは天保12年(1841)のことで、はなしは整合している。

本堂は入母屋造り、本瓦葺きで、ほぼ西面する。正面に向拝を葺き下ろし、正面だけに切目縁を設けている。向拝木鼻は象、水引虹梁の上に唐獅子の彫物、手挟に菊を彫り出すなど、丁寧につくられている。

桁行四間半、梁行四間半の前寄りの梁行二間半を横に長い外陣とし、床を長押一段分上げて中央の間口(桁行)二間半を板敷きの内陣、その両脇を畳敷きの余間とする。内・外陣境の4本の柱と2本の来迎柱は円柱、他は角柱を立てる。軸部はケヤキで、拭き漆で仕上げている。

内・外陣境の建具は巻障子(金障子)、外陣と余間境は襖を建てる。内陣と余間正面の長押上部は牡丹を彫った欄間とし、虹梁の上に墓股(尾長鳥、鳩(?)と雲)を配している。

外陣天井は支輪を折り上げて一面に小組格天井を張り、唐様の拳鼻付きの出組斗栱で受けている。

内陣は後方に寄せて来迎柱を立て、唐様須弥壇を設けている。天井は一面の紙貼りである。後掲する建築時の仕様書によれば「絵天井」であったが、現状は絵を識別することはできない。

「本堂請負一札之事」は現本堂建築時の請負契約書で、記載されている仕様は現状の構造形式と合致しているので、以下に転記する。

本堂請負一札之事

- 一、四間半四面但シ五間割也
  - 一、垂木半繁但シ一軒也
  - 一、障子通り丸柱 上檀柱同断 其外角柱也
  - 一、障子通り出組也
  - 一、内陣見付三ツ斗
  - 一、内陣天井絵天井張但シ下（外）陣は天井なし（注：外陣「天井なし」は絵が描かれていないことを示している）
  - 一、縁は表斗（ばかり）
  - 一、向拝ぞう端（象鼻）・手挟牡丹・かいるまた（曇股）し、（獅子）・牡丹  
其外床上檀敷鴨井（居）・長押但シ下陣長押
- 右之通、上細工ニ致シ、大工作料五拾六両ニ而、来ル卯八月迄ニ柱立可仕候、尤作事中故障ケ間敷義少シも致間敷候、且又作料之前借等一切致間敷候、為後日請負一札差入置申候、依而如件

浅井郡月出村

大工長兵衛

天保十二年丑十一月

菅ノ浦

安相寺様

御世話方中

安相寺は戦後の一時期、集落の繁忙期に住職を代表として託児所として利用されていた。地域における宗教施設のあり方を示すものとして、規約（『寺院記録』）を示しておく。

安相寺託児所

- 一、所在地 事務所 本寺院内
- 二、目的 真宗本願寺派ノ教育ヲ奉シ、幼児ヲ保育シ、宗教心ヲ養ヒ、以テ涵養ニ資シ、体育的教養ヲ行ヒ、心身ノ健全ナル発達ヲ期ス
- 三、事業 遊戯、音楽、観察、談話、手技、遠足等ニ依リ、前号ノ目的ヲ達セントス
- 四、組織 主任 本寺住職  
補助 坊守及寺族  
檀信徒中ノ有志者  
参与 檀信徒総代  
及び檀信徒中ノ適当ト認メタルモノ  
育児 檀信徒中ノ満四才ヨリ六才?ノ男女児
- 五、期間 農繁期ニ春秋二回、二週間
- 六、管理維持ノ方法  
寄附金  
寺院経済中ヨリ支出



图 2-3-43 安相寺 外觀（正・側面）



图 2-3-44 安相寺 内観（1）



图 2-3-45 安相寺 内観（2）

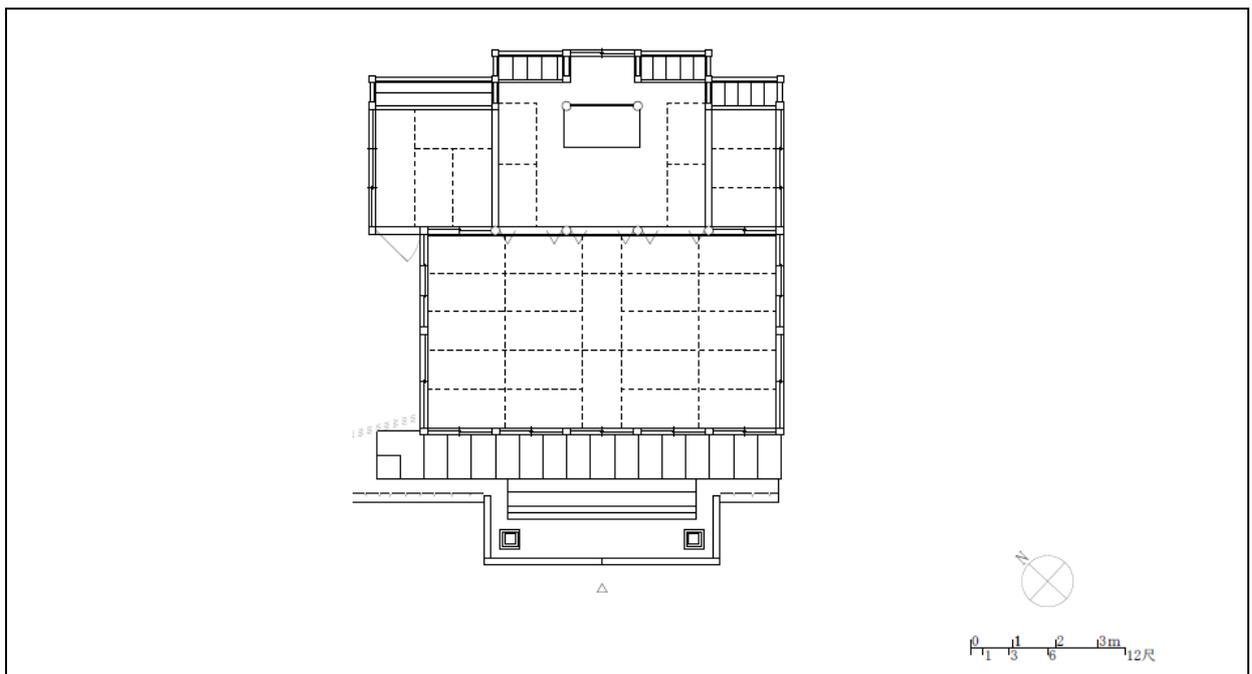


图 2-3-46 安相寺平面图

## 8) 祇樹院本堂

曹洞宗。山号は給孤山。禅宗は滋賀県内では優勢な宗派ではないが、湖北では永平寺（曹洞宗大本山、福井県永平寺町）の勢力を受けて曹洞宗が多い。

葭葺きであった本堂を大正 8 年（1919）頃に建て替えたのが現本堂で、旧材は庫裏に使われているという。

低い石積みの基壇上に建ち、ほぼ南面する。屋根は切妻造り、棧瓦葺きで、左手の縁の上  
に下屋を差し掛け、右手に一段屋根を低くところもして庫裏が接続する。屋根の勾配は緩く、  
ごくわずかに起っている。2本の敷梁端を妻にあらわし、八角形に成形して中央を白く塗っ  
ているところも、周辺の民家と共通している。妻飾りの懸魚は燕懸魚。

間取りは 6 室から成る方丈形式で、前面を幅 5 尺 8 寸（約 176cm）の畳縁（露地）とす  
る。前列中央（大間）は 8 帖、左室（優婆夷）は 8 帖、右室（優婆塞）は 6 帖。後列中央（仏  
殿）は板敷きで来迎柱を立てて須弥壇を設け、背面に突出して位牌壇を設けている。その左  
室（西室中）は 8 帖で床を構え、右室（東室中）は 6 帖。つまり中央間の左手の上間と右手  
（庫裏側）の下間の間口が同じでないで、左右対称にはなっていない。

各室は襖で仕切られるが、中央の前後列境（大間と仏殿境）は虹梁で結界しつつ、無目の  
敷鴨居で建具のない一体的な空間としている。

（執筆者 日向進）

注：（）内の室名は、滋賀県内の最古の曹洞宗本堂遺構である霊水寺本堂（旧米原町、延宝 7  
年〈1679）の名称による。参考：『滋賀県の近世社寺建築』（昭和 61 年）



図 2-3-47 祇樹院写真（遠景）

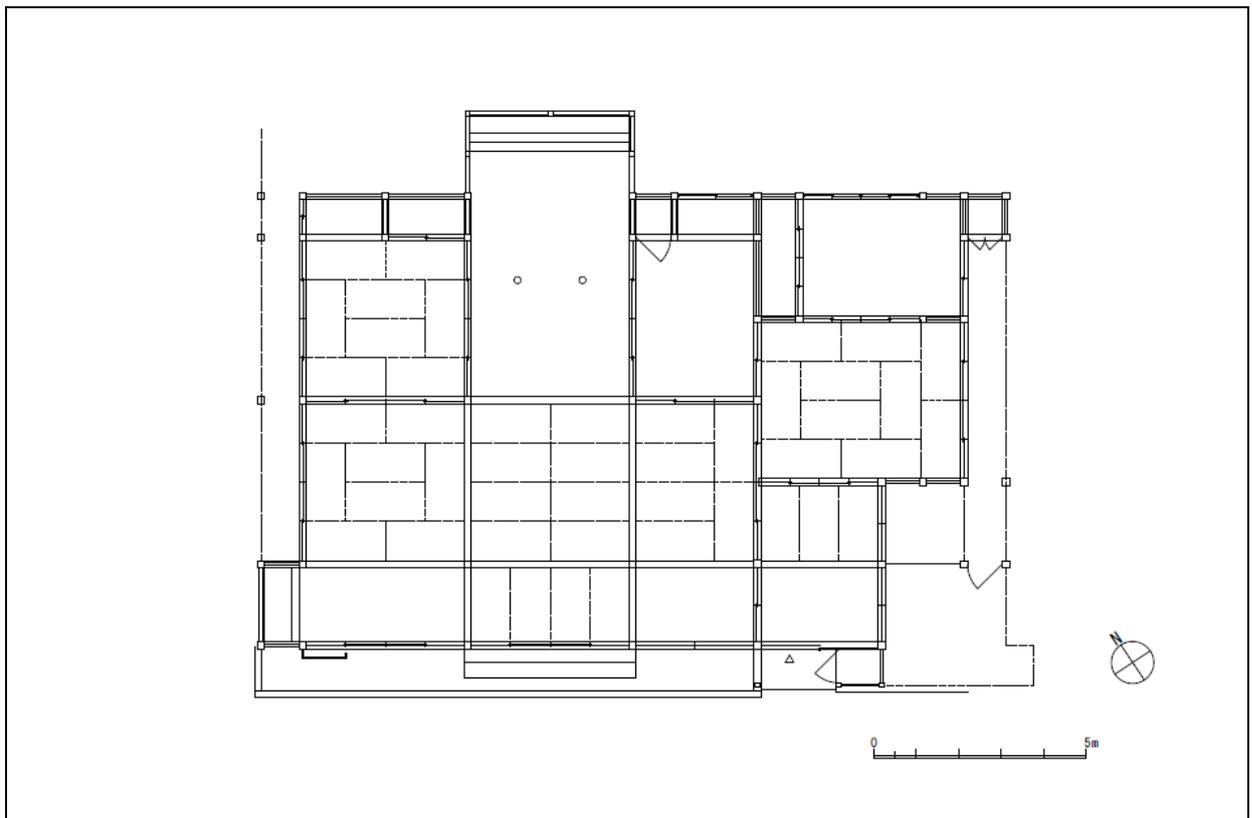


图 2-3-48 祇樹院平面图

## 9) ミズヤ

菅浦の集落にとって、人々の生活に関わる水の風景は、琵琶湖畔の「ハマ」だけではない。背後の山々の麓から湧き出した豊かな水は、自然石積みの細い水路となって集落の内部をぬうように走り、一部では家の中にも取り込まれる。こうした水路は、ハマから離れた集落内の人々にとって日常に欠かせないものであった。集落のなかには「東村」「西村」の共同体と対応した、利用水源を異にする東西の水路系統があり、各々の水路は東の舟溜まり、西の舟溜まりに流れ込んでいた。

これらの水路には、東西共に「イド」が数ヶ所設けられていた。ここでいうイドは、いわゆる「井戸」一湧水を汲み取るために地面を掘り下げた堅穴一ではなく、水路に降りて水を汲んだり洗い物をするために設けられた石段や、その洗い場を指す。そのうち、東の舟溜まりに流れ込む水路（前田川）には、石段の上に簡単な木造の屋根をかけた「ミズヤ」と呼ばれる洗い場が残っている。

ミズヤには、水路底まで6段ほど設けられた幅6尺（約1.8メートル）ほどの自然石の石段上に、幅（梁行）1間半に奥行（桁行）1間の規模で小屋が建てられている。作業用具置場を兼ねた小屋は、径3寸（約9センチメートル）、長さ5尺8寸ほどの柱を8本立てて切妻造りの屋根をかけた簡素なつくりで、側面の柱間を土壁として風雨を防いでいる。水路の対岸には水路から6尺ほど引き込んで小屋をもたない露天のイドがつくられており、この場所が水路を挟む両側の住民にとってのコミュニティの場になっていたことがうかがえる。

現存する小屋掛けのミズヤは集落内にここにしか残っていないが、人々の暮らしと密接に結びついてきた空間のなごりをとどめている。



図 2-3-49 ミズヤ 外観（1）



図 2-3-50 ミズヤ 外観（2）



図 2-3-51 ミズヤ 外観（3）

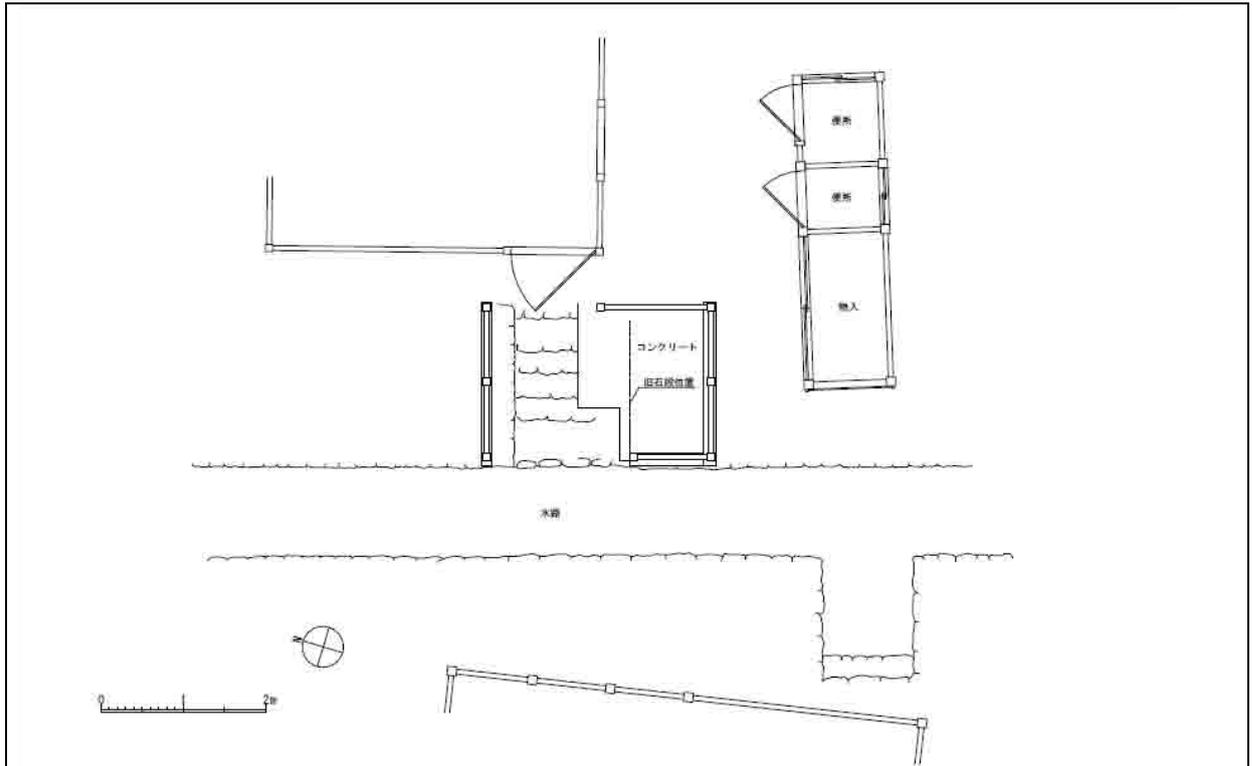


図 2-3-51 ミズヤ配置図

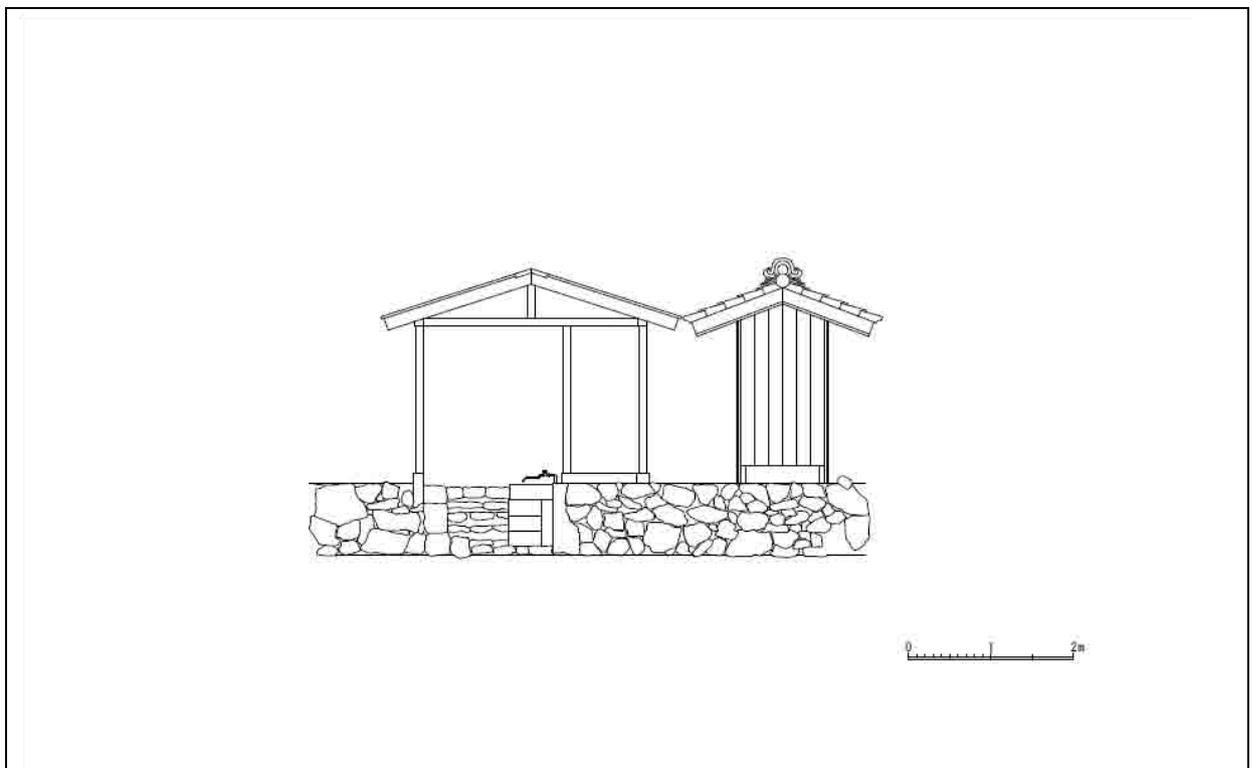


図 2-3-52 ミズヤ立面図 (水路側から)

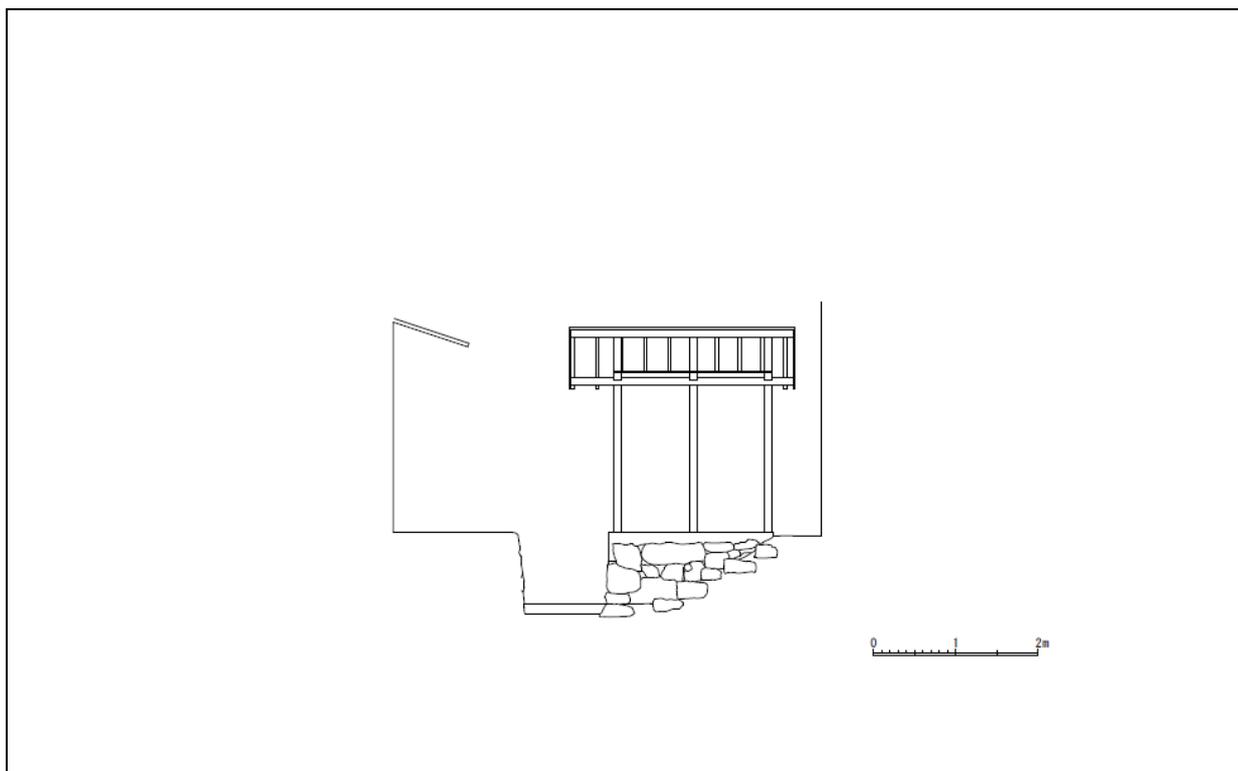


図 2-3-53 ミズヤ断面図

(執筆者：小出祐子)

### 10) 高橋清家住宅

当家は、代々「清三郎」の名を継承することから、屋号を「セイザ」という。現在は漁師を生業とするが、先代は背後の山で割木、薪などを扱う「ヤマシ」であった。当家の敷地が幅 1 間ほどの前面道路を挟んだ琵琶湖寄りの平坦な空地では、漁のための餌づくりが行われ、また菜園が広がり、背後の急峻な傾斜地から琵琶湖へと至る空間のなかで、湖と緩やかに結びついた生活の営みが続けられている。

#### 主屋

当家に残る棟札には、片面に「古家之建立正徳三年巳三月致作候／安政四歳巳八月／高橋清三郎とあり、他面には「建立同人／無瑞玄道居士／慶山寿永大姉／大工当村平治良／安政四歳巳八月拾四口（日）」とある。これによると、現在の主屋は安政 4 年（1857）の建築で、施主は高橋清三郎、大工は菅浦の「平治良（郎）」であった。大工平治郎は、金比羅宮や菅浦神社などを手がけた大工で、金比羅宮の近隣に位置する藤川家の系譜につながる。

当家の前身建物は正徳 3 年（1713）に建てられたと棟札に記されているが、当地は享和 4 年（1804）に大火に罹り、旧建物に関する史料はこのほかに残っていない。当家の過去帳によると、無瑞玄道居士は天保 5 年（1834）、慶山寿永大姉は文化 14 年（1817）に死去していることから、正徳期の建物が享和の火災で焼失し、両人によって再建された後、再び安政期の建て替えを経て現在に至ったと考えられる。（『滋賀県の近世民家—滋賀県近世民家調査報告書—』滋賀県教育委員会、平成 10 年）

集落の東端近くに位置し、琵琶湖に向かって西面する当家の主屋は、いわゆる余呉型の形式をもち、妻入りで、ダイドコとネドコの境筋には径7寸～7.5寸の太い上屋柱が室内に取り込まれて立つ。

現状は切妻造り、棧瓦葺きであるが、元来は葭葺き屋根で、小屋裏には葭葺きであったときの椽首尻穴の痕跡が残っている。地棟に「奉上棟 昭和五十二年八月二十八日」の墨書があり、昭和52年（1977）に屋根を葭葺きから瓦葺きに改め、二階建てとした。当家にみられるように、葭葺き屋根の民家が建ち並ぶ集落の景観が瓦葺きへと変化する葉池には、昭和47年から四半世紀にわたる琵琶湖総合開発事業によってもたらされた湖岸の埋め立てと、それに伴う葭帯の急速な減少が一因としてあげられる。

かつて土間であった玄関廻りは近年改築されているが、正面南寄りに設けられた出入口から奥に向かう通りには、8帖のクチノマ、6帖のオクザシキが並ぶ。ザシキでは一時期養蚕が行われていた。北側には水瓶などを置いた6帖大のカッテモトを道路側に突き出し、13帖ほどのダイドコ、8帖のネドコ、4帖半のホウジョウノア（テングノマとも称した）が奥に並ぶ。当家は集落内の曹洞宗寺院・祇樹院の檀家で、主屋北東に設けられたホウジョウノアは、当家を訪れる高僧のための特別な室であったという。

ダイドコにはかつて「フド」（竈土、くど）があり、フドの神が祀られ、囲炉裏やムロ（室）があった。現在ダイドコは2室に仕切られ、床を張っているが、本来は1室で、湖北の民家にみられる土座（ニウジ）であったと考えられる。

#### 瓦葺きについて

元治元年（1864）に大工平治郎が請け負った「六右衛門」宅は瓦葺きであった。江戸時代後期には当家と1筆おいて東に位置していた六右衛門宅は、梁間4間半・桁行6間2尺で前面に半間の庇がつくという規模であったから、上屋の規模は当家とほぼ同じ約30坪になり、菅浦では規模が大きい類型に属し、6室構成ではなかったかと推測される。

明治初期の大火後、西村の西端部では瓦屋が多くなったというが、規模の大きいものについては、おそくとも江戸時代後期から瓦屋に移行していったとみられる。

#### 敷地内付属建物

前面道路に接する敷地南西には、外便所と牛小屋からなる1棟が独立して建つ。牛は当地のような急斜面の畑地耕作に重宝されたという。現在は生業である漁具などの収納に使われている。

昭和38年まで行っていた煙草栽培に代わり、主屋の南にヤンマーの家庭工場（No.19）が建てられ、エンジン部品などを製造していたが、20年ほど前に撤去された。昭和30年代から集落内につくられた標準化された鉄骨の作業棟は、昭和53年時に20棟を数えた。現在は10棟ほどがのこっており、戦後の当地の歩みをしるす景観要素となっている。



図 2-3-54 高橋清家住宅 全景



図 2-3-55 高橋清家住宅



正面図 2-3-56  
高橋清家住宅  
棟札

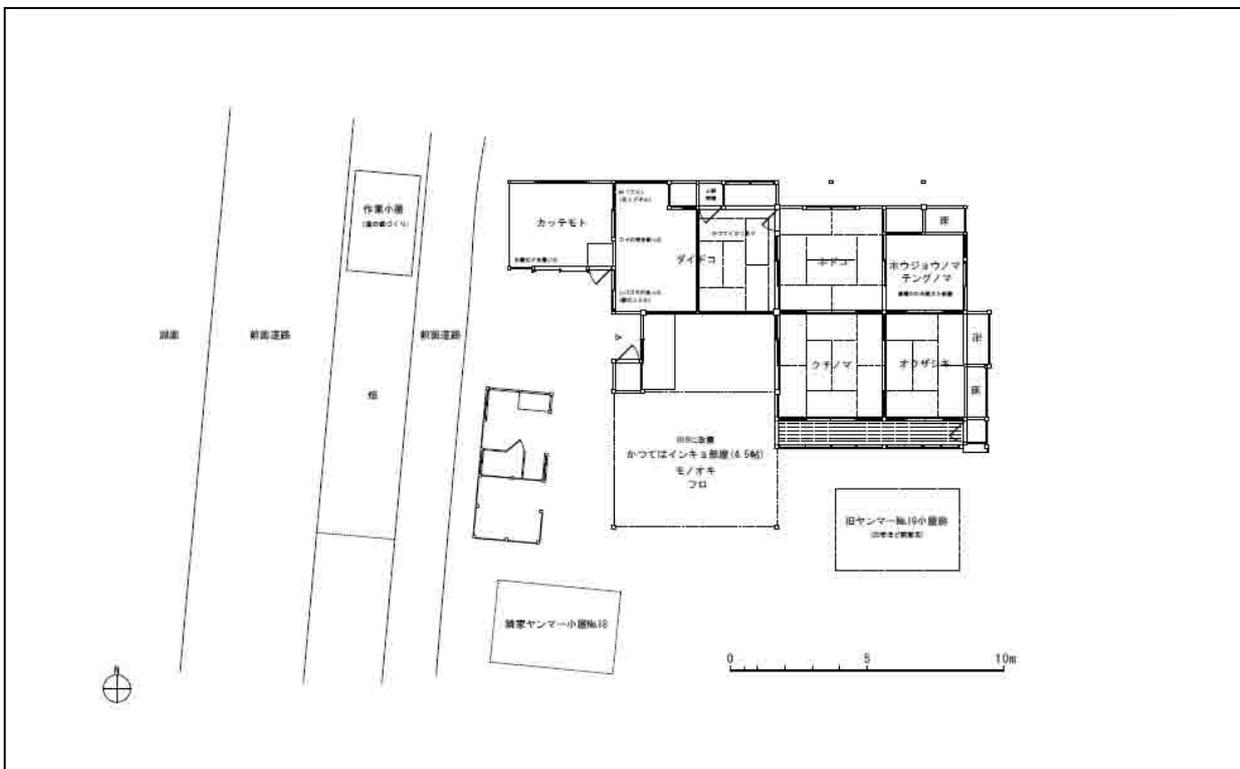


図 2-3-57 高橋清家 平面図

(執筆者：日向進 小出祐子)

## 11) 四足門

集落の東西外端部にほぼ同じ規模、形式の2棟の門が建っている。現在は東西の2ヶ所となっているが、「四方門」と呼ばれてかつては4ヶ所に設けられていた(明治4年『明細帳』)。門扉がなく、また塀や垣が設けられていないことが示すように、物理的な閉鎖機能はなく、集落の領域を結界する装置であった。東西両村によって維持、管理されてきており、その成立は東・西村の成立が明確になってくる15世紀末から16世にかけて建設された可能性があり、史料の上からは明暦2年(1656)まで遡ることができることが指摘されている(東京大学稲垣研究室『中世都市・集落における居住形態に関する研究』前出)。

「四足門」とも呼ばれるが、構造形式は四脚門ではなく薬医門である。屋根は切妻造り、葎葺き。2本の本柱(ケヤキ)と2本の控え柱を2条の貫で連結し、本柱の上に冠木<sup>かぶき</sup>を置いて出桁を受ける。破風飾りは近隣の葎葺き民家と同じである。

## 西門

西門を入った左脇に六地藏が祀られている。棟木に平成14年(2002)9月に屋根の葎き替えが行われたときの棟札が結わえられている。

## 東門

棟木に、平成2年8月に屋根の葎き替えが行われたときの棟札と、平成11年に車の通行をしやすいするために位置を琵琶湖寄りに少し移したときの棟札がみられる。後者の下にもう1枚の板札が隠れている。東門には文政11年(1828)の棟札が伝来することなので、あるいはその棟札であるかも知れない。



図 2-3-58 東四足門  
(1994年12月撮影)



図 2-3-59 東四足門 正面



図 2-3-60 東四足門 側面



図 2-3-61  
西四足門 棟札



図 2-3-62 西四足門 正面



図 2-3-63 西四足門 背面



図 2-3-64 西四足門 側面

## 1 2) ヤンマー家庭工場

集落内には第 1 から第 20 まで、「第〇作業所」という札を掲げた小屋がある。湖北出身のヤンマーディーゼル創業者・山岡孫吉が、昭和 35 年（1960）頃に設立した下請け作業場「ヤンマー菅浦農村家庭工業」の作業場である。現在も 13 棟がのこり、一部は稼働している。機械を 1, 2 台置き、生業との兼務ではなく個人事業主として操業、80 歳が定年とされている。

昭和 36 年 9 月の第 2 室戸台風による被害後に護岸が整備されたこととあわせて、昭和 30 年代半ばは集落景観が変容する一つの画期となった。

ヤンマー家庭工場の規格は標準化されている。切妻造り、妻入りで、道に面した側に入出口（柱間真々 6 尺）を設けている。規模は梁行（間口）10 尺（約 3.0 メートル）、桁行（奥行）15 尺（約 4.6 メートル）を基準とし、桁行に 2 ユニットを連結したのもみられる。山型アングルや C 形鋼を多用し、鉄筋でハブマイヤートラス（斜材をジグザグ状につないだトラス）を組んで梁材を組み、屋根は木毛セメント板の上に鋼板を一字に葺いている。（尺貫法は昭和 34 年に廃止されているが、実測値からはメートルでなく「尺」によると推断される。ヤンマーには設計図書、仕様書等が保管されているのかどうかは不詳。）



図 2-3-65 ヤンマー家庭工場 No. 5 作業所



図 2-3-66 ヤンマー家庭工場 No. 18 作業所

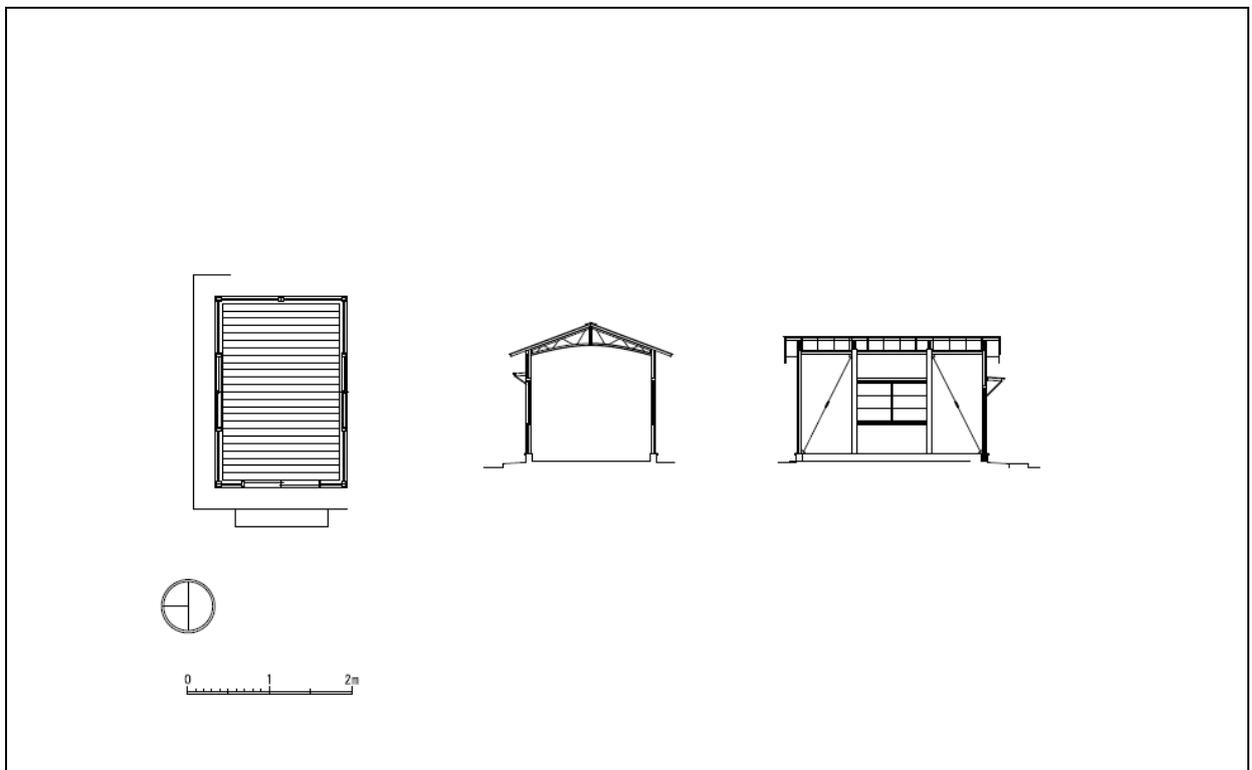


図 2-3-67 ヤンマーNo. 18 家庭工場 小屋 平面図及び断面図

(執筆者：日向進)

### 1 3) 石垣

菅浦地区の石垣は、大波などから家屋を守るための防波堤として築かれたものと、扇状地形に家屋が立地していることから家屋を建てるための平坦地を造るためのものとは大きく 2 分される。何れの石垣も多くは現地産の岩石[砂岩]を利用していることが多く、集落から少し離れた葛籠尾岬付近から運んできた岩石[チャート>石灰岩]や西隣の海津大崎産の花崗岩(半花崗岩)と思われるものも一部で石垣に組み込まれている。

しかし、岩石の積み方をはじめ、岩石の大きさやその用い方には、用途に応じてこの地域特有のものが見られる。さらに、石垣の崩壊や破損による改修、既存の石垣に付け足して上に高くしたり、家屋の改修等に応じて石垣を積み直したりしている様子が見られる。

最近の石垣は、明らかに職人の手による野面石垣で岩石の隙間をモルタル等目地埋めしたり、裏打ちしたりして補強していることが多い。さらには、庭園と合わせた乱積みをしている家庭もある。漁港に新設されている防波堤は、きれいに整形された花崗岩や花崗閃緑岩などを用いた間地石谷積で高くても安定感のある工法が取られている。

しかし、ここでは、菅浦特有の石垣について詳しく述べる。

#### ①菅浦基本形石垣

比較的古くに積まれたであろう石垣は、集落内の各所でまだ多く見られるが、より多く見られるのは集落内の小道に面したところに多い。その高さは 1 m から 1 m 5 0 cm 程度で湖岸や道路に沿って比較的直線的且つ垂直的に積み上げられている。集落の西側から中央にかけては湖岸線がほぼ東西に走り集落内の小道もそれに平行に走っていることが多い。集落東部は、湖岸線が少しずつ屈曲しながら北北西から南南東に走るため、それに合わせた形で積み上げられている。石垣の表側を構成する岩石(砂岩)は大きいもので(50 cm) × (50 cm) × (50 cm) の立方体に近いものや(20 cm) × (70 cm) × (50 cm) の平たいもの、さらにその隙間を充填するための小さなものまで様々な大きさの岩石塊を岩石が比較的方形であることをうまく利用して横積みにして組み合わせ、正に積み木を積み上げた様相を呈しているのが最大の特長である。但し、家屋への入り口や角地にはその中でも一回り大きな石材を使っていることが多い。石垣が途切れる家屋の入り口に波の侵入を防ぐための板を差し込むために溝を掘った花崗岩の柱を添えてあったであろうものが、現在は使われずに石垣の上に放置してあったりもした。石垣の裏側も同様な積み方であるが、使用されている岩石は、表側よりもやや小ぶりである。石垣の幅は、1 m ちかくになり、表と裏との間を充填しているのは、土砂等ではなく、形の整っていない 10~20 cm 程度の岩石で埋められているので石垣自体が隙間が多いのも特長の一つである。

石垣は小道に沿って隣家との境でも連続的に積み上げられている。よく観察すると、横積みであることは間違いないが、隣家との積み方や石の大きさが微妙に異なり、ここが境界であるということが認識できる場所もある。

### ②菅浦基本形石垣への上積み

おそらく、基本形石垣を越える波や強風から家屋等を守るためにさらに高く上積みを施し、改修したであろうものも多く見られた。その多くは集落中央部の小道に面した石垣に見られた。改修に用いられる岩石は、これまで使われていた岩石よりもさらに大きな(80 cm) × (100 cm) × (50 cm) 砂岩や葛籠尾崎付近から湖上運搬したであろうチャート Max (90 cm) × (210 cm) × (75 cm) が使われている。これまでの石垣の上層部に巨大な岩石が積まれているので一見アンバランスではあるが全体としては高さや重量感を増して、風や波を防ぐことに関しては、十分であると思われる。

### ③石垣崩壊等による積み直し

②の上積みは、いかにもアンバランスであり、①の基本形石垣についても、隙間が多いため経年による自然崩壊や波などでの崩壊等もあったのではないと思われる。そのようなところは、一旦石垣を解体して積み直したのではないと思われる。それは、集落中心部で、直接的に琵琶湖に面した通りや漁港付近に多く見られる。積み方は、圧倒的に①の基本形石垣と同様に横積みが多いが、特徴的なのは、角石は特に巨石を利用し、最下部には、同様に巨石を利用したものが多い。全体としても、①で使用している岩石よりも格段に大きくなっているが、これまで使用してきた岩石も隙間等にうまく利用しているように思われる。それは、巨石のほとんどがチャートであり、隙間に使用しているのが砂岩であることが多いことから推測できるのではないだろうか。横積みではあるが、巨石を利用しているため非常に安定感があり、バランスも良くとれている。防災機能としても、前2者に比較すると格段のものがあるのではないと思われる。

### ④湖岸や小道に対して交差する通路の石垣

湖岸や小道に対して交差する細い通路には、家屋や敷地を取り囲むように高さ50～80 cm程度の石垣が施されている。石垣の裏側のように表側と比較して、明らかに小ぶりの岩石が使われていることが多いが、横積みであることの特長はここでも存在する。

### ⑤まとめ

集落内の高台に位置する社寺や家屋については、扇状地形において平坦地を確保するための石垣が必要である。④の石垣と同様に横積みであるが、使用されている岩石が小ぶりであるので、崩壊を防ぐために、裏込め石の他に土砂等でしっかり石垣を締めてあることが特長であり、石垣と呼べるのではないと思われる。

石垣に使用されている岩石は、現地性のものであると述べてきた。砂岩については、集落内のどこにでも見られるが、湖岸に沿った集落の東南端部を少し南に下ったところからは、湖近くまで切り立った岩場(露頭)が続く。その岩場は掘削した様に見受けられ、石を採掘したのではないと思われる。その湖岸には砂岩の巨石の他、石垣に手頃な大きさの石も数多く見られた。おそらく、この近辺から陸上を荷車で運搬したり、船や筏を使って運搬したのではなかろうか。また、当日は、チャートの露頭の確認をすることはできたが、チャート

の搬出先まではたどり着くことができなかった。陸上運搬は不可能な地形であることから湖上を運搬するほかに方法はないであろう。使用されているチャートは巨大なものが多く、丸子船などの大きな船かあるいは小船をつないだり、筏を編成したりしなければ運搬は難しい。そのようなことを考えると、岩石の運搬や石垣の作業は、組織的且つ計画的な地区村民の総出などによるものではないかと思われる。

この地区での、風や波などに対する防災の歴史的と継続した工夫の積み重ね、技術の伝承やその営みは、地区が置かれた自然環境にどのように対処していくかの戦いであるとともに、それを克服してこられた姿に感服するばかりであるが、その他に地区村民が一体となって村の自治を考え、互いに助け合ってきた強い絆が石垣にも見えてくるように思われた。これらの石垣は、菅浦地区歴史の中で築かれてきた特有のものであり、緑豊かな山並みや澄みきった琵琶湖、それらに包まれるようにたたずむ菅浦地区の家並みの景観をより個性のあるものにしていく。



図 2-3-68 基本形石垣



図 2-3-69 上積み



図 2-3-70 積み直し



図 2-3-71 湖岸の石垣

(執筆：吉田源市)

### (3) 住民の空間認識

#### 1) 浜の空間性

菅浦では、集落前面の砂浜はごく一般的に「浜」と呼ばれている。明治期に作成された地籍図（公図）にみる「浜」は、集落の西の四足門から東の四足門まで、湖岸線を刻む短冊状の宅地割りの前面に、道路を挟んで「物置」と記された地筆が宅地割りと対をなして同一地番で並んでいる。「物置」の間口×奥行きはそれぞれ数mにすぎず、土地としての実用的な価値はさほど大きくないと思われるが、現地で見れば各区画は垂直の石垣で囲繞され、明らかに自然の砂浜とは別の専有的空間としての景観を呈している。東西の四足門より外側には「物置」の地筆は存在しないので、中世以来、公の水面に向かって長年にわたり形成されてきた地先権の表象のようにも解釈しうるが、歴史的起源は不明である。

実際の土地利用は、「物置」という言葉から連想されるような漁具置場や資材置場、あるいは作業場ではなく、むしろ野菜畑・花畑などであり、もともと湖岸の狭小な宅地割りの裏庭的部分を補完するような空間にも見える。「物置」の石垣前面は高いところで比高1m以上あり、湖北地方では高島市西の浜・海津地区や長浜市塩津地区などでもみられる連続防波堤と同類のものであろう。もとより湖北地方ではリアス式とでも形容されるべきラップ形の沈水V字谷をなしており、しかも1万分の1湖沼図の等深線からも読み取れるように、湖岸直前で急に浅くなるため、そこで高波のエネルギーが一挙に増幅される。ちょうど地震の際にリアス式海岸の湾奥部に津波のエネルギーが集中するのと似た原理である。

このような湖底地形に加え、低気圧通過時の湖面吸い上げ現象と強い南風とが相まって、菅浦地区の高波は最高1.5～2mにも達し、薄い一枚壁のような石垣ではそのエネルギーを吸収できない。1934年の室戸台風の際には、湖北地方の諸港で水位が2m上昇したとされるほか、戦後の伊勢湾台風の際に撮影された写真を見れば、「物置」の石垣にあたって砕ける波の様子がよく分かる。菅浦では、石垣の<高さ>ではなく「物置」の<厚み>によって台風に対抗してきたといえる。「物置」の数メートルの奥行きが、そこに乗り上げる波の力を分散させる緩衝帯として働き、集落を守ってきたのである。したがって「物置」は、土地登記上は私有地であっても、所有者の収入に直結するような資産としての評価は希薄だったのではないかと推測される。

実際の砂浜は「物置」よりもさらに琵琶湖側に伸びているが、聞き取りによれば、砂浜に船を繋ぐ場合に専有原理はなく、どこの「物置」の地先に船を繋ぐのも自由であり、また日常生活において水を汲み、洗濯を行うために湖面に突き出た板渡しの「ウマ」は、どこでも共同利用であった。このように考えれば、「物置」は半ば公共的な空間として認識されていたとも換言できる。



図 2-3-72 明治期の公図に記される「物置」



図 2-3-73 宅地の湖岸側に並ぶ「物置」の石垣（向かって右側）



図 2-3-74 台風時の浜（菅浦古写真集より）

2) 浜の通称地名

上述のように浜の利用は比較的自由であったが、個々の地点は区別して認識されており、「〇〇の浜」という通称地名が細かく付けられている。その範囲は、西の四足門よりもさらに西側の「ゴケンチュウ」から東に向かって、西の舟入、東の舟入を越え、東岸の「ヒガシデムキ」からさらに東の四足門を少し越えた地点にまで広がっている。それらは、聞き取りによれば以下のとおりである（配列順は西→東）。

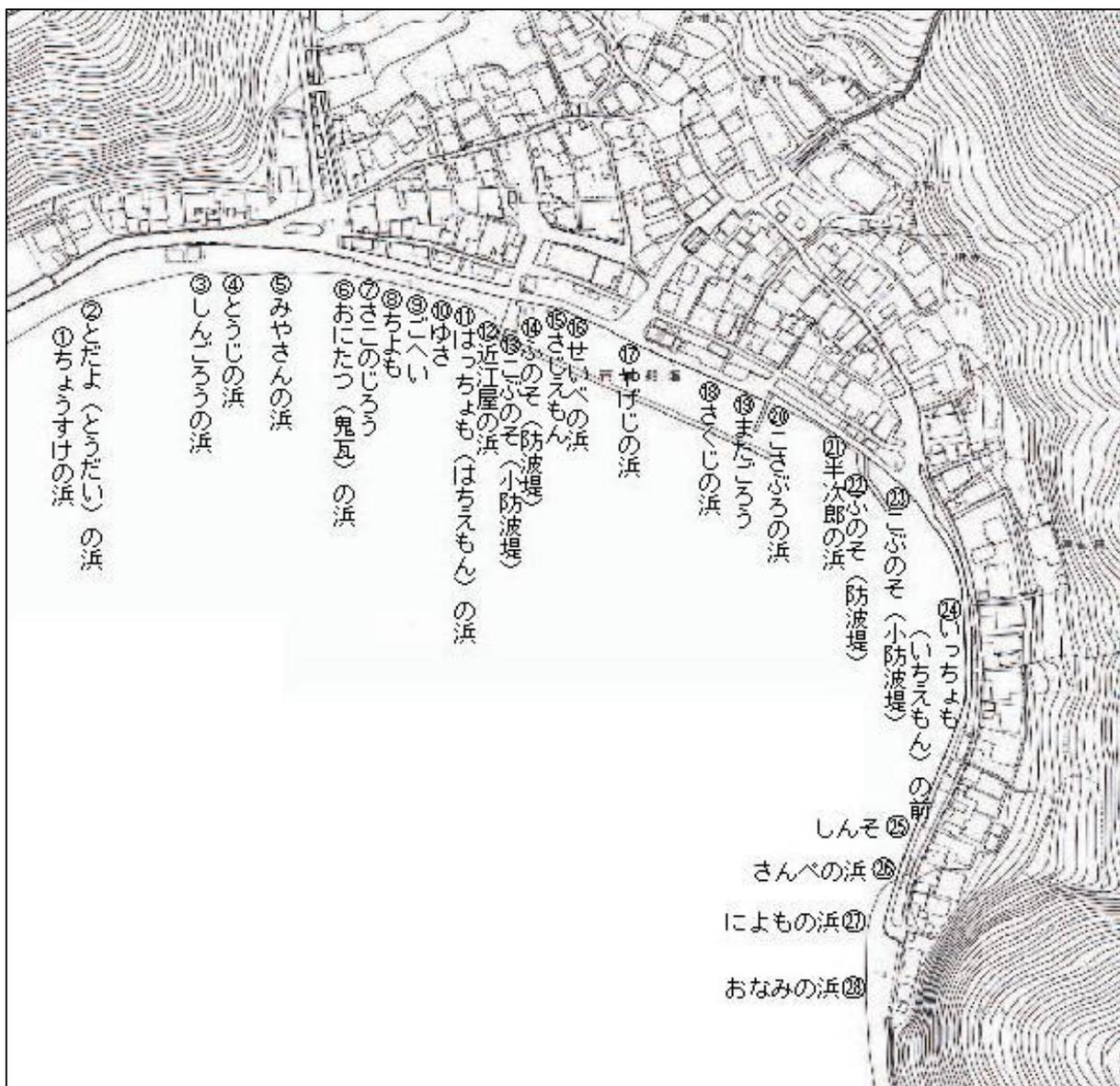


図 2-3-75 菅浦「浜」地名分布図（聞き取りにより南出作成）

通称地名

- 1 ちょうすけの浜
- 2 とだよ（藤太夫）の浜
- 3 しんごろうの浜
- 4 とうじの浜
- 5 みやさんの浜
- <西の四足門>
- 6 おにたつ（鬼瓦）の浜
- 7 さこのじろう
- 8 ちよも
- 9 ごへい
- 10 やさ
- 11 はっちょも（はちえもん）
- 12 近江屋の浜
- 13 こぶのそ（小防波堤）
- <西の舟入>
- 14 ふのそ（防波堤）
- 15 さいじよも
- 16 せいべの浜
- 17 やげじの浜
- 18 さくじの浜
- 19 またごろう
- 20 こさぶろの浜
- 21 半次郎の浜
- 22 ふのそ（防波堤）
- <東の舟入>
- 23 こぶのそ（小防波堤）
- 24 いっちょも（いちえもん）
- の前
- 25 しんぞ
- 26 さんぺの浜
- 27 によもの浜
- <東の四足門>
- 28 おなみの浜



図 2-3-76 棧橋が設けられた浜（菅浦古写真集より）

これらの通称地名はほとんどが人名を伴っており、湖岸に面する宅地の住人あるいは「物置」の地権者に因んだ命名が多いと思われるが、現在の住人とは必ずしも一致していない。また「ヒガシデムキ」地区は総じて砂浜の発達が貧弱であり、「物置」の前面は垂直護岸を伴う徒歩道が直接水面に接している。浜の通称地名も少ない中で、24「いっちょもの前」の存在が目立つ。ここだけ局所的に砂浜が発達するような地形条件とは考えにくく、何らかの社会的理由によって利用頻度が高かったのか、あるいはきわだったランドマークの存在によって広く知られるようになったのかなど、詳細は不明である。なお護岸化された「浜」では、水際に下りられるように階段が設置されている。

（執筆者：南出眞助）

## 4. 生活と景観

### (1) 菅浦のくらし

#### 1) 社会組織

菅浦を支える組織として稼働している(していた)ものを紹介しておく。

- 1 菅浦区の下部組織としての組
- 2 菅浦の村内生活の種々の裁定と年中行事に深く関わる長老衆
- 3 氏神と講をめぐる村落祭祀

がある。

1は区長、区長代理そして組である。これは村の生活および村と他町村との関係業務をつかさどるもので通常他の村や町にも設置されており、菅浦だけの特性を示すものではない。

これに対して2はまさに菅浦の特徴を示すものといえる。本制度についてはすでに秋元春朝氏のリアルなレポートがあり、筆者の知識はこれを超えるものではない。それゆえここではその外観を示すだけに留めることになる。

長老制とは「年長者の集団が法的、政治的決定を行い、また祭祀儀礼を執行し、それによって社会の統合をおこなっている制度である」日本民俗学ではこれを宮座組織などの祭祀組織なかで応用してきた経緯がある。ところが菅浦の長老制はこれら圧倒的な力を有する長老制とはやや異なる。伝承者の言葉を借りれば「長老制という言葉は良くないのですが便利なところがあります。だから現在でも守っているというより、その便利さ、有用さのおかげで続いているというわけです」「境界紛争ではまず当事者の親族のあいだで協議されそれでおさまらないときに長老衆に回されます。長老衆の決定には絶対服従です」このことからわかるように菅浦では今も村の人間関係を外部からの影響で損なわれることを防ぐソフトな機能を長老制が現在もはたしているのである。これはまさに菅浦が長い歴史の中で体験し、経験知として獲得したものであろう。とはいえこの制度も村の全員の中から選ぶことになりその権威の失墜も指摘されている。

3 菅浦もまた湖北の村々同様、氏神に対する崇敬の念と各種の講の存在が人々の関係を強固なものにしていることは間違いない。氏神は須賀神社を中心として「本会ハ氏子一般ヲモッテ組織シ左ノ三組ニ分カチ年中行事ヲオコナウ 東組 中組 西組」(須賀神社神事会規定)を基本とし、祭礼にあたっては神主組という組織を組み上げ、現在では村住民悉皆参加型として機能している。この仕組みについては祭礼のなかで報告したので割愛したい。

また金毘羅講・愛宕講・伊勢講・山の神講・観音講などの各種講組織がくらしのなかで定着している。金毘羅講は漁師を中心に結成され、正月には鏡餅としめ縄を供える。金毘羅神社への代参もおこなう。10月10日には講の集会を持ち、金毘羅さんの札を配布する。愛宕講は火伏の神さんとして信仰される京都の愛宕さんへ代参し、講員に御札と檜を配る。伊勢講も同様に伊勢に代参し札を配ったが現在では行っていない。山の神講は、山仕事が多かった菅浦では講員も30戸ぐらいあった。海のオコゼの干物を三方に載せて床の間に飾り、拜んでから酒を酌み交わした。宿は一年交代でオコゼを次の宿に引き継いだ。なおオコゼを山の神の御神体として祀る風習はよく知られているが、近江ではあまり祀ることはなく貴重な伝承であろう。ただし現在ではこの講も行われていない。観音講は2月17日の氏仏の祀

りである。廃寺になった長福寺の本尊は、阿弥陀寺に移され、大般若経の転読がこの日、阿弥陀寺住職によって行われる。長老衆も参加しての村あげての行事である。

なお湖北の村々で普遍的に行われている五穀豊穰・村内安全を祈る「オコナイ」行事が菅浦では行われていない。江戸時代にはあったが明治になって廃止になったのだという。以上、菅浦の社会組織について概観してみたが、生業形態の変化とともにすでに各種の講は衰滅し伝承を残すのみとなっているのが現状である。

## 2) 冠婚葬祭

### ①冠婚

菅浦では村の中の者と結婚するのがほとんどであり、親から他所のものと縁組は許さんとまで言われていた。それゆえ近隣の大浦とも婚姻関係がほとんどない。実際には他所から嫁いで来る人や婿養子で来る人もあったが、村のなかに娘や息子という形で入ってから、結婚した。

菅浦には今でも親方制度という相互扶助の関係があり、ある家と親方と子方を持つと親方は子方の家で結婚式があつたりすれば世話をする。その代り子方は親方の家の手伝いをする。この親方制度はおもに冠婚葬祭時に機能する関係といえる。

なお親方が山持であれば親方の家から山の手入れを頼まれ、柴をもらう。このように親方の家に財力があれば、子方の者が労働の代償として金銭をもらうこともあった。また同規模の家でお互いに親方をすることもあった。親方、子方の関係は基本的に代々引き継がれるものである。子方の家が分家すると、新しくできた分家の親方にもなった。永久親子、永久親方といって気の合う同志で永久に親方子方を持つこともあったが、現在ではこの形はない。

### ②葬祭

西の四足門を出たところにサンマイといって遺骸を埋葬する場所がある。サンマイは村の共同入会埋葬地で村組10組ごとの区画がされている。ほぼ各家の場所は決まっておりの墓標の周りをイガキで囲ってある。なおサンマイの隅に石塔墓を建てているが、これは安相寺(浄土真宗西本願寺派)のものである。なお石塔の墓は阿弥陀寺(時宗)、祇樹院(曹洞宗)の境内にある。つまり菅浦は埋葬地と石塔墓が場所を異にする両墓制とよばれる慣行が門徒を除いては今もしっかりと守られている事がわかる。

これに伴う葬式(ソウレンとかサンマイいきとよぶ)の儀礼にも同様に古い習俗がみられるのである。息を引き取った際に大きな声で呼び戻しを行い、魔よけの刃物を置く。やがて旦那寺の僧侶が枕経をあげにくるが、その際、同じ年齢のひとは耳ふさぎをする。夜伽の際、夜明け前に湯灌をする。湯灌の湯は肥桶に移してあとでサンマイに捨てる。

野辺オクリの出棺の際、座敷→中間→玄関へと出す。縁側から出ることが多い慣例からすれば門口から出るのは珍しい。葬列はへい持ち→ヒル持ち→提灯持ち→ホトケ(位牌のこと)葬→香炉→死花→団子→葬式菓子→造花→青花(檜のこと)→役僧→天蓋→導師→墓標→朱傘→キョクロク→下駄→会葬者という厳粛な葬列である。式の時、サンマイに埋葬して、

帰ってくるときに四足門のところで草履を脱ぎ捨て集落内に戻った。また四足門のところで炒った大豆をオンボウトとぶ埋葬してくれた人に食べてもらった。なお結婚式の嫁入りの際には四足門での儀式はない。

初盆の家では8月3日に盆飾りと言って床の間に机を置いてショウライ棚を設け、仏壇の位牌を移し、赤飯・果物・野菜・そうめんなどを供えるが、これは通常の家でも行う。8月15日のお精霊迎え（オショウライムカエ）と8月16日のお精霊送り（オショウラオクリ）を浜でおこなう。この行事をするのは阿弥陀寺と真蔵院と祇樹院の檀家であり、門徒はしない。迎えの時は、昔は藁、今は新聞紙を燃やし、鉢に花束を供えて迎える。花束はそのあと仏壇に供える。送るときは仏壇に供えた花束を琵琶湖に流すが、近年は琵琶湖が汚れないよう取りやめた家もある。なお8月15日に阿弥陀寺に祭壇を作って施餓鬼をするが、これは昔、年貢を輸送中に遭難した人を弔うためにおこなっている。（明治34年の「柳原忠右衛門日記」には8月9日 阿弥陀寺檀中 大施餓鬼挙行 8月15日 村中大施餓鬼 阿弥陀寺挙行とある）

（執筆者：中島誠一）

## （2）住生活

ここでは昭和53年度に実施された「琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査 びわ湖の漁撈生活」を参考にしながら菅浦の住生活の特徴について概略を述べてみたい。

### ①住まいの外観

昭和53年当時、茅葺の入母屋造りは24棟を数えたが、現在ではトタン覆いの家屋を入れてもその数は10棟に満たない。ほとんどの家は内部を改造しており、確認できた間取りも現在ではほとんど残っていないのが実情である。

とはいえ間取りの平面形式は、おおむね田の字型に区分され、ニワ（土間）・ダイドコ・オクノマ（ざしき）・ネマで構成されている。この中で家族が集まり、食事をし、団欒の場として最も重要なのがダイドコであり、ここには菅浦独特のユルリやフドを見ることができた。

### ②フドとユルリ

古来から人間の住まいの中心となったのは、火所すなわちフドであった。菅浦の特徴は、独特のフドとユルリの配列パターンがあったことである。前者は菅浦が地域的には隔絶されていたにも関わらず、種々の文化が流入していたことを示している。後者は比較的暖かい菅浦にあって「寒冷地に設置というイメージの強い囲炉裏」が常設してある「不自然さ」であった。聞き取りを進めるなかでその理由が「燃料の得やすさ」にあることが判ってきた。つまり後背地が山であり、薪をとる際に、柴などの燃料を獲得するに事欠かなかったからである。田畑からの収穫に多くを期待できないこの地域にあって、くぬぎやほそなどの雑木が茂る背後の山は格好の割木採集場であった。特に戦後10年ぐらいまでは、長浜や彦根さらに

は大津や京都までマルコ船で出荷していた。当然、柴も多く採集された。ゆえに菅浦の家庭には囲炉裏が常設されていたのである。なお菅浦では囲炉裏のことをユルリと呼んでいる。またユルリを囲む座名が明確に残っているのも特徴的である。現在でもこの座名を聞き取りで確認することができるぐらい印象的なのである。座には3つの座名がある。タイショバは主人の座る場所であり、客の来訪時などにはその席を譲ることもある。ヒタクバは老人の席で文字通り火の世話をする場所である。ムカイザは、嫁のいるところで、大体勝手に近いところにある。このことからいかに住生活の中心がダイドコであったかが判る。

とはいえユルリを終日燃やすための燃料の苦労があったことは「古株に糠を詰めてユルリで焚いた。室内の煙を一日浴びていると目が痛くなって眠れなくらいだった。他所から来た人は、余りの煙たさにびっくりしていた。ユルリでは一日中、茶釜で茶を沸かした。茶釜の中に徳利を入れて熱燗にした。一年に一度か二度煤払いをした」という伝承からも判る。

### ③フドという言葉と禁忌

菅浦では現在フドという火所のことであるが、以前はユルリ、カマ、オオガマなど火を扱うところの総称であった。時を経るうちに次第にユルリ、オオガマが姿を消していき火所のみに使われる呼称となったのである。菅浦には火所を示すフドという古語がいまも意味を変えながら使われているのである。

フドは火を使う場所であるのでさまざまな禁忌が付随している。これはユルリとは対照的である。フドの上に物を置かない、載せると肩がこる、フドに葉の包み紙など汚いものを捨ててはならない、フドで肉の調理をしてはいけないなどが伝えられている。このように禁忌の多い火所であるから、フドを築くにはまず荒神祓いをしなければならない。荒神の名前の通り、大変荒々しい神であり、祟りも多い。荒神払いをするのは菅浦の僧侶である。また牛の夢を見ると、荒神が怒っているのだといってフドを塩で清める。フドは荒神として意識されるとともに火伏の神、愛宕の祀られるところでもある。以前は月の24日に愛宕講を開いていた。また年二回は愛宕さんの牡丹餅を作っていたという。なおフド=カマドに関連して次のような言葉が残っている。

### ④カマド分け

家の中に同じ品物が二つあれば、その一つを分家のものに与えること

### ⑤カマドみせ

嫁ぎ先で子どもを産み、その子を見せるために親元に帰ること。

このように菅浦では、フド=火所という名称を火所に限定されてからも使っており、厳しい禁忌は「火所=家の象徴」という意識も相まってエスカレートしていったようである。

### ⑥飲料水

火と水はまさに生命線の象徴であるが、飲料水は湖水を利用して勝手元の水つぼに蓄えて使った。そのため浜に近い家ほど利便性が高かった。これが村の中での階層性に繋がっている

ったという。つまり菅浦では山手より浜辺のほうに価値があったのである。伝承によると「たびたび山手と浜の家の住み替え（交代）があった」という。このことも浜の生活上の利便性が高く評価されていたことを示している。

### ⑦風呂

風呂はそのような貴重な水と燃料を使用して立てたので、毎日ということではなく交代で風呂を沸かす「貰い湯」であった。菅浦の風呂は、湖北地域に広く見られた「桶風呂」であった。桶の中に膝がつかる程度まで水を入れ、桶の下に設えられた窯で沸かすのである。そのため体全体が浸かるというより、温めるという程度であった。沸かす役目が当たると

風呂に入る順番や薪の調整など腐心したという。また沸かした家の主婦は最後に入ることになるのでドロドロの湯であったという。

（執筆者：中島誠一）

## （3）水辺の生活と中近世の景観

琵琶湖に面した菅浦では、飲み水・洗濯など、かつて水と関わるさまざまな生活の姿がみられた。その関わりの対象は琵琶湖だけに限られるものではなく、湧水や河川・水路など村落を取り巻く水環境全体に及んでいる。近代的な上水道が設置されるまでの水源の利用は、村落の自然条件の規制を強く受けていたため、これら菅浦の生活形態のうちには、中世から引き継がれてきたものも存在したはずである。そこで本稿では、まずは聞き取り調査によって戦前の菅浦の水源や水辺空間の利用を明らかにし、その上で文書史料との照合から中世につながる水辺の生活実態を取り出すことを試みたい。自然条件に規定された現地の生活実態を解明することは、「菅浦」文書に記された中世村落の空間構造の読み解きを深化させ、これまで見過ごされてきた水辺の村落像を再構築する一助となるはずである。

### 1) 「ハマ」の景観

菅浦の集落は、琵琶湖沿いの浜堤上に立地する「浜出」と呼ばれる家並みと、それより内陸側の山麓高台に位置する「北出」とに大別される。「浜出」の家々では湖岸側に強固な石垣を築き、琵琶湖からの風波を遮っていた。この石垣は屋敷地内だけでなく、「浜通り」と呼ばれる道を隔てた湖側にも築かれており、二重の防波堤となっている（写真1）。

昭和50年代前半まで、この湖岸の石垣の先には複数の小規模な礫浜が存在していた。

「ハマ」と呼ばれたこの狭小な空間が、菅浦の日常生活のなかで果たしてきた役割に注

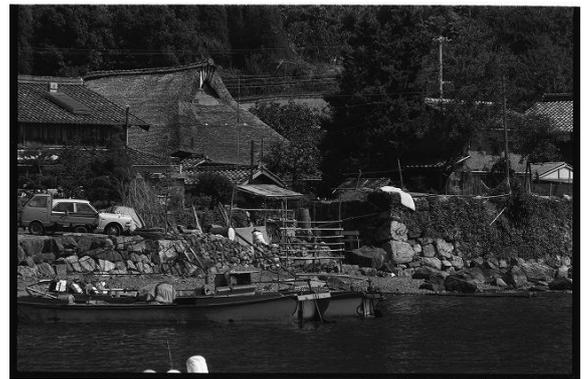


図2-4-1 写真1 「浜出」の石垣



図2-4-2 写真2 ハマの風景

目したい。写真 2 は、かつてのハマの風景を写したものであるが、ここで注意すべきは、ハマに立てられた多くの杭状の木材である。昭和期のハマを写した写真には、このように杭が林立する景観が多く認められる。

聞き取りによれば、これらの杭は本来稲干し用のハサ杭として立てられたものであり、多くは腐食に強い栗材であったという。長さ 5m の杭の根元を 1m 埋めて、一間間隔に立て、これに真竹の竿を横に何本も渡して稲架としていた。菅浦の水田は集落から遠く離れた「ヒサシデ・モロコ」（日指・諸河）にあり、舟で通っていたが、そこは湾内で風当たりが悪かった。そこで収穫後の稲は日当たりのよい集落前まで舟で運び、ハマにハサ杭を立てて二週間ほど干しした。このハサ場のことをイナ場と呼ぶ。ハサ場ではハサ竹は 8 段～12 段に高く組まれ、狭い面積でも一時に大量の稲が干せるようになっていた（写真 3）。しかし上の段になると手が届かないため、二人で組んで一人が下から投げる役になり、もう一人がはしごで掛けていたという。

ハサに渡す真竹は風雨に弱いので、稲干しが終わると取り外して保管される。しかし水に強い栗丸太だけはそのまま残しておき（これを万年杭と呼ぶ）、細竹を渡して年中洗濯物干し場として使われた。琵琶湖で濯いだ衣類をすぐその場で干せて、風通しよく乾くので大変重宝されたという。菅浦のハマには至る所にこのハサ杭の物干し場があり、写真 4 でも栗丸太の杭の間に細竹が渡され、洗濯物がなびく様子が写っている。

琵琶湖岸の他地域では浜での稲干しはめずらしく、あっても収穫時だけの一時的なもので、年間にわたって 4m もの長大なハサ杭が林立するハマの光景はきわめて特異といえる。おそらく山が湖に迫る狭隘な菅浦では平地が少なく、人家の密集する集落内部では空閑地が確保しがたかったことによるのであろうか。

この菅浦の水辺景観を特徴付ける栗丸太と真竹のハサ杭は、戦前までの菅浦にとって他村へ出荷する重要な商品であったことにも注意したい。集落の裏山やモロコ・ヒサシデの田の上の山には栗の木と竹藪が多く、竹は根を植えて殖やすことも行われていた<sup>1</sup>。集落には竹の仲買人が 2～3 人いて、丸子船に積んで竹の少ない東浅井・坂田・犬上郡の農村へ売りにいき、高い収益を上げていたという。沈降地形で山が湖に迫っている菅浦の自然条件は、竹木の切り出しと舟への積み込み作業には有利に働いたのである。



図 2-4-3 写真 3  
ハサ竹による稲干し



図 2-4-4 写真 4  
ハマのハサ杭と物干し場

このように竹や木を山から離れた湖岸の村々へ運漕する商売は、中世の菅浦にも存在していたことが「菅浦文書」から推定される。永仁五年（1297）に菅浦の供御人江六男が、所持する竹を路頭で地頭方に奪取される事件があり（735号）、また建武元年（1334）には菅浦供御人藤二郎が売買のために向かった平方浦で、材木を積んだ船一艘を押し取られている（286号）。注目すべきは「菅浦文書」・「菅浦家文書」に林に加えて竹原の売券が多数存在していることであり（341号、家72・82・112・119号）、中世においても木材と並ぶ竹の商品としての価値をうかがうことができる。

## 2) ハマの地先権と「棹立」

ハマの景観に話を戻そう。菅浦のハサ場に関して注目されるのは、その所有関係である。集落中央部のハマに個人単位でハサ場を囲い込み、毎日物干し場として利用できたのは、「浜出」の家々だけであったことに注目したい。各家は屋敷地先の石垣を自己の負担によって維持する代わりに、その延長上にあるハマ空間を占用的に使うことができた。すなわち、そこには「地先権」が成り立っていたことになる。これら「浜出」の家々同士でも、ハサ場の左右の境界は厳重に守られたという。

このような「地先権」確立の背景には、ハマ空間の有用性の高さを考慮する必要がある。ハマはハサ場としての利用以外にも、漁具を手入れする場（写真5）、屋根葺き材のヨシを切りそろえる作業場となり（写真6）、あるいは山から切り出された燃料である割木と柴を積み上げて、出荷まで貯蔵する「ニューバ」（写真2の右端）にもなる空間であった。平地の少ない菅浦では、ハマ空間はきわめて貴重な日常の作業スペースだったのであり、多様な用途が折り重なる重層的空間だったのである。

一般に菅浦集落では、山側の「北出」の屋敷地に比べて湖に面した「浜出」の地価が高く、石垣を補修・維持できるような財力のある家でないと住めないとされている。また「北出」の家で財力を蓄えるものが現れると、「浜出」のうち経済的に困窮した家との間で「家移り」が行われたという<sup>2</sup>。たしかに、明治期の土地台帳でも、浜沿いの宅地が一等級なのに対して、西門外と東西舟入付近が二等級、内陸部が三等級との格付けがなされており、またこのような空間構成は近世後期における各家の石高分布とも明瞭に対応していることが指摘されている<sup>3</sup>。「浜出」の屋敷の有利さについて、聞き取りでは舟の接岸や飲み水を汲むのに便利だっ



図 2-4-5 写真5 ハマでの漁網干し



図 2-4-6 写真6 ハマでのヨシの調整

たからと説明されることが多いが、そこには上述のような作業スペースとしてのハマ空間の価値が投影されていることは間違いない。そしてこのハマ空間の占有の意識は、すでに中世には成立していたことを「菅浦文書」および「菅浦家文書」から確かめることができる。

すでに指摘されているように<sup>4</sup>、「菅浦文書」の暦応四年（1341）「今西二藤屋敷売券」（345号）には、榜示として「みなみハウミをかきる」とあり、この一点のみではあるが14世紀にも屋敷に地先のハマ空間が付随して売買されている事例をみることができる。この傾向は中世末期には一層明確であり、「菅浦家文書」では大永八年（1528）から天正期の土地売券に、「はまをかきり」「下者海」「海ヲ限」などとみられる（家41・58・94・95・106号）。

さらに注目されるのは、天正期以降にはこのような榜示が「棹立」という表記で表されていることである。天正期のものとみられる「菅浦家文書」132号には「西ハさおたちを限」とあり、また後の寛保三年（1743）に菅浦村百姓らと膳所藩代官嶋津新次郎との争論に際して提出された天正・慶長年間以降の「田畑屋鋪売券状」26通には、「際限書ニ海者竿立限」と記されていたという（「菅浦文書」「浅井郡菅浦村代官嶋津新次郎と同村百姓共争論松井惣助中山仁内為検分糺明裁許條」）。

「棹立」とは棹の届く水深までの水域を指す用語であり、琵琶湖岸ではすでに11世紀半ばにはその用例がみられるという<sup>5</sup>。菅浦ではこの語が現れるのは天正期以降であるが、「棹立」の示す範囲は近世には六尺竿の立つ深さとされており、平面距離としては石垣際からおよそ二間半の範囲内であったことがわかっている<sup>6</sup>。二間半とはすなわち約4～5mほどで、ほぼ上述のハマ空間の幅に相当する。石垣までが陸地として確立されていたのに対して、それより先のハマ空間は琵琶湖の満水期には波に洗われる遷移帯であり、水域にもなりうる「棹立」の空間と意識されていたのではないだろうか。

以上のように、「浜出」の家々の「地先権」とは、中近世の「棹立」の権利を受け継ぐものと推定される。しかし同時に、この「地先権」は屋敷地と同質の「所有権」とはいえなかったことにも注意が必要である。慶長期の菅浦の屋敷形態について分析した伊藤裕久は、慶長検地の屋敷面積に地先の浜地が含まれていなかったことを指摘している<sup>7</sup>。琵琶湖の水位変動によって季節的に水面となりうる「棹立」は、用益面では屋敷地の延長・その付属物とみなされつつも、所有という点では陸地とは区別された空間だったことになる。

### 3) 門外のハサ場と「惣浜」

一方、ハマに面しておらず、「地先権」を有していない「北出」の人々は、どこで稲干しをしていたのであろうか。昭和50年頃には奥出の田の近くなどでもハサ干しするようになっていたというが、聞き取りによれば本来「北出」の人々が利用していたのは、「浜出」の家々の「地先権」の及ばない、集落のはずれにあたる東西の門付近のハマであった。

まず西門付近について述べると、門から西方に続くハマは南向きで日当たりもよく、神社の前の「宮さんの浜」お



図 2-4-7 写真7  
西門より西方のイナ場

よびさらに西の通称「小浦出」「大浦」から「クロドン」に至るまでの広い範囲に、ハサ杭がずっと並ぶイナ場があったという（写真7）。本稿では、この一帯のイナ場が中世から続くものとみられることに注目したい。後述のように「菅浦家文書」大永3年（1523）（家37号）には、「小浦 坂尾」に「いなば」（稲庭）があったことが記されている。さらに永正六年（1509）には「大浦」にも「稲庭」があったことを示す記事が存在しており（家23号）、戦前と同様に「小浦出」「大浦」の一帯にハサ干しの空間が広がっていたことが推定される。



図2-4-8 写真8 東門付近のイナ場

一方、東門からその南側にも、もう一つのイナ場が存在していた。ハマの幅が広い集落中央部のハサ場とは異なり、幅が狭かったこれら東西のイナ場では、ヨコガケといって琵琶湖と並行になるようにハサ杭を立てた。東のハサ場についても、そのヨコガケの風景が写真に残っている（写真8）。

以上の事例から、「浜出」の各家の「地先権」が強く及ぶ集落中心部のハマに対して、東西の門付近から外に広がるハマについては、「北出」住人も利用できた共有的空間の意味合いが強いことがわかる。ここで想起されるのは、すでに伊藤が指摘するように、近世の菅浦の東西に、村の管理する「惣浜」と呼ばれるハマ空間が存在していた事実である<sup>8</sup>。菅浦の惣が中世以来「東村」と「西村」の二つから構成されていたことはよく知られているが、「菅浦文書」の享和元年（1801）「古来有来通富」（近世・宗教3）には、「一川浜ふなて西ハ西村支配東村しはひ」「一祝ひの竹 東浜式本但し東中老約立事 一右同断 西浜式本西中老役立事」とあり、「東村」と「西村」がそれぞれ管理していた村のハマがあったことがわかる。さらに「菅浦文書」の天保七年（1837）「永代売渡シ申浜地ノ事」には、「件之浜者菅浦両村支配地之所」「西ハ惣浜列石限」の表記があり、近世の菅浦文書に散見される「惣川」（東西の舟入）「惣道」「惣山」と並んで、「惣浜」が存在したことが明らかである。この惣有の浜の位置については、「西村」の場合は神社前付近にあったと推定されている<sup>9</sup>。

「北出」の住人たちがハサ場に利用した共有的なハマ空間とは、こういった近世の「惣浜」を引き継ぐものであったと考えられる。ただし、西のイナ場については、「惣浜」であった神社前の浜を超えてさらに西方に広がっており、そのうち通称「小浦出」と「大浦」の山側には、中世以来個人の畑地が存在していたことが「菅浦文書」および「菅浦家文書」から確認される。これらの畑地先のハマには、土地所有者の「地先権」が及んでいたらしいことにも注意したい。「菅浦家文書」の大永3年（1523）「孫大夫いなば賣券案」（家37号）では、「小浦 坂尾」にあった孫大夫の「いなば（稲場）」が「私領」と書かれ、料足三百廿文で売却されている。さらに「菅浦家文書」には、永正六年（1509）にも借用した料足の質物として、嶋津家の「大浦之山并稲庭是両所」があげられている（家23号）。前節で述べた屋敷地地先のハマの論理と同じく、陸地側からの「地先権」が設けられたハマの姿をみることができよう。

なお、神社前付近の西の「惣浜」自体についても、近世後期の天保七年（1837）には個人に売却された記録が残っていることから（「菅浦文書」近世・土地 83、天保七年「永代売渡シ申浜地ノ事」）、村によって管理されるハマ空間が徐々に狭小化していった様相がうかがえる。

#### 4) 水面利用と四足門の境界性

「地先権」が及び、個人の占有性の高かったハマ空間と比べて、その前方に広がる湖水面自体は私有色が薄く、利用の共同性がきわめて高い空間であった。ハマに面していない「北出」の家々も毎日自由にこの水面を使っていたが、その具体的な用途は、舟の係留と水汲み・洗い物であった。以下、聞き取りによって昭和 30 年代までの湖面利用の詳細を復原してみたい。



図 2-4-9 写真 9 「ウマ」での洗い物

菅浦では五軒に一軒ほどの割合で、ヒラダあるいはダンベと呼ばれる通耕用の舟を

持っていた。各家の舟はハマに打ち込まれた松材の杭にトモヅナでつながれ、夜になると東西の舟入に引き入れられた。家ごとに杭は決まっていたが、他人の「地先権」のあるハマの先に舟を係留しても、全く問題なかったという。

また湖面には、ウマと呼ばれる一枚板の棧橋状の洗い場が設けられていた（写真 9）。写真の右端に見るごとく、数 m 間隔で多数のウマが湖中に突き出しており、いずれも毎日、山側の「北出」の家々までを含めた数軒で共同利用されていた。昭和 36 年に山水を水源とする簡易水道が登場するまで、人々は毎日このウマで水を汲み、顔を洗い、一日の生活用水にしていたのである。

昭和 30 年代まで、菅浦の多くの家々が琵琶湖の水を直接の飲み水としていた。毎朝 5:00 頃にウマまで下りて桶に水を汲み、これを天秤棒で担って家まで運んだ。水は台所のツボに貯めたが、このツボは 5 荷で一杯となり、これが家族の一日分の飲み水だったという。同様に風呂の水汲みもウマで行われた。大量の水を要するため、屋敷に井戸のある家でもそれだけでは足りず、琵琶湖まで汲みに出たものだという。

またウマは食器などの洗い場としても重宝されていた。飲み水の清澄を保つために、洗い物は時間をずらして行う決まりであったという。特に洗濯物には気を遣い、水を汲む場所からは離してウマとウマとの間で洗ったり、ゴム靴をはいて少し沖合ですすいだりしていたことが多く語られる。ここで注目されるのは、オシメなど不浄のものを洗う場所についてである。オシメは家のたらいで粗洗いした後、仕上げのみ琵琶湖で濯いでいたが、そういった不浄のものを洗う場所は村のはずれと決められていたことに注意したい。それは具体的には、西門と東門の外のハマであったのである。「西村」の主婦たちは西門の神社横のハマへ、また「東村」の主婦たちは東門の外のハマまでオシメ洗いに出かけたという。

菅浦では村落の空間構成として、西門と東門によって居住領域が限られ、門を境にして集落の内と外とが厳然と画されていることが知られている。たとえば、葬送儀礼の野辺送りでは西門でワラジを脱ぐことから、四足門が浄・不浄の精神的境界であったことが指摘されてきた<sup>10</sup>。日常の水利用の側面においても、門内の清浄さと門外の不浄のものという対比が、明確に意識されていることを指摘できよう。

### 5) 湧水・水系と「東村」「西村」

菅浦の人々が生活用水としていたのは、琵琶湖だけではなかった。集落には他にも水に関わる風景が多くあることに注目したい。それは湧水や家々の間を流れる水路、そして谷水である。

山が迫る菅浦ではその麓に多数の湧水が見られたが、一般に湧水を意味する「イド」の語について、菅浦では二つの意味があることに注意したい。A. 湧水地点の石組み井戸そのものを指す場合（写真 10）と、B. 集落内の水路に面して設けられた石段やマス状の洗い場を指す場合（写真 11）である。A が湧水として飲用にもなるのに対して、B はもっぱら洗い物に用いられており、水路を家の中に取り込んだものや、写真のように石段の上にツケモノ小屋を建て、雨の日でも庇内で作業できるようにしたものもみられる。かつて集落には今日より多数の「イド」が存在していたが、家の改築時に多くが姿を消し、特にBの庇付きの石段については現在では一カ所を残すのみとなっている。

さらに、菅浦集落にはもう一つの生活用水の水源がある。それは山の谷水である。東部の山麓では、谷水から直接取水したり、あるいは山麓に掘られた横穴から水を竹樋で引いたりして、飲み水にしていた家々が存在したという。

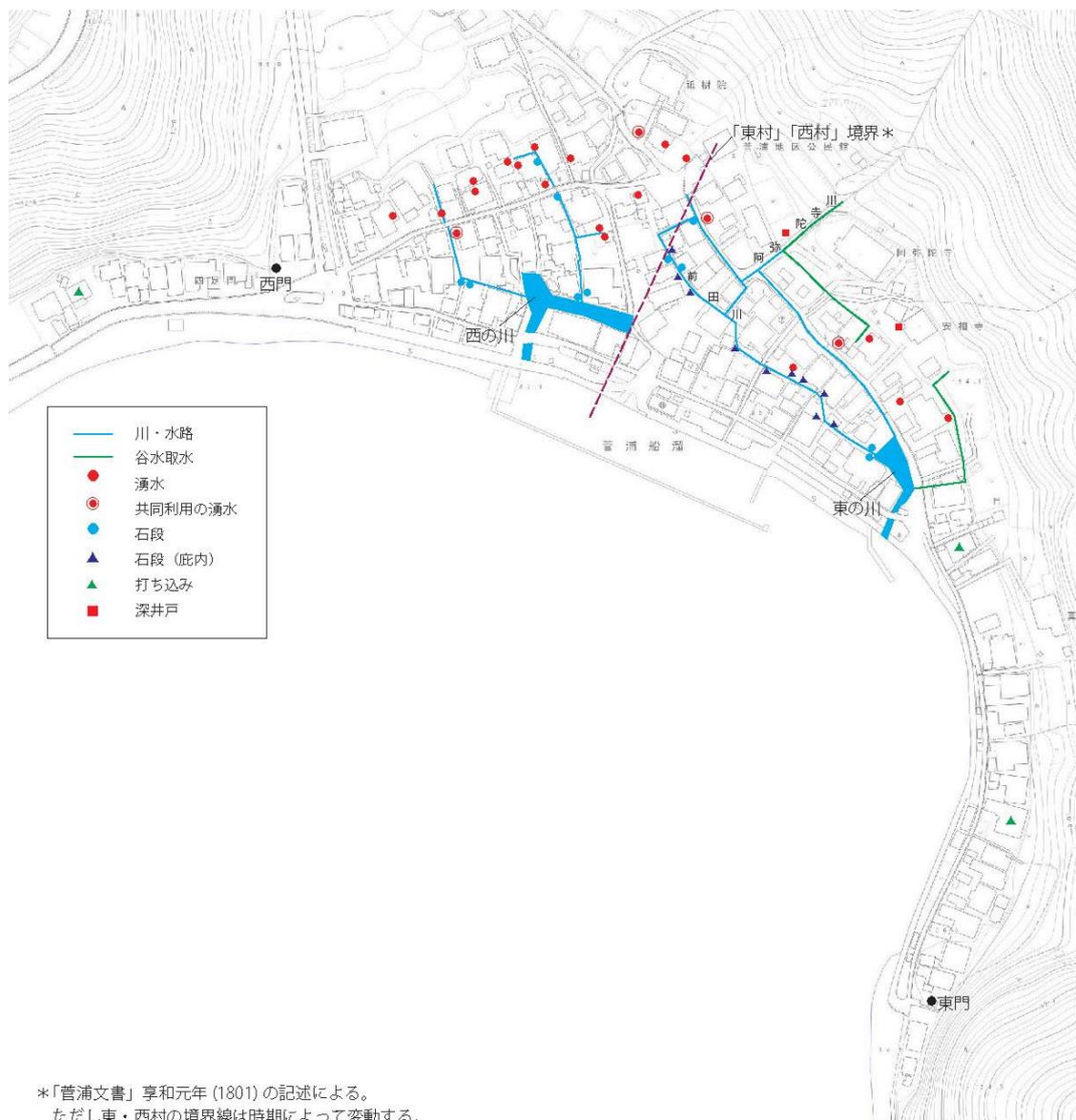
このように、現在では顧みられることの少ない上水道設置以前の取水形態には、菅浦の集落形成にかかわる中世以来の自然条件が反映されている可能性がある。そこで本稿では、聞き取りによって昭和 30 年代における菅浦集落内の湧水地点および水路、さらに谷水を利用する家々の分布について復原した。その結果を示したものが図 2-4-〇である。



図 2-4-10 写真 10  
湧水地点の「イド」



図 2-4-11 写真 11  
水路の「イド」



\*「菅浦文書」享和元年(1801)の記述による。  
 ただし東・西村の境界線は時期によって変動する。

図 2-4-12 昭和 30 年代における菅浦集落内の生活用水源とその利用

本図からは興味深い結果が浮かび上がった。それは、集落の東西で利用水源の系統が異なることである。集落西部では小出川によって形成された扇状地の扇端部に多数の湧出地点があり、そこからの水を集めた水路が家々の間をぬって西の舟入に流下する。この水路沿いには多数の B 型の「イド」が設けられている。一方、集落の東部には阿弥陀寺川とその南の谷川の影響下にある湧水が散見されるとともに、谷水自体も水源として利用されている。これらの湧水と阿弥陀寺川の余流は、前田川と呼ばれる水路に流れ込み、最終的には東の舟入に流入する。この前田川沿いには家屋内に囲い込まれた庇付きの B 型「イド」が集中している。

重要なことは、これら東西二つの水系が、それぞれ「東村」と「西村」の主要部分と一致することである。「東村」と「西村」の境界は近世以来、長福寺本堂から西の舟入の端を見通した線とされてきたが<sup>11</sup>、これに従えば「東村」は阿弥陀寺川水系湧水・谷水→前田川→東の

舟入の範囲に、「西村」は小出川扇状地末端湧水→水路→西の舟入の範囲に相当している。このように「東村」と「西村」という中世惣村の基底をなす二つの社会単位が、利用水源の系統と対応をみせることに注意しておきたい。

なお、「東村」のうち東の舟入以南の琵琶湖沿い列村部では湧水は見当たらず、飲み水も含めてすべての生活用水を琵琶湖に頼っていたことに留意したい。そのため、台風などで琵琶湖が濁った時や、ハマが荒れて水が汲めない場合には、東の舟入よりも北に出かけて、主軸道路の端の湧水や洗い場を使わせてもらったという<sup>12</sup>。この状況は西の門より外側の列村部でも同じであり、明治以降に「打ち込み」式の井戸が掘削されるまで、これら両地域では琵琶湖の水のみに頼っていたのである。

さて、以上のような菅浦集落の東西における用水系統は、菅浦の集落形成の歴史的経緯を考える上で重要な手がかりとなる。前述の集落西部扇状地の湧水線に注目した伊藤は、それを根拠の一つとして、「西村」の集落形成が「東村」に先行した可能性を提起している<sup>13</sup>。しかしながら図1にみるように、伊藤の調査時にはすでに廃絶していたものの、「東村」の領域にもかつては湧水の「イド」が複数存在していたことが今回の調査で明らかになった。よって湧水の存在を集落形成の必要条件とするならば、「東村」でもその条件は満たしていたことになる。したがって古くまでさかのぼる菅浦集落の核心部分とは、これら東西の湧水地点を含み込んだ西門付近から東の舟入近くまでの三角形の地域ということになるのではないか。中世の菅浦惣を構成していた「西村」と「東村」とは、それぞれ異なる水源系統に依拠した地縁共同体であり、この三角形の地域の中で双分的に成立したものと考えられる。

このことは、換言すれば、現状の「東村」のうち東の舟入以南の列村部については、後に開発された地区であることを意味する<sup>14</sup>。この浜沿いの屋敷地が、乙名層の有力家の居住地区として16世紀に整備されたことについては、「年貢納帳」の分析にもとづく伊藤の指摘もある<sup>15</sup>。生活用水の視点から見ても、先述のように東の舟入以北の湧水に依存する側面のみられることは、この地域の開発がそれより遅れることの傍証になるように思われる。

## 6) 小出川と中世の「前田」

菅浦の水に関わる風景として、最後に取り上げるべきは、先述の扇状地を作り上げた小出川の存在である。集落の西部、「西村」における湧水地点はすべて標高88mの等高線の直下に分布しており(図2-4-12)、小出川扇状地の扇端部湧水であることが明らかである。この小出川はかつて集落の中央部を流れており、中世以来の菅浦の歴史に大きく関わってきたことに注目したい。

図2-4-12にみるように、現在の小出川は須賀神社参道の横を流れているが、これは昭和27の河道付け替え後の新流路である。それまでの小出川は、図の点線のルートを流れており、明治初期の地籍図(江北図書館所蔵「近江国浅井郡菅浦村地券取調総絵図」)はじめ近世後期のものとみられる阿弥陀寺所蔵の絵図にもこの流路が描かれている。小出川の水源地は村落北部山中の「大峰の谷」と「峠道の谷」の川であり(図2-4-12の左上方に続く)、それらが須賀神社の本殿横で合流して小出川となる。現小出川河道と旧小出川河道の間にある扇形の斜面は、住民から「カワラ」と呼ばれる石ころだらけの畑地となっており、扇央部であること

は明白である。つまり、図 2-4-13 でいえば扇状地のちょうど扇頂部に須賀神社が立地しており、それは背後山地の水源のみならず、扇端部の湧水をも掌るまさに要の地点といえる。従来の研究では、須賀神社の鎮座地について「門外」であることが指摘されてきたが<sup>16</sup>、それは決して集落の「はずれ」ではなく、むしろ水支配の面では中心に当たる地点であったことに注意したい。

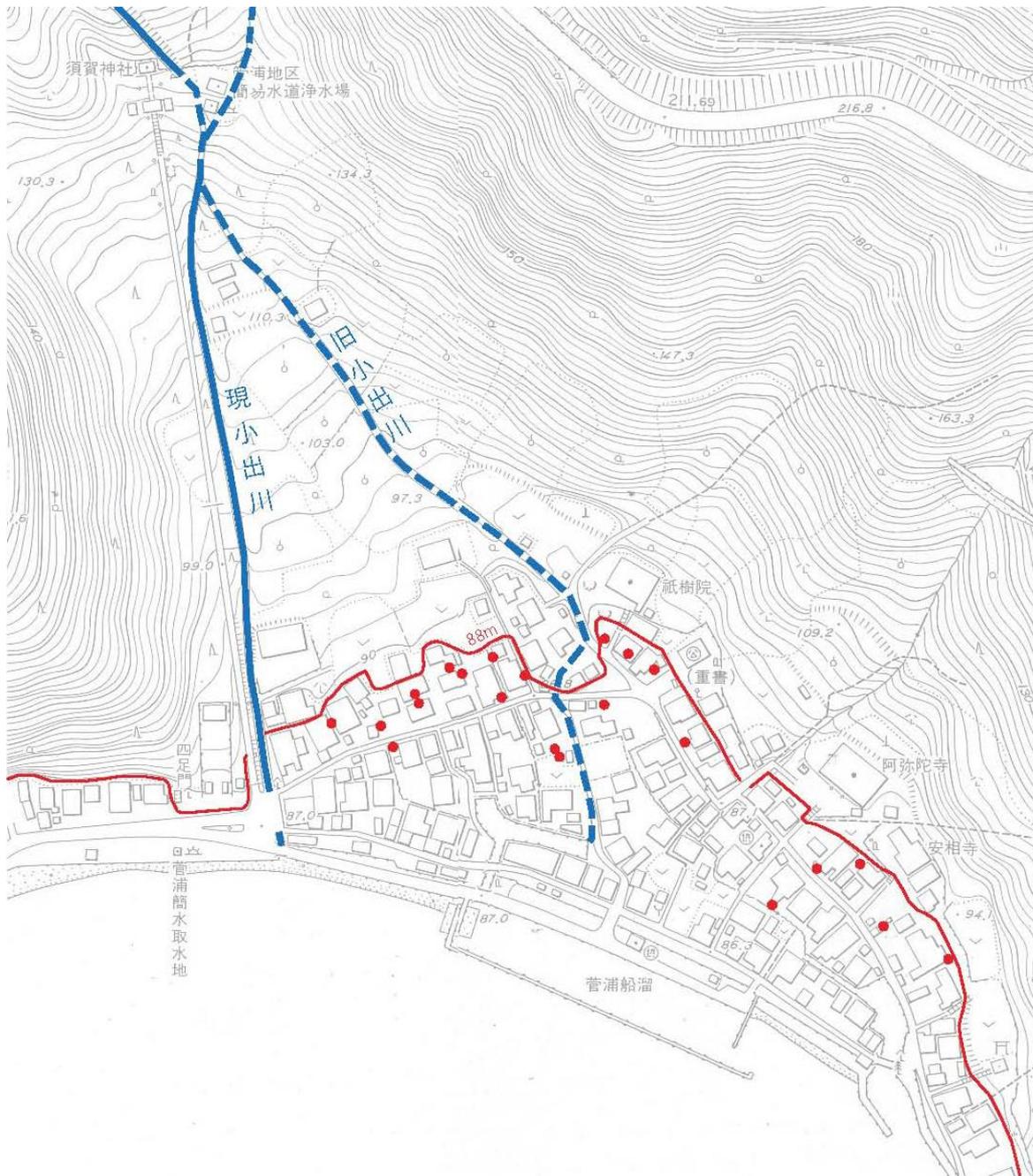


図 2-4-13 湧水地点と小出川の新旧河道

聞き取りによれば、付け替え前の小出川は、上流の「カワラ」の中ほどまでは表流水がみられたものの、それ以降の下流では全くの枯れ川であったとされる。そのため平時には、集落内の河道はそのまま道路としても利用されていたという。しかし、大雨時には一時に大量の出水があったため、集落内では越流を防ぐために河道の両岸に高く石垣が積み上げられていた。出水時には石垣の切れ目にあたる部分に板をはめて、集落への溢流を防いでいたという。現在も小出川の旧河道沿いには石垣が続く様子が残る（写真12）。



図2-4-14 写真12 小出川旧河道沿いの石垣の現状

この小出川旧河道のルートは、中世の菅浦集落の空間構成を考える上で欠かせない視点を与える。それは集落内に存在していた水田、惣有田として著名な「前田」との関わりである。先行研究では、14世紀後半の菅浦集落内に「前田」と呼ばれる四反半もの水田が存在し、惣有の田地として菅浦惣の存立に重要な役割を果たしていたことが明らかになっている<sup>17</sup>。この「前田」の詳細な位置について、伊藤は17世紀の史料の分析から、小出川旧河道の両岸にまたがる範囲に復原している<sup>18</sup>。すなわち、「前田」の立地は小出川と深い関わりを示しているものであり、本稿ではこの問題について次節で詳しく分析してみたい。

## 7) 小出川と山地の環境変化

地元では、小出川と前田川に挟まれた一帯を「前田」の通称地名で呼んでおり、それは伊藤による近世初期の耕地「前田」の復原位置とも一致している。しかしながら現在の小出川旧河道一帯は宅地の続く微高地となっており、水掛かりの点からはむしろ水田に適さない土地にみえる。果たして中世段階において、この一帯に菅浦惣の存立基盤となるような四反半もの水田が本当に存在しえたのであろうか。

その手がかりを与えるのは、地元に残る二つの口碑である。一つは、「前田の一帯は昔、沼地であった」<sup>19</sup>という伝承であり、もう一つは「大昔は東の舟入と西の舟入はつながっていて、前田川を舟で通って西の舟入へ行けたと伝わる」<sup>20</sup>というものである。1961年撮影の空中写真判読によっても、西の舟入と東の舟入との間に水路状の低地が見出せることから、ここに浜堤背後の湿地を想定することが可能ではないかと考える。このような土地条件を推定した場合、中世の水田はこの後背湿地を中心に立地しており、それに続く小出川下流および前田川付近にかけて分布していたことになる。このような「前田」の位置は、「前田」が「西村」と「東村」の間隙として空間的に両者の境界帯をなしていたという従来からの見解<sup>21</sup>にも合致する。

しかしここで考えねばならないことは、15世紀には惣有田であった「前田」がその後慶長期にはすべて畑地となっており、さらに近世に入ると宅地化されて、「西村」と「東村」が間

隙なく一村化した集落形態を呈するようになった事実<sup>22</sup>である。中世の「前田」は鎮守「両社」の宮田を含む惣有田であり、惣の維持に不可欠な費用を捻出する地として重要な役割を果たしていたことが判明している<sup>23</sup>。菅浦で水田が稀少であったことは、日指・諸河をめぐる血みどろの闘争をみても明らかであるが、惣村菅浦にとって重要な「前田」の田地はなぜすべて畑地化されてしまったのだろうか。その理由は、人口増による宅地需要という事由だけでは説明できないはずである。したがって、宅地化はむしろ畑地化された後の帰結であり、そもそも水田から畑地への土地利用の転換を余儀なくされるような土地条件の変化を想定すべきではないだろうか。それは、小出川による土砂運搬・堆積に伴う耕地の地盤高上昇ではなかったかと推測する。

慶長 7 年（1602）の検地帳では、すでに「前田」はすべて畑地となっていることに注目したい。その前の時代すなわち 16 世紀に、小出川の水源たる背後山地では土地利用をめぐる大きな変化が起こっていた。それは油料原料となるアブラギリ栽培の導入に伴う山畑の急速な開発である。

アブラギリの実からは、燈火用や油紙などの塗料用の油が採れる。菅浦がアブラギリ栽培に着手した年代は不明であるが、16 世紀初頭にはまだそれに携わる者は少数であったのに対し、戦国時代のうちに生産量が著しく増加したことについては赤松俊秀の研究に詳しい<sup>24</sup>。元龜二年（1571 年）には、六十石もの「油実」が浅井氏によって市価より安く買い取られており、菅浦はその代価として四十石を受け取っている。当時の「油実」は本来、米と等価で取引されていたことは重要であり、田地に乏しい菅浦がアブラギリの導入によって、大量の米を確保できるようになったことの意義が評価されている。近世の菅浦の年貢をみても、総計 160 石七斗七升三合のうち 92 石八斗七升が油実で納められており（慶安五年）、菅浦におけるアブラギリの重要性がうかがわれる。

このアブラギリは平地の畑ではなく、急斜面の山腹の畑で栽培されていた。その畑が山中深くまで分布していた様子は、近世絵図（滋賀県立図書館蔵「浅井郡延勝寺村・菅浦山論立会絵図」安永七年）によっても知られる。特に菅浦自治会所蔵の明治初期の地籍図（「西浅井郡菅浦村地籍全図」）によれば、山腹の蜜柑などの「畑」からさらに谷筋の上流に、「等外畑」という区画が多数分布しており、これがアブラギリの畑であったという<sup>25</sup>。「等外畑」の分布は、小出川の水源たる「大峰の谷」と「峠道の谷」の両谷川の上流部まで続いている。

16 世紀の間に起こったアブラギリの急速な普及は、栽培面積を増加させ、山地を切り開いての山畑造成を加速させたはずである。このように急激な山畑の開発は、水源地の山々の荒廃につながり、平野部への土砂の流出量を増大させたことが推定される。近世に入っても菅浦の背後山地では土砂流出がひどく、膳所藩による植林等の砂防事業が行われたことが記録されているが（『膳所藩郡方日記』）、すでに 16 世紀から小出川による土砂運搬が進み、小出川自身が河床の高い「水無川」になるとともに、河道付近の耕地も埋積されていったと推測される。このような土砂堆積により地盤高が上昇した結果、「前田」は畑地化を余儀なくされたのであり、すなわち「前田」の消失原因とは、急激なアブラギリ栽培の拡大に伴う山地の開発と荒廃であった可能性を提起したい。

菅浦惣にとって水田は貴重であったが、中世末期から油実の対価として米が入手できるよ

うになり、また日指・諸河でも畑地の水田化による田地拡張が進みつつあった<sup>26</sup>。このように「西村」と「東村」の間隙に存在した「前田」が姿を消した背景には、住民の生業活動の変化に伴う山地と小出川の環境変化があったのである。

(執筆者：佐野静代)

### 【注釈】

- <sup>1</sup> 滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書1 びわ湖の漁撈生活』、1979、626頁。
- <sup>2</sup> 前掲1、660頁。
- <sup>3</sup> 東京大学稲垣研究室『中世都市・集落における居住形態に関する研究』住宅建築研究所、1987。なお、この調査の内容は伊藤裕久「近江国菅浦における中世集落の形態に関する復元的考察 上・下」建築史学12号・15号、1989、1990にまとめられ、後に同著『中世集落の空間構造』生活史研究所、1992に収録されている。
- <sup>4</sup> 前掲3。
- <sup>5</sup> 保立道久「中世前期の漁業と庄園制」歴史評論376、1981。
- <sup>6</sup> 原田敏丸『近世村落の経済と社会』山川出版社、1983。
- <sup>7</sup> 前掲3。
- <sup>8</sup> 前掲3。
- <sup>9</sup> 前掲3。
- <sup>10</sup> 前掲1、686頁。
- <sup>11</sup> 「菅浦文書」享和元年(1801)「古来有来通富」に、「両村境本堂より西川口江見通し」とある。
- <sup>12</sup> なおその場合、前田川沿いのような家屋内に囲込まれた「イド」は使用することはできなかったが、主軸道路に面した「イド」はオープンなものと位置づけられており、住民すべてが自由に利用できたという(図1の二重丸の湧水)。
- <sup>13</sup> 伊藤裕久「中世末における待ち場の空間形成とその住居形態について」(中世都市研究会編『中世都市研究1 都市空間』新人物往来社、1994)119-149頁。
- <sup>14</sup> 「西村」についても、西門の外の屋敷地は慶長期にはまだ成立しておらず、その成立は近世中期まで下ることが判明している(前掲3)。
- <sup>15</sup> 前掲3。
- <sup>16</sup> 太田浩司「中世菅浦における村落領域構成」史林70-4、1987、および前掲3。なお前掲3で伊藤はこれを「門外の地形上の要所」と正確に述べている。
- <sup>17</sup> 代表的な研究として、井上聡「中世菅浦の前田」遙かなる中世14、1995、14-24頁など。
- <sup>18</sup> 前掲3。
- <sup>19</sup> 前掲19に同じ。
- <sup>20</sup> 前掲1、623頁および現地での聞き取りによる。
- <sup>21</sup> 前掲3、および前掲16太田論文。
- <sup>22</sup> 前掲3。
- <sup>23</sup> 前掲17。
- <sup>24</sup> 赤松俊秀「戦国時代の菅浦」京都大学文学部研究紀要5、1959、183-237頁。
- <sup>25</sup> 前掲16太田論文。
- <sup>26</sup> 太田浩司「田畠と惣一中世近江国菅浦における開発をめぐって」明治大学大学院紀要24-4、1987、309-322頁。

#### (4) コラム：明治期菅原の柳原家のくらし

菅浦の暮らしぶりが実体験できるかのような柳原氏の日記について少し紹介してみたい。

本誌の記載は明治35年元日から始まり大晦日で終わる。様式は當用日記で発行は明治34年10月28日発行。版型はB5版、1ページ毎に日付が印刷された実用日記帳で上段にはその日の経済・境遇・警戒・忍耐などについての訓戒が記され天気・風位なども記録する形式である。また日によってはその日が歴史的にどんな日であったかも記されている。

興味深いのはなんといっても菅浦の暮らしぶりが偽りなく世も取れることこれに尽きる。たとえば生業の表記には藁仕事の占める割合が高く、筵を編んでいたことが頻繁に記されている。山仕事の占める割合は聞き取りでも確認できたことであるが、日記でも割り木のことや桑の木の栽培の記載が認められる。また阿弥陀寺の当時の様子も記されており、「終に阿弥陀寺閉居風俗紊乱を見て一一閉居せるなり」と世相の乱れを指摘したりもしている。確かに世の中の動きにも敏感で当時の八甲田山の雪中行軍のことなどがリアルに記録されている。もう一つの見どころは菅浦から物見遊山に出かけること、特に4月15日の長浜曳山祭を見にゆく行程は貴重な行動の記載である。紙数が限られるのでとても言い尽くせないが本誌は菅浦の人たちに抱いているイメージ、それは漁師であったり、孤立した村であるなどとは、到底そぐわない自由な村人の姿を彷彿とさせるものである。今後も読み込んでいきたい民俗誌である。

(執筆者：中島誠一)

## 5. 生業が作り出す景観

### (1) 生業と土地利用の変遷

図 2-5-1~4 は、菅浦に保管される明治前期の土地利用図、および明治後期（明治 27 年「竹生島」1/20,000 に基づく）、昭和後期（昭和 52 年「竹生島」1/25,000）、平成期（平成 18 年「竹生島」1/25,000）に発行された地形図の情報に基づく明治前期から平成期までの菅浦の土地利用の変遷を示す。また、表 1 は各時代における土地被覆の面積を示す。なお、平成 18 年の土地被覆については、聞き取り調査に基づき一部修正を加えている。

明治前期（図 2-5-1）は、集落周辺には畑がまとまって分布し、竹林や若干の水田もみられた。畑は主に湖岸の道沿いにそって点在し、その周辺には雑草群落がみられた。荒地は、草刈り場などとして利用された土地で、定期的刈り込まれ草地状の土地であったと考えられる。菅浦の大部分の土地は森林であり、コナラなど落葉広葉樹林であり、部分的にアカマツを主体とする針葉樹林もあった。このような森林は、里山林として薪やキノコなどの採取が行われた。竹林は小規模な面積で林地に点在した。水田は、集落から離れた奥出周辺にまとまって分布した。

明治後期（図 2-5-2）になると、湖岸沿いに小規模な桑畑が見られるようになった一方、畑地に相当する凡例が見られなくなった。また、広葉樹林の中に分布した竹林の規模が大きくなった。針葉樹林は湖岸沿いにまとまって分布していた。北東部に大規模な荒地が見られるようになった。湖岸沿いの畑地や荒地の一部は針葉樹林に変化した。

昭和後期（図 2-5-3）になると、スギ・ヒノキの植林地が増加し、これらは地図上の針葉樹林として示されている。里山林の中で、アカマツと広葉樹林が混交する部分については、針広混交林として地図上に示された。桑畑が消失した一方、柑橘類などの果園が集落周辺で見られるようになった。また、水田面積は減少し、湖岸沿いに荒地が点在するようになった。明治後期にあった桑畑という表記は無くなり、畑地としての分布が示されている。

平成期（図 2-5-4）になると、スギ・ヒノキの植林地を中心とする針葉樹林の面積がさらに大きく増加した。放置された竹林の面積が断片的に拡大する傾向があった。集落周辺に果園が若干増加した一方、荒地の場所が昭和後期とは異なり、林地に多くなった。

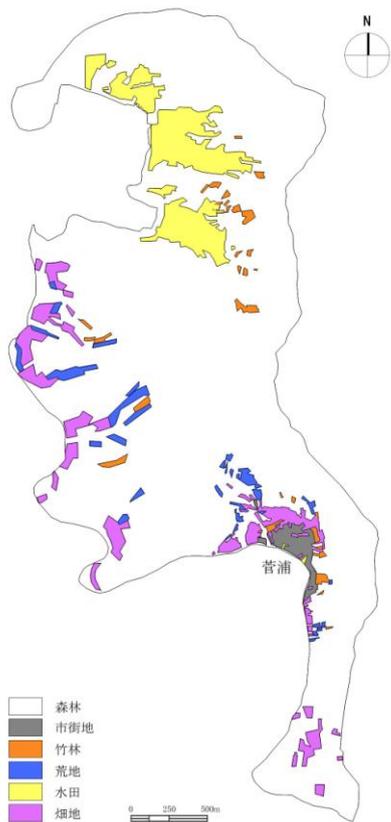


図 2-5-1 明治前期の土地利用

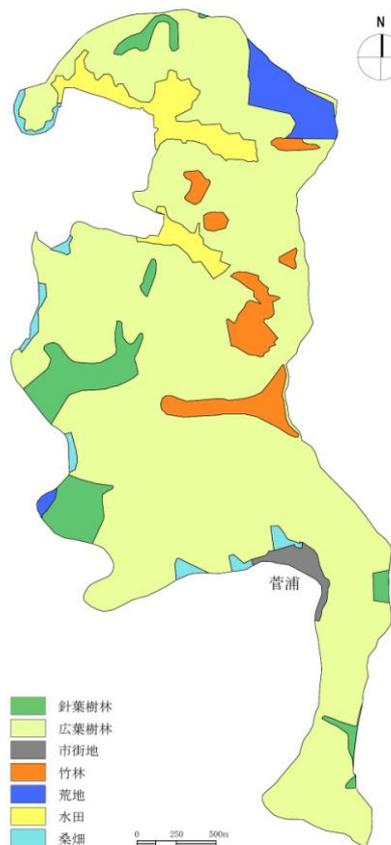


図 2-5-2 明治後期の土地利用

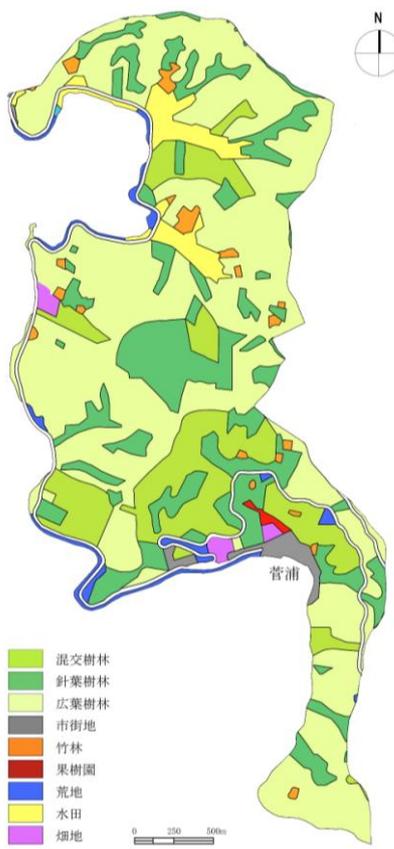


図 2-5-3 昭和後期の土地利用

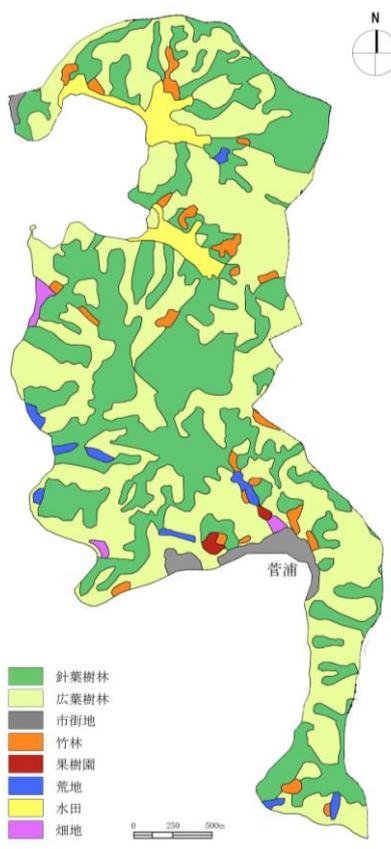


図 2-5-4 平成期の土地利用

表 2-5-1 菅浦における主な土地被覆の面積(a:100 m<sup>2</sup>)の変化

	森林	混交樹林	広葉樹林	針葉樹林	市街地	竹林	荒地	水田	畑地	果樹園
明治初期	51668	0	0	0	581	625	1068	3822	2700	0
明治後期	51540	0	47680	3860	591	2778	1720	2999	835	0
昭和後期	52602	8692	32112	11798	1140	864	1140	2256	159	507
平成期	53910	0	30033	24103	1112	1492	727	2050	336	175

注：森林は、混交樹林、広葉樹林、針葉樹林の合計を示す。また、明治後期の畑地は桑畑を示す。

次に、明治 34、35 年の柳原忠右衛門日記および聞き取り調査の結果に基づき、この頃の菅浦での生業、資源利用についてさらに詳しく見ていく。表-2 は、生業、資源利用に関わる主な作業、行為を月別に示した。なお【】は日記に記された生業、資源利用を行った場所の地名を示す。また□で表記されたものは、日記に記された文字のうち判読できなかったものを示している。なお、作業の内容について聞き取り調査で確認できたものは（）に示した。

1 月は、「藁仕事」、「藁打ち」、「縄打ち」、「米つき」、「藁し」（藁仕事をする）、「古林立木ククリ」【奥出】、「油木出し」（油木とはアブラギリのこと）、「生糸売却」などを行っていた。

2 月になると、「藁仕事」、「ハバキ編み」（藁製の脚絆がついた草履を編む）、「ランゴ編み」、「タス編み」（田畑に行くとき道具を入れるカゴを編んで作る）、「草履づくり」「蓑づくり」、「味噌つき」、「餅つき」、「柴取り」、「肥持」、「畑打」【内場】、「クヌギ起し」（雪が被った小さなクヌギを起こす）【植出、御地口】を行った。1 月と同様、室内でできる作業が多いが、藁仕事に加え、縄作りや編み物など仕事内容はやや豊富になっていた。23 日時点で生糸は四拾六円位だったが、その後生糸は下向きという記述があった。

3 月は、「草履作り」、「藁仕事」、「縄作り」、「牛蒡蒔き」、「柴刈り」、「松の木伐り」、「松割木」、「竹取り」、「クヌギ植え」【猿尾】、「畑打ち（畑普請）」、「竹生島ジャリ取り」（竹生島に持っていくための砂利採り）、「杉木植え」、「畑打」【内場、コラデ、大浦、ヨノウラ】、「ろ織り」、「柴上げ」（ツシに柴を上げる）、「松三本植え」【猿尾】、「開墾」【猿尾、宇保善棒】、「古ろ世かき」【大浦】、「肥持」を行った。春になり、柴刈り、松木取りが頻繁に行われている。クヌギや杉を植栽したとの記述もあった。降雪の際は藁仕事を行っていた。3 月中旬に開墾するという記述が何度かみられた。

4 月は、「柴刈り」、「目桑原打ち」（若い桑の葉を摘むことで、芽桑とも記される）【奥出】、「桑木植え」、「杉植え」、「クヌギ植え」、「松割木し」（松を割り木にする）【大浦姫山】、「畑打ち」【内場】、「麻蒔き」、「苗代蒔き」「肥持」、「柴刈り」【白山】、「開墾」【奥出、ハヒ坂】、「芋麻蒔」、「苗代師」であった。筆者姉妹による柴刈り、目桑原打ちが頻繁に行われていた。3 月に引き続き開墾が行われた。

5 月は、「田仕事」【ハヒ坂、奥出】、「畑負い」、「苗打ち」、「蚕拵」、「柴負い」、「田スキ」、「田打ち」、「畑打ち」【ヨノウラ】、「草刈り」、「草むしり」、「肥ヤリ」、「目桑モリ」【奥出】、「結い垣」、「種蒔き」、「開墾」【ハヒ坂、奥出】、「柴刈り」【大浦】、「柴上げ」、「肥持」、「田スキ」、「荒田打」（宇奥出）、「目桑原植」【ハヒ坂】、「桑摘み」【奥出】、「目桑摘み」【奥出】、「桑おり」【保善棒】、「桑ノ木かり」、「クヌギ植え」【植出】、「芋植」【奥出】、「茶摘み」【猿尾、大浦、奥出】、

を行った。田仕事、草刈が頻繁に行われ、5月になり茶摘みが行われた。桑を採取する記述が頻繁にみられた。

6月は、「石垣積」、「畦カリ」、「田仕事」【奥山】、「蚕養」、「クリガリ」(畦の草刈り)、「ウチナリ」、「桑モリ」、「田植」、「藁し」、「蚕上」、「草カリ」【ハヒ坂、ヨノウラ】、「草負」、「繭之炉」、「繭カキ」、「糸引」、「豆ヒキ」、「草口積み」、「畦かり」、「ユヒガヤシ」(結返しであり、仕事を手伝ってもらったお礼をすること)、「桑肥ヤリ」、「繭口師」、「植付」【大田白山等】、「茶摘」【コラデ、ヨノウラ、屋敷】、「田手伝」、「畑打」【隠居屋敷、大浦】、「豆取」、「肥持」であった。蚕の世話に関する記述が多くみられた。雨天のせい繭はあまり上等のものができなかった様である。筆者姉妹が繭から糸を引いており、蚕の世話に関する記述が多くみられた。

7月になると、「柴ホドキ」、「生糸売却」、「柴積」(柴を積み上げることで、積み上げたものをニューウという)、「茄子植」、「肥出し」、「芋植」、「畑打」【コラデニ、ヨノウラ】、「糸引仕舞」、「田草取」、「豆蒔」、「芋草カリ」、「蚕桑蒔」(蚕に餌を与えること)、「桑モリ」、「虫害除祈祷」、「豆植」【奥出】、「芋植え」、「糸引」、「肥持」【大浦、奥出、ハヒ坂】、「根回し」(稲の草取り)、「草取」【白山、大田、ハヒ坂、平田、奥出】、「芽桑原打」【ハヒ坂】、「開墾」、「蚕養」、「茶摘」【内場、ヨノウラ、大浦畑】を行った。芋や茄子を植えたほか、主に田畑や桑畑の草取り等手入れを行った。阿弥陀寺にて虫害除けの祈祷を行っている。生糸は落ち着いたが白米の値が上がったという記述があった。芋や茄子、豆を植えたほか、主に草取りが行われていた。

8月は、「麻ヒキ」、「桑モリ」、「草取り」、「糸引き」、「蚕葉蒔き」、「河掘り」(西の舟入と東の舟入の泥さらいをすること)、「大根蒔」、「畑仕事」、「桑打」、「追肥」、「焼蒔カリ」、「大根肥料蒔蒔」、「畦カリ」、「蚕上」、「繭かき」、「繭爐師」、「繭売り」、「茶摘」、「田へ肥料やり」、「肥持」、「草取」【白山大田、奥出】、「畑打ち」【ヨノウラ】、「ソバマキ」(山の木の間にソバの種もみを蒔くこと)、「油蒔き」【ハヒ坂半平田、白山大田等】を行った。阿弥陀寺にて虫干し供養を行っていた。雨天により養蚕が困難だったという記述もあった。

9月になると、「畔カリ」、「柴片付」(柴を家のツシに入れること)、「草ヨセシ」、「刈り込み」、「大根肥やり」、「泥カキ」(湖岸沿いの水田は嵩上げや施肥などのため、琵琶湖から泥を掬って田に入れること)、「畑草カリ」、「山シユリ」、「芋土掛」、「ヒへ抜」、「下カリ」、「芋肥ヤリ」、「畑打」、「畑打ち」、「竹切」、「竹打」、「竹クリ直し」(竹を倒して、枝を払って、何本かまとめて括ること)、「肥持」【内場】、「山見」(山の境を立会して確認すること)【内場】、「畑刈り込み」【大浦】、「刈込」【猿尾】を行った。

10月には、「藁売却」、「畑師」、「肥持」、「砂出し」、「畑開墾」、「豆植」【内場】、「栗拾い」、「初油実拾い」、「ランゴアミ」、「早稲蒔」、「雪隠水汲」(便所に水を入れて、糞尿をシャバシャバにするもので、こうすることにより畑に撒きやすくなる)、「フホウ植」、「油木切」、「稲カリ」、「竹切」、「大根肥刈」、「下刈り」【ハヒ坂】、「草刈」【ヨノウラ】、「割木師」、「山シユリ」【ヨノウラ】、「草負」【ハヒ坂】、「畑仕事」、「豆ひき」、「油実拾い」、「油実入札」が行われた。生糸景気振るわず。稲刈りが行われた。油実を拾い売却したとい記述がみられる。父と藁を積み長浜へ売りに行っている。中下旬から油実拾いが行われている

11月は、「芋オコシ」、「稲刈り」【大田、白山、ハヒ坂】、「目桑原打ち」、「稲こき」、「稲取り」(日指や諸河など、集落から離れた田んぼに刈っておいた稲を取りに行くこと)、「油木割木負

い、「柴山藤切り」、「柵苗起し」、「モミスリ」、「屋根葺シ」、「藁仕事」、「藁すぐり」、「宮篋り」、「薪師」【奥出、ハヒ坂】、「柴かり」【大浦】、「田かり」【平田、奥出】、「稲取り」、「餅稲かり」、「稲こき」【内場】、「琉球芋起シ」（サツマイモを収穫すること）【ヨノウラ】、「芋起し」【ハヒ坂】、「大根肥やり」【柴山、内場】、「口木植え」、「モミスリ」、「餅米すり」、「クヌギ起し」、「畑打」、「河堀」であった。

12月は、「煤蒔ヒ」、「クヌギ植え」、「草履づくり」、「藁仕事」、「雪隠水汲」、「割木片付」、「桑木起し」、「畑仕事」、「桑木おこし」、「米舂」、「杉木杖つか」（倒れそうなスギに支えをすること）、「大根ひき」、「肥持」、「溝河堀」、「山シユリ」（シユリは手入れをするという意味であり、間伐、枝打ち、下草払いなど）、「油木枝負」、「桑原打」、「柵植替」、「油木出」、「油木出し」【奥出】、「草刈」、「柴刈り」【内場、大浦】、「柴片付け」、「クヌギ植え」【ヨノウラ】、「割木負」【奥出】、「煤はき」、「米踏み」、「米つき」、「餅つき」、「藁すぐり」であった。

（執筆者：深町加津枝）

## （2）近代以降の漁業とその景観

菅浦は中世以来の内蔵寮供御人として、コイなどの漁獲物を貢上する「漁人」が活躍したことで知られている。しかし近世・近代初頭には薪・割木採取などの山稼ぎに生業の中心をシフトさせていたようで、漁撈活動は必ずしも盛んとはいえず、たとえば明治七年段階では、「魚猟稼人」は沖曳網3、小糸網2、打網1の合計6戸にとどまっている<sup>1</sup>。

その後、大正末期より琵琶湖から全国への放流用アユ種苗の出荷が始まり、菅浦では特に昭和41年に大浦と結ぶ道路が拡幅されて自動車による販路が拡大されたことから、当地の漁業は昭和40年代より隆盛を迎えた。この当時の菅浦の漁法については、すでに昭和54年刊の『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』に詳細な報告があり、また今回の調査報告書でも漁具・漁法に関して別途項目が立てられている。そこで各漁法の詳細なモノグラフについては該当章に譲り、本稿では主に『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』からは抜け落ちている明治・大正・昭和前期の菅浦の漁業に光をあてたい。特に漁撈活動が作り出す文化的景観という側面に注目し、伝統的な漁場の位置やエリ漁などの漁撈風景について、時代ごとの変化をみていきたい。

### 1) 忘れられた明治期の漁場

戦前までの滋賀県の漁政では「漁籍」という制度があり、ヤナ・エリなどの定置漁業（現在のエリは共同漁業）や地引網などの特別漁業については、事前に定められた場所・範囲でしか操業が許可されなかった。滋賀県公報で告示されるその漁場範囲が「漁籍」であり、小字名によって示されるのが通例であった。エリとヤナについては明治35年6月にはじめて漁籍の告示がなされたが、菅浦に関してはいずれの漁籍もみられず、この段階では菅浦にはエリ漁は存在していなかったことが判明する。

一方、漁業法の改正に伴う明治45年1月の県公報での告示には、エリ・ヤナの定置漁業に加えてはじめて特別漁業の漁籍も掲載されることとなった。菅浦についてはやはり定置漁業の漁籍は存在しないが、しかし特別漁業として「大地曳網」と「鮎地曳網」の漁籍がみられ

ることが注目される。「大地曳網之部」には、菅浦の小字「奥出 第 26 番」「奥出 第 28 番」、さらに「道出 第 28 番」という漁籍番号の記載がある。また「鮎地曳網之部」には、菅浦の小字「奥出 第百十番ノ四」が記されている。通常、琵琶湖の「大地曳網」はコイ・フナなどの比較的大きな魚種を狙うものであり、また「鮎地曳網」はコアユを捕獲するものであった。

「奥出」「道出」ともに小字としては広大であり（図 2-5-5 参照）、そのうちどの地点に漁場が設けられたのかは今となっては明らかでない。筆者は今回聞き取り調査を試みたが、これらの地曳網漁場について記憶する漁業者は皆無であった。ただし、小字「奥出」内の「赤崎」（図 2-5-5）の地先で、「昔（時期は不明）、他村の人が地曳網をやっているのを一度だけ見かけたことがある」との証言があり、このあたりは浅場になっているのでコイやフナが獲れたのではないかとのことだった。したがってこの地点に、第 26 番か 27 番のいずれかの漁場を想定できるかもしれない。

しかし菅浦の近世文書には、江戸期にこの地で地曳網が行われていたとの記録は全くみられず、同様に 17 世紀の堅田の漁業史料中にみられる琵琶湖岸の「大網引場」105カ所のうちにも、菅浦の地先は記載されていない<sup>2</sup>。現在 70 歳以上の人々にも菅浦の漁業者自身が地曳網に従事したという記憶が全く伝わっていないことから、おそらく地曳網は明治中期にこの地にいったん導入されたものの、根付くことなく早期に廃れてしまった漁法であったと推測される。菅浦付近は沈降性の深い湖岸であり、遠浅の湖岸を適地とする地曳網には不向きであった。菅浦の漁場としてのメリットは、むしろその深さを生かした沖曳き漁や延縄漁などに発揮されてきたのである。

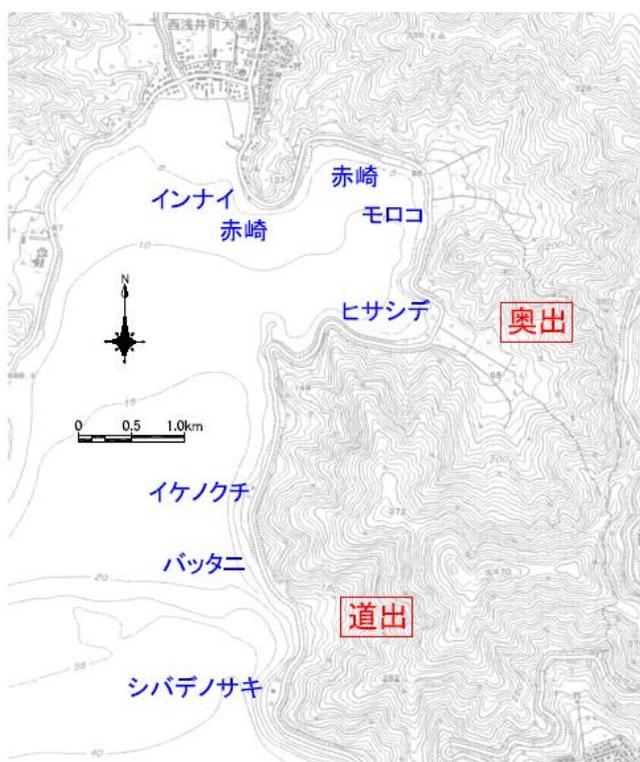


図 2-5-5 菅浦の小字地名と漁場の位置

## 2) 「網浦」と村のコモンズ

『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』ではほとんど触れられていない菅浦のもう一つの漁撈形態として、「網浦」の慣習があげられる。網浦とは産卵期のニゴロブナを対象とするモンドリ漁で、その仕掛け場所ニカ所の権利を区が有しており、村内の入札によって行使者を決める制度である。

漁場は小字「道出」内の「イケノクチ」と「シバデノサキ」のニカ所であり(図1)、いずれも菅浦地先の湖岸としては珍しくヨシのよく生えた浅場で、このヨシ原めざして産卵接岸してくる多数のフナを捕獲できる好漁場であった。毎年2月28日に入札を行い、落札者が1年間の行使権を得たという<sup>3</sup>。聞き取りでは同一人がこのニカ所とも行使権を落札するのが通例であったとされる。モンドリには竹製・網製どちらもみられたが、3月からすでに舟一杯にフナが取れ、5・6月ごろまで漁獲が続いたという。

入札金は区の財政に繰り入れられた。大正五年の「歳入出萬明細帳」(区有文書)によれば、「網浦金七分ハ経常費ニ繰入レル事 参分ハ参拾人配当ノ事」とある。入札金の七割は村落財政に還元されているが、残る三割分を配当された「参拾人」とは、近世後期の上層階級で、庄屋・肝煎・組頭をつとめる家柄の「三拾人御役人衆中」<sup>4</sup>を引き継ぐものと考えられる。

また昭和36年の「歳入出萬明細帳」(区有文書)には、「網浦 網浦ノ収入ハ三役ニ於テ処分スルコト」とある。この場合の三役とは、区長・区長代理者・長老衆を指しており、長老衆については後述する。網浦の制度は、湖岸の道路拡幅に伴ってヨシ原が埋め立てられるまで続いたといい、おそらく昭和三十年代末頃まで存在したと推定される。聞き取りによれば、最後の年の落札金額は、ニカ所あわせて一万円程度であったというが、前掲の昭和36年「歳入出萬明細帳」によればこの年の区の歳入総額は33万9463円(うち各戸からの区費徴収額は18万8747円)であり、区にとって決して少なくない収入であったことがわかる。

昭和30年代には入札は区長の家で行われていたが、そこには「長老衆」が立ち会う定めであったことに注目したい。中京大学の民俗調査報告では、「長老が網浦の入札を行なう」と明記され<sup>5</sup>、入札を取り仕切る主体が長老衆にあったことがわかる。菅浦の長老衆は今日では四名で、住民すべてから任命されるが、明治・大正期には「二十人衆」とも呼ばれ、本役を納める家々のみから任命されていた<sup>6</sup>。原田敏丸によれば、この長老衆は近世にみられる「忠老役」二十人を引き継ぐもので、地方支配機構としての代官・庄屋等とは異なり、本源的には室町期の「乙名」二十人にさかのぼり、中世惣村の自治機構を受け継ぐものであったという<sup>7</sup>。今日の長老衆の機能は宗教的分野や年中行事に限定されてはいるが、しかし土地境界など争論調停に関しては、長老衆の裁定は区長に優先するといわれることにも注意したい。

近世までの「忠老役」が村の資源の取り締まり、特に山法度の作成・施行に深く関わっていた事実が指摘されているが<sup>8</sup>、おそらく山林と並ぶ資源として、湖岸の漁業資源も近世において意識されていた可能性を提起したい。網浦慣行が近代以前にさかのぼることを示す史料は伝存していないが、しかし近代の網浦において入札金とその村への還元で長老衆が深く関わっている事実は、おそらくこういった近世以来の村惣代による資源管理の伝統を示すものではないだろうか。

網浦慣行に関するもう一つの特徴は、その漁業権が戦後の新漁業法施行にあっても漁協や

個人へと移行されず、村落の手に保たれ続けたことである。琵琶湖岸においては昭和 24 年以降のいわゆる「漁業改革」により、かつての「村エリ」など村落全体で共有されていた漁業権が漁業者のみからなる漁業組合へと移され、村落住民全体を用益するものではなくってしまった経緯がある<sup>9</sup>。しかし菅浦では、網浦のモンドリ漁は村有のまま運営されており、いわば村のコモンズという形そのままに保たれていた。モンドリ漁がエリのように免許を要する大規模漁ではなかったことにもよるであろうが、結果として行使者のみならず村落に収益が還元される村の共有財産は、昭和 30 年代末まで守られていたことになる。

なお、聞き取りによれば菅浦のフナのモンドリ漁場は他にも二カ所あり、「ヒサシ」・「モロカワ」の地先にもわずかにヨシ原があって産卵期のフナが捕獲できたという。ただし、この二カ所は入札などなく、だれもが自由にモンドリを仕掛けることができたオープンな漁場だった（他村からの網漁出漁さえみられた）。つまり、タイトなコモンズとして厳重に管理された「イケノクチ」・「シバデノサキ」に対して、相対的に資源価値の低い「ヒサシ」・「モロカワ」は、住民に開放されたルースなコモンズだったことになる。

### 3) 戦前のエリと戦後のエリ

戦前と戦後、より正確には新漁業法の施行以前と以後とで大きく姿を変えた琵琶湖の漁業として、エリ漁があげられる。前述のように、明治 35 年段階では菅浦にエリの漁籍は告示されておらず、エリ漁はまだ行われていなかったことが明らかである。その後大正期および昭和 5 年の漁籍告示においても菅浦にエリはみられない。なお、昭和 15 年の滋賀県公報に「魾・網魾ノ部」として「大字菅浦 字勘後 第八百四十二番」とあるが、菅浦には「勘後」という小字はなく、隣村大浦の小字であるため、これは昭和 5 年の滋賀県公報に記載の「大字大浦 字勘後 第八百四十二番」の誤植である可能性が高い。よって菅浦の区域には、戦前にはエリは立てられていなかったことになる。

ただし、聞き取りによれば戦前にも一カ所だけエリがあったともいわれ、それは「インナイのエリ」であったという。「インナイ」とは大浦との境界をなす赤崎付近で、ここに西向きに伸びたエリが存在していたとのことであった（図 1）。『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書』には、菅浦の北川新兵衛氏が戦前塩津のウロ（浦）に魾をつくっていたが（塩津のエリの権利を請けていたものと推定される）、戦後奥出のウロの赤崎の魾場の権利をまかされて、10 年ほど行使していたとの記述がある。おそらく戦中か戦後の早い時期にこの「インナイのエリ」が菅浦村域内での最初のエリとして立てられたのではないかと推定される。聞き取りによれば、このエリは細目（主としてアユを狙う）の竹簀エリであったという。

この後、菅浦ではエリが相次いで構築されることになる。「ヒサシデ」、「ジャガ」、「バツタニ」にエリが新たに設置されていった。これらの位置については、各時期の空中写真から知ることができる（写真 1・2）。対岸の大浦の湖岸にも「サンミのエリ」があり、このように湾内にはいくつものエリが並ぶ琵琶湖らしい風景がみられるようになった。



図 2-5-6 写真1 インナイのエリ  
(国土地理院 1974年  
MCB7412X-C11B-23)

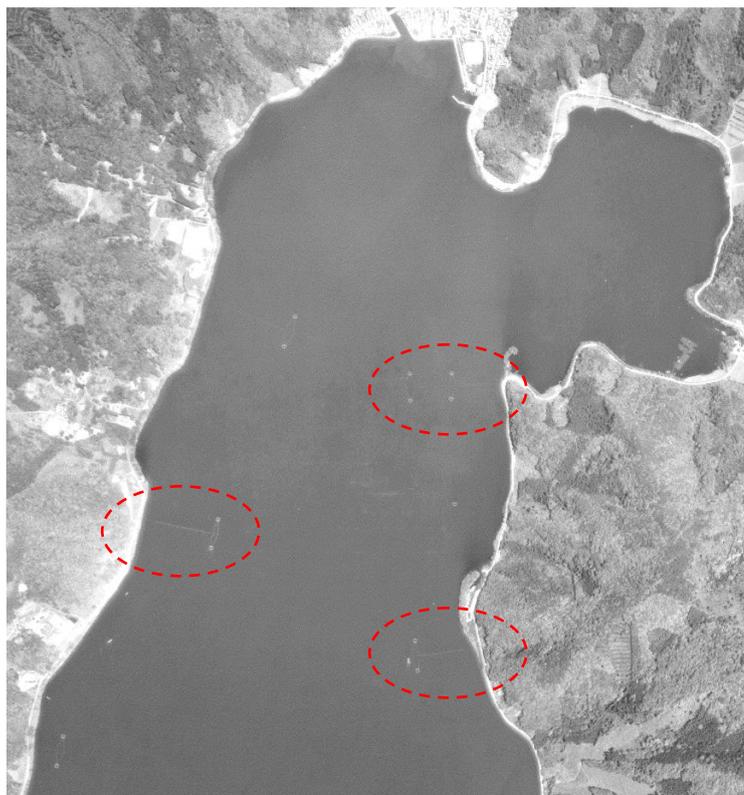


図 2-5-7 写真2 ジャガ・バッタニ・サンミの網エリ  
(国土地理院 1995年 KK952X-C1-9)

昭和 30 年代の記憶として、「ヒサシデ」のエリはフナを狙う荒目の竹簀エリであったという。このエリや先述の「インナイ」のエリのように、琵琶湖岸のエリは元来竹でつくられるものであった。しかし昭和 40 年代後半から 50 年代に琵琶湖漁業がアユ苗中心へと完全にシフトしたのに従って、エリの大部分もコアユ漁に適した網エリに置き換えられるようになっていく。網エリは竹簀エリに比べて、より深く風波のある水域でも立てることができる。そこで、沈降性の深い湖岸で本来はエリ立てには向かなかったこの菅浦にも、網エリ設置の機運が高まっていったのであろう。これらのエリは、新漁業法に基づいて漁協から漁業者に行使権がゆだねられる、村のコモンズとは異なる漁業であった。

このように、我々の目には前近代から変わらないように見えるエリの風景も、琵琶湖漁業の質的転換あるいは制度的変化に適応して、創意工夫の結果生み出された景観であったことに留意せねばならない。生業活動の時代ごとの変化に伴って、文化的景観もまたデリケートにその姿を変えてきた経緯が、このエリ漁の景観に凝縮されている。

#### 4) 菅浦の漁業の現在

菅浦の漁業が最も盛んであったと記憶されているのは、昭和 40 年代から 50 年代はじめ頃のことである。オイサデやエリによって捕獲された放流用のアユ種苗は、当時は 1 キロあたり三万円を超す高価格で取引され、文字通り「笑いの止まんほど儲かった」という。水深のある菅浦沖合の漁場では沖曳き網漁も盛んで、大量に漁獲されたイサザやエビがよく売れた。そこで菅浦では漁の稼ぎで家々が建て替えられるようになり、当時ちょっとした建築ラッシュを迎えたという。つまり漁業の盛行が集落の景観を塗り替えたのであり、このように漁撈活動が当地の景観を大きく変えるほどの影響力を持った時期があることに注意したい。

この時期、漁業者に信仰されていた金比羅社の祭祀も盛んであったことが記憶されている。金比羅社は菅浦集落の東部、東のカワの入口近くの山側に鎮座している。当時は漁業者と丸子船の運送業者 25 名によって金比羅講が構成されており、毎年 10 月 10 日を講会として祭祀を行っていた。毎年琴平まで 2 名が代参するほど盛大な講であったという。今日では講の関係者も 10 人ほどとなり、代参は行われず御札を郵送で受け取るだけとなっている。

菅浦の漁業に関わる景観を一変させた最大の画期は、昭和 50 年代半ばに本格化した国の「琵琶湖総合開発」であった。港湾が整備されて集落前面に巨大な舟溜まりが出現し、舟の係留は格段に便利になった。しかしその反面、国の一大プロジェクトとして県下一円で行われた湖岸埋立てや護岸工事は、ヨシ帯など魚類の産卵生息の場を消失させ、琵琶湖の生態系を大きく変えることとなった。今日、ブラックバスなど外来種の影響もあって、琵琶湖での漁獲量は減少の一途をたどっている。また、盛期の琵琶湖漁業を支えていた琵琶湖産アユ種苗の出荷も、平成以降は冷水病の発生や他産地からの攻勢によって、全国でのシェアを大きく落としている。

昭和 53 年には 39 名（専業 15 名、兼業 24 名）を数えた菅浦の漁業者も、現在では 10 人ほどに減っている。最盛期には 12 組あった菅浦のオイサデも、今日ではついに一組となり、30 艘を数えた沖曳き網用漁船も二艘を残すのみとなっている。菅浦の漁業に関わる景観は、今日また大きな曲がり角にさしかかろうとしており、菅浦の文化的景観を形成した営力の一つとして漁撈活動を正しく評価し、その歴史と技術を分析・記録することが急務である。

(執筆者：佐野静代)

## 5) 漁具の作成

ここではギギモジ（ウエともいう）の製作法について報告する。モジは筌（うけ）の地方名で中国、四国地方の一部や近畿東部から北陸にかけての地方を中心とした呼称である。筌とは河川や湖沼、水田とその排水路、沿海の水中に敷設し、魚類やカニ、エビ、サンショウウオなどの習性を利用して捕獲する漁撈具である。菅浦ではギギと呼ばれる魚を取るための専用のギギモジを作っていた。ギギは菅浦の岸付近の岩場に棲む体長15～30cmぐらいの魚で、ギンギとも呼ばれる。蒲焼・煮付け・味噌汁などにするが、特に妊婦の滋養によいという。ギギは産卵を岸の石垣の中でするので、6～8月のころ、岸付近の岩のあいだにギギモジを仕掛けておくと、面白いぐらい沢山とれたという。ギギモジは、長さ104cm、底径は24cmぐらいの中型のモジである。

- ① 竹を切り出し、竹割で割る。竹は真竹を選ぶ。菅浦では竹の花が咲いて一時、竹が全くない時期があったが、今では復活した。ただし若い竹はだめで、5～6年たったひねた竹がいい。
- ② 竹を必要な長さに切り、身をそいで皮の部分だけにする。竹は皮の部分が強いので、身はほとんど削り取ってしまう。モジをくくる縄は大体、モジの一倍半が目安である。縄は今では化繊だが、それまではシュロ・荒縄を使った。シュロは菅浦で植えている家が多く、皮をむいて、水につけて叩き、繊維をとった。
- ③ ウマを使って編む。縄の両側に石を縛り付け重しとして、ウマを使って編んでいく。元の部分は、最下部を節で合わせ縄が滑らないようにする。シタ（魚の入る部分のこと）は魚の入口を狭め、丸くするため、元は二回巻き、先は一回巻きとする。
- ④ ハリワを作って内側の円とする。竹の跳ねる力を利用して、編んだ竹簧の内側にハリワを入れ、円筒にする。
- ⑤ 竹のタガをはめ、底へシタの部分をはめ込み、縛り付けて完成。

おおまかにギギモジの作り方について見てきたが、難しいのは魚の入口のシタの弾力性、つまり魚がほとんど抵抗なく入り込む柔らかさと、何回も使用に耐える堅牢性が要求される。またギギモジの先は、ねじって縄を巻き、仕掛けるわけであるが、実際はなかなか先が合わない。現在ではこのギギモジを作ることはほとんどない。

現在、遊漁としてモンドリを国民宿舎から須賀神社の鳥居付近の湖岸に8つほど仕掛けている人がいるが、ウナギやイワトコ鯰がかかっていた。このモンドリは鉄性の半円形5個が組み合わさって網がドーム状に開くもので一個6,000円もする高価なものであった。

## 6) 魎（エリ）漁

魎は琵琶湖を代表する業法といっても過言ではない。水の流れ、魚の習性を利用して魚を捕魚部まで誘導する迷路状の仕掛けを持つ定置性の漁具である。魎は主として竹簧を水中に立て巡らせて敷設するが、その建造には高度の技術を要する。琵琶湖の場合は、守山の魎立師をトウリョウとよび、彼らは琵琶湖の各所でその技を奮った。守山市木浜はいわば魎の故郷である。菅浦の場合もこの魎立を戦前までは木浜の職人に頼んで塩津の浦で稼働していた。

戦後、奥出の浦にある赤崎の魷場の権利を任されて10年ほどやったという。魷には鮓・鯉を目的とする簀目が5分目のものと、小鮓を目的とする1分目の魷とがあったが、菅浦では小鮓用の細目魷であった。魷の立て方には、その場の地具合によってカチグシ・ツキグシの2種があった。カチグシとは水底が砂礫質の場合におこなう方法で、簀を立てるための杭を木槌で叩きこんで立てていき、ツキグシとは、水底が泥地の場合に行う方法である。

魷は、水がぬるんで魚が活動期に入る3月ごろからが漁期で夏の7月ごろまでおこなったが、その開始に先立って木浜の職人をよんで魷立てをする。魷立ての時に、施主が最もうるさく言うのは、オオガタとツボの形で、普通オオガタとワタリのなす角度はほぼ直角にするが、去年の取れ高が少なかつたりすると、魷職人の親方に注文して、すこしかがめてもらったりした。（「琵琶湖の漁撈生活」より）

かつて菅浦の魷組は10数人で組織されていたが、現在、魷漁は基本的に3人で組織されている。時々手伝いが1人加わるが、専門漁師は1人だけでイニシアチブをとる。現在菅浦の魷漁は、大浦湾で2か所操業している。各魷には二つずつ合計4つのツボがある。先に紹介したように菅浦の魷はかつて簀や竹を立てて作っていたが、現在は網を張って作っている。ツボの周囲には板を張り巡らせ、そのうえに乗って作業をする。船の上で網を引くより格段に楽だという。

平成24年6月8日に調査した際の水揚げ量と魚種を次に記しておく。

アユ・スジエビ（小エビ）・イサザ・ブルーギル・ブラックバスである。漁獲量はアユ（大）89kg・アユ（中）18kg・アユ（小）7.5kg、スジエビ（小エビ）3.4kg・イサザ1kg・ブルーギル・ブラックバス6kgである。菅浦の魷漁では100kg水揚げできたら多いほうであるという。

なお出漁日は月・水・金で、魚の値段を抑えるため二日に一日しか出漁しない。

ところで肝心のアユの値段であるが仕入れ値は6月上旬だとアユ（大）約500円/1kg、アユ（中）約300円/1kg、である。4～5月はオイサデ漁と魷漁だけなので、水揚げ量が抑えられて約1,500円/1kgと高値で売れるが6月1日からはスクイ（オキスクイ）という、船につけた大きな網でアユをすくいあげる漁が解禁するため、水揚げ量が増えて値段は下落する。なお12月ごろにはアユナエといって生きたアユを日本各地の河川に送るが、これは3,200円/1kgと高値で売れる。昔は30,000円/1kgとさらに高値でうれたものである。スジエビの値段は6月上旬で約1,500円/1kgである。外来魚は駆除のため350円/1kgで買い取ってくれる。

次にこの日の魷漁のプロセスをタイムテーブルで記載しておきたい。

5時 3分 出航。この日は3人で魷漁をおこなった。魷のある場所まで船一隻で向かう。運転は専門漁業者、ほかの二人は生簀の準備をしている。



5時16分 魷に到着。船をツボに横付けし、漁師たちはツボの周りの板に乗ってツボ

の網を固定している錘を引き上げる。



5時25分 船から遠いほうの網をまず引き上げる。徐々に網の幅を狭めていき、魚を追い込む。網を大分狭めたら、一人は網を持ち上げたままで、2人が網に入った落ち葉やごみを掬い取る。その後、スジエビをタモで掬いケースに入れる。小さいものは売れないので湖に戻す。スジエビを掬い終わると、魚を掬い始める。魚はまずイサザとアユに分別する。イサザを一箱にまとめ、死んだものをえり分ける。底が篩になっている箱に入れ、大中小の三段階に分類する。まず目の大きな箱に入れて、大きなアユをえり分けて生簀に入れる。その後、中くらい、最後に残った小さいアユをクーラーボックスに入れる。なおアユを分類している間にイサザと外来種以外のウグイなどは湖に戻す。





- 6時08分 ツボの目を戻し、錘を落とすと、二つ目のツボに向かって出発する。
- 6時14分 二つ目のツボの作業を始める。一つ目のツボと同じ手順で作業を始める。
- 7時00分 二つ目のツボの作業が終了。ここで魰漁の調査は終了した。
- 9時00分 大浦にある西浅井漁業協同組合に魚を水揚げする。大浦の漁師たちも同様に水揚げ。漁協には二人の業者が仕入れに来ていた。

## 7) オイサデ漁

コアユが鳥を恐れる習性を利用して、竿の先に羽根をつけ、湖面を滑らせる。コアユが驚いて一定方向に進むところを、待ち構えた受け手がサデ網で掬い取る。

漁期は現在では12月1日からの特採（特別採捕期間の略でコアユの総水揚量が40トンまでと定められている）と、2月1日から8月10日までの解禁期間に操業を許可されている。とはいえ例年6月になるとオイサデ漁はほとんどやらない。しかし非常に寒い年は、4月にならないとコアユが寄ってこないのので操業期間が後ろ押しに伸びることもある。なお寒い最中から4月にかけてはオクオイ（奥追い）といって岸の底のほうから上がってくるコアユを獲る。その際には船の舳先でオイ竿を使う。菅浦の岸は変化に富んでいて、深くなっているからである。4月以降になると岸に寄って来るコアユを狙う、これをアゲという。現在ではこのように2月から初めて6月まで漁をおこなうが、昔は、1月の中ごろから入って4月の中ごろには止めた。今と違って、コアユを酸素で生かすという方法がなかったからである。酸素を使って生かすようになったのは、昭和40年代の後半からでそれまでは水替えをしてコアユを生かした。ちなみに放流が盛んになって、コアユを生かす努力を始めたのは、大正も末になってからのことである。それまではコアユを獲っても11～12匹を串焼きにして大浦に出荷したり、長浜に船でもっていったりしていた。焼いたコアユは、箱に藁を敷いて重ならないよう並べた。

### ①漁場

オイサデは知事の許可さえあれば、琵琶湖内のどこでも操業できる。しかし漁協同志の協定によって、各々の地先内でオイサデ漁をするようになり、菅浦の地先は葛籠尾崎から大浦までと決められた。そのあいだは、葛籠尾崎からカミサンガケ、カミサンガケからオソゴエ、オソゴエからトウノタニジリ、トウノタニジリから大浦と4つに区分されている。平成元年の調査では菅浦でオイサデ漁に従事するものは27人を数え、竹田・松岡・又兵衛・トウライのいずれかの組にそれぞれ7人ぐらいが属していた。ただし同じ組が、同じ区域を操業するのではなく、コアユが少ないときはどこで漁をしてもよい。コアユが多くなってくると、

組長が集まって、くじで場割をする。

## ②漁具

オイ竿・サデ網・バケツぐらいのことであるが、オクオイの場合は船を必要とする。オイ竿は、4 mぐらいの竹の先に烏の羽根を2か所つけたもの。烏の羽根を使うようになったのは意外に新しく、20年ほど前からのことで、それまでは黒ラシャを使っていた。このほうが水面でバシャバシャ音がしていいという。反面、布は水を含んで重くなるので使いにくいという人もいる。最もいいのは鶉の羽根であるがこれは中々手に入らないという。また羽根がクルクル回らないよう苦労したが、現在では、モドシを付けることで解決した。サデ網は一辺4 mぐらいの三角形である。これらの漁具は耐久性が低く、長くもっても1シーズン限り、羽根は数度かえることもあるという。

## ③漁法

基本的にはオイボウとウケテの二人でできる漁である。実際、自分たちの食べる分を夫婦で捕ることがあった。それが生きアユの捕獲を目的にするようになってからは、最低、一組に7人は必要である。オイボウが2人、ウケテが1人、船に3人（魚を受けるもの、魚を生かすもの、舟の舵をとるもの）という具合である。このなかで最重要の役はオイボウである。オイボウ3年というぐらいでコアユの習性を熟知したものでないといけない。ウケテはオイボウの竿の動きをよくみて、自分の影が網の中に写ってコアユが逃げないように注意しなければならない。

現在、オイサデ漁は水が冷たくアユの動きが鈍い4～5月にかけておこなう。オイサデ漁で捕れるアユの量は、一日で多くても200kgと少ないが、その分、希少価値があり高値で売れる。一方、オキスクイでは大量にとれるもののその分値段が下がる。水温に合わせてオイサデ漁かオキスクイを選んでいる。

## 8) その他の漁

### ①ウナギ漁

スギハナ（菅浦の漁港と東の四足門のあいだ附近）からツズラノ先（葛籠尾崎の先端付近）まで、水深5～10 mのところウナギの延縄漁をしている。夜行性のウナギに合わせて、毎日午後3時ぐらいに縄を延えて、翌朝4時ごろに縄を引き上げる。縄には針を付けた長さ約50 cmの糸を7メートル間隔で垂らす。エサはアユ、1 kmの縄なら250本の針がついている。ウナギは雨の降った後が多くかかるという。ウナギは約3,000円/1 kgと高価である。ウナギはツツ（筒）といって竹筒でとる方法もある。現在この方法で漁をしているのは菅浦に一人だけである。

### ②複数の漁を同時に行う

菅浦では複数の漁を同時並行に行うことが多い。モンドリ（モジ）と延縄、魷漁、オイサデといった風である。このことも菅浦で専業漁業者が少ない理由であろう。つまり特定の漁

だけでは生計が立たないのである。

(執筆者：中島誠一)

【注釈】

- 
- <sup>1</sup> 滋賀県教育委員会編『琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書 1 びわ湖の漁撈生活』、1979 での記述による。
  - <sup>2</sup> 「西之切神田神社文書」延宝五年十一月、江州諸浦東西大綱引場上中下覚（喜多村俊夫『江州堅田漁業史料』239 号）。
  - <sup>3</sup> 中京大学郷土研究会『中京文化第 6 号 湖北菅浦調査報告特集号』、1969。
  - <sup>4</sup> 菅浦文書、文政 6 年（1823）「一札之事」。
  - <sup>5</sup> 前掲 3。
  - <sup>6</sup> 前掲 1。
  - <sup>7</sup> 原田敏丸『近世村落の経済と社会』山川出版社、1983。
  - <sup>8</sup> 前掲 7。
  - <sup>9</sup> 佐野静代「内水面「総有」漁業の近世と近現代—琵琶湖の「村エリ」をめぐる」（鳥越皓之編『環境の日本史 5 自然利用と破壊』吉川弘文館、2013）。

### (3) 菅浦の港と水運

#### 1) 2つの「舟入」

菅浦は昭和中期に村道「大浦－菅浦線」が改修されるまで自動車交通の便に恵まれず、琵琶湖に面した浜は長らく生業の場であると同時に外部世界につながる玄関口でもあった。船は漁業を営むための手段だけではなく日常の足でもあった。緩やかな弓状の湖岸線に沿う集落の中央部には、中世以来の「前田」の前面にラグーン状の「西の舟入（西の川、西の入江ともいう）」が広がり、近世・近代を通じて船溜まりとして利用されてきた。西の舟入の東方約250mにも、もう一つ「東の舟入（東の川、東の入江ともいう）」があり、両者をつなぐ集落前面の浜は住民の日常生活に密着した空間として認識されてきた。

しかし1979年に滋賀県の「新沿岸漁業構造改善事業」による新たなコンクリート築堤の「菅浦船溜まり」が完成し、2つの「舟入」はその役割を終えた。両者とも1981年～85年頃には完全に埋め立てられ、地区住民の駐車場に転用された。現在、舟入の痕跡は護岸の石垣跡などにわずかに残っているにすぎない。

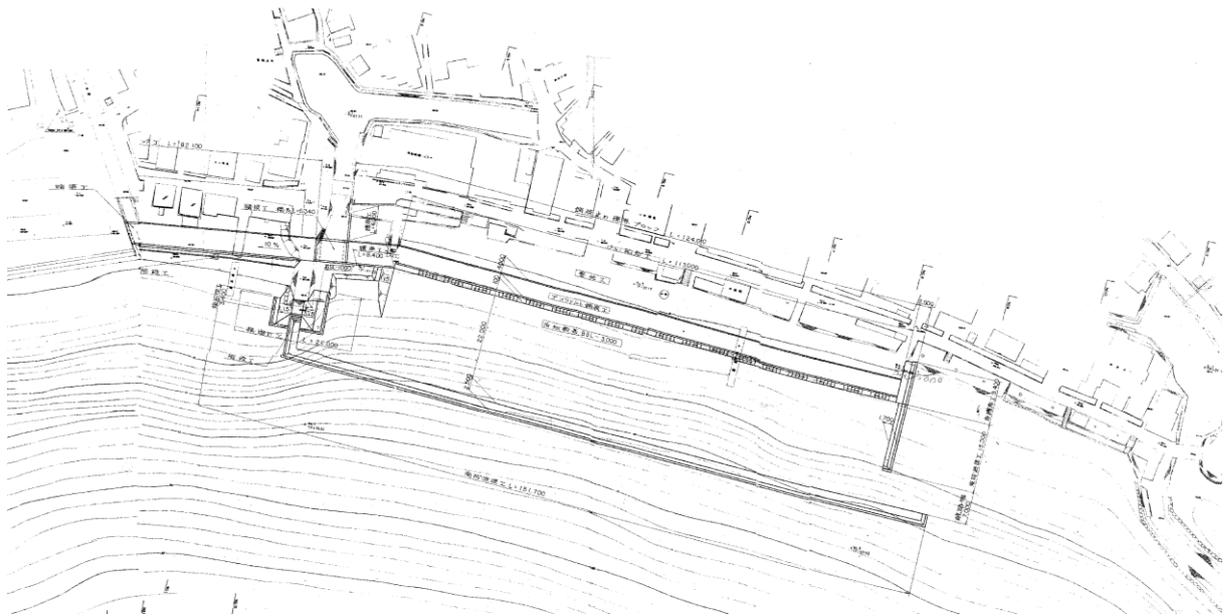


図 2-5-8 菅浦船溜まり設計図面



図 2-5-9 埋め立て前（菅浦古写真集より）



図 2-5-10 埋め立て後（現状 南出撮影）

埋め立て工事の際の書類によれば、西の舟入の水面面積は 550 m<sup>2</sup>、東の舟入は 450 m<sup>2</sup>程度であったが、古写真にもみえるように、かつてはこれらの狭小な空間に数十艘の小舟がぎっしりと並んでいた。聞き取りによる舟入の利用状況は以下のとおり。

- ・西の舟入は西村が、東の舟入は東村が使い分けていた。集落全戸 100 戸に対して船は 60 艘程度で、平常時は各舟入に 20~30 艘が繋がっていた。西の舟入には最大 50 艘くらい入ることができた。
- ・舟入の水深は 1m~30 cm 程度であった。船は長さ 10m の「二丁櫓」という手漕ぎ船でかつては 30~40 艘あったが、戦後はエンジン付きに代わり、今は 18 艘ある。「丸子船」は 70 年前に 4 艘あり、うち 2 艘はエンジン付きであった。（「機帆船営業許可申請名簿」によれば 1 艘は昭和 5 年の「宝丸」で船籍港は大浦、もう 1 艘は昭和 6 年・8 年の「錦丸」で船籍港は永原となっていた。）
- ・船は、昼間は「浜」に繋ぎ、夜間は舟入に入れていた。上手に順番に押し込んでいき、出すときも順番に出していった。
- ・毎日使う船とあまり使わない船があり、田舟などは奥の方に繋いであった。肥え舟もあった。船は石を運ぶのにも使った。
- ・台風の際は船どうしがぶつかって破損するのを防ぐため、船を菅浦北方の「こわたし（小渡し）」の湾入部に避難させ、舟入は空っぽになった。台風後は舟入のゴミや流木除去の普請が大変だった。
- ・舟入の浚渫作業として年に 1 回の「盆普請」を行っており、これを「前田川の掃除」と呼んでいた。
- ・かつては小出（おで）川が西の舟入に流れ込んでおり、増水時には両側の家の石垣に板をはめて防いだ。
- ・埋め立ては 2 段階に分けて進められた。集落内の道路が狭く火災があっても消防車が入れなかったため、道路を拡幅する必要があった。また工事後に水を抜いた西の舟入の地盤が沈下し、舟入の南側にあった浜堤上の民家が北側に傾いた。



図 2-5-11 埋め立て前の「東の舟入」（菅浦古写真集より）

このように、地形的にみても「舟入」は集落と琵琶湖との境界をなす「浜」よりも〔内側〕に位置しており、集落空間の一部として、その維持管理にあたっては強い協同性が発揮されてきた。それに対し1979年に築造されたコンクリート造りの「菅浦船溜まり」は「浜」の〔外側〕に付け足された施設であり、伝統的な「浜」空間を構成する要素として一体化しているようには捉えられていないと思われる。

## 2) 「太湖汽船」の菅浦寄港

このような菅浦に出入りしたのは地元の漁船だけではない。琵琶湖沿岸を繋ぐ丸子船の立ち寄り港でもあり、また明治以後は太湖汽船の定期航路に組み込まれた時期もあった。明治15年に長浜―浜大津間の鉄道連絡船としての大役を担った太湖汽船は、東海道線の全通によって湖東地方の連絡機能は低下し、道路未発達地域の郵便連絡船へ、さらに昭和初期には観光遊覧船へと主力を移していた。

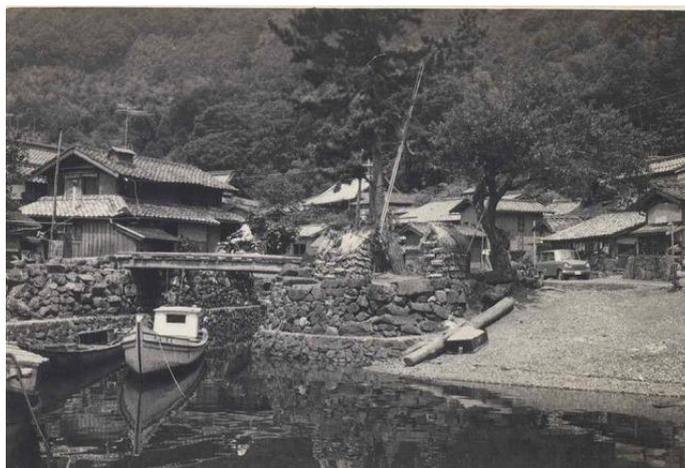


図 2-5-12 「東の舟入り」付近の荷上げ場  
(菅浦古写真集より)

1931年には江若鉄道の浜大津―

近江今津が全通し、湖西地方でも連絡機能は低下したが、船でしか行けない竹生島めぐりや湖上遊覧、あるいは夜行のマキノスキー船などに活路を見出していたのである。

1936年の「太湖航路汽船定期船発着時刻」(3月16日～10月末日)によれば、湖西経由の大津発長浜行〔下り〕は毎日3便あり、そのうち最終便は18:00に大津を出発、堅田・真野・和邇・近江舞子・北小松・大溝・舟木・深溝・今津・知内・海津を経て23:45に大浦で一泊となる。翌朝05:40に大浦を出発、06:05菅浦に寄港し、以後竹生島・南浜を経て07:25に長浜に到着する。逆に長浜発大津行〔上り〕の最終便は19:30に長浜を出発、南浜を経由して20:40菅浦に寄港、大浦を経て21:55に海津で一泊となる。翌朝03:30に海津を出発、各港を経て08:35に大津に到着する。このように〔下り〕は大浦で一泊、〔上り〕は海津で一泊という航程に、菅浦寄港が組み込まれていたのである。

太湖汽船用の栈橋は大浦には設置されていたが菅浦にはなく、聞き取り等によれば、汽船は沖に停泊させ、「東の舟入り」の近くにあった「貨客取扱所」から小舟でつないだようである。ふだんは波穏やかな琵琶湖とはいえ、夜間や悪天候時の乗り継ぎは不安であったろうと思われる。また台風時には菅浦北方、奥出の「こわたし(小渡し)」の湾入部に汽船を避難させていたそうで、今でも繋留施設の痕跡が確認できる。「こわたし」は、袋状に湾入した琵琶湖の狭隘部を扼する渡船場であり、陸路を湖岸に沿って迂回すれば2km以上になる行程をわずか500mほどの渡船で横断できた。永原小学校菅浦分校では5年生になれば本校へ片道8kmの道を通う決まりであった。こどもたちを満載した渡し船が往復していた様子は、古写真な

どからも判る。渡し船の船頭は南岸の「蛇ガ崎（ジャガ崎）」に待合小屋を設けて常駐し、北岸の「赤崎」からは半鐘を鳴らせば迎えに来てくれたという。現在、南岸にはもと待合小屋の場所に、「奥琵琶湖パークウェイ」開通後に開設された売店の建物が残存しており、北岸には栈橋の石垣の一部が残っている。また奥出の湾入部には繫留船が散在しており、かつての避難港の景観を伝えている。

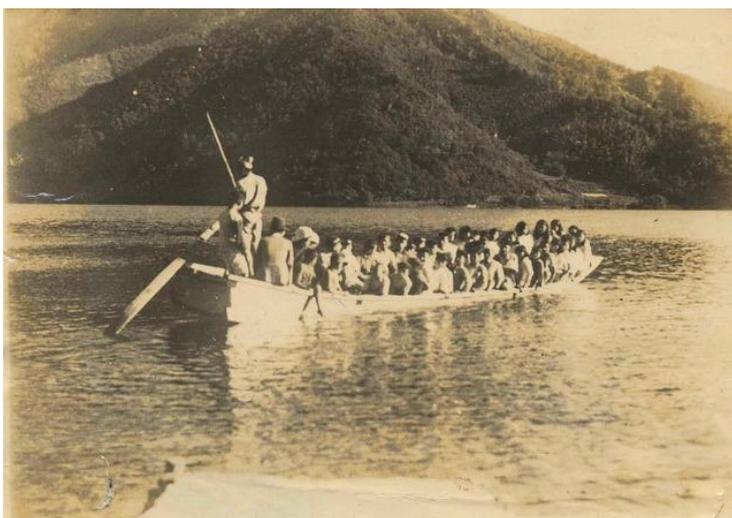


図 2-5-13 「こわたし」の通学風景（菅浦古写真集より）

（執筆：南出眞助）

### （4）菅浦の工業・手工業

#### 1) ヤンマー家庭工場

大阪市に本社を置くヤンマーディーゼル株式会社は、農業機械・土木機械・漁船等に使用する小型ディーゼルエンジンの製造拠点として、創始者山岡孫吉の出身地である滋賀県北部を中心に、販路開拓も兼ねた多くの「農村工場」を設置した。精密機械の加工工程では公害もほとんど出ないため、むしろ農村側から積極的な誘致が行われた。1949年に燃料噴射ノズルの生産拠点として、菅浦北方の現長浜市永原に開設された「永原農村精密工場」は、敷地面積約 30,000 m<sup>2</sup>に対し建築



図 2-5-14 家庭作業所（南出撮影）

面積は 2,300 m<sup>2</sup>にすぎず、緑に囲まれた赤屋根のしゃれた工場は「東洋のスイス」をめざしたという社是のとおり、近隣の農村青年男女にとって恰好の働き場所となった。

永原工場の成功を契機に、1960年には菅浦地区住民の嘆願により「菅浦農村家庭工業」が開設された。永原工場から回ってくるノズル部材の粗加工を受け持つ共同作業場が集落最西端に新設され、集落内の個人宅の庭先に建てられた「作業所」に部品が供給された。冬季は大浦からの県道が凍結するため、作業場の前に専用の栈橋が設置されていた。この「菅浦農村家庭工業」は 31名の登録者でスタートし、多い時には 60名を超えた。近年では「毎日新聞」平成 22年 3月 21日付け記事にも紹介されているように、主力は 50～60代の主婦であつ

たが定年は80歳とされ、農家に安定した副収入をもたらした住民の生活改善に与えた影響は大きい。現在稼働している個人宅の作業所は20軒程度であり、墨絵のような集落景観の中でプレハブ造りの作業所は奇異な印象を与えるかもしれないが、いわば「昭和の菅浦」を支えてきた産業景観としての価値は無視できない。

## 2) タバコ乾燥場（タバコ小屋）

聞き取りによれば、第二次世界大戦後1963年頃まで、多い時で5軒の農家がタバコを栽培していた。栽培場所は奥出地区の「ヨノウラ（小字名）」と祇樹院の斜め前にある畑であった。タバコの葉はタバコ小屋で乾燥させて農協を通じて専売公社に出荷していた。タバコ小屋は「東の四足門」からさらに300mほど南へ下った小字「ウシザンマイ」に建てられた。ウシザンマイとは牛の埋葬地であり、集落周辺に耕地として利用できない平地はそこしかなかったといわれる。タバコ小屋にはカマドが設けられ、タバコの葉を燻して乾燥させた。最後までタバコ生産を続けた農家からは、ウシザンマイの借地料（年貢）として毎年菅浦区に500円が今でも支払われている（自治会規定には「牛三味煙草乾燥場 借地料は茶湯料として、毎年阿弥陀寺住職に渡すこと」と記される）。昭和30年代後半になると、タバコを栽培していたうち2軒がより稼ぎのよい干しシイタケの生産をするようになり、シイタケの乾燥にタバコ小屋の施設が転用された。このタバコ小屋は、現在では廃屋となって林の中に残っている。



図 2-5-15 タバコ小屋（南出撮影）

（執筆者：南出眞助）

## （5）菅浦の産業・観光・道路

### 1) 商店と民宿

聞き取りによれば菅浦の商業施設は少なく、地区住民向けに小売店舗として営業していたのはわずか2軒である。1軒は浜の通りに面して「西の舟入」西側で1962年から雑貨や豆腐を売っていたが、この店主が「西の舟入」東側で民宿を営むようになり、雑貨商の権利が現在の店主に譲渡されたそうで、現在でも雑貨店として営業中である。もう1軒は1959年に雑貨店として開業し、1973年に権利が別の経営者に継承され、その後1996年まで営業していたそうであるが現在は営業していない。

飲食店として現在営業しているのは2軒である。聞き取りによれば、そのうち旧集落内にある1軒は、1949年に魚介類販売許可を取り敦賀から海の魚を仕入れて販売していたが、パークウェイ開通の翌1972年に仕出し屋として開業し、1978年には改装して観光客も相手にできる料理屋としてオープンした。最近は食べ物にこだわる客が増えてきて、「湖魚を食べたい」という要望も多いそうである。もう1軒は国民宿舎の隣にあり、鴨の養殖を営んでいた

業者が、1971 年に開通したパークウェイに面する敷地にレストランとして開業した。なお、このレストランの隣とパークウェイの展望台にはみやげもの売店がある。

民宿は最大時に 4 軒あったが、現在営業しているのは 2 軒である。パークウェイ開通に伴って急増した観光客への対応として民宿がつつぎ開業した。1972 年に旧集落の「浜」通りに開業した前述の 1 軒は現在も営業しているが、同年に集落西部の「ゴケンチュウ」で開業したもう 1 軒は 1998 年に営業を終えた。1973 年に旧集落内に開業した 1 軒も 1998 年に営業を終えた。1977 年に「東の舟入」跡地の隣に開業した 1 軒は現在も営業を続けている。現在も営業中の民宿の話では、パークウェイ開通直後はドライブ客も泊まったが、今では一年を通して景色と料理を目的に来る宿泊客が多く、春は花見、冬は鴨すき・うなぎすきを目的に来るほか、サイクリング客も増えてきた。釣り客はコンビニで食べ物を買って車中泊するので泊まらないとのことであった。民宿は基本的に一般民家を増改築した構造になっており、周囲との違和感はない。



図 2-5-16 大八商店（南出撮影）



図 2-5-17 民宿「よしや」の写真（南出撮影）

## 2) 国民宿舎

国民宿舎つづらお荘は、パークウェイ開通後の 1975 年に開業した。聞き取りによれば、当時は安価で泊まれる国民宿舎の建設ブームであり、前年に隣の旧余呉町で開業した国民宿舎余呉湖荘に対抗して旧西浅井町が発議したため、余呉湖荘と同じ建設業者が似たようなデザインで建設した。当初は専属の料理人を置かず地元の料理屋に依頼していたが、繁忙時にはかつ井やカレーを出すこともあり、宿泊客からの苦情も出た。数年で国民宿舎ブ

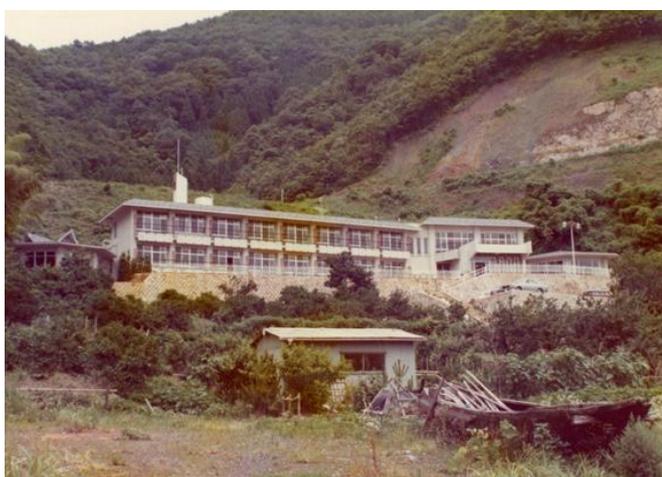


図 2-5-18 完成当時の国民宿舎

ームは去り、1987年にはいったん閉鎖になった。その後売却の話も出たが県と国が反対し、1991年には菅浦住民の熱意も実って、地元資本による有限会社を立ち上げて再オープンに至った。1999年には農水省の補助金によって大浴場が増築され、2004年にも再び農水省の補助金で新館も増築できた。現在は「体験コース」に工夫を凝らし、3～11月の竹生島遊覧（地元の漁師に依頼）、5月のタ



図 2-5-19 大浦菅浦線の竣工

ケノコ掘り、6～7月の北部「日指・諸河」地区での蛍観察、6～9月のカヤック乗り、7～8月の昆虫採集など、自然を利用したプログラムを多数用意している。民宿側と国民宿舎側の双方からの聞き取りで一致したことは、両者は競合しない。そもそも宿泊客が異なるだけでなく、風呂がない民宿は国民宿舎の浴場を利用し、住民の法事は地元の仕出し屋に任せるなど、共存関係にあるという。湖上から遠望すれば、国民宿舎の近代建築は伝統的な民家景観に馴染みにくいですが、旧集落とは距離が離れているため違和感は小さく、パークウェイ開通をきっかけに菅浦の観光産業を牽引してきた役割は大きい。

### 3) 奥琵琶湖パークウェイ

菅浦の手前から山腹をかけのぼり月出に至る延長 18.8km の「奥琵琶湖パークウェイ」は1971年に開通した。聞き取りによれば、パークウェイ建設中から多くの工事関係者が菅浦に来ていたが、完成後は観光客が急増し、まだ国民宿舎がなかった当時、民宿が立て続けに開業した。菅浦の観光開発はパークウェイがきっかけであった。当初は有料で、料金所をどこに設置するかで紛糾したが、奥出の「こわたし」



図 2-5-20 開通当時のパークウェイ

よりも北方の大浦と菅浦との境界付近に設置された。月出側にも料金所があった。24時間通行可能としたが、トイレが荒らされるなどの事件があり、今は夜間通行止めである。積雪期も通行止めとなる。パークウェイ途中にある「つづらお崎展望台」の売店・食堂もかつては菅浦自治会が経営していた。このパークウェイを遠望すれば、ところどころ山腹が地肌むき出しとなっているところがあり、集落背後の山林の中で不調和な景観を呈しているが、集落との比高が大きいため、伝統的集落景観に与える影響は小さい。

(執筆者：南出眞助)

## 第 I 部 「菅浦の湖岸集落景観」保存調査

---

### 【参考文献】

- ・(行政文書) 西浅井町・水資源開発公団「協定書付図(菅浦地区舟溜り施設)」、1977年。
- ・(行政文書) 西浅井町「東西旧舟溜り官民境界確定書、同用途変更書類」、1985年。
- ・滋賀県教育委員会『びわ湖の漁撈生活 琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書1』、1978年。水陸交通については主として619～623頁。
- ・大津市歴史博物館『企画展琵琶湖の船—丸木舟から蒸気船へ—』、1993年。
- ・琵琶湖汽船株式会社『琵琶湖汽船100年史』、1987年。
- ・びわ湖放送制作「近江風土記～湖上交通今昔～」、琵琶湖汽船125周年記念DVD所収、2012年。
- ・太湖汽船株式会社「太湖航路汽船定期船発着時刻」、県政史料室保管資料(簿冊名称/鉄道交渉/124号)
- ・ヤンマーディーゼル株式会社『ヤンマー50年小史』、1963年。
- ・ヤンマーディーゼル株式会社『ヤンマー70年史 燃料報国』、1983年。
- ・「毎日新聞」平成22年3月21日付。同2月24日菅浦家庭工場取材記録、2010年。

## 第3章 文化的景観の特性と価値

### 1. 文化的景観の特性

#### (1) 自然的特性

菅浦が位置する葛籠尾崎は、琵琶湖の深い湖底へと続く険しく急な斜面によって琵琶湖北部特有の地形を形成しており、菅浦の景観を特徴づけている。その位置と地形によって、菅浦独自の歴史、文化が醸し出されてきた。そのため、菅浦の文化的景観にとって、自然景観の保存管理は重要課題であり、その根幹を成すものである。

自然的景観の大きな魅力は、険しい山並みと一体となった琵琶湖の景観である。入り組む山々と琵琶湖が織り成す緑と青のコントラスト、奥まった入り江と広大な湖とで壮大な景観を見せている。このような地形要素の保全を図ることが重要である。

そして、文化的景観を語る上で外せない自然的な要素として、生活や生業と大きく関連してきた動植物の存在がある。

菅浦周辺の湖には、アユ、ビワマス、ウナギ、ビワヒガイ、ニゴロブナ、コイ、ウグイ、イワトコナマズ、ビワコオオナマズなど魚類は50種・亜種を超えると考えられる。葛籠尾崎はヤマドリやキジバトなど数多くの渡り鳥の中継地として知られ、湖岸近くまで森林が迫るため湖岸で山野の鳥が見られる。野鳥は21種類が確認され、その内、ミコアイサやカワアイサなどのカモ類が14種類を占めている。カモ類の特徴として魚食性のカモ類が多く生息することがある。また、オオワシオジロワシなどの海ワシ類も生息する。動物では、特別天然記念物ニホンカモシカ、ホンドジカ（鹿）、ツキノワグマ（熊）、ニホンザル（猿）、イノシシ（猪）等が生息する。そして植生としては、コナラなどの落葉広葉樹、アカマツを主体する針葉樹、竹林、スギやヒノキの植林地、アブラギリなどがあるほか、背後の山地と南向きにひらけた地形によって湖北の厳冬地域にもかかわらずミカンなどの柑橘類が見られる。

これらの動植物は一体となったすばらしい情景を生み出し、自然と共生する生活や生業に影響しながら菅浦の文化的な景観を形づくってきた。魚類は漁業資源として、鳥類や鹿、猪などは狩猟資源として、生業の一部に活用されてきた。樹林地では薪やキノコの採取、アブラギリ、柑橘類などの栽培等、多様な自然を活用した生業がなされてきた。また、マツ（松）が東と西それぞれの舟入に立ち（現在、西の舟入のみに存在する。）、沖合から入船する目印として利用された。これらの生態系と樹木の保全もまた文化的景観の意義を語る上で重要な要素となる。

#### (2) 歴史的特性

歴史的・文化的な景観は、現存する集落のあり方から読み取れる物語を構成するものであり、その意味で菅浦には多くの景観資産がある。文化的景観の一部でもあるが、有形文化財としては、<sup>しそくもん</sup>四足門や<sup>ごくしよ</sup>御供所などの集落をかたどる構造物、<sup>すがじんじや</sup>須賀神社、<sup>そうじ</sup>惣寺である<sup>あみだじ</sup>阿弥陀寺や<sup>あんそうじ</sup>安相寺、<sup>ぎじゅういん</sup>祇樹院、<sup>しんぞういん</sup>真蔵院などの寺社があり、加えて<sup>すが</sup>仏像などの美術工芸品などがある。また、無形文化財としては、「<sup>すが</sup>菅の春祭り」に代表される須賀神社の祭礼、組織などがあり、これらは中世以来

の惣村の名残を多く留めている。そして、集落地先にある浜の砂利などの祭礼に使われる自然資源等もまた、歴史的・文化的な意義を持つものである。

生活・生業の観点の中でもふれたが、日指・諸河の土地は、それらの領有を巡って菅浦荘と大浦荘の荘園間の争いが起こり、永仁3年(1295)から滅亡の危機に遭いながらも約150年を経てようやく終結し菅浦に残った土地である。このような歴史的経過の判明する日指・諸河の水田は菅浦の成立を語る上で重要な土地であり、大きな意味のある空間である。また、この経過を支えたのが村落共同体であり、交通不便な寒村で「陸の孤島」と言われた菅浦ではあるが中世には、「菅浦惣」の自治によって、特色ある歴史を刻んだ。その足跡を今に伝えるのがいわゆる「菅浦文書」や「菅浦家文書」に代表される史料群であり、中世という時代の面影を今にとどめながら美しい風景を保っている文化的景観である。

これらの歴史的・文化的景観は、集落の生活のあり方を象徴するものであり、住民のよりどころでもあるため、景観に意義や脈略を加えるものである。

### (3) 社会的特性

生活に密接した景観の主要要素の一つは、集落や湖岸に点在する石垣である。オデ川をはじめ集落内を流れる石積の川や、集落に点在する石積のイド(井戸)は生活に欠かせないものであり、浜道沿いの石垣・湖岸の石垣は今も波から集落を守り続けている。東門の東通称「牛三昧」から葛籠尾崎の先端にかけての湖岸の石垣は、狭小な土地を守るために築かれたものである。このように、限られた土地を有効に活用するための工夫として、石垣を多用していることが菅浦の大きな特徴として挙げられる。

生業にかかわる景観は、大きく湖との関係性、農業との関係性、近代工業との関係性のなかで3つに分けられる。

湖との関係性において、顕著なものが舟入や船着き場等の石垣や突堤、漁業に関連した鮎や漁具置き場となる景観である。船入であった「東の川」「西の川」は新たな舟溜まりの建設によりその役割を終えて埋められているが、その石垣や突堤は、船入の名残として公園や広場に新たな役割を得ている。なお、東の川と西の川に流入していた水路は、用水路として使用されている。「池の口」は、台風などによる船の避難港として船入として現在も使用されている。かつて、奥出湾にあった「小渡し」と呼ばれる渡しは現存しており、「ジャガ」にある「じゃのまわり」は船着き場として利用され、赤崎の先(あかさきのはな)の渡しも現存する。漁業では、琵琶湖の伝統的な漁法である、湖岸から矢のように突き出した鮎漁の鮎が大浦湾に突き出すように設置されている。沿岸から沖合にかけては、刺網漁・小糸網などの定置網漁、底曳漁、投げ網などが、また湖岸ではコアユを対象とした琵琶湖独特の漁法であるオイサデ網漁が行われており、琵琶湖での生業はきわめて広範囲である。

農業との関係性において、菅浦集落にとって歴史的に大変意義の大きい日指・諸河の水田は、生業としての関係性と同じくらいに、菅浦の成立を語る上でも重要である。集落の段々畑や葛籠尾崎の段々畑は石垣によってつくられている。また、昭和40年代初頭まで、山ではその時々の経済状況に応じて薪や竹の生産、アブラギリ、枇杷、蜜柑・桑の栽培が行われていた。近年では一部で植林が行われていたが、現在では山の積極的な利用はされていない。

近代工業との関係性において、昭和30年代の化石燃料の普及により林業が衰退するなか、菅浦の人々が懸命に嘆願し誘致したものが、(株)ヤンマーの家庭工場である。個人の宅地の庭先に作業所が設置され、現在でも10軒ほどが稼働している。これもまた、菅浦の人々が家と集落を守るために、しなやかに生き抜いてきた歴史を表出する景観である。

これらの生活や生業と密着した景観は、菅浦集落を特徴づけるものであり、景観に生きた彩りを加えるものである。

## 2. 文化的景観の本質的価値

菅浦の文化的景観の本質的価値は、菅浦は山を生産の場とし島として開墾し、その時代々に合った物を生産した。琵琶湖に面した有利な地形を最大限に利用し、生産・収穫から直ぐに船で各港に輸送することができた。

菅浦は長い歴史をのなかで形を変えつつも生産と運搬を効率よくさせることにより、時代に応じ様々な物を生産することを生業として今に至っている。

菅浦は、幾多の困難を乗り越えた歴史的な風土と人々の生活やなりわいによって培われ、その形を変えつつも独特の風景を造り出し今に伝えている。

## 第Ⅱ部

# 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画



ウマと海辺

## 第1章 保存範囲の特定

### 1. 計画の目的

長浜市では、長浜市域を景観計画区域とする長浜市景観まちづくり計画が平成20年3月に策定された。その中で、周りを険しい山々に囲まれ、複雑に入り組んだ湖岸線が特徴的な奥琵琶湖一帯に点在する集落で営まれてきた漁業や水運、農業などを中心として生業をたてる暮らしが残る地域特有の情緒や風情のある区域を、文化的景観を有する区域として位置づけた。

本計画の対象区域となる菅浦集落は、周囲とやや隔離したその地理的環境から、独自の歴史文化が育かれ、中世の惣村と呼ばれる村落共同体の名残を色濃く残す独特の文化的景観を形成している。しかし、文化的景観の重要な構成要素となる建造物の破損や老朽化、利便性を追及した結果、湖岸の人工化による汀線の喪失、交通量増加による住環境の悪化等、文化的景観が損なわれつつある現状がある。

そのため、その文化的景観の価値を地域住民や来訪者が理解し、自分たちのかけがいのない財産であることの意識を高めるとともに、その価値を損なうことのないよう保存修理を行い、これらを適切に維持するための仕組みづくりを実施することが重要となる。

よって、本計画は、保存調査により明らかになった菅浦集落の文化的景観の価値や範囲に基づき、文化的景観を継承し、地域が特徴的に発展することを目指して、適切な保全と活用の方方向性を示すことを目的とする。

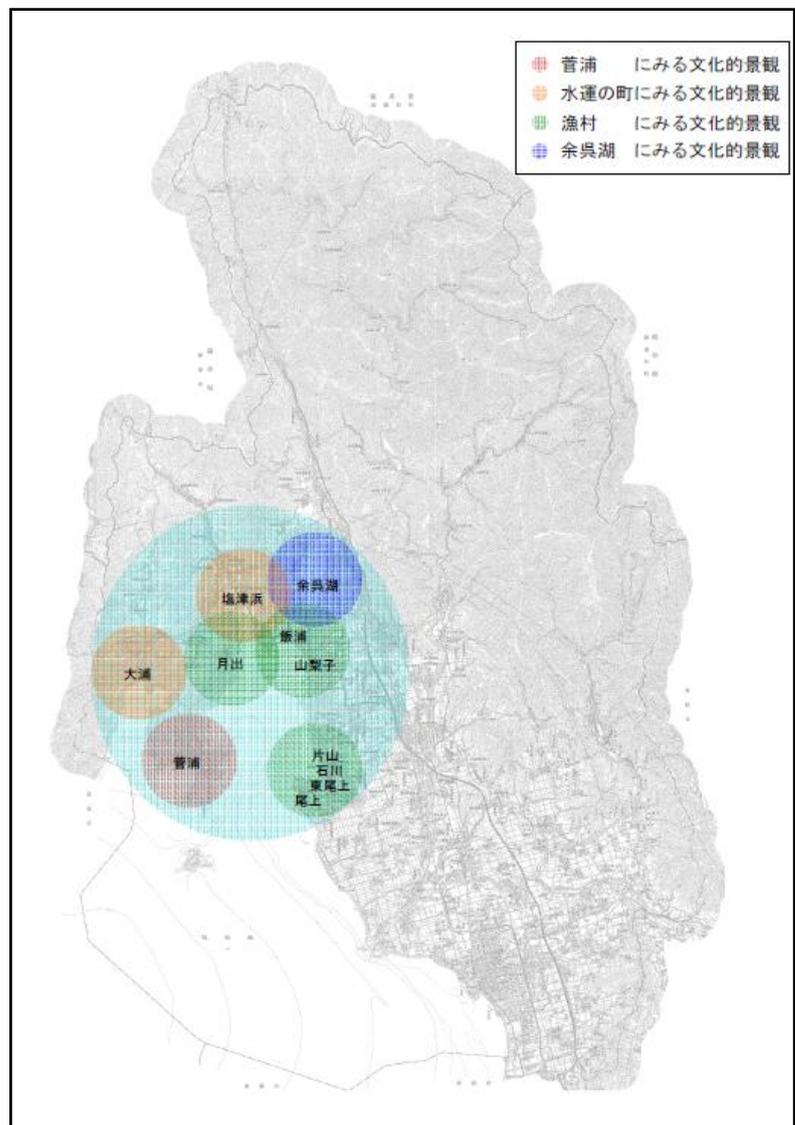


図 1-1-1 景観まちづくり計画における  
奥琵琶湖の文化的景観の区域

## 2. 検討体制と経緯

長浜市では、菅浦集落の文化的景観の保存調査および保存計画の策定にあたり、歴史地理学、歴史学、民俗学、生物学、建築学などの有識者と地元関係者から構成される長浜市文化的景観保存活用委員会を平成23年7月に設置した。保存活用委員会は、計画策定までに8回開催し、調査内容や成果、文化的景観の特徴や価値、範囲、重要な構成要素、景観計画との連携、運営体制など多岐にわたる事項について、協議検討を行った。

表1-2-1. 計画策定に至る経緯

年	月	文化的景観保護推進事業の地元説明・協力依頼・検討会議等	文化的景観に関する調査	文化的景観保存活用委員会	その他 (資料展、シンポジウム等)
平成22年	8月	地元役員会説明			
平成23年	3月	地元役員会説明			
	4月		●		
	7月	事業協力依頼	●	第1回	
	8月	資料調査依頼	●(3回)		
	9月	資料借用	●	第2回	
	10月		●(2回)		
	11月				第1回 写真展
	12月		●(4回)		
平成24年	1月		●		
	2月		●		
	3月			第3回	第2回 写真展
	4月		●(3回)		
	5月		●		菅浦の歴史と資料を学ぶ会(第2回)
	6月		●		
	7月		●(4回)		菅浦の歴史と資料を学ぶ会(第3回)
	8月	地元打合せ会議	●		第3回 写真展
	9月		●		菅浦の歴史と資料を学ぶ会(第4回)
	10月		●(3回)		
	11月		●(2回)		菅浦の歴史と資料を学ぶ会(第5回)
	12月		●(3回)	第4回	

次ページへ続く

年	月	文化的景観保護推進事業 の地元説明・協力依頼・検 討会議等	文化的景観に 関する調査	文化的景観 保存活用 委員会	その他 (資料展、シンポ ジウム等)
平成 25 年	1 月		●		
	2 月		●(2 回)		
	3 月		●	第 5 回	シンポジウム菅浦 の文化的景観 菅浦の歴史と資料 を学ぶ会(第 6 回)
	4 月				第 4 回 写真展
	5 月	地元役員会説明			
	6 月	地元役員会説明	●		
	7 月		●(2 回)	第 6 回	
	8 月	重要な構成要素の説明会 文化的景観の今後の活用 を考える会			
	9 月	文化的景観の今後の活用 を考える会			
	10 月			第 7 回	
	11 月	文化的景観の今後の活用 を考える会			
	12 月				
平成 26 年	1 月				1月 24 日 重要文化的景観 の選定の申出
	2 月				
	3 月			第 8 回	

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

表 1-2-2. 長浜市文化的景観保存活用委員会の体制

	氏名	役職等	分野	
委員長	金田 章裕	人間文化研究機構 機構長	歴史地理学	
委員長職務代理	中島 誠一	(財)長浜曳山文化協会事務局 次長	民俗学	
委員	日向 進	京都市芸繊維大学 名誉教授	建築学	
委員	南出 眞助	追手門学院大学 国際教養学部 学部長	歴史地理学	
委員	佐野 静代	同志社大学 文学部 准教授	歴史地理学	
委員	吉村 亨	京都学園大学 人間文化学部 教授	歴史学(中世)	
委員	東 幸代	滋賀県立大学 人間文化学部 准教授	歴史学(近世)	
委員	前畑 政善	神戸学院大学 人文学部 教授	生物学(魚類)	
委員	深町 加津枝	京都大学大学院 准教授	生物学(植物)	
↓地元関係者				
委員	島内 悦路	菅浦自治会長(平成 25 年度)		
委員	藤井 嘉之	菅浦自治会副自治会長(平成 25 年度)		
委員	島田 均	菅浦自治会 (平成 23・24 年度自治会長)		
委員	中嶋 達也	観光代表(平成 23・24 年度副自治会長)		
委員	須原 伸久	菅浦自治会 自治会員		
委員	高橋 郁夫	菅浦自治会 自治会員		
委員	藤井 進	菅浦自治会 自治会員		
委員	加藤 誠	漁業代表(西浅井漁業組合) 菅浦代表		
委員	浅野 正司	菅浦農業組合 組合員		
委員	西川 喜善	菅浦歴史資料館 運営委員		
委員	前田 清	菅浦歴史資料館 運営委員		
↓オブザーバー				
	鈴木 地平	文化庁記念物課文化的景観部門技官		
	田井中 洋介 (大崎 哲人 H23 年度)	滋賀県教育委員会文化財保護課主幹		
	寺西 正裕	滋賀県教育委員会文化財保護課副主幹		
	長浜市役所都市建設部都市計画課			
	長浜市役所西浅井支所地域振興課			
↓事務局				
	北川 貢造 (伊藤 宏太郎 H23 年度)	長浜市教育委員会 教育長		
	中井 正彦 (江畑 平夫 H23 年度)	長浜市教育委員会 教育部長		
	福井 清和	長浜市教育委員会 理事		
	森口 訓男	長浜市文化財保護センター 所長		
	山崎 清和	長浜市文化財保護センター 参事		
	山本 孝行 (伊藤 潔 H24 年度)	長浜市文化財保護センター 主幹		
	小林 力(H24 年度)	長浜市文化財保護センター 事務員		

### 3. 位置の特定

奥琵琶湖と呼称される琵琶湖北端に位置し、葛籠尾半島の山々が琵琶湖に迫った地形は、農作物・果樹・桑・タバコ等の農業、薪生産等の林業、魷や刺し網等の漁業、(株)ヤンマー家庭工場の工業生産、これらを運ぶ水運など、社会・経済情勢の変化に対応し独自に発展してきた。

菅浦の人々は、中世の村落成立以来、この地理的特徴を活かし惣村の精神を受け継ぎ、幾多の困難を乗り越え現在に至っている。浜道沿いおよび湖岸の田地を波から守るための石積み、人々の往来や祭礼、日常を現代に伝える東西の門、広場等は、集落の景観を特徴付けている。

このような、限られた土地での特徴的な文化的景観を生み出す範囲として、陸上部は菅浦地域全域を対象範囲とし、琵琶湖の範囲は、菅浦の漁業等の生業や生活が影響および関係する範囲とする。さらに範囲の特定にあたっては、上記に加え、菅浦住民の文化的景観の意識や心情的な一体性を考慮しその範囲を決定する。

#### 4. 範囲の特定

範囲を以下の図で示した区域とする。

所在地：長浜市西浅井町菅浦

面積：1,568.4ha(図上求積より)

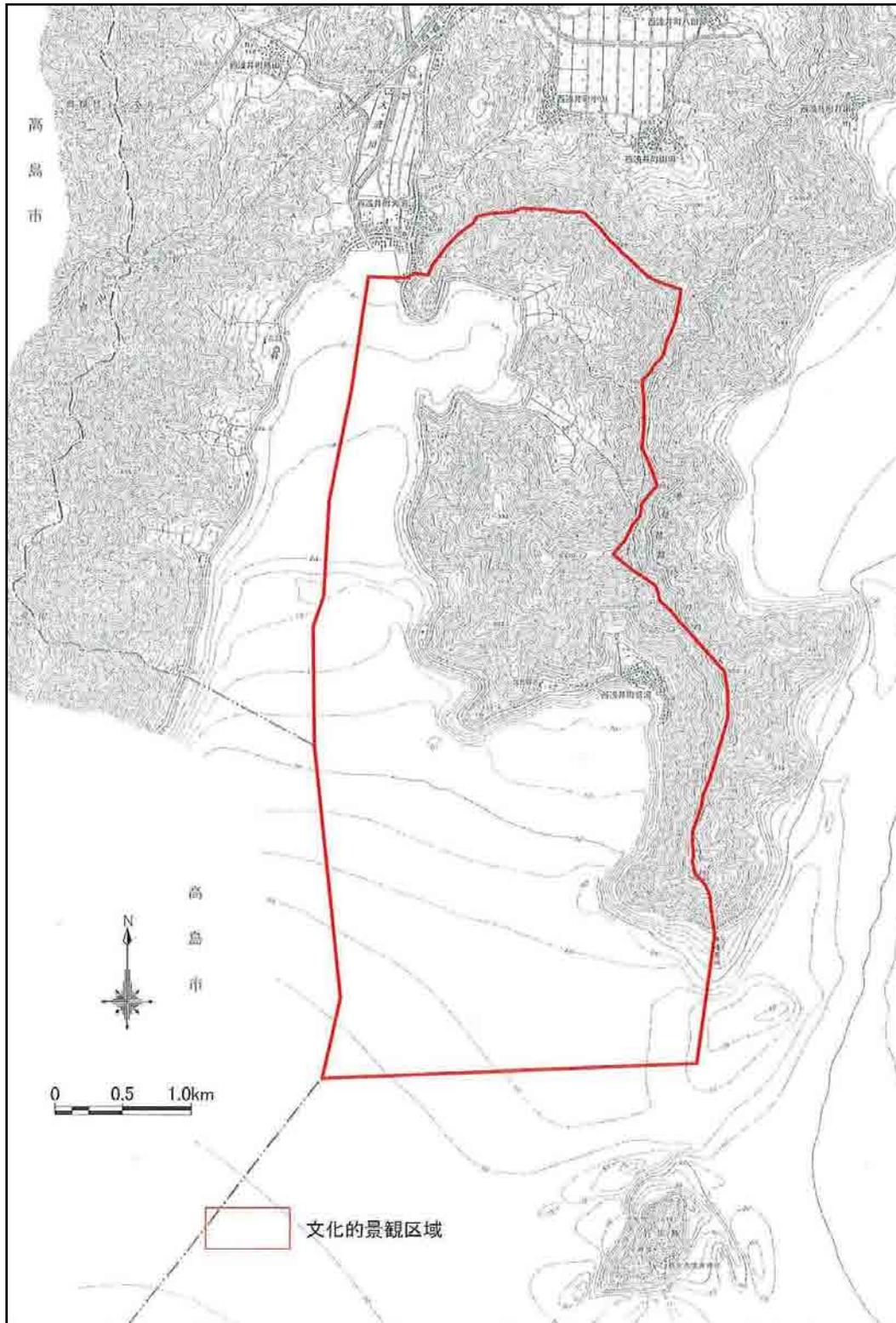


図 1-4-1 重要文化的景観範囲



図 1-4-2 菅浦の航空写真

## 第2章 基本方針

菅浦の文化的景観は、琵琶湖と山々に囲まれた地形条件の下、農林業、漁業、水運業など多様な生業を複合的に営んできた在り方を示す景観である。中世以来の共同体性を示す建造物や湖岸の石垣※などは当地における共同体及び持続的な暮らしの在り方を示している。

この菅浦の文化的景観を保存すると共に、その価値を活用し地域の活性化を図っていくにあたって、保存管理、整備活用、運営体制の基本方針については次のとおりとする。

※石垣：一般には石積みとされる形態（段々畑の石積みなど）のものであっても、当地域では石垣と呼称されている。以降、同様。

### 1. 保存管理に関する基本方針

#### (1) 自然的観点

菅浦が位置する葛籠尾崎半島は、琵琶湖の深い湖底へと続く険しく急な斜面によって奥琵琶湖と呼称される琵琶湖北部特有の地形を形成しており、菅浦の景観を特徴づけている。その地形によって、菅浦独自の歴史、文化が醸し出されてきた。そのため、菅浦の文化的景観にとって、自然景観の保存管理は重要課題であり、その根幹を成すものである。

自然的景観の大きな魅力は、険しい山並みと一体となった琵琶湖の景観である。入り組む山々と琵琶湖が織り成す緑と青のコントラスト、奥まった入り江と広大な湖とで壮大な景観を見せている。このような地形要素の保全を図ることが重要である。

そして、文化的景観を語る上で外せない自然的な要素として、生活や生業と大きく関連してきた動植物の存在がある。

菅浦周辺の湖には、アユ、ビワマス、ウナギ、ビワヒガイ、ニゴロブナ、コイ、ウグイ、イワトコナマス、ビワコオオナマスなど魚類は50種・亜種を超えると考えられる。葛籠尾崎はヤマドリやキジバトなど数多くの渡り鳥の中継地として知られ、湖岸近くまで森林が迫るため湖岸で山野の鳥が見られる。野鳥は21種類が確認され、その内、ミコアイサやカワアイサなどのカモ類が14種類を占めている。カモ類の特徴として魚食性のカモ類が多く生息することである。また、オオワシオジロワシなどの海ワシ類も生息する。動物では、特別天然記念物ニホンカモシカ、ホンドリカ（鹿）、ツキノワグマ（熊）、ニホンザル（猿）、イノシシ（猪）等が生息する。そして植生は、ヨシ群落、コナラなどの落葉広葉樹、アカマツを主体する針葉樹、竹林、スギやヒノキの植林地、アブラギリなどがあるほか、ミカンなどの柑橘類は、一般には湖北の厳冬地域では適さないと考えられるが、南向きにひらけた地形によって湖北では珍しい植生が見られる。

これらの動植物は自然地形と一体となったすばらしい情景を生み出し、自然と共生する生活や生業に影響しながら菅浦の文化的な景観を形づくってきた。魚類は漁業資源として、鳥類や鹿、猪などは狩猟資源として、生業に密接して活用されてきた。樹林地では薪やキノコの採取、アブラギリ、柑橘類などの栽培、集落内に点在する柿などの独立樹等、多様な自然を活用した生業がなされてきた。また、マツ（松）が東と西それぞれの舟入に立ち（現在、西の舟入のみ

に存在する。)、沖合から入船する目印として利用された。これらの動植物の保全もまた文化的景観の意義を語る上で重要な要素となる。

自然景観の保全にあたっては、各種の土地利用規制や環境保全施策等の各種法制により基本的な保全を行う。また、地域で可能な取り組みとして、自然景観を文化的景観の要素として認識し保存管理できる組織づくり、組織の中で保存管理するルールづくりを推進するなど、自然的景観要素の安定継続可能な体制作りを推進する。

### (2) 生活・生業の観点

生活に密接した景観要素は、集落や湖岸に点在する石垣である。オデ川をはじめ集落内を流れる石積の川や、集落に点在する石積イド(井戸)は生活に欠かせないものであり、浜道沿いの石垣・湖岸の石垣は今も波から集落を守り続けている。東門の東通称「牛三昧」から葛籠尾崎の先端にかけての湖岸の石垣は、狭小な土地を守るために築かれたものである。このように、限られた土地を有効に活用するための工夫として、石垣を多用していることが菅浦の大きな特徴として挙げられる。

生業と密着した景観は、湖との関係性、農業との関係性、近代工業との関係性の大きく3つに分けられる。

湖との関係性において、顕著なものが舟入や船着き場等の石垣や突堤、漁業に関連した魩や漁具置き場となる景観である。船入であった「東の川」「西の川」は新たな舟溜まりの建設によりその役割を終えて埋められているが、その石垣や突堤は、船入の名残として公園や広場に新たな役割を得ている。なお、東の川と西の川に流入していた水路は、用水路として使用されている。「池の口」は、台風などによる船の避難港として船入として現在も使用されている。かつて、奥出湾にあった「小渡し」と呼ばれる渡しは現存しており、「ジャガ」にある「じゃのまわり」は船着き場として利用され、赤崎の先(あかさきのはな)の渡しも現存する。漁業では、琵琶湖の伝統的な漁法である、湖岸から矢のように突き出した魩漁の魩が大浦湾に突き出すように設置されている。沿岸から沖合にかけては、刺網漁・小糸網などの定置網漁、底曳漁、投げ網などが、また湖岸ではコアユを対象とした琵琶湖独特の漁法であるオイサゲ網漁が行われており、琵琶湖での生業はきわめて広範囲である。

農業との関係性において、菅浦集落にとって歴史的に大変意義の大きい<sup>ひさし</sup>日指・<sup>もろか</sup>諸河の水田は、生業としての関係性と同じくらいに、菅浦の成立を語る上でも重要である。集落の段々畑や葛籠尾崎の段々畑は石垣によってつくられている。また、昭和40年代初頭まで、山ではその時々の経済状況に応じて薪や竹の生産、アブラギリ、枇杷、蜜柑・桑の栽培が行われていた。近年では一部で植林が行われていたが、現在では山の積極的な利用はされていない。

近代工業との関係性において、昭和30年代の化石燃料の普及により林業が衰退するなか、菅浦の人々が懸命に嘆願し誘致したものが、(株)ヤンマーの家庭工場である。個人の宅地の庭先に作業所が設置され、現在でも10軒ほどが稼働している。これもまた、菅浦の人々が家と集落を守るために、しなやかに生き抜いてきた歴史を表出する景観である。

これらの生活や生業と密着した景観は、菅浦集落を特徴づけるものであり、景観に生きた彩りを加えるものである。

生活・生業景観の保存にあたって、石垣や舟入、農業における段々畑などの形状や素材および位置等が、集落形態を形づくる重要な要素となるため、これらは復元、修繕が行えるように、法的指定による保存や地域による二次的利用（跡地の公園利用など）などを推進する必要がある。魷漁やオイサデ網漁などの漁法に関する事項、薪や蜜柑、桑の栽培など、そこで生産することによって、生業の景観をつくる重要な要素となるため、産業振興支援や継承支援を検討し、産業としての継承が難しいものについては、体験型観光（かつての集落生活、生業の体験）への利用等によって継承することを図る。

### （3）歴史的・文化的観点

歴史的・文化的な景観は、現存する集落形態から読み取れる物語を構成するものであり、菅浦には多くの資産がある。有形文化財としては、四足門や御供所などの集落をかたどる構造物、須賀神社、惣寺である阿弥陀寺や安相寺、祇樹院、真蔵院などの寺社に加え、仏像などの美術工芸品などがある。また、無形文化財としては、「春祭り」に代表される須賀神社の祭礼、組織などがあり、これらは中世以来の惣村の名残を多く留めている。そして、集落地先にある浜の砂利などの祭礼に使われる自然資源等もまた、歴史的・文化的な意義を持つものである。

生活・生業の観点の中でもふれたが、日指・諸河の土地は、それらの領有を巡って菅浦荘と大浦荘の荘園間の争いが起こり、永仁3年(1295)から滅亡の危機に遭いながらも約150年を経てようやく終結し勝ち取った土地であるこのような歴史的意義の大きい日指・諸河の水田は菅浦の成立を語る上で重要な土地であり、そこに存在するだけで意味のある空間である。また、この争いを支えたのが村落共同体であり、交通不便な寒村で「陸の孤島」と言われた菅浦の中世は、「菅浦惣」の自治によって、輝かしい歴史を刻んだ。その足跡を今に伝えるのがいわゆる「菅浦文書」や「菅浦家文書」に代表される史料群であり、中世という時代の面影を今にとどめながら美しい風景を保っている文化的景観である。

これらの歴史的・文化的景観は、集落を象徴するものであり、住民のよりどころでもあるため、景観に意義や脈絡を加えるものである。

歴史的・文化的景観の保存にあたっては、骨格となる建造物等は、法的指定による保存やこれまで継承されてきたように地域で守っていくことが基本となる。そして、これまで集落形態が現存しているのは、「惣村」と表現されるように、独自の世界観を持った地域組織があったからこそである。そのため、自治組織や祭礼行事などについても、地域住民が主体的に維持、継承、保存に努める必要がある。

## 2. 整備活用に関する基本方針

菅浦の集落景観は、琵琶湖と湖に張り出した奥深い山々の壮大な自然の中に溶け込んだ集落によって、多くの人を魅了する。奥琵琶湖パークウェイから眺めた菅浦集落や湖上から見た菅浦集落の文化的景観は他に類を見ない。この景観は、長浜市はもちろん、滋賀県や琵琶湖全体から見ても、大変貴重な文化的景観であり、1917年には日本の村落史を語る上で名高く、中世の集落自治の様子を示す「菅浦文書」が発見されるなど、歴史的にも注目を集める地域となっている。さらに、集落を訪れると遠方からは読み取れない、石垣や建造物、美術工芸品、祭礼など多くの

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

---

魅力が内在している。これらの魅力を、地域住民が主体的に維持し、積極的に活用できる仕組みを構築することが、菅浦の文化的景観の保存に直結する。

そのため、整備活用については、文化的景観の価値を守り伝えるための整備、地域の生活や生業を活性化する活用を基本とする。

以上の2点を整備活用するためには、現存する重要な景観要素の価値を損なわない、来訪者によって地域の生活環境や生業の風景が損なわれない、生業を途絶えさせないことが重要である。重要な構成要素について毀損があった場合の修復や劣化を防ぐ措置、来訪者の行動の抑制、生業の産業としての活用や継承等が必要となる。また、それらを誘導するために、保存修理する際の指針づくりや行動計画の立案、公開領域と生活領域の明確化、観光資源としての活用を図ることが重要となる。

### (1) 重要な構成要素の保全と整備

菅浦の景観を特徴づける重要な構成要素を抽出し、管理に必要な保存修理・整備をしていく。例えば、四足門は菅浦を象徴する建造物であるが、仮に多くの方を集客することになり、そこを通行する行為が頻繁になった場合、痛みや劣化を早める原因となる。それを阻止するための方法は、コンクリートで固めるといった安易な方法に頼るのではなく、多少管理の手間が必要となる方法であっても、文化的価値を損なわない方法で管理、修繕する必要がある。

さらに、重要な構成要素には、解説板を設置し、歴史的・文化的価値を伝えるとともに、多大な労力を必要とする石垣の補修や道の普請などを地域活動や体験のプログラムに組み込むなど、活用と整備を兼ねる仕組みを整備する。

### (2) 公開領域と生活領域の区分

誰もが見学して回れる公開領域と原則として公開を抑制する生活領域の区分を明確にすることで、地域住民の生活や生業を阻害しない仕組みづくりを行う。

公開領域については、公開・見学に対応する施設は、基本的に既存の菅浦郷土史料館等公開可能な建屋や家屋を活用し、案内表示を設置する。案内表示については景観を阻害せず違和感のない統一されたデザインのものとして、デザインの中で公開領域と生活領域を区分できるように設置する。また、案内ガイドをつけることで、来訪者が知りえない細かな地域の規範を知らせるようにする。

### (3) 生業の振興、地域での活用

菅浦の生業は、孤立した環境の中で、時代の潮流に苦しみながら、しなやかに適応してきたことによって、農業、漁業、家庭工業など多様な生業が形成され、それが生業の景観を生み出してきた。小さな集落に多様な生業があることが特徴であるため、何かひとつの産業を集中して発展していくことは、当地域の生業の振興としてはそぐわない。小規模ながらも、個々の産業が相互に関係していく中で、維持、継承されていくことが重要である。そのため、地域の中で、相互の産業を補完し合える支援体制づくりやひとつには、近年では、地域資源を活用した観光業の取り組みがみられるため、地場産業との連携を図ることで、相乗効果を

生み出す発展の方向が考えられる。

地域での活用については、これまでの生活や生業で使われている様態を出来る限り維持することに加えて、低未利用資源の活用や新たな連携を構築することが重要である。例えば、葛籠尾崎の畑では、近年まで梅やハッサクが栽培されていたが、高齢化により管理や収穫ができず放置された状態にある。それらを地元主体の管理運営組織によって管理し、地域振興に活用することなどが考えられる。

#### (4) 観光への活用と地域での活用

文化的景観の活用については、観光への活用という側面がある。

観光への活用については、継続維持が可能なように、原則として地域住民に生活や生業の負担とならないものとする必要がある。そのため、菅浦の伝統的な生活・生業の延長上での活用を図ることが前提であり、来訪者に対しては、文化的景観の概要や見学方法を示すリーフレットを準備しておくほか、案内ガイドによる現地案内をおこない、住民の生活を阻害しないように配慮する。また、菅浦の歴史や伝統的な生業・生活の体験を観光プログラムとして取り入れることで、学校教育・社会教育の場として活用する。さらに、これらを管理運営する組織づくりを行い、保存・管理、案内ガイド、駐車場、史料館・休憩所等の運営が地域主体で実施できるようにすることが重要である。

### 3. 運営体制に関する基本方針

菅浦の地域住民を主体とした管理運営組織を立ち上げることを基本とする。管理運営組織は菅浦自治会の一部門として組織し、地域住民の生活に根ざした運営管理を行う。また、菅浦には、漁協や農業組合、観光協会などの産業組織があるため、そのような組織との連携をはかることで、生業の継続性や発展性を高める。そして、長浜市文化財保護センターをはじめとした、長浜市の関連部局（都市計画、建設、産業振興、観光、教育など）と連携しながら文化的景観の保存・管理を核とした地域づくりを進める。また、滋賀県や国の支援、周辺市町村等との横のつながりを持った支援体制を構築する。さらに、大学等との連携・協力、学識者からの協力体制を構築する。

## 第3章 保存管理

### 1. 土地利用の方針

#### (1) 自然的観点

自然的観点の保存管理にあたっては、以下の点に配慮しながら、土地所有者の協力の元、市をはじめとした行政による対応が必要となる。

- ・琵琶湖の深い湖底へと続く陰しく急な斜面の山々の地すべりや崖崩れなどの斜面崩落防止等による保全に努める。
- ・集落の周辺の間々および琵琶湖に生息する動植物は、菅浦の農業や漁業等の生業に密接に関連しているため、その生態系を維持するよう、生育環境の保全に努める。
- ・土砂災害や琵琶湖の氾濫等に対する災害防備にあたって、現在の自然景観を維持する工法を採用し、適正な管理に努める。

#### (2) 生活・生業の観点

生活・生業の観点の保存管理にあたっては、以下の点に配慮しながら、地元組織と所有者の協力の元、地域による価値の共有や地元組織での活用や継承に努めることが必要となる。

- ・現在の集落形態を維持するために、現在の土地利用形態の維持、活用に努める。
- ・生活に密接に関係してきた水路、井戸、石垣の保存に努める。
- ・舟入や避難港等、現存するものおよびかつて利用されていた石垣や突堤の保存、活用に努める。
- ・段々畑の石垣の保存、活用に努める。
- ・家庭工場等の保存、活用に努める。
- ・山の利用の推進と活用に努める。

#### (3) 歴史的・文化的観点

- ・中世以来の惣村の名残を伝える建造物、構造物の保存に努める。
- ・日指・諸河の水田の保存に努める。
- ・祭礼の維持、継承に必要な空間、建造物、自然物の保存に努める。

## 2. 行為規制の方針

### (1) 法制による土地利用規制

景観法に基づき長浜市が策定した長浜市景観計画による行為規制が全市に適用されており、菅浦を含む琵琶湖沿岸は、琵琶湖沿岸景観形成重点区域として、景観形成基準が規定されている。(表 3-2-1～3) そして、表 3-2-4 に示す既存の法令による行為規制が適用されている。

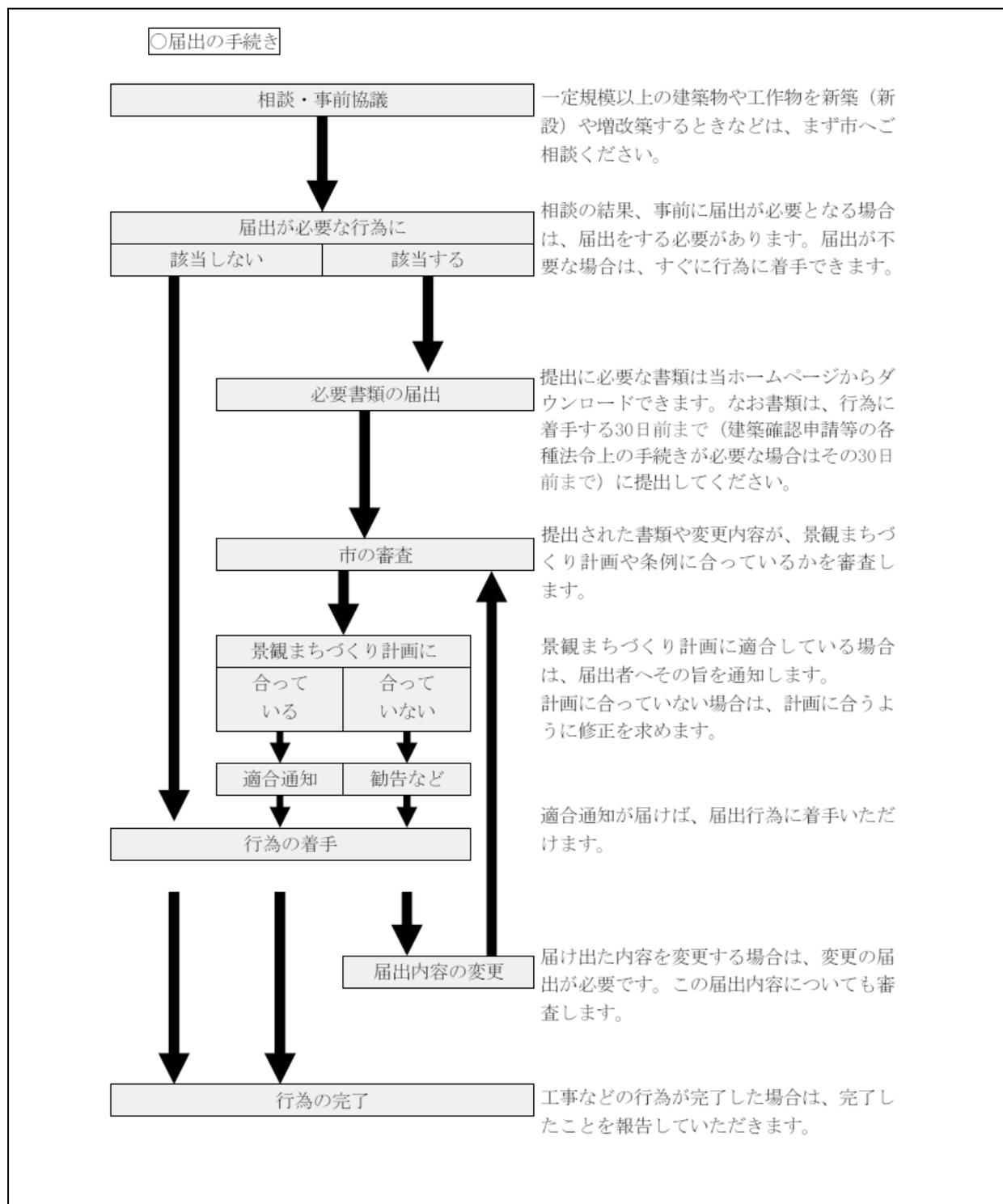


図 3-2-1 長浜市景観条例に定める届出手続き

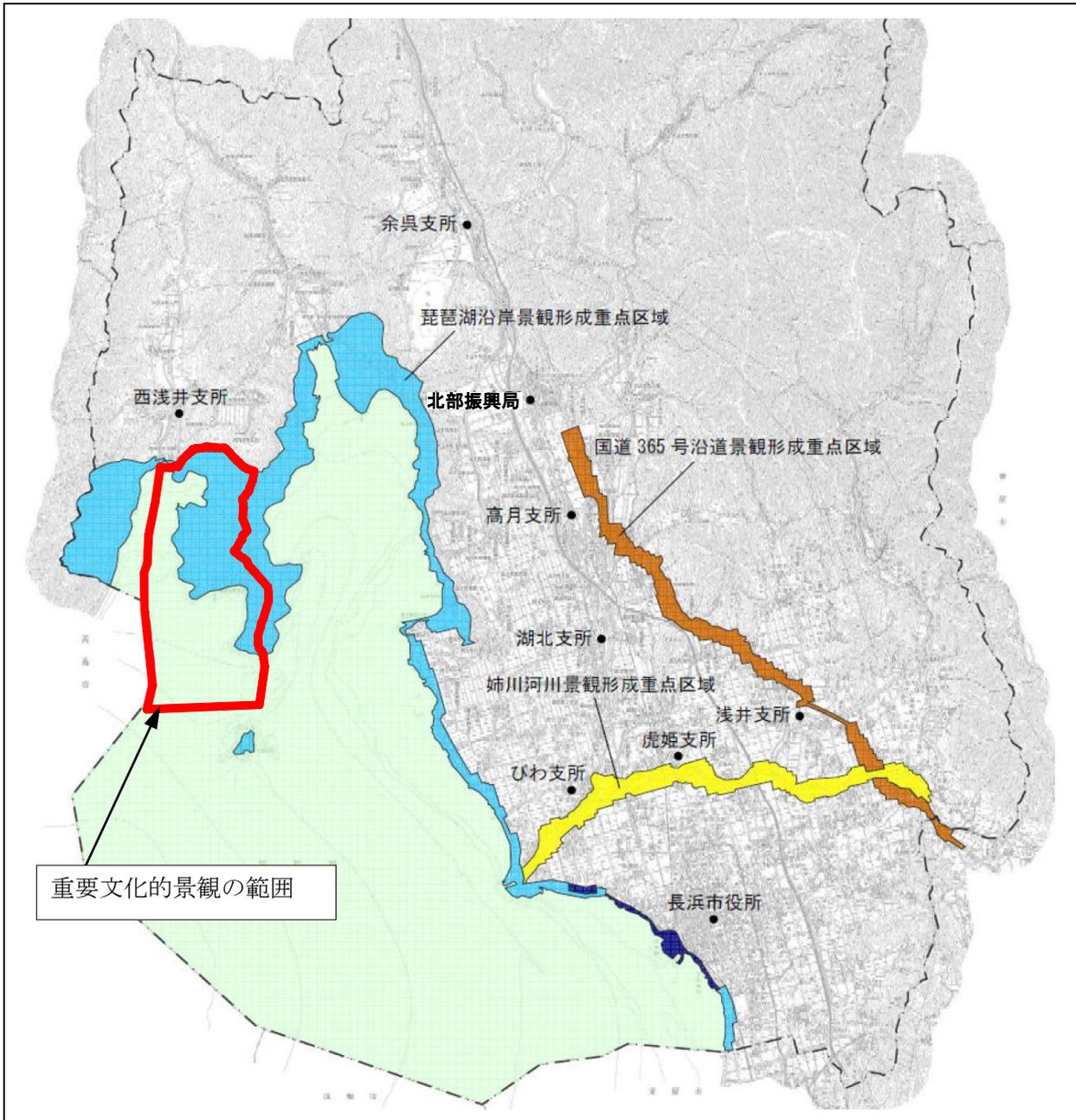


図 3-2-2 琵琶湖沿岸景観形成重点区域

表 3-2-1 琵琶湖沿岸景観形成重点区域 景観形成基準(全般、建築物)

項目	景観形成基準																																																						
	市街地周辺地区	市街地地区																																																					
全般	<p>○大規模な建築などの行為は、地域の歴史、風土、個性を大切に、周辺の景観と調和した魅力ある景観の形成を進めます。</p> <p>○行為にあたっては、長浜市景観まちづくり計画に沿って、良好な景観の形成を進めます。</p>																																																						
建築物	位置	<p>○原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀(てい)線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退します。ただし、古くから発達した集落の地区で、湖岸または湖岸道路に接して連たんしている建築物(大規模建築物を除く。)が、周辺の建築物の配置状況を勘案して、景観形成上支障がない場合は、除きます。</p> <p>○敷地境界線から可能な範囲で後退します。</p> <p>○水泳場施設(売店、更衣室など)は、できるだけ樹林の後背部に設けるなどの処置により湖岸から目立たないようにするなど周辺の環境との調和に配慮します。</p>																																																					
	形態	<p>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。</p> <p>○周囲の建築物の多くが入母屋、切妻などの伝統的な建築形態の屋根を持った地区は、原則として、適度に軒を出した勾(こう)配のある屋根を設けます。</p> <p>○敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。</p>																																																					
	意匠	<p>○平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮します。</p> <p>○大規模建築物は、屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するように努めます。</p> <p>○周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。やむを得ない場合は、これを模した意匠とします。</p>																																																					
	色彩	<p>○けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観との調和を図ります。</p> <p>○色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮します。</p> <p>○周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮します。</p> <p>○周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮します。</p> <p>○外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により</p> <p>・基準値を次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10Y</td> <td>制限なし</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・推奨値を次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10YR</td> <td>5以上</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>0.1Y~10Y</td> <td>7以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○近代的な様式の建築物で形成された地区は、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮します。</p> <p>○けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。</p> <p>○外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により</p> <p>・基準値を次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10Y</td> <td>制限なし</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・推奨値を次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10YR</td> <td>5以上</td> <td>6.5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1Y~10Y</td> <td>7以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1~N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1R~10Y	制限なし	10以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1~N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R~10YR	5以上	10以下	0.1Y~10Y	7以上	6以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1~N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R~10Y	制限なし	10以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1~N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R~10YR	5以上	6.5以下	0.1Y~10Y	7以上	6以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	明度	彩度																																																					
0.1R~10Y	制限なし	10以下																																																					
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																					
無彩色は、N1~N9.5																																																							
使用する色相	明度	彩度																																																					
0.1R~10YR	5以上	10以下																																																					
0.1Y~10Y	7以上	6以下																																																					
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																					
無彩色は、N1~N9.5																																																							
使用する色相	明度	彩度																																																					
0.1R~10Y	制限なし	10以下																																																					
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																					
無彩色は、N1~N9.5																																																							
使用する色相	明度	彩度																																																					
0.1R~10YR	5以上	6.5以下																																																					
0.1Y~10Y	7以上	6以下																																																					
上記以外の色相	制限なし	2以下																																																					
無彩色は、N1~N9.5																																																							
素材	<p>○ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。</p> <p>○周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用します。</p> <p>○伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物と同様の素材とします。やむを得ない場合は、これを模した素材とします。</p> <p>○冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けます。</p> <p>○自然素材の使用に努め、やむを得ない場合は、これを模したものをを用いることとします。これらの素材を用いることができない場合は、周辺の緑化などにより周辺の景観を形成する素材と調和が図れるように配慮します。</p>																																																						
規模	<p>○都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する建築物については、次に掲げる措置を講じることとします。</p> <p>(ア)建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めます。</p> <p>(イ)中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮します。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量が少なくなるよう努めるとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ります。</p> <p>(ウ)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とします。</p> <p>(エ)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山なみがある場合は、建築物の規模は、山なみの連続性に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、山なみを大きく遮へいしない規模とします。</p> <p>(オ)中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰(ふかん)した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにします。</p>																																																						

第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

前頁続き

項目	景観形成基準	
	市街地周辺地区	市街地地区
高さ	○敷地地盤から13m以下を原則とします。 ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。	○湖岸道路と琵琶湖の間の都市計画法第9条第5項による第1種住居地域は、敷地地盤から13m以下を原則とします。 ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。
建築物(つづき) 緑化(植栽)	○敷地内の空き地は、多くの緑量がある緑化に努めます。 ○汀(てい)線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めます。 ただし、湾岸施設、造船所などにおいて、機能上建築物と一体になって湖に接して設ける空き地は、除きます。 ○建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮して植栽します。 ○大規模建築物は、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮します。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 ○敷地内に生育する樹木などは、できるだけ残します。やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめます。 ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 ○次に該当する建築物は、敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。 ・計画戸数が5戸以上の集合住宅など(共同住宅、マンション、ワンルームマンション、寄宿舎、社宅その他これらに類するものをいいます。) ・店舗、工場などの床面積が、都市計画法第7条に規定する区域区分の定めのない地域では150㎡を超えるもの、その他の地域では50㎡を超えるもの ・上記以外の自己用住宅でないもの	○敷地の面積が、0.1haを超えるもの ・計画戸数が5戸以上の集合住宅など(共同住宅、マンション、ワンルームマンション、寄宿舎、社宅その他これらに類するものをいいます。) ・店舗、工場などの床面積が、50㎡を超えるもの ・上記以外の自己用住宅でないもの
その他	○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。	

表 3-2-2 琵琶湖沿岸景観形成重点区域 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成基準	
	市街地周辺地区	市街地地区
垣・さく・塀類	○周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○古くから湖辺に発達した集落地や低・中高層建築物が連たんする都市的地域における建築物の敷地では、自然素材の使用に努め、やむを得ない場合は、これを模した仕上げとなる意匠とします。 ○湖岸および湖岸道路に面する場合は、できるだけ樹木(生垣)によることとします。 ○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。	○できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとします。 ○具体的には、建築物に関する基準の色彩とします。
門(建築物に付属するものを含む)	○周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○周辺景観および敷地内の状況に配慮し、落ち着いた色彩とします。 ○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。	
工作物 擁壁	○湖岸および湖岸道路に面するものは、構造に支障のない限り低くします。 ○琵琶湖および内湖の水面に面するものは、できるだけ多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとします。 ○自然素材の使用に努め、やむを得ない場合はこれに模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化などを行います。 ○地域の景観を特徴づける擁壁などの構造物が残されている付近では、その様式、材料などを継承し、地域的な景観の創出に努めます。	
その他	○敷地境界線から可能な範囲で後退します。 ○原則として、湖岸道路から2m以上後退します。 ○琵琶湖に直接面する敷地または汀(てい)線から10m以内の敷地は、汀(てい)線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地は、内湖側の敷地境界線から2m以上後退します。 ただし、彫刻その他これに類するもの(以下「彫刻物」といいます。)で、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和するものなどは、除きます。 ○高さは、敷地地盤から15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出したものとしません。 ○汀(てい)線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めます。 ○メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設(以下「遊技施設など」といいます。)、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント、その他これらに類する製造施設(以下「製造施設など」といいます。)、または、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設(以下「貯蔵施設など」といいます。)は、敷地(都市計画法第8条に規定する用途地域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。)の面積の20%以上の敷地を緑化します。	

前頁続き

項目		景観形成基準	
		市街地周辺地区	市街地地区
工作物 (つづき)	その他 (つづき)	<p>○遊技施設などを除き、すっきりした形態および意匠に努めるとともに、けげばげしい色彩とせず、周辺景観になじむものとし、やむを得ない場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へいします。なお、芸術作品展などの開催にともない一時的に措置されるものは、除きます。</p> <p>○汚水または排水を処理する施設は、平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努め、敷地外周部は、生垣などで緑化し、容易に望見できないようにします。</p> <p>○製造施設などや貯蔵施設などは、できるだけ壁面、構造などの意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めます。</p> <p>○必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化します。</p> <p>ただし、製造施設など、貯蔵施設などは、常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じて修景緑化します。また、遊技施設などの場合、敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯として植栽します。</p> <p>○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。</p> <p>○屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。</p> <p>○都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する工作物については、次に掲げる措置を講じます。</p> <p>(ア)工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めます。</p> <p>(イ)中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮します。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ります。</p> <p>(ウ)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とします。</p> <p>(エ)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山なみがある場合は、工作物の規模は、山なみの連続性に著しい影響を与えないようにします。なお、重要な眺望景観に対しては、山なみを大きく遮へいしない規模とします。</p> <p>(オ)中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにします。</p>	

表 3-2-3 琵琶湖沿岸景観形成重点区域 景観形成基準(その他)

項目		景観形成基準	
		市街地周辺地区	市街地地区
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)		<p>○鉄塔は、原則として、景観形成重点区域内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。</p> <p>○電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないように配置します。</p> <p>○電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しません。</p> <p>○形態の簡素化を図ります。</p> <p>○色彩は、落ち着いた色彩となるよう努め、周辺景観との調和を図ります。</p> <p>○古くから湖辺に発達した集落地や低・中高層建築物が連たんする都市的地域では、鉄塔の基部周辺の修景緑化に努めます。</p> <p>○都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物などに該当する当該工作物については、工作物の項目中その他の規定((ア)から(オ)まで)に掲げる措置を講じます。</p>	
木竹の伐採		<p>○伐採する土地が広範囲にならないよう必要最低限度の伐採とし、周辺景観との調和に配慮します。</p> <p>○湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、伐採せず、周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。</p> <p>○高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できるだけ伐採しません。</p> <p>○一回となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮します。</p> <p>○伐採した場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、必要な代替措置を講じます。</p>	
屋外における物品の集積または貯蔵		<p>○敷地境界線から可能な範囲で後退するとともに、既存樹林の保全に努めます。</p> <p>○原則として、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀(てい)線から10m以内の敷地にあつては汀(てい)線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退します。</p> <p>○遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとします。</p> <p>○事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。特に湖または湖岸道路に面する部分では、常緑の中高木などで遮へいします。</p> <p>○農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤードなどは、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じて、その敷地の周囲に修景のため植栽します。</p> <p>○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。</p>	
鉱物の掘採または土石の類の採取		<p>○湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木により遮へいします。</p> <p>○跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。</p>	

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

### 前頁続き

項目	景観形成基準	
	市街地周辺地区	市街地地区
土地の形質の変更	<p>○造成などにかかる切土および盛土の量は、構造に支障のない限り少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとします。</p> <p>○のり面が生じる場合は、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。</p> <p>○行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けず。</p> <p>○駐車場を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周部を修景緑化するとともに、内部空間においても中高木を取り入れて修景緑化し、単調な空間とならないよう配慮します。ただし、やむを得ない場合は、湖岸および湖岸道路から望見できないよう、植栽により遮へいします。</p> <p>○広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設にかかる敷地（都市計画法第7条に規定する市街化区域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。）の面積の20%以上の敷地を緑化します。</p>	

表 3-2-4 既存の土地利用規制

	根拠法	対象区域	許可・届出	行為の制限
国	農地法	農地	許可	・農地転用 ・農地を転用するための権利設定又は移転
	農業振興振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	許可	・開発行為 ・指定された用途以外への用途変更
	森林法	保安林 (土砂崩壊防備保安林)	許可	・立木の伐採 ・土地の形質の変更
		地域森林計画の対象となる 民有林	許可・届出	・1ha以上の開発行為 ・立木の伐採
	河川法	琵琶湖 小出川	許可	・流水の占有 ・土地の占有 ・土石等の採取など
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木工事等を目的とした発掘行為
	自然公園法	琵琶湖国定公園 第1種～第3種地域	許可	・工作物の新築、増改築、伐採等
	砂防法	砂防指定地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転 又は除却 ・土地の形状の変更 ・木竹の伐採など
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	許可	・水を放流し、または停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為。 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設または工作物の設置または改造。 ・のり切、切土、掘さくまたは盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下または地引による搬出 ・土石の採取または集積など
滋賀県	滋賀県文化財保護条例	諸河(瓦窯跡)	許可・届出	・滅失、き損、現状変更、修理
	滋賀県ヨシ群落保全条例	普通地域 (琵琶湖沿岸部)	許可	建築物又は工作物の新築、増改築、鉱物の採掘または土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、宅地の造成ほか
長浜市	長浜市景観条例 長浜市景観まちづくり計画 (景観法)	景観計画区域 琵琶湖沿岸景観形成重点区域 奥琵琶湖の文化的景観の区域	届出	・建築物又は工作物の新築(新設)、増改築、移転等 ・開発行為その他土地の形質の変更 ・屋外における物件の堆積
	長浜市文化財保護条例	菅浦	許可・届出	・滅失、き損、現状変更、修理
	長浜市漁港等管理条例 (漁港漁場整備法)	菅浦舟だまり	承認	・工作物の新築、改築もしくは増築 ・土砂の採取又は土地の掘削
	長浜市屋外広告物条例	第1種地域 (琵琶湖・余呉湖ゾーン)	許可・通知・届出	・一定規模以上の屋外広告物の設置

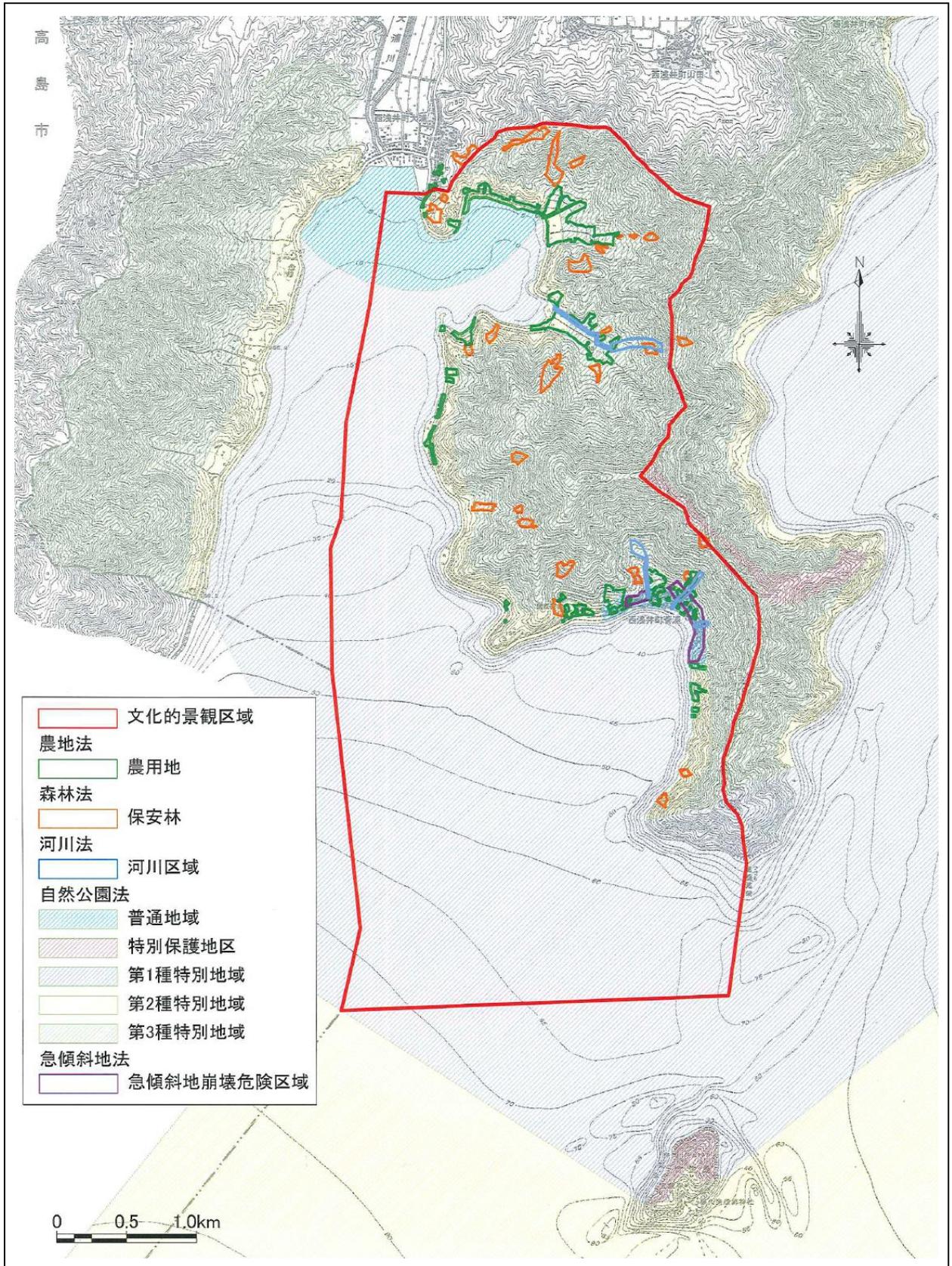


图 3-2-3 既存の法規制区域图(1)

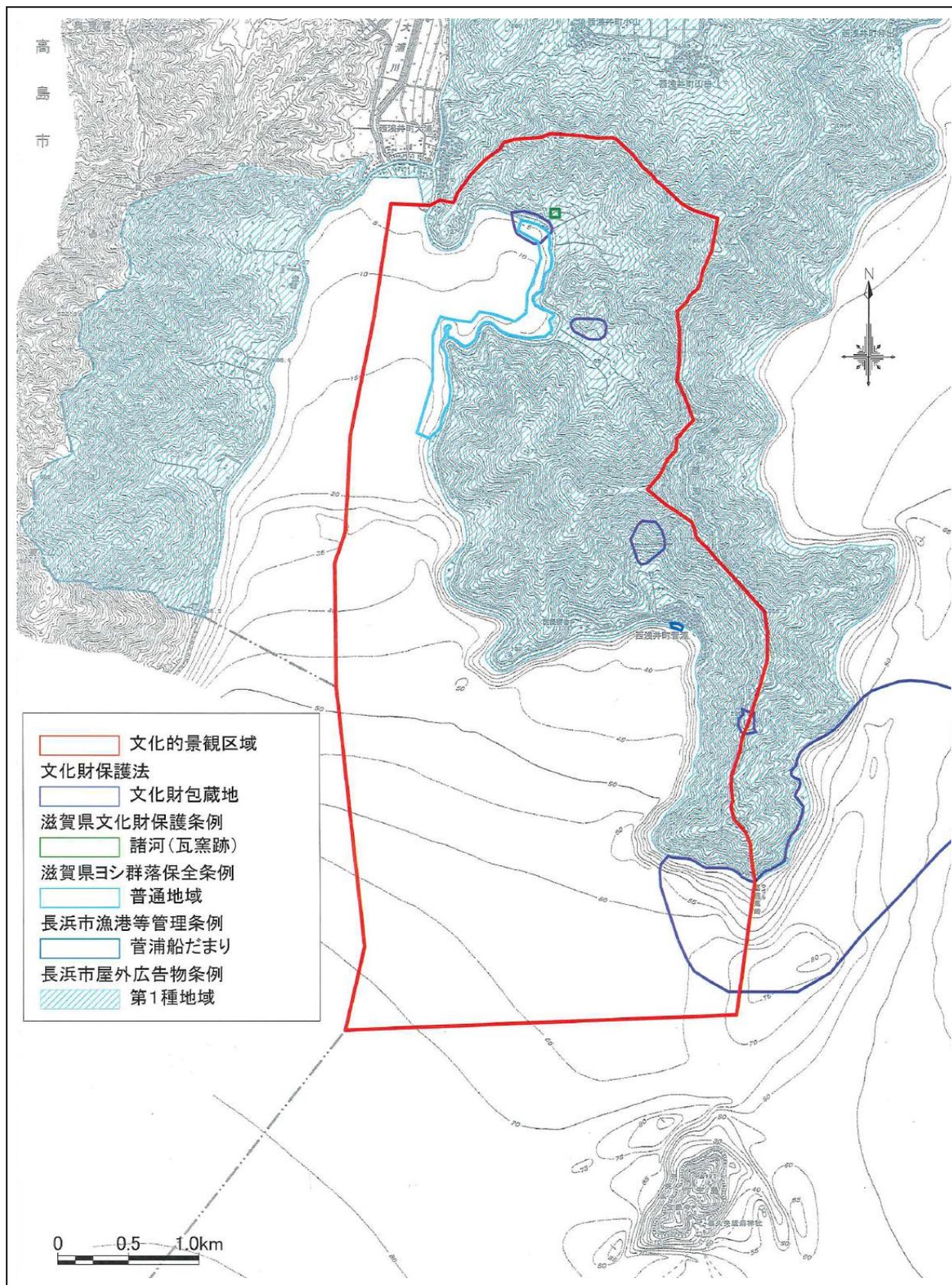


図 3-2-4 既存の法規制区域図(2)

### 3. 現状変更等の取り扱い基準

#### (1) 届出対象行為

重要文化的景観の選定範囲における重要な構成要素に現状変更等がある場合には、所有者等は事前に長浜市教育委員会と協議を行い、文化庁長官宛てに届出を行うものとする。所有者等が届出しなければならない滅失又はき損の様態、現状変更等の届出行為は表 3-3-1 の通りである。表 3-3-2 の行為は、届出対象とはしないが、行政協議を実施することで、届出相当の協議を実施するものとする。表 3-3-3 の行為は、行為の必要性、緊急性、文化的景観に対する配慮が一定以上担保されることから届出不要とする。

表 3-3-1 届出対象行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流出等による消失	滅失を知った日から 10 日以内
き損	災害等により物件の過半が破損	き損を知った日から 10 日以内
現状変更	移転、除去等、重要な構成要素の価値に大きな影響を及ぼす行為	現状変更しようとする日の 30 日前まで

表 3-3-2 行政協議対象行為

届出の種類	行政協議対象行為
滅失・き損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県、市町村等が行う行為</li> <li>・道路、水道、下水道、電気工作物等の設置又は管理に係る行為</li> <li>・通常の農林業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等）</li> <li>・農林業の生産活動の維持・推進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等）</li> <li>・災害復旧工事等</li> </ul>

表 3-3-3 届出不要行為

届出の種類	届出不要行為
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持の措置</li> <li>・非常災害のために必要な応急措置</li> <li>・通常の農林業の生産活動に係る行為（前項同様）</li> <li>・農林業の生産活動の維持・推進を図るために必要な行為（前項同様）</li> <li>・公共施設の管理行為全般</li> <li>・保存に及ぼす影響が軽微な行為</li> </ul>

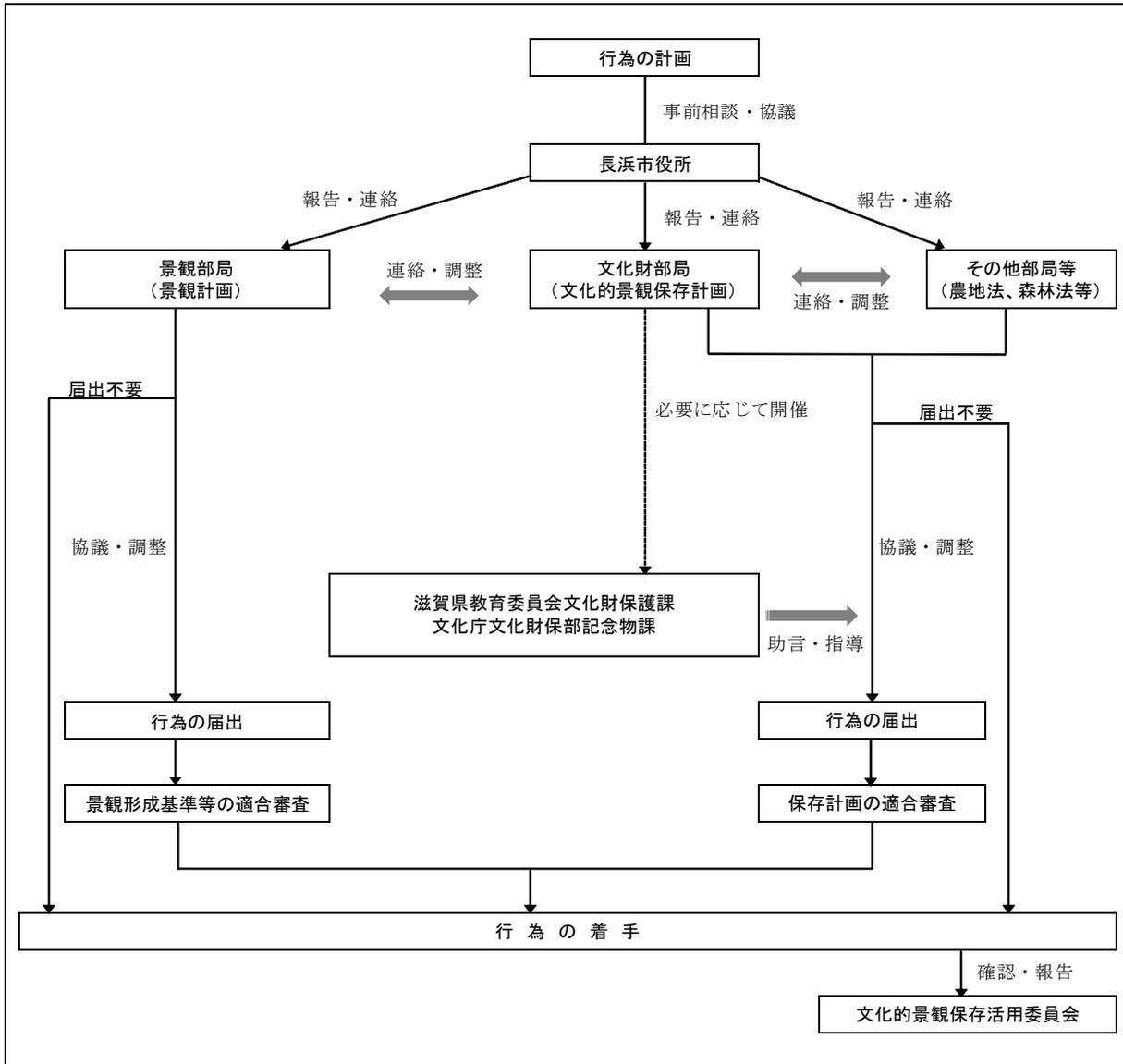


図 3-3-1 現状変更等に係る手続きフロー

(2) 文化的景観の行為規制

景観構成要素別の現状変更および改修にあたって、構成要素の価値に大きな影響を及ぼさないよう、構成要素の根幹に係る部分の現状変更や改修の行為について、個別に一定の基準を設けることで、構成要素の価値を維持していくこととする。なお、滅失、き損については、菅浦の文化的景観の総合的な見地から、価値の維持方法等を届出時に地元組織や行政等で個別に検討するものとする。

#### 4. 文化的景観における重要な構成要素

菅浦の湖岸集落景観は、急傾斜の山々と琵琶湖からなる奥琵琶湖の独特の地形がもたらした自然景観の中に、中世以来の集落の伝統が息づいており、人々の生活、生業を重ねながら形成された村落共同体が歴史とともに重層的に刻んできた景観である。そのため、景観を構成する要素は、そこに存在することで、現代までの歴史や生業を語り継ぐことを可能とする要素を抽出する。

ここでは、抽出された物件それぞれの特徴や景観との関係をまとめることで、菅浦の文化的景観を構成する要素を整理することとする。

表 4-1-1 重要な構成要素一覧

番号	名称	所有者/管理者	備考
1	西の四足門	菅浦自治会	
2	東の四足門	菅浦自治会	
3	菅浦歴史史料館	菅浦自治会	
4	菅浦公民館・石垣	菅浦自治会	
5	菅浦老人会館 (旧菅浦分校)	菅浦自治会	
6	池の口(避難港)	菅浦自治会	
7	地藏(東の川)	菅浦自治会	
8	西の道祖神	菅浦自治会	
9	東の道祖神	菅浦自治会	
10	金比羅神社	菅浦自治会	
11	コワタシ(赤崎の崎側)	菅浦自治会	
12	コワタシ(ジャガ側)	菅浦自治会	
13	須賀神社	須賀神社	1 本殿、2 拝殿、3 末社、4 神饌所、5 水屋、6 神輿堂、7 東社務所(御供所)、8 西社務所(御供所)、9 神社に関する石垣、10 舟形御陵、11 参道石畳、12 社務所周辺の樹木、13 石の鳥居
14	阿弥陀寺(本堂・石垣)	阿弥陀寺	
15	真蔵院	真蔵院	
16	安相寺	安相寺	
17	祇樹院	祇樹院	
18	石垣	個人	
19	石垣	個人	
20	石垣	個人	
21	石垣	個人	
22	石垣	個人	
23	石垣	個人	
24	石垣	個人	
25	石垣	個人	
26	石垣	個人	
27	石垣	個人	
28	石垣	個人	
29	石垣	個人	
30	石垣	個人	
31	石垣	個人	
32	石垣	個人	
33	石垣	個人	

第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

前頁続き

番号	名称	所有者/管理者	備考
34	石垣	個人	
35	石垣	個人	
36	石垣	個人	
37	石垣	個人	
38	石垣	個人	
39	石垣	個人	
40	石垣	個人	
41	石垣	個人	
42	石垣	個人	
43	石垣	個人	
44	石垣	個人	
45	石垣	個人	
46	石垣	個人	
47	石垣	個人	
48	石垣、住宅横の池	個人	
49	石垣	個人	
50	石垣	個人	
51	南西側の水路の石垣	個人	
52	石垣	個人	
53	石垣	個人	
54	石垣	個人	
55	石垣	個人	
56	石垣	個人	
57	石垣	個人	
58	石垣	個人	
59	石垣	個人	
60	石垣	個人	
61	石垣	個人	
62	石垣	個人	
63	石垣	個人	
64	石垣	個人	
65	石垣	個人	
66	石垣	個人	
67	石垣	個人	
68	石垣	個人	
69	石垣	個人	
70	石垣	個人	
71	石垣	個人	
72	石垣	個人	
73	石垣	個人	
74	石垣	個人	
75	石垣	個人	
76	集落	菅浦自治会・ 個人	

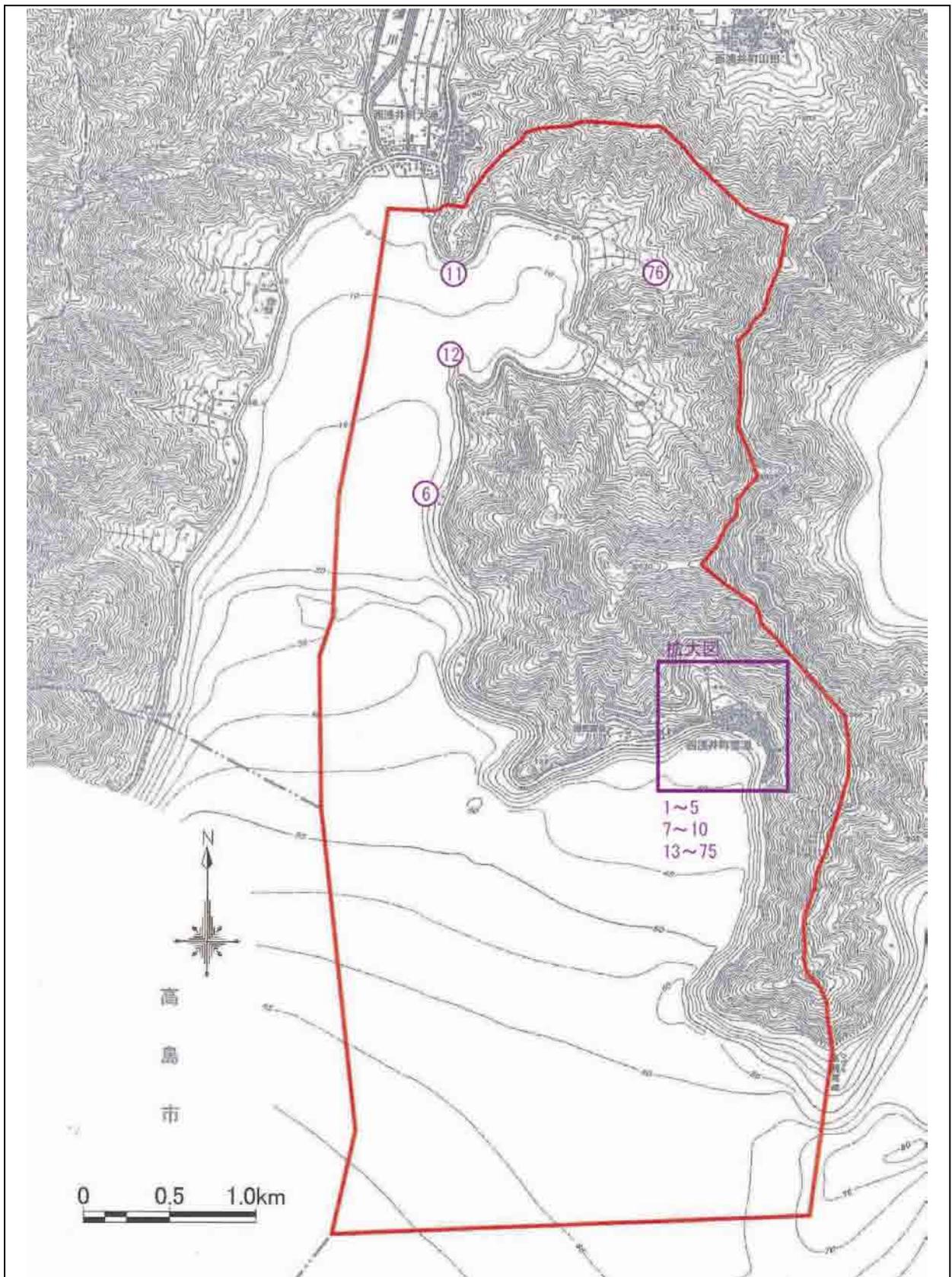


図 4-1-2 重要な構成要素の位置 (1) 区域全体

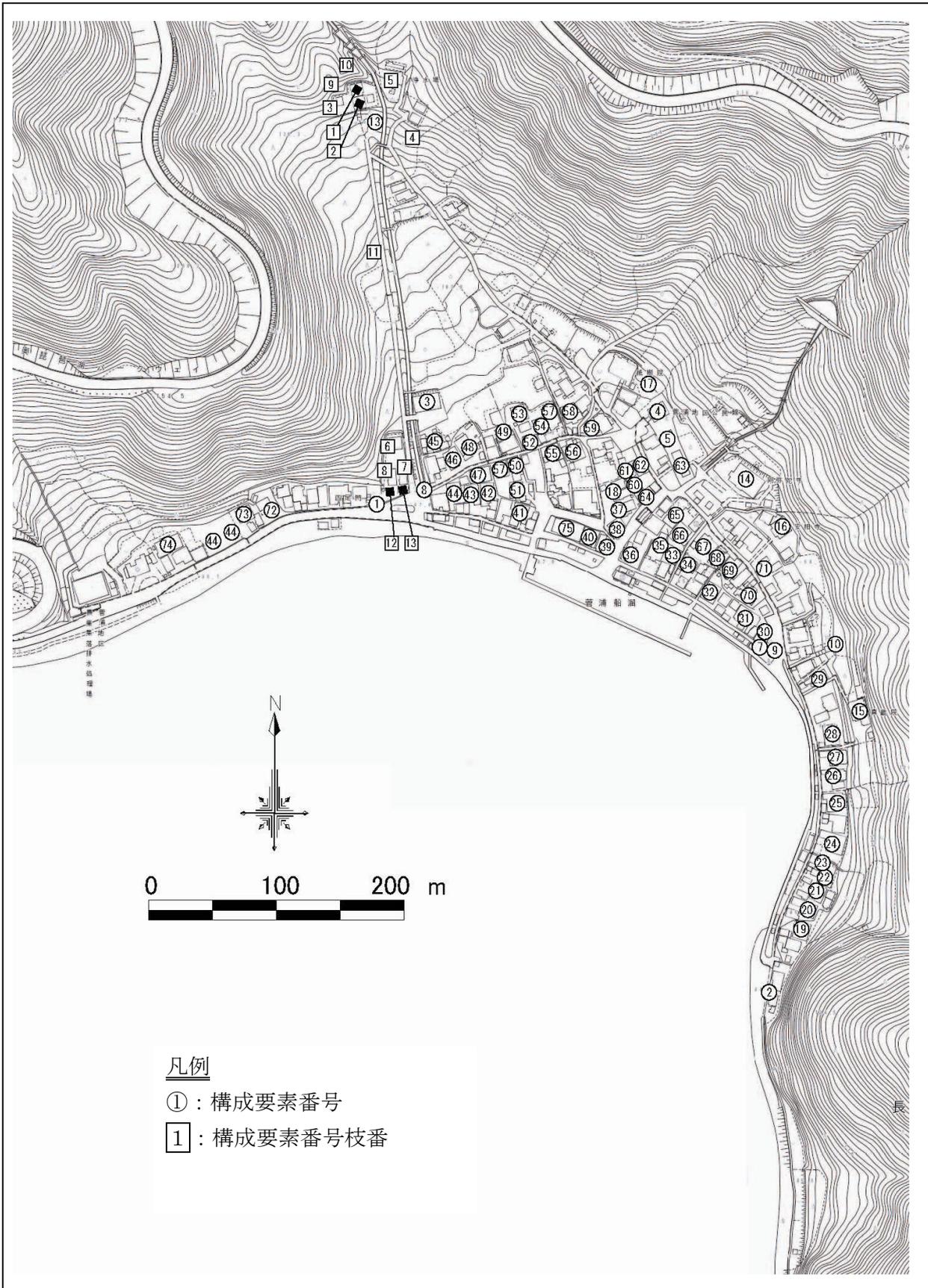


図 4-1-3 重要な構成要素の位置 (2) 拡大図

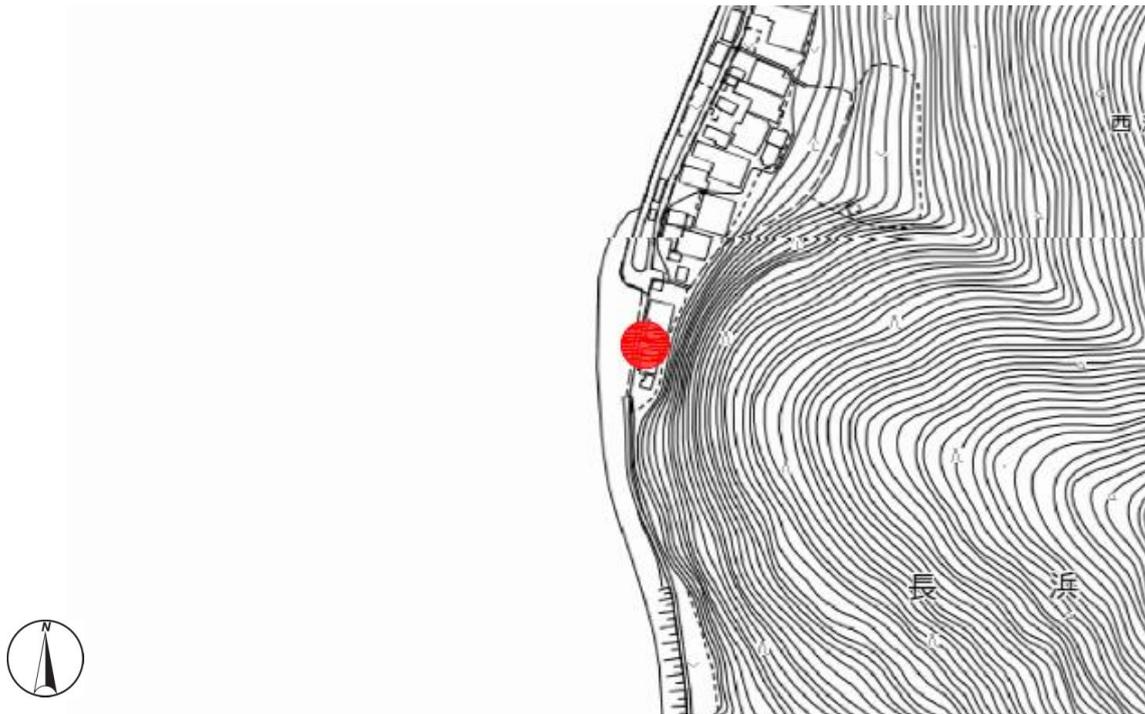
## 構成要素リスト

番号	1	名称	西の四足門・六地藏
所在地	長浜市西浅井町菅浦 498 番地 1		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	<p>中世惣村の存在形態を具現した建物である。</p> <p>四方門とも呼ぶ。集落の東西の端にあり、かつては、須賀神社二の鳥居付近と集落北端の山道に設けられていたと言われている。閉鎖機能ではなく集落の領域を示す結界装置としての門であった。</p> <p>明治の初年頃までは4つの門があったが現在は集落の東西の門が残っている。これらの門の成立は15世紀から16世紀と考えられる。現存する門は、東の門の棟札から江戸時代末期である。四足門と呼ばれるが構造上は薬医門である。</p> <p>四足門の横に六地藏がある。葬儀の時は、集落の西端にある三昧(墓地)に送り埋葬する。当家から四足門まで辻蠟燭をたて、葬儀が終われば辻蠟燭を六地藏の御堂に納める。四足門の役割を考える上で重要なものである。</p>		
文化的景観としての価値	<p>菅浦を象徴するもので、集落の歴史を物語る重要な建造物である。</p> <p>集落に入り口にあり、集落の景観を構成する上で最も重要な建造物である。</p>		
取扱い基準	<p>歴史的な建造物であり、集落を象徴する物である。</p> <p>原則的に保存修理等の保存のための措置以外の現状変更は認めない。</p>		
文化的景観の価値を示す写真、図			
位置図			

第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

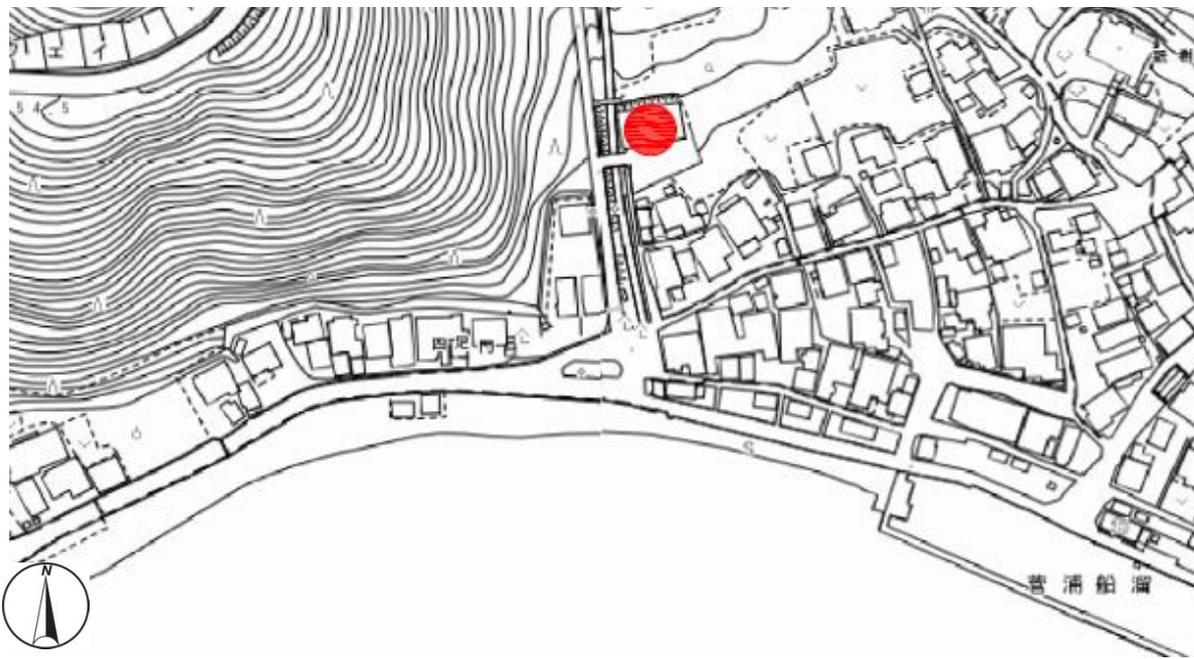
番号	2	名称	東の四足門
所在地	長浜市西浅井町菅浦 130 番地 1		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	四足門（四方門）の集落に東端に位置する門。棟札から文政 11 年(1828)8 月に再建されたことが知られる。		
文化的景観としての価値	菅浦を象徴するもので、集落の歴史を物語る重要な建造物である。 集落の景観を構成する上で最も重要な建造物である。		
取扱い基準	歴史的な建造物であり、集落を象徴する物である。 原則的に保存修理等の保存のための措置以外の現状変更は認めない。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



番号	3	名称	菅浦郷土史料館
所在地	長浜市西浅井町菅浦 497 番地 1		
所有者	長浜市	管理者	菅浦自治会
概要	<p>かつて菅浦で盛んであった竹製品振興等保存伝習施設として昭和 59 年に建設された。その後、菅浦の歴史や産業を伝える郷土史料館として現在に至っている。</p> <p>著名な菅浦与大浦庄塚絵図（複製）をはじめ菅浦自治会が所蔵する資料を展示している。また、菅浦の生業を伝える資料を展示している。</p>		
文化的景観としての価値	<p>集落の歴史や生業を保存展示する施設。須賀神社の参道沿いに位置し景観を構成している。</p> <p>景観を構成する施設として、また歴史や生業を伝える施設として、地域住民と見学者の交流の施設として重要である。</p>		
取扱い基準	外観を維持し、展示設備などを充実させ保存・活用を図る。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	4	名称	菅浦公民館
所在地	長浜市西浅井町菅浦 218 番地		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要	<p>自治会施設</p> <p>敷地は、氏寺であった菅浦山長福寺跡である。明治 8 年長福寺は廃寺となり、菅浦学校、明治 19 年簡易科菅浦学校、同 21 年尋常科菅浦小学校、同 25 年菅浦尋常小学校、同 39 年に永原尋常高等小学校に合併し、以後昭和 42 年 3 月 31 日まで分校が設置されていた。</p> <p>昭和 52 年に公民館が建設された。</p> <p>敷地の中央に、五輪塔がありここから西の川尻「牛揚場」を見通し、東側を東村、西を西村と分けられていた。</p> <p>菅浦の重要な決めごとは惣寺である阿弥陀寺で行われていたが、近代に入り自治会館で行われるようになった。</p> <p>巡回診療も行われている。</p>		
文化的景観としての価値	自治会館は菅浦自治の機能を担っており、現在の菅浦を代表する建物である。		
取扱い基準	外観を維持し、保存し活用を推進する。		
文化的景観の価値を示す写真、図			
位置図			

番号	5	名称	菅浦老人会館（旧菅浦分校）
所在地	長浜市西浅井町菅浦 218 番地、219 番地		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	<p>自治会施設</p> <p>自治会館と同じ敷地に建つ建物。</p> <p>元永原小学校菅浦分校校舎の一部。昭和 42 年 4 月 1 日本校に統合され廃校となった。その後、青年会館として使用され、後に老人会館となり現在に至っている。</p>		
文化的景観としての価値	集落の歴史的背景を示すもので、生活に関わる集落景観を示すもの。		
取扱い基準	外観を維持し活用を図る。修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

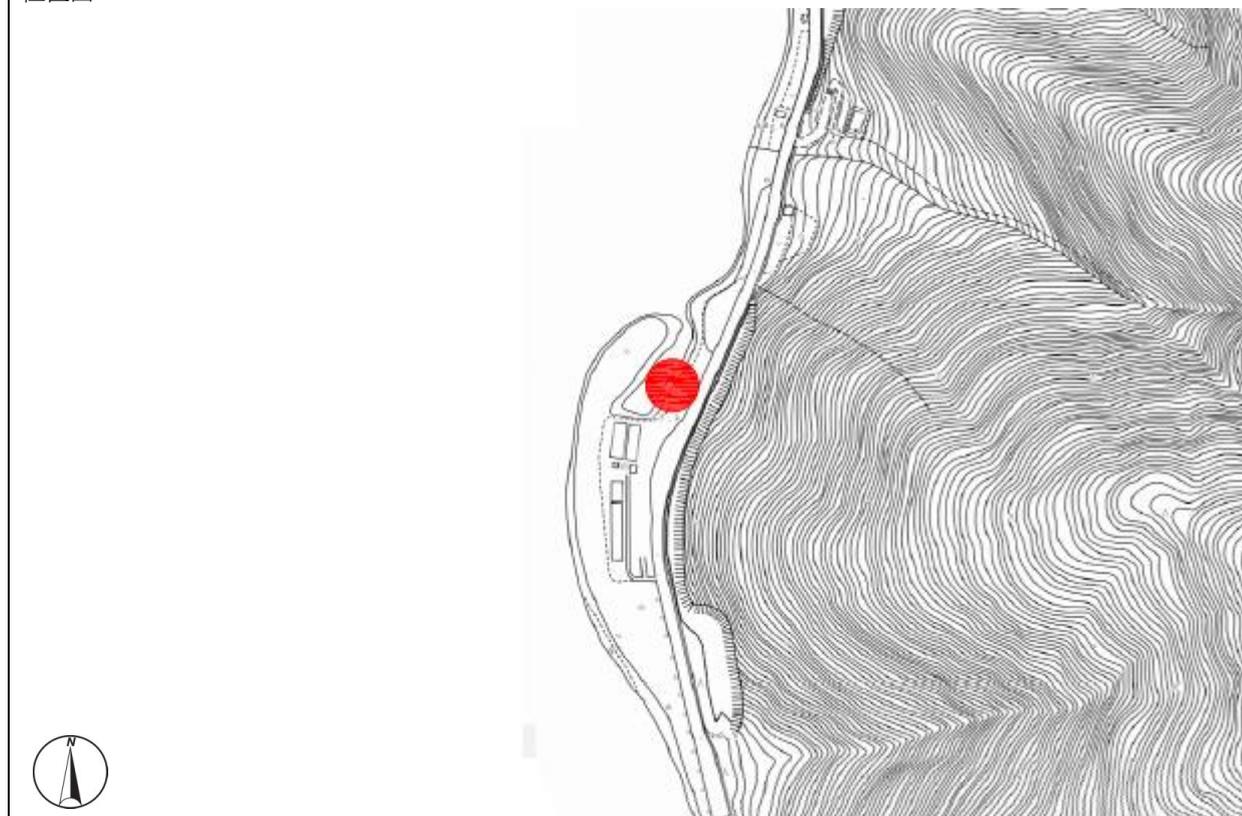
位置図



## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	6	名称	池の口（避難港）
所在地	長浜市西浅井町菅浦		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	<p>公共施設</p> <p>菅浦はかつて多くの船を所有し、菅浦の船溜まりであった「西の川」「東の川」と浜に係留していた。台風から船を守るためここに避難させた。「西の川」「東の川」は埋められ、新しく船溜まりが建設されたが現在も避難港として使用されている。</p>		
文化的景観としての価値	<p>菅浦の文化的景観を象徴する施設である。かつて菅浦は多くの船を所有し、生業・生活に使用してきた。集落景観を示すものである。</p>		
取扱い基準	<p>保存し活用する。</p>		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



番号	7	名称	地藏（東の川）
所在地	長浜市西浅井町菅浦		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	写真右。 船溜まりであった「東の川」の橋のたもとに建てられている。		
文化的景観としての価値	集落の成立背景を示すもの。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	8	名称	西の道祖神
所在地	長浜市西浅井町菅浦		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	須賀神社前にある道祖神。		
文化的景観としての価値	集落の成立背景を示すもの。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



番号	9	名称	東の道祖神
所在地	長浜市西浅井町菅浦		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）			
文化的景観としての価値	写真左。 集落の成立背景を示すもの。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図

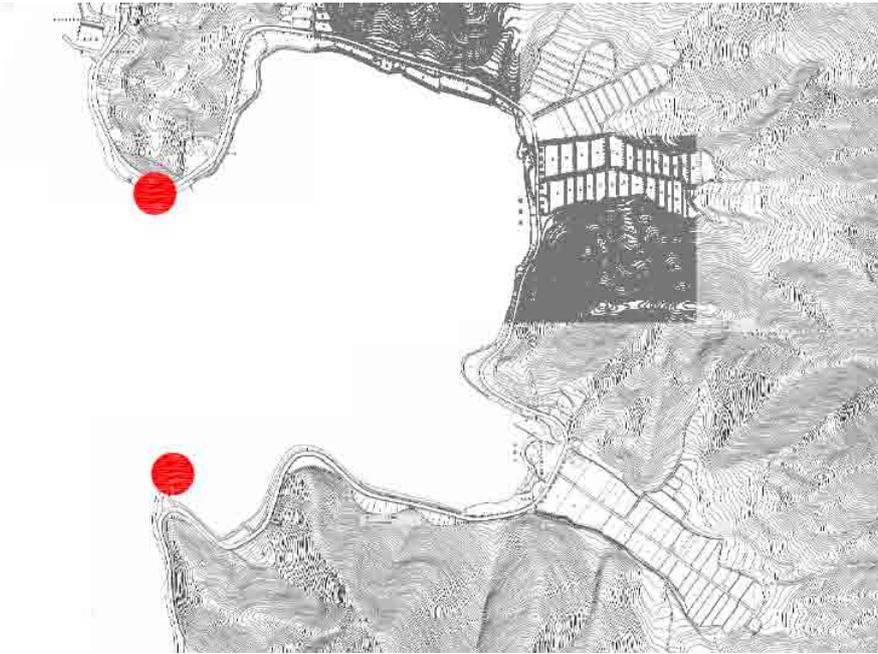


## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

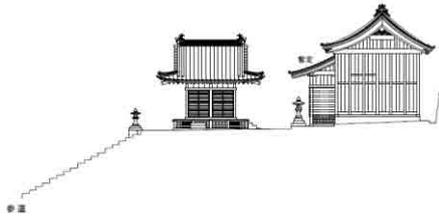
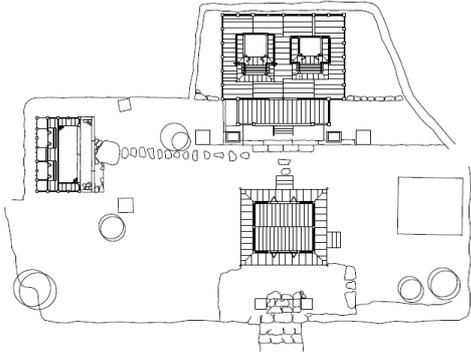
番号	10	名称	金毘羅神社
所在地	長浜市西浅井町菅浦		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	切妻造り、平入りの建物である。 文政3年(1820)に菅浦の大工平治郎によって建てられた。		
文化的景観としての価値	集落の歴史的背景を示すもの。 生業と密接に関わる集落景観を示すもの。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		

文化的景観の価値を示す写真、図	<p>平面図</p>	
-----------------	------------	--



番号	11、12	名称	コワタシ（舟着き場）
所在地	長浜市西浅井町菅浦 長浜市西浅井町菅浦 824 番地 1、824 番地 2		
所有者	菅浦自治会	管理者	菅浦自治会
概要（歴史等）	<p>船着き場 奥出湾を渡るための船着き場。 奥出側のジャガ(蛇賀)に渡し船があった。赤崎側には半鐘がありこれを叩いてジャガにある渡し船を呼んだ。ジャガは現在も舟溜まりとして使用されている。</p>		
文化的景観としての価値	生活と密接に関わる集落景観を示すもの。		
取扱い基準	保存し活用を図る。		
文化的景観の価値を示す写真、図	<p>11. 赤崎側</p> 	<p>12. ジャガ側</p> 	
位置図			

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

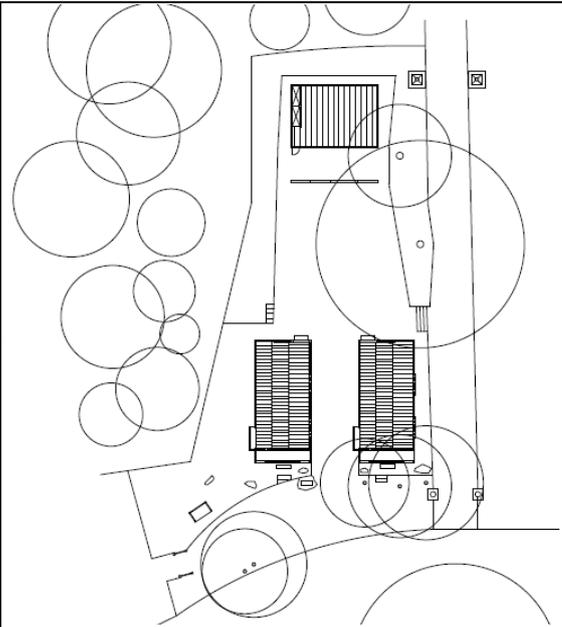
番号	13	名称	須賀神社
所在地	長浜市西浅井町菅浦 498 番地 1		
所有者	須賀神社	管理者	須賀神社
概要（歴史等）	<p>当地にあった保良神社、神輿堂の西尾根にあった小林神社、赤崎にあった赤崎神社を明治42年に合祀し、須賀神社となった。保良神社が淳仁天皇、小林神社が大山昨神、赤崎神社が大山祇命を祭神としている。</p> <p>天平宝字3年(759)淳仁天皇が当地に保良宮を営んだ伝説があり、50年ごとに淳仁天皇を祀る祭礼が行われている。</p> <p>宝物は、正応3年(1290)の銘のある鰐口及び正応5年(1292)銘鰐口などがある。</p> <p>毎年、4月に須賀の春祭りの祭礼が行われる。</p>		
文化的景観としての価値	四足門とともに菅浦を象徴し、景観を特徴づけるものである。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
施設	1 本殿、2 拝殿、3 末社、4 神饌所、5 ミズヤ、6 神輿堂、7 神輿堂、8 東社務所（御供所）、9 西社務所（御供所）、10 舟形御陵、11 参道石畳、12 社務所周辺の樹木、13 石の鳥居、		
文化的景観の価値を示す写真、図	 <p>神社側立面図</p>		 <p>境内配置図</p>
	 <p>舟形御陵</p>		



御供所

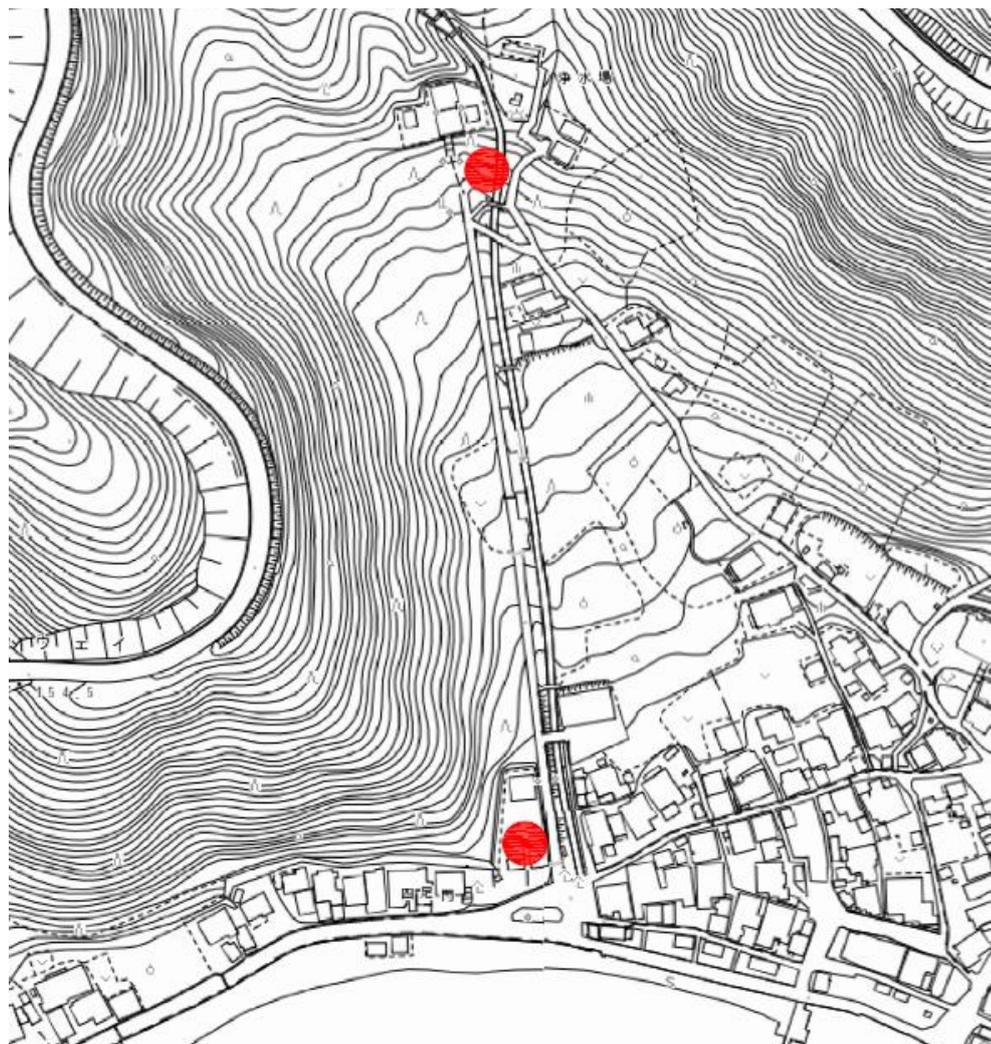


神輿堂



御供所まわり配置図

位置図

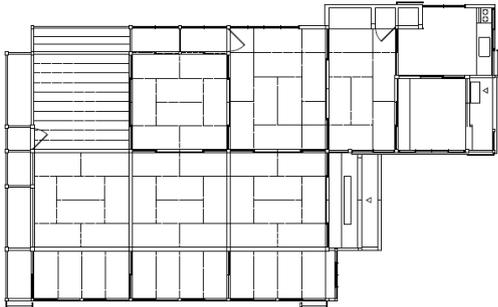
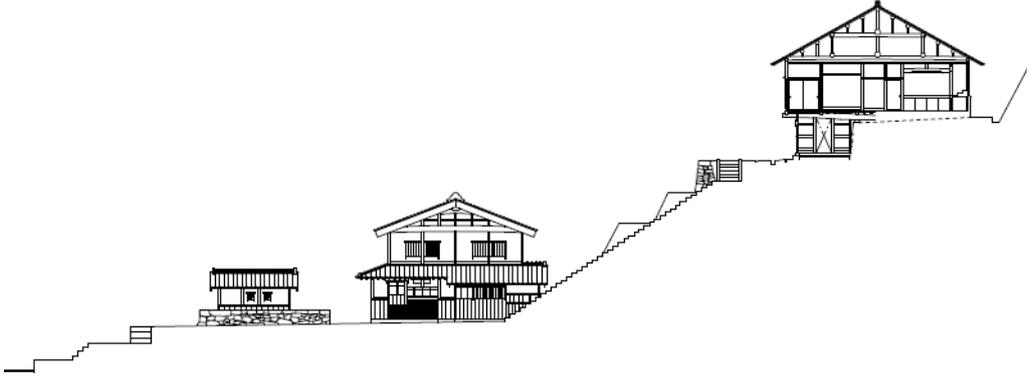
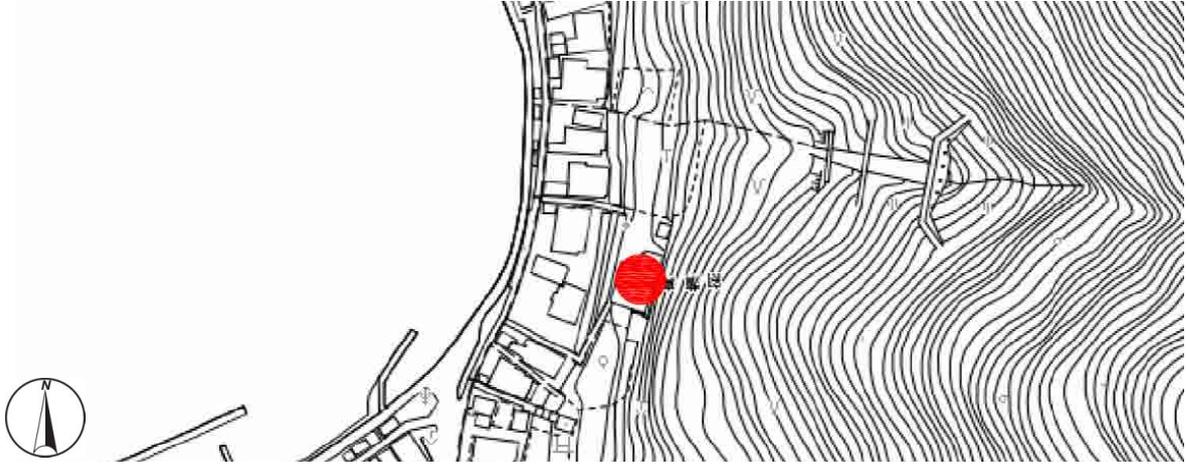


## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	14	名称	阿弥陀寺
所在地	長浜市西浅井町菅浦 240 番地		
所有者	阿弥陀寺	管理者	阿弥陀寺
概要（歴史）	<p>阿弥陀寺は、時宗遊行派藤沢山浄光寺の末寺である。</p> <p>中世末期には菅浦の惣寺の地位を確立した。惣の寄合はこの寺で行われた。菅浦の歴史を物語る寺院である。</p> <p>本尊は重要文化財阿弥陀如来立像で鎌倉前期の作である。</p>		
文化的景観としての価値	<p>集落の歴史的背景を示すもの。</p> <p>集落のほぼ中央に位置しており、中世末期以来惣寺として歴史的に惣の象徴的な建物である。</p>		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図



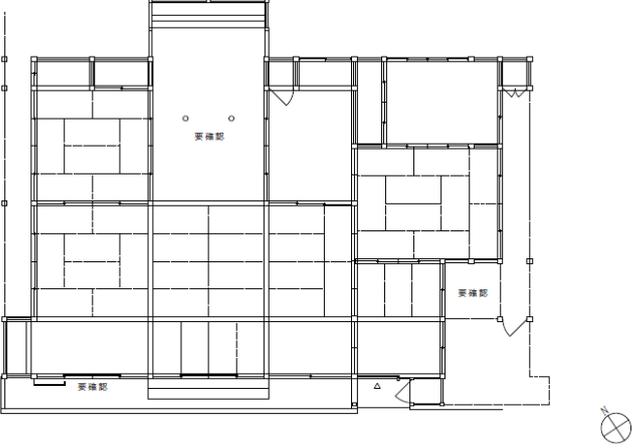
番号	15	名称	真蔵院
所在地	長浜市西浅井町菅浦 498 番地		
所有者	真蔵院	管理者	真蔵院
概要(歴史)	真言宗豊山派の寺院で、長谷寺を大本山、竹生島宝蔵寺を総本山とする末寺であるという。薬師如来を本尊とする。 南北朝から室町時代前期の作と考えられる涅槃図を所蔵する。		
文化的景観としての価値	集落の歴史的背景を示すもの。 一段高い場所に建てられており、際だって見える建物である。湖上からよく見え、琵琶湖からの景観を特徴づけている。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p style="text-align: center;">平面図</p> </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>集落断面図</p> </div>		
位置図			

第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	16	名称	安相寺
所在地	長浜市西浅井町菅浦 253 番地		
所有者	安相寺	管理者	安相寺
概要（歴史等）	<p>安相寺は、浄土真宗である。</p> <p>長沢御坊福田寺と深い関わりを持つ。</p> <p>戦国時代、小谷城落城に際し城主浅井長政の子をかくまったという伝説がある。</p>		
文化的景観としての価値	<p>集落の歴史的背景を示すもの。</p> <p>集落の背後で一段高く位置している。阿弥陀寺に隣接しており、集落の景観を特徴づけている。</p>		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図			

位置図

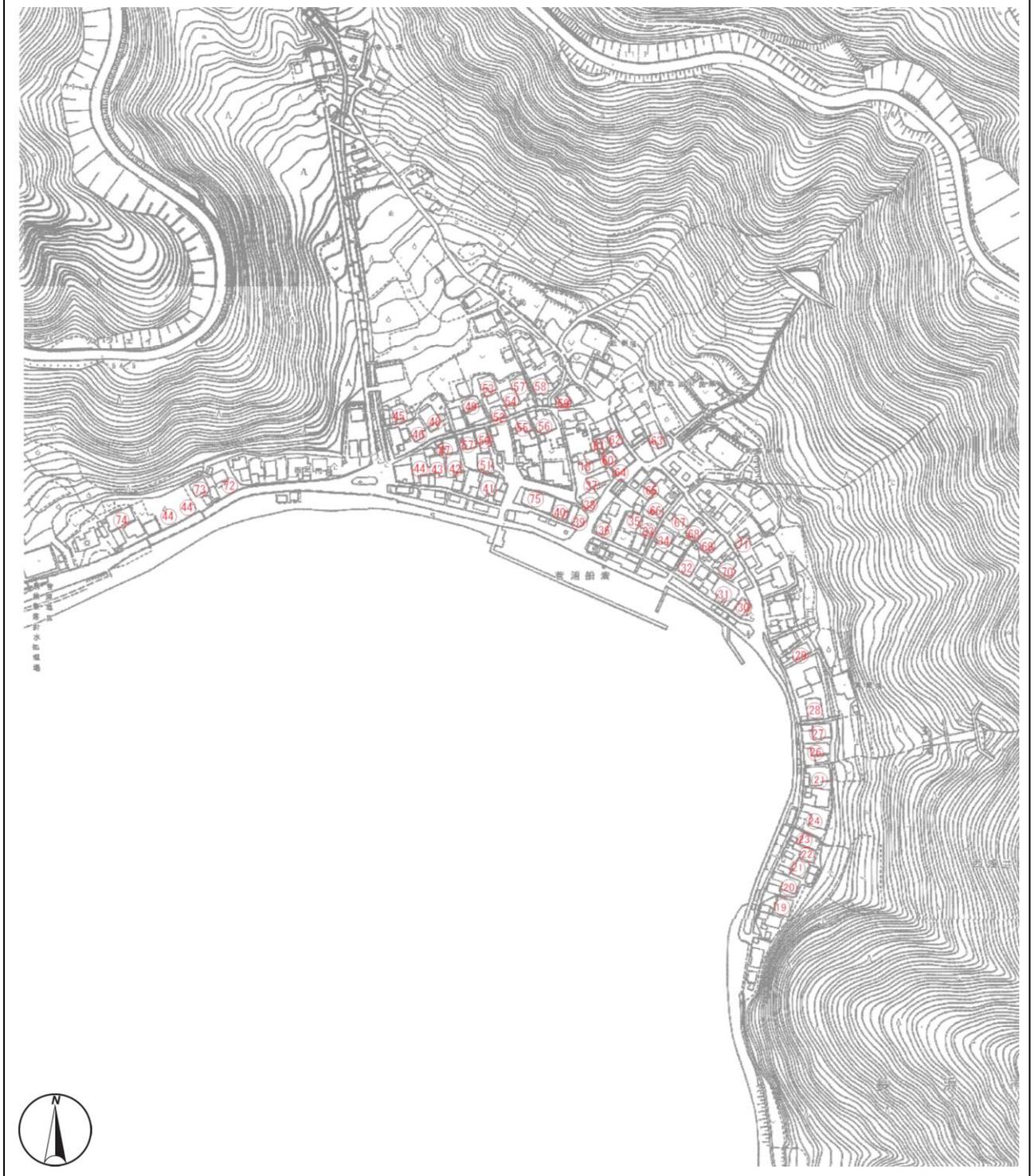


番号	17	名称	祇樹院
所在地	長浜市西浅井町菅浦 215 番地		
所有者	祇樹院	管理者	祇樹院
概要	<p>祇樹院は曹洞宗の寺院である。明徳4年の創立と伝えられ大本山を永平寺、中本山正応寺の末寺という。</p> <p>鎌倉時代(13世紀)の作と考えられる、木造阿弥陀如来立像(長浜市指定文化財)を所蔵する。</p> <p>石組みのイドを所有しており、琵琶湖が濁り水が汲めない時は、集落の人たちはこの井戸の水を利用した。</p>		
文化的景観としての価値	集落を象徴する建物で、イドは生活を物語るものである。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図	 <p>平面図</p> 		
位置図			

## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	18～75	名称	石垣、庭池
所在地	長浜市西浅井町菅浦 53 番地、132 番地、134 番地、136 番地、137 番地、139 番地、140 番地、142 番地、143 番地、144 番地、145 番地、148 番地、152 番地、153 番地、155 番地、158 番地、159 番地、160 番地、160-3 番地、163 番地、166 番地、167 番地、168 番地、169 番地、170 番地、171 番地、173 番地、174 番地、175 番地、408-1 番地、180 番地、181 番地、182 番地、183 番地、188 番地、195 番地、190 番地、193 番地、196 番地、197 番地、199 番地、200 番地、205 番地、191 番地、206 番地、211 番地、212 番地、227-1 番地、228 番地、229 番地、231 番地、234 番地、237 番地、238-2 番地、244 番地、245 番地、248 番地、250 番地、251 番地、504 番地、505 番地、511-1 番地		
所有者	個人	管理者	個人
概要（歴史等）	菅浦集落は斜面を利用するため石垣を多用している。また、湖岸には台風による波から集落を守るため2重の石垣が見られる。家屋や土地を守るために石垣が築かれた。		
文化的景観としての価値	菅浦の集落景観を特徴づけるもの。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては当地域の石材を使用し伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図	    		

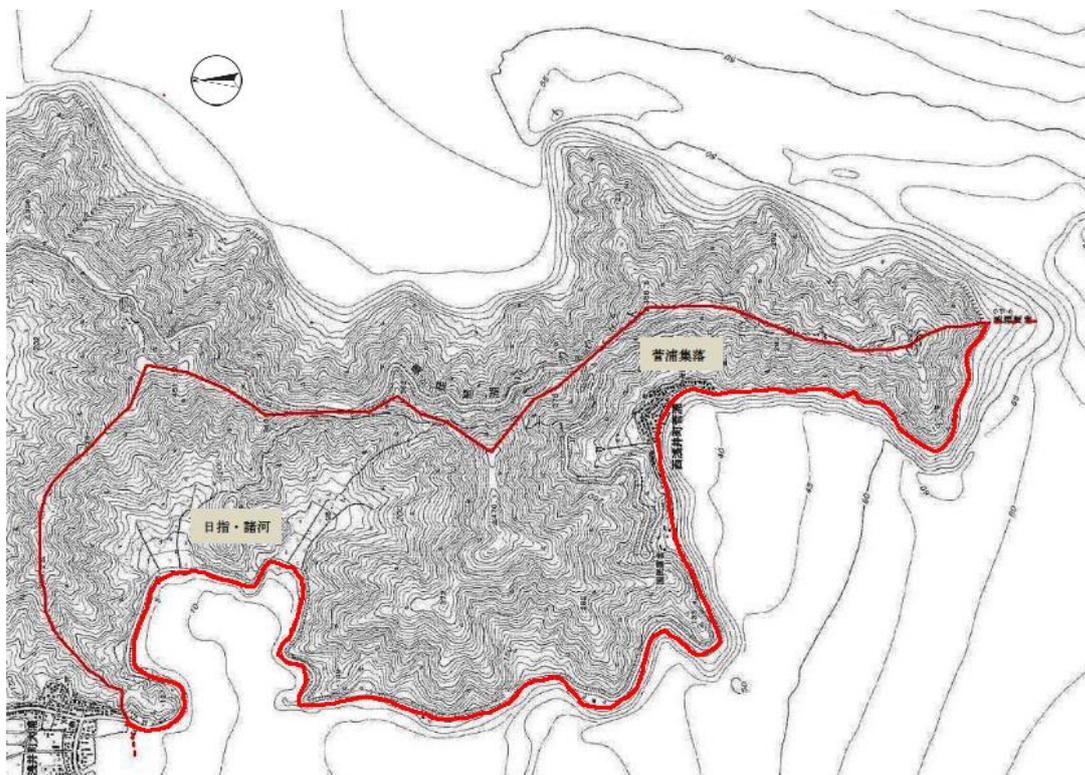
位置図



## 第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

番号	76	名称	集落
所在地	長浜市西浅井町菅浦 218 番地他		
所有者	自治会、個人	管理者	自治会、個人
概要	菅浦の文化的景観は、急傾斜の山々と琵琶湖からなる奥琵琶湖の独特の地形がもたらした自然景観の中に、中世以来の集落の伝統が息づいており、人々の生活、生業を重ねながら形成された村落共同体が歴史とともに重層的に刻んできた景観である。そのため、景観を構成する要素は、そこに存在することで、現代までの歴史や生業を語り継ぐことを可能とする要素であり重要である。		
文化的景観としての価値	菅浦の歴史的景観を示すもの。(居住地、生業空間、自然空間)		
取扱い基準	集落の範囲には、居住地（石垣、井戸、水路、里道、家屋等）、生業空間（水田、畑、里山、石垣等）、周囲の自然的空間（河川、自然林、竹林、景観木等）を含むものとし、これらの要素を保全することを原則とする。		
文化的景観の価値を示す写真、図	平面図		
			
	菅浦集落と里山	日指・諸河（湖上より）	

位置図



## 第4章 整備活用

### 1. 全体に共通する考え方

文化的景観の整備活用にあたって、奥琵琶湖の自然景観と生活、生業の痕跡等が融合した一体性のある集落景観として、維持継承されることが重要である。また、文化的景観の背景には、景観を構成する要素それぞれに歴史に裏付けられた物語が存在している。保存と活用にあたっては、文化的景観を構成する要素の歴史的・文化的な脈略と地域の人々の生活と生業をつなぐことが重要となる。そのためには、地域住民が主役となる整備活用とすることが必要となる。地域住民が主役となるためには、地元住民の生活や生業に根付いた整備活用、ひいては社会経済活動に資する整備活用の方法が求められている。

そのため、以下の視点でもって、具体的な整備活用の手法や方向性を定めるものとする。

A：生活や生業の維持に資する整備活用

B：有機的な保存修景（外面的な復元ではなく、歴史的な意義を捉えた有機的な活用を図るための保存修景）

C：来訪者の誘導管理

### 2. 整備・活用の具体的な手法と方向性

#### （1）文化的景観要素の整備、活用

建造物や構造物は詳細調査に基づいて、文化的価値を損なわないように、最低限保存に必要な程度に保存修景を行う。

また、活用をする上で、四足門や御供所をはじめ須賀神社などの歴史文化に肌で触れる施設に加えて、文化的景観の構成要素となる施設について、統一した意匠の案内板などを設置し、文化的景観の一体性を形成する。また、集落の案内パンフレット等でも立ち寄り地点や注目地点を位置表示する。

さらに、菅浦全体の風景が特に絵になる構図となっているため、湖上や琵琶湖パークウェイからの眺望についても眺望場を整理し、観光等のPRに活用する。

保存修景するにあたって、文化的景観を損なう恐れのある規制・制限等についても、緩和あるいは適用除外となる施策の検討を行う。（例えば、建築物であれば建築基準法第3条「適用除外」の指定など）

#### （2）既存施設、取り組みの活用

##### ①既存観光施設の活用

菅浦郷土史料館、つづらお荘や民宿、地元料理店を活用した散策、周遊、体験メニューを構築する。また、トイレ等の利便施設が分かるように案内板を設置する。

##### ②伝統行事の活用

例えば、「菅の春祭り」は、菅浦で五穀豊穡、集落安全を祈願する須賀神社の春の例祭である。菅浦にとって一番の大きな祭りであり、豪華絢爛な神輿が集落内を巡行するほか、様々

な文化的様相が見られる、現在でも好評を得ている祭りである。そのため、単に祭りそのもののPRをするだけでなく、文化的景観が存在していることで、祭りに彩りと文化的価値をもたらしていることをPRする。

### (3) 来訪者の誘導管理

#### 1) 集落案内ガイド

住民自らが地域の生活を守り、見学者を誘導管理するための体制づくりである。表面的な建造物等の説明をする観光ガイドではなく、生活や生業の側面から集落全体の景観について、物語や民話等を交えながら集落を案内するガイドである。対外的には観光誘致という側面を持ちながら、菅浦のことを知らない外部からの来訪者が集落内の規範を侵さないようにするための目付け役という側面も持ち合わせる。特に現場には立ち入らない場合でも、写真撮影等によって地域生活を侵すこともあるため、細かい気配りが必要となる。

#### 2) 案内板、解説板の設置

文化的景観の重要な構成要素の中には、村外からの来訪者に対して公開可能な施設と生活や生業と密接に関係しているものがある。それらを対外的にも見た目（例えば、案内板）で違いを持たせることで、村外からの来訪者が侵してはいけない領域を区分する。

### 3) 地域住民が参画する活用

#### ①誘導管理体制

村外の来訪者の受け入れについて、地域住民自らが誘導管理できる体制づくり（組織づくり）を行う。

#### ②文化的景観の保持を誇りと感じることを継続するための外部組織・機関との連携

地域住民が、その地域内にこもるだけでは、自らが持つ偉大な文化的な価値を持続的に見出すことは困難である。これを打開するために、当該地域の文化的景観の価値を客観的に評価することができる外部組織（例えば、大学等の研究機関、観光協会など）との連携や同様の地域との交流を図る。

### 4) 生業が持続発展可能な整備活用

#### ①特産品のブランド化

果樹や野菜、水産物のアンテナショップ（道の駅など）への展開など

#### ②特産品の産業振興策の実施

#### ③後継者や担い手の育成

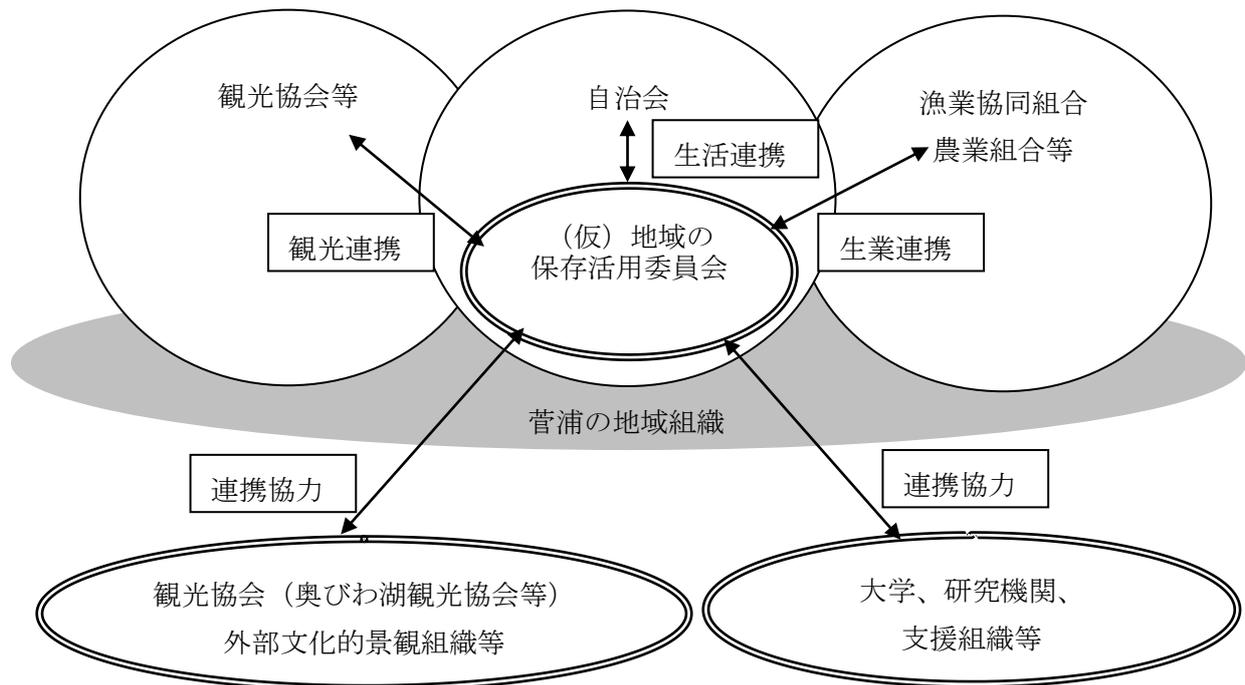
#### ④地域による運営管理活用

担い手が不足し、放棄地となった土地の活用

## 第5章 運営・管理及び連携体制

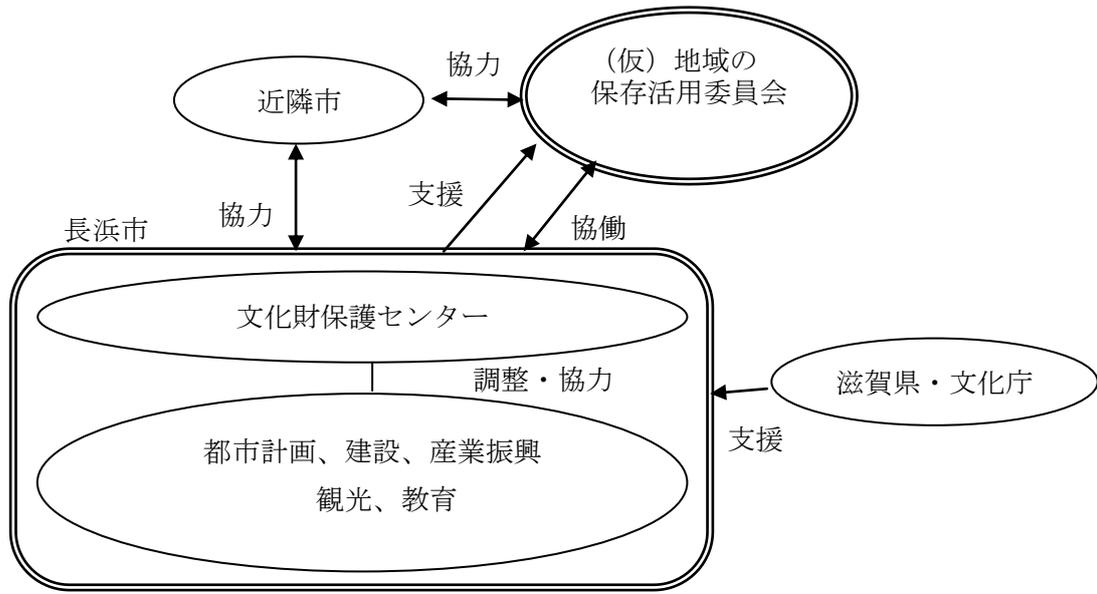
### 1. 地域住民

地域住民自らが自主的に自分たちの住む地域の文化的価値を認識・再発見しながら、整備活用することが重要となる。そのため、自治会組織の中の一部門として、文化的景観を運営・管理するための組織づくりを行う。また、漁業協同組合や農業組合ならびに地元の観光協会等と新たな運営管理組織との間で、観光や産業の側面における連携を図ることで、生活、生業、観光が一体となった体制でもって、文化的景観の持続的な継承を推進する必要がある。



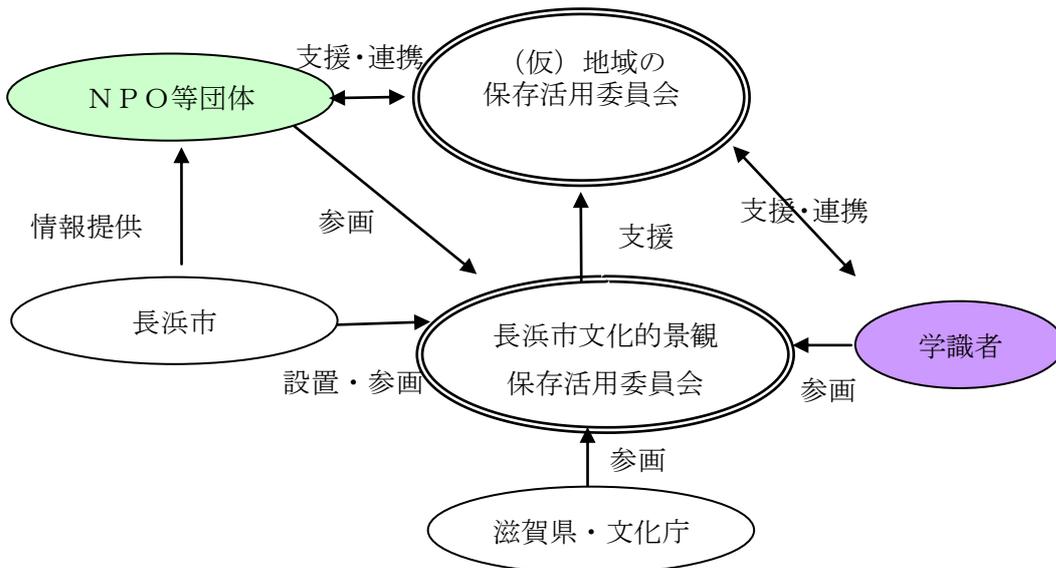
## 2. 行政

長浜市の文化的景観に関する行政については、長浜市文化財保護センターが主導的な役割を持ちながら、都市計画、建設、産業振興、観光、教育等の関連部局が一体となった支援推進体制を構築する。また、長浜市外との連携は、近隣の市、滋賀県をはじめ、文化庁や学術的な支援を受ける学識者等と連携を図る。



## 3. 学識者・NPO等団体など

菅浦の文化的景観の価値や取り組み等を学識者やNPO等団体に市を中心に情報発信を行い、学識者・NPO等団体が持つそれぞれの専門領域の知識、経験等を、地元組織である長浜市文化的景観保存活用委員会が積極的に活用し、学識者・NPO等団体の研究活動、事業活動との連携をする。



## 《執筆者一覧》

金田章裕	人間文化研究機構 機構長
南出眞助	追手門学院大学 学部長
佐野静代	同志社大学 准教授
吉村 亨	京都学園大学 教授
東 幸代	滋賀県立大学 准教授
中島誠一	長浜曳山博物館 館長
深町加津枝	京都大学大学院 准教授
前畑政善	神戸学院大学 教授
日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授
小出祐子	京都美術工芸大学 専任講師
吉田源市	長浜市立木之本小学校 校長
秀平文忠	長浜市教育委員会事務局文化財保護センター 主幹
植田 潤	長浜市立湖北野鳥センター 主査

## 菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書

発行日 平成 26 年 3 月

発 行 滋賀県長浜市教育委員会

編 集 長浜市文化財保護センター

〒526-0802 滋賀県長浜市東上坂町 981 番地

印 刷 有限会社 おぎした印刷

